

令和5（2023）年度版

教育要覧

中野区教育委員会

中野区子ども教育部

中野区教育ビジョン（第4次）

《教育理念》

「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」

- ◆子どもたちは自分の可能性を伸ばし、豊かな人間性・社会性や確かな学力、健康・体力などの「生きる力」を身に付けている。
- ◆一人ひとりが学校や地域のつながりの中で自分らしく学んでいる。

《教育理念を実現するための視点》

- 「知」、「徳」、「体」のバランスのとれた教育
- 自ら考え、学び、行動する人材を育成する教育
- 一人ひとりを大切にする教育
- 幼児期からの連続した教育
- 家庭・地域・学校の連携による教育
- 生涯にわたり自分らしく学べる教育
- 学びの環境整備と子どもの安全対策

《教育ビジョンの目標体系》

- 1 人格形成の基礎となる幼児期の教育が充実し、子どもたちがすくすくと育っている
 - 2 子どもたち一人ひとりが意欲的に学び、社会で生き抜くための確かな学力を身に付け、個性や可能性を伸ばしている
 - 3 自他の生命や人権を尊重する教育が行われ、さまざまな体験活動を通じて、子どもたちの豊かな人間性・社会性が育っている
 - 4 子どもたちは健康の大切さを理解し、心身ともにたくましく育っている
 - 5 保幼小中の連携や家庭・地域との連携が進み、子どもたちは生き生きと学んでいる
 - 6 地域における学習やスポーツが活発に行われ、活動をとおしての社会参加が進んでいる
 - 7 子どもから高齢者まですべての区民が文化や芸術に親しみ、生活の質を高めている
- 1～7の各目標を達成するための共通の基盤整備
（良好な教育環境の整備と子どもの安全対策の推進）

中野区子ども総合計画

《基本理念》

「未来ある子どもの育ちを地域全体で支え、子どもの権利を保障するまち」

《計画を推進するための視点》

- ◆子ども一人ひとりを権利の主体として尊重し、その意見、考え、思いを受け止め、子どもの最善の利益を考慮する
- ◆子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることなく、すこやかに成長できるよう支援する
- ◆子ども・若者をパートナーとして、ともに支えあい、育ちあう地域づくりを推進する
- ◆家庭、地域、行政、関係機関等が連携・協働し、地域全体で子ども・若者の成長を支える
- ◆子ども期から若者期にかかる多様な取組を総合的かつ切れ目なく推進することにより、基本理念を実現する

《基本理念を実現するための目標》

- 1 子どもの権利を保障し、子どものすこやかな成長を支援する
- 2 子どもが安心して育つための家庭への支援を推進する
- 3 子どもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する
- 4 あらゆる若者の社会参画を支援する
- 5 子ども・若者の成長を地域全体で支える環境づくりを推進する

令和5(2023)年度版 教育要覧 目次

巻頭	○中野区子ども総合計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
中野区教育ビジョン(第4次)	○中野区子ども・子育て会議・・・・・・・・・・・・・・・・	20
中野区子ども総合計画	2-1-2 学校総理	
I. 子ども・教育政策課	○計画的な整備実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
1-1 子ども教育管理	2-1-3 幼稚園総理・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
1-1-1 教育委員会運営	3-1 子どもシステム調整	
○教育委員会の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-1-1 子育て支援情報基盤整備	
1	○子育て相談支援システムの構成・・・・・・・・・・	22
○歴代教育長・教育委員(平成26年～令和5年)・・	3-1-2 母子保健システム運用	
2	○母子保健・乳幼児健診システムの構成・・・・・・・・	22
○教育委員会の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・	4-1 図書館運用支援	
3	4-1-1 図書館の企画管理	
○教育委員会の学校訪問・・・・・・・・・・・・・・・・	○図書館の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
9	○今後の区立図書館のサービス・配置のあり方の基本的な	
○児童・生徒との対話集会・・・・・・・・・・	考え方の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
9	4-1-2 指定管理者運営	
○学校長との意見交換会・・・・・・・・・・	○指定管理者運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
9	○資料の所蔵状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
○教育委員会学校訪問状況・・・・・・・・・・	○利用登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
9	○資料の貸出・返却・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
○教育委員会の傍聴・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○その他の図書館サービス・・・・・・・・・・	24
10	5-1 学校再編・地域連携	
○教育委員会の傍聴者数・・・・・・・・・・	5-1-1 区立学校の再編	
11	○中野区立小中学校再編計画(第2次)	
○教育委員会表彰・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○よりよい教育環境を目指して・・・・・・・・・・	26
11	○中野区立小中学校再編計画による前期の学校再編・・	28
1-1-2 部・事務局の調整	5-1-2 学校・地域連携	
○部内の調整等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○PTAとの調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
12	○家庭教育支援講座・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
○組織・執行体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○学校支援ボランティア制度・・・・・・・・・・	29
12	○中野区コミュニティ・スクール・・・・・・・・・・	29
○子ども教育部の組織と事務分掌・・・・・・・・	6-1 子ども政策調整	
12	6-1-1 子ども政策調整	
○教育委員会事務局の組織と事務分掌・・	○中野区子どもの権利に関する条例の推進・・・・・・・・	30
14	○区民等からの意見聴取・・・・・・・・・・・・・・・・	31
○中野区教育に関する事務の職務権限の特例・・	6-1-2 子どもの権利救済機関・・・・・・・・・・	31
15		
○教育委員会の権限に属する事務の補助執行・・		
15		
○教育委員会事務局の一般職員配置・・・・・・・・		
16		
○危機管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
16		
○事故見舞金・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
16		
○中野区教育委員会後援名義・・・・・・・・・・		
17		
1-1-3 部・事務局の広報		
○広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
17		
○広聴・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
17		
1-1-4 私学事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
18		
1-1-5 児童福祉審議会・・・・・・・・・・・・・・・・		
18		
2-1 企画財政		
2-1-1 企画・財政		
○子ども教育費予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
19		
○中野区教育ビジョン(第4次)・・・・・・・・・・		
19		
○中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の		
状況の点検及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・		
19		

Ⅱ. 指導室

中野区立学校における学校教育の指導目標

- 指導目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 令和5年度の重点・・・・・・・・・・・・ 34

1-1 教育人事

1-1-1 教育人事

- 人事事務・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

2-1 教育事業調整

2-1-1 教育事業調整・・・・・・・・・・・・ 36

2-1-2 学校評価

- 外部評価の趣旨・・・・・・・・・・・・ 36
- 外部評価（学校教育に関する保護者アンケート）の結果
について（令和4年度）・・・・・・・・ 36
- 学校評議員制度の概要・・・・・・・・ 39
- 第三者評価の概要・・・・・・・・・・・・ 39
- 道徳授業地区公開講座の概要・・・・ 39

2-2 学習指導

2-2-1 学力の向上

- 中野区学力にかかわる調査の実施・・・・ 40
- 少人数指導の推進・・・・・・・・・・・・ 41
- 任期付短時間勤務教員の配置・・・・ 41
- 2学期制の導入・・・・・・・・・・・・ 42
- 学校図書館指導員の配置・・・・・・・・ 42

2-2-2 特色ある学校づくり

- 中野区教育委員会「学校教育向上事業」研究指定校・・・・ 42

2-2-3 国際理解教育

- 外国語指導助手の派遣・・・・・・・・ 43

2-2-4 ICTを活用した教育の推進

- 児童・生徒用一人1台端末を活用した学習の推進・・・・ 43
- 情報教育の推進・・・・・・・・・・・・ 43

2-2-5 日本語適応事業

- 事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 日本語指導員等派遣・・・・・・・・・・・・ 44
- 外国人児童・生徒等向け支援・・・・ 44
- 外国人児童・生徒等支援スタッフ派遣事業・・・・ 44
- 帰国生徒受入重点校・・・・・・・・・・・・ 44

2-2-6 教育研究助成

- 分担金・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

2-2-7 教育指導（教科書事務等）

- 中野区立学校で現在使用している教科書・補助教材・・・・ 45

- 教科書採択・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

- 中野区の教科書採択のしくみ・・・・・・・・ 47

2-3 心の教育

2-3-1 人権尊重・心の教育

- 人権教育推進委員会・・・・・・・・・・・・ 48

2-3-2 生活指導相談事業

- 心の教室相談員・・・・・・・・・・・・ 48
- スクールカウンセラー・・・・・・・・・・・・ 48
- 教育相談員・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 学校サポートチーム・・・・・・・・・・・・ 49
- スクールソーシャルワーカー・・・・・・・・ 49
- スクールロイヤー・・・・・・・・・・・・ 49

2-4 学校体育

2-4-1 体力向上プログラム

- 体力向上プログラムの概要・・・・・・・・ 51
- 「中野スタンダード」・・・・・・・・・・・・ 51

3-1 就学前教育連携

3-1-1 就学前教育推進

- 発達や学びの連続性をふまえた保育園・幼稚園等と小学
校の相互の教育連携の推進・・・・・・・・ 53
- 発達や学びの連続性に対する保護者の理解を啓発・・・・ 53

3-1-2 保幼小中連携教育の概要・・・・・・・・ 53

4-1 教育センター運営

4-1-1 施設維持管理

- 運営・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

4-1-2 研修ステーション・教員の人材育成

- 教職員研修・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 教育マイスター制度・・・・・・・・・・・・ 57
- 教科書・教育資料室・・・・・・・・・・・・ 57

4-1-3 教育相談室

- 教育相談室・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

4-1-4 教育支援事業

- 教育支援室・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

Ⅲ. 学務課

1-1 学校支援調整

1-1-1 学校支援調整・・・・・・・・・・・・ 61

1-1-2 校務管理

- 学校私費会計監査・・・・・・・・・・・・ 61

1-2 学校経営支援	○給食調理用備品	79
1-2-1 学校経営支援	3-2-2 給食調理業務の委託	79
○学校用務業務等の委託		61
1-2-2 働き方改革推進	3-2-3 栄養業務の委託	
	○委託業務内容	80
1-3 ICT推進	3-2-4 食育支援	
1-3-1 ICT推進	○学校における食育推進	80
○区立小・中学校におけるICT環境の整備	○学校への食育支援	80
○校内LANの導入		62
		62
2-1 学校安全	4-1 体験学習	
2-1-1 遊び場開放	4-1-1 宿泊事業	
○遊び場開放	○移動教室	81
	○海での体験事業	81
	○修学旅行	82
2-1-2 学校安全	4-1-2 文化・体育事業	
○通学路児童見守り業務	○音楽鑑賞教室	82
○学校情報配信システム	○連合行事(文化)	82
○通学路防犯カメラ	○体験活動の充実事業	82
	○中野サンプラザ閉館イベント	83
2-2 教育機会	○連合行事(体育)	83
2-2-1 就学事務	○水泳指導補助	83
○就学事務	4-1-3 職場体験	84
○学級編制	○職場体験	84
○通学区域	○小学3年生社会科学見学	84
		68
2-2-2 就学奨励	4-2 少年自然の家管理	
○就学援助	4-2-1 軽井沢少年自然の家	84
		68
2-2-3 外国人学校保護者補助		69
3-1 学校保健	5-1 特別支援教育	
3-1-1 健康づくり推進支援	5-1-1 特別支援教育	
○中野区学校保健会	○特別支援教育の充実	85
	○副籍制度	86
	○特別支援教育支援員の配置	86
3-1-2 学校医報酬	○特別介助員の配置	86
○学校医		70
3-1-3 学校保健運営	5-1-2 就学相談	
○日本スポーツ振興センターの災害共済給付	○就学相談	86
○感染症の予防		71
3-1-4 健康診断	5-1-3 特別支援学級運営	
○定期健康診断	○小・中学校特別支援学級の運営	87
○各種検診・検査	○特別支援学級(固定学級)	88
	○特別支援学級(通級指導学級)	88
	○特別支援教室(情緒障害等)	88
3-2 学校給食		
3-2-1 給食維持管理	IV.子育て支援課	
○学校給食の衛生確保	1-1 子ども施策調整	
○学校給食の食事内容と献立		75
○学校給食費		75
○学校給食における食物アレルギーの状況		78

1-1-1 子ども総合窓口運営	○一時保育	103
○窓口受付の対応の向上	○病児・病後児保育	105
○情報発信による子育て支援	○年末保育	106
1-2 児童手当	1-4-2 ファミリー・サポート事業	106
1-2-1 児童手当	1-4-3 子育て家庭ホームヘルプサービス	107
1-2-2 児童育成手当	1-4-4 ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）	108
1-2-3 児童扶養手当		
1-2-4 特別児童扶養手当	1-5 子ども・子育て支援	
1-2-5 実質ひとり親家庭への子育て支援給付金	1-5-1 ひとり親家庭支援	
1-3 子ども医療助成	○母子家庭等自立支援教育訓練給付金	109
1-3-1 子ども医療費助成	○母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	109
1-3-2 ひとり親家庭等医療費助成	○養育費に関する公正証書等作成支援事業	110
1-3-3 出産・育児支援の推進	○養育費に関する裁判外紛争解決手続（ADR）利用促進支援事業	111
○サポートファイルの全出生児への配布		
○不妊相談支援事業	1-5-2 母子生活支援施設運営	
○妊娠相談保健指導事業	○母子生活支援施設運営	112
1-3-4 母子保健医療助成	○母子保護の実施	112
○養育医療給付	○子育て支援等事業の受託	113
○自立支援医療（育成医療）給付		
○療育給付	1-5-3 子どもの貧困対策	
○妊娠高血圧症候群等の医療費助成	○学習支援事業（しいの木塾）	114
○小児慢性特定疾病の医療費助成	○中野区子ども食堂運営助成金	114
○小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業		
○中等度難聴児発達支援事業		
○保健指導票の交付	V. 育成活動推進課	
○特定不妊治療費助成事業	1-1 地域子ども事業調整	
○不妊検査等助成事業	1-1-1 地域子ども事業調整	
1-3-5 妊婦健康診査	○地域子ども施設配置計画	115
○妊婦健康診査	○利用者管理システムの運用	115
○妊産婦歯科健康診査	○学童保育システムの運用	115
1-3-6 乳幼児健康診査委託	○地域子ども施設の日常管理	115
○乳幼児精密健康診査実施状況	1-1-2 地域子育て支援	
○6か月児・9か月児健康診査	○中野区次世代育成委員	115
○1歳6か月児健康診査	○放課後子ども教室推進事業	116
○1歳6か月児歯科健康診査	○子育てひろば事業	117
○3歳児健康診査	○乳幼児親子支援活動助成	118
○3歳児歯科健康診査	○子育て支援地域づくり啓発助成	118
○5歳児歯科健康診査	○中野区地区懇談会	119
○新生児聴覚検査	1-1-3 民間運営施設管理	
○出産前及び出産後小児保健指導事業	○キッズ・プラザ及び学童クラブの運営委託	120
1-4 子育てサービス	○民間学童クラブ運営費補助	121
1-4-1 一時的な預かりサービス	○民間学童クラブ整備費補助	122
	1-1-4 地域子ども施設管理	
	○児童館運営	122

2-1 育成活動支援

2-1-1 育成活動支援

- 一時保育者登録制度・・・・・・・・・・・・・・・・ 124
- 中野区区民公益活動への政策助成・・・・・・・・ 124

2-1-2 健全育成

- ハイティーン会議・・・・・・・・・・・・・・・・ 125
- 若者会議・・・・・・・・・・・・・・・・ 125
- 二十歳のつどい(旧:成人のつどい)・・・・・・ 126
- プレーパーク普及啓発講演会・・・・・・・・・・ 126
- プレーリーダー養成講座受講料補助事業・・・・ 127

VI. 保育園・幼稚園課

1-1 幼児施策調整

- 1-1-1 幼児施策調整・・・・・・・・・・・・・・・・ 129

1-2 区立保育園

- 1-2-1 区立保育園・・・・・・・・・・・・・・・・ 129

1-3 私立施設給付

1-3-1 教育・保育施設給付

- 保育施設給付・・・・・・・・・・・・・・・・ 131
- 教育施設給付・・・・・・・・・・・・・・・・ 134

1-3-2 地域型保育事業給付

- 家庭的保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
- 小規模保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
- 事業所内保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
- 居宅訪問型保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 136

- 1-3-3 認証保育所給付・・・・・・・・・・・・・・・・ 136

1-3-4 保育施設等設置者補助

- 保育士等キャリアアップ補助金・・・・・・・・ 137
- 保育サービス推進事業補助金・・・・・・・・ 137
- 保育力強化事業補助金・・・・・・・・・・・・ 138
- 非常通報装置(学校110番)整備事業補助金・・・・ 138
- 保育所等におけるICT化推進事業費補助金・・・・ 138
- 保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金・・・・ 138
- 保育所等における安全対策強化事業補助金・・・・ 138

1-4 運営支援

1-4-1 保育施設指導

- 幼児施設の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 140
- 中野区保育の質ガイドラインの活用・・・・・・ 140
- 就職相談・面接会の実施・・・・・・・・・・・・ 140
- 保育ソーシャルワーク事業・・・・・・・・・・・・ 140

1-4-2 障害児支援

- 区立保育園における医療的ケアが必要な子どもの受入・ 140

1-5 幼稚園・認可外保育

1-5-1 私立幼稚園支援・補助

- 私立幼稚園等保護者補助・・・・・・・・・・・・ 142
- 教育環境整備補助・・・・・・・・・・・・ 143
- 特別支援教育補助・・・・・・・・・・・・ 143
- 私立幼稚園観劇事業補助・・・・・・・・・・・・ 143
- 私立幼稚園教育研究会補助・・・・・・・・・・・・ 144
- 私立幼稚園許認可事務・・・・・・・・・・・・ 144
- 私立幼稚園等巡回相談事業・・・・・・・・・・・・ 144

1-5-2 預かり保育推進等

- 私立幼稚園等預かり保育補助・・・・・・・・・・ 144
- 幼稚園型一時預かり事業補助・・・・・・・・・・ 145
- 預かり保育料保護者補助・・・・・・・・・・・・ 145

1-5-3 区立幼稚園

- 保育園・幼稚園課の所掌事務・・・・・・・・・・ 145
- 区立幼稚園における一時預かり・・・・・・・・ 146
- 区立幼稚園入園事務・・・・・・・・・・・・ 146

1-5-4 保育支援

- 認証保育所等保護者補助・・・・・・・・・・・・ 146
- ベビーシッター利用支援事業・交通費補助・・・・ 147
- 居宅訪問型保育事業 保育者交通費補助・・・・ 148

2-1 教育・保育支給認定

- 2-1-1 教育・保育支給認定・・・・・・・・・・・・ 149

2-2 保育入園

2-2-1 保育入園

- 保育施設等利用調整・・・・・・・・・・・・ 150

2-3 保育システム

2-3-1 保育システム

- 子ども子育て支援システムの管理運用・・・・ 151
- 保育料等の決定・徴収・・・・・・・・・・・・ 151
- 休日保育・・・・・・・・・・・・・・・・ 151

3-1 保育企画調整

- 3-1-1 区立保育園民営化・・・・・・・・・・・・ 152

- 3-1-2 教育・保育施設確保・・・・・・・・・・・・ 153

3-2 認可・指導検査

- 3-2-1 認可・指導検査・・・・・・・・・・・・ 154

- 特定子ども・子育て支援施設等の確認・・・・ 154

VII. 子ども・若者相談課

1-1 子ども・若者支援センター運営

1-1-1	子ども・若者支援センター運営	155
1-1-2	児童福祉推進	
	○未成年後見人支援事業	155
	○養親希望者手数料負担軽減事業	156
	○児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	156
1-2	子ども・若者相談	
1-2-1	若者相談	157
1-2-2	入院助産	157
1-2-3	養育支援サービス	
	○子どもショートステイ	158
	○トワイライトステイ	160
	○養育支援ヘルパー派遣	160
	○子ども配食事業	161

VIII. 児童福祉課

1-1	児童相談所運営	
1-1-1	児童相談所運営	163
1-1-2	児童施設入所等措置	164
1-1-3	里親支援	164
1-1-4	一時保護所運営	164

IX. 子ども教育施設課

1-1	学校施設保全	
1-1-1	学校施設財産管理	167
1-1-2	学校施設営繕	
	○学校施設の耐震対策	167
	○教育環境の改善に向けた学校施設の整備	167
	○環境に配慮した学校施設の整備	168
1-2	子ども施設保全	
1-2-1	保育園・幼稚園営繕	169
1-3	教育施設保全	
1-3-1	教育施設営繕	169
2-1	学校施設整備	
2-1-1	学校施設整備	
	○新校舎等整備の基本構想・基本計画、基本設計・実施設計	170
	○校舎の解体・新築工事、改修工事	170

X. 資料編

1 各種委員等

○中野区文化財保護審議会委員 (第21期)	171
-----------------------	-----

○子ども・子育て会議委員 (第5期)	171
○中野区小児慢性特定疾病審査会委員	171
○中野区児童福祉審議会委員	172
○中野区子どもの権利救済委員	172
○中野区子どもの権利委員会委員 (第1期)	172

2 区立学校一覧

○区立学校	173
-------	-----

3 各校・園の特色と教育目標

○区立小・中学校、幼稚園数	174
○小学校の特色と教育目標	174
○中学校の特色と教育目標	179
○幼稚園の特色と教育目標	181

4 児童・生徒・教職員数等

○児童・生徒・園児数	182
○職員数一覧	184
○令和5年度学級編制 (学級数)	186
○通学区域	187

5 教育施設概要 (学校施設)

○建物面積	189
○敷地面積	190
○プール面積	191

6 教育施設概要 (その他施設)

○教育センター (「みらいステップなかの」内)	192
○教育センター分室	192
○少年自然の家	192
○区立図書館	193

7 子ども関連施設

○児童館、学童クラブ一覧	194
○キッズ・プラザ、学童クラブ一覧	194
○民間学童クラブ一覧	195
○区立保育園一覧	196
○私立保育園一覧	197
○小規模保育事業一覧	200
○家庭的保育事業一覧	200
○居宅訪問型保育事業	200
○中野区内私立幼稚園・認定こども園・幼稚園類似施設一覧	201
○保育所入所率	202

8 私立専修学校・各種学校

○中野区内私立専修学校・各種学校一覧	208
--------------------	-----

I. 子ども・教育政策課

1-1 子ども教育管理

1-1-1 教育委員会運営

○教育委員会の組織

教育委員会は、政治的中立を確保し、地域の実情に合った教育行政を行うことを目的として設置された行政委員会であり、教育長及び4人の委員をもって組織される合議制の執行機関である。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条)

1 教育長

教育長は、区長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、区長が、議会の同意を得て、任命する。任期は3年で、常勤である。教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条・第5条・第11条・第13条)

2 委員

委員は、区長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、区長が、議会の同意を得て、任命する。任期は4年で、非常勤である。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条・第5条・第12条)

教育委員会の構成 令和5年(2023年)7月現在

職名	氏名	任期
教育長	いりの きみこ 入野 貴美子	自 令和3年4月1日 至 令和6年3月31日
教育長職務 代理者 (第一順位)	むらさぎ ひろこ 村杉 寛子	自 令和3年4月11日 至 令和7年4月10日
教育長職務 代理者 (第二順位)	ひらもと あやこ 平本 紋子	自 令和4年12月1日 至 令和8年11月30日
委員	いとう あやこ 伊藤 亜矢子	自 令和5年3月28日 至 令和9年3月27日
委員	おかもと あつゆき 岡本 淳之	自 令和3年3月28日 至 令和7年3月27日

○歴代教育長・教育委員（平成26年～令和5年）

令和5年（2023年）7月1日現在
■ は委員長在任期間

	委員	委員	委員	委員	教育長（委員）
平成26年	大島やよい 3.27	■ 3.28		11.26 11.27	高木明郎 田辺裕子
平成27年	3.17 3.18 増田明美	■ 3.27	渡邊仁 3.28 3.31		3.31 4.1 田辺裕子
平成28年	3.31				田中英一 田辺裕子
平成29年	3.28	3.27 3.28	4.10 4.11		
平成30年	伊藤亜矢子				3.31 4.1 6.14 裕田 子辺
平成31年 令和元年	3.27 3.28	小林福太郎	渡邊仁	11.26 12.1	1.1 入野貴美子
令和2年	伊藤亜矢子				田中英一 入野貴美子
令和3年		3.27 3.28	4.10 4.11		3.31 4.1 入野貴美子
令和4年		岡本淳之	村杉寛子		
令和5年	3.27 3.28 伊藤亜矢子			11.30 12.1	平本紋子

※平成27年3月31日までの教育長は、教育委員会の委員である者のうちから任命。
 ※改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行により、平成27年4月1日に新教育長が任命されたため、教育委員会委員長の職務は新教育長が行う（教育委員会委員長の設置は平成27年3月31日まで）。

○教育委員会の開催状況

教育委員会の会議は、原則として毎週金曜日に定例会を、緊急に会議に付すべき事案が生じた場合等に臨時会を開会している。（中野区教育委員会会議規則第2条）

このうち、昼間区役所で行っている教育委員会を傍聴することが難しい方のために、午後7時から「夜の教育委員会」を開会している。

さらに、身近な地域でも教育委員会を傍聴できるように、区立学校等で「地域での教育委員会」を開会し、区民に開かれた教育委員会運営を進めている。

1 教育委員会定例会・臨時会開会状況

令和4年（2022年）4月～令和5年（2023年）3月

月日	付議案件等
令和4年 4月8日 (第10回定例会)	1 教育委員会委員の議席の指定 〔教育長及び委員活動報告〕 1 4月1日 区立小中学校校長等辞令伝達式 〔事務局報告〕 1 中野区教育委員会教育長職務代理者の指名について（子ども・教育政策課） 2 教育長の臨時代理による事務処理について（指導室） 3 令和4年度教育管理職の異動について（指導室）
4月15日 (第11回定例会)	〔協議事項〕 1 陳情の取扱いについて（子ども・教育政策課） 2 中野区子ども読書活動推進計画（第4次）案について（子ども・教育政策課） 〔事務局報告〕 1 令和4年度中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）の実施について（子ども・教育政策課） 2 令和4年度中野区立図書館工事に伴う休館等について（子ども・教育政策課） 3 地域と学校の連携・協働体制の整備について（子ども・教育政策課） 4 中野区子どもの権利に関する条例の制定について（子ども・教育政策課） 5 中野区子どもの権利委員会及び中野区子どもの権利救済機関の設置に係る考え方について（子ども・教育政策課） 6 中野本郷小学校校舎等整備基本構想・基本計画について（子ども教育施設課） 7 平和の森小学校校舎等整備基本構想・基本計画について（子ども教育施設課）
4月22日 (第12回定例会)	〔その他〕 1 ひがしなかの幼稚園訪問
5月13日 (第13回定例会)	〔その他〕 1 西中野小学校訪問
5月20日 (第14回定例会)	〔議決事件〕 1 第19号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について 2 第20号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について 〔教育長及び委員活動報告〕 1 4月22日 ひがしなかの幼稚園訪問 2 5月11日 中野区小学校教育研究会定期総会 3 5月13日 西中野小学校訪問 〔事務局報告〕 1 旧中野刑務所正門の基本計画・保存活用計画について（区民文化国際課）
5月27日 (第15回定例会)	〔協議事項〕 1 学校と地域との関わりについて
6月3日 (第16回定例会)	〔議決事件〕 1 第21号議案 中野区職員の給与に関する条例及び中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に係る意見について 〔教育長及び委員活動報告〕

	<p>1 5月20日 令和4年度中野区立中学校PTA連合会総会</p> <p>2 5月27日 明和中学校訪問</p> <p>〔事務局報告〕</p> <p>1 令和3年度いじめの対応状況について（指導室）</p> <p>2 令和4年度中野区教育委員会「学校教育向上事業」研究指定校について（指導室）</p> <p>3 中野区立学校における働き方改革について（学校教育課）</p>
6月10日 (第17回定例会)	<p>〔議決事件〕</p> <p>1 第22号議案 旧法務省矯正研修所等解体工事請負契約に係る意見について</p> <p>2 第23号議案 旧中野東中学校校舎等解体工事請負契約に係る意見について</p> <p>3 第24号議案 江古田小学校体育館冷暖房化等工事請負契約に係る意見について</p> <p>4 第25号議案 第五中学校体育館冷暖房化等工事請負契約に係る意見について</p> <p>〔事務局報告〕</p> <p>1 令和4年度教育に関する事務の点検・評価に係る外部評価委員会の設置について（子ども・教育政策課）</p>
6月17日 (第18回定例会)	<p>〔議決事件〕</p> <p>1 第26号議案 中野区子ども読書活動推進計画（第4次）</p> <p>〔教育長及び委員活動報告〕</p> <p>1 6月14日 保育園と幼稚園と小学校との連絡協議会</p> <p>〔事務局報告〕</p> <p>1 「中野区教育ビジョン（第3次）」の改定について（子ども・教育政策課）</p> <p>2 中野区子ども読書活動推進計画（第4次）案に係わるパブリック・コメント手続の結果について（子ども・教育政策課）</p> <p>3 今後の区立図書館のサービス・配置のあり方検討会の設置について（子ども・教育政策課）</p> <p>4 「中野区コミュニティ・スクール」の構築に向けたモデル校の選定について（子ども・教育政策課）</p> <p>5 鷺宮小学校・西中野小学校統合に係る通学路の安全対策の検証について（子ども・教育政策課、子ども教育施設課）</p> <p>6 令和3年度児童・生徒のスマートフォン等の所持状況及びインターネットの利用に関する調査結果について（指導室）</p> <p>7 学校におけるICT環境の整備について（学校教育課）</p>
6月17日 (第4回臨時会)	<p>〔協議事項〕</p> <p>1 行政処分取消請求事件に係る訴訟の処理方針について（子ども・教育政策課）</p>
7月1日 (第19回定例会)	<p>〔事務局報告〕</p> <p>1 令和4年度海での体験事業の実施について（学校教育課）</p>
7月8日 (第20回定例会)	<p>〔事務局報告〕</p> <p>1 中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則第5条に基づく教育委員会への報告について（指導室）</p>
7月15日 (第21回定例会)	<p>〔議決事件〕</p> <p>1 第27号議案 中野区教育委員会会議規則の一部を改正する規則</p> <p>2 第28号議案 中野区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則</p>
7月22日 (第22回定例会)	<p>〔その他〕</p> <p>1 中学校長会との意見交換会</p>
7月29日 (第23回定例会)	<p>〔議決事件〕</p> <p>1 第29号議案 中野区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>2 第30号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>〔協議事項〕</p> <p>1 令和5年度使用教科用図書採択について（指導室）</p> <p>〔教育長及び委員活動報告〕</p> <p>1 7月22日 中学校長会との意見交換会</p> <p>〔事務局報告〕</p> <p>1 子どもに関する総合計画策定の考え方について（子ども・教育政策課）</p> <p>2 中野区子どもの権利委員会及び中野区子どもの権利救済機関について（子ども・教育政策課）</p>

8月5日 (第24回定例会)	〔議決事件〕 1 第31号議案 令和5年度使用教科用図書採択について 〔協議事項〕 1 子どもたち一人一人の学びを支える支援について(指導室) 〔教育長及び委員活動報告〕 1 7月29日 中野区総合教育会議
8月19日 (第25回定例会)	〔議決事件〕 1 第32号議案 給食室厨房機器の買入れに係る意見について 2 第33号議案 南台小学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約に係る意見について 3 第34号議案 南台小学校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約に係る意見について 4 第35号議案 明和中学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約に係る意見について 5 第36号議案 明和中学校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約に係る意見について 6 第37号議案 鷺宮小学校・西中野小学校統合新校校舎新築工事等請負契約の契約金額の変更に係る意見について 7 第38号議案 南台小学校校舎新築工事等請負契約の契約金額の変更に係る意見について 8 第39号議案 鷺宮小学校・西中野小学校統合新校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約の契約金額の変更に係る意見について 9 第40号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正手続について 10 第41号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について 11 第42号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続について
8月19日 (第5回臨時会)	〔議決事件〕 1 第43号議案 中野区教育委員会事務局幹部職員の人事について
8月26日 (第26回定例会)	〔議決事件〕 1 第44号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 〔事務局報告〕 1 小学校第3学年の社会科見学の充実について(学校教育課)
9月2日 (第27回定例会)	〔協議事項〕 1 中野区教育ビジョン(第3次)の評価と今後の取組について(子ども・教育政策課)
9月16日 (第28回定例会)	〔事務局報告〕 1 夏季休業中の学校図書館開放について(指導室)
9月30日 (第29回定例会)	〔議決事件〕 1 第45号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 〔協議事項〕 1 令和5年度(2023年度)教育予算編成に向けての基本姿勢について(子ども・教育政策課) 〔事務局報告〕 1 「中野区教育ビジョン(第3次)」の改定に伴うアンケートの実施結果について(子ども・教育政策課) 2 中野東中学校跡地(東京都貸付部分を除く約1,700㎡)の暫定活用について(保育園・幼稚園課、指導室)
9月30日 (第6回臨時会)	〔事務局報告〕 1 訴訟事件の終了について(子ども・教育政策課)
10月7日 (第30回定例会)	〔議決事件〕 1 第46号議案 令和5年度(2023年度)教育予算編成に向けての基本姿勢について 〔事務局報告〕 1 令和4年度中野区学力にかかわる調査の結果について(指導室)
10月7日 (第7回臨時会)	〔議決事件〕 1 第47号議案 中野区教育委員会事務局幹部職員の人事について

10月14日 (第31回定例会)	〔事務局報告〕 1 中野区児童相談所の運営状況について（児童福祉課） 2 児童虐待防止推進月間の取組みについて（子ども・若者相談課）
10月28日 (第32回定例会)	〔協議事項〕 1 道徳教育・道徳授業について
11月4日 (第33回定例会)	〔協議事項〕 1 令和4年度教育事務の点検・評価について（子ども・教育政策課） 2 中野区教育ビジョン（第4次）素案について（子ども・教育政策課） 〔教育長及び委員活動報告〕 1 10月15日 中野区立小中学校特別支援学級連合運動会 2 10月21日 中野区教育事務に関する点検・評価外部評価委員会との意見交換会 3 10月28日 令和小学校訪問
11月11日 (第34回定例会)	〔その他〕 1 第七中学校訪問
11月18日 (第35回定例会)	〔議決事件〕 1 第48号議案 第五中学校体育館冷暖房化等工事請負契約の契約金額の変更に係る意見について 2 第49号議案 令和4年度中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）の結果について 〔協議事項〕 1 中野区教育ビジョン（第4次）素案について（子ども・教育政策課） 2 教育長の臨時代理による事務処理の指示について（指導室） 〔教育長及び委員活動報告〕 1 11月4日 中野区総合教育会議 2 11月5日 中野中学校開校10周年記念式典 3 11月11日 第七中学校訪問 4 11月11日 「学校教育向上事業」研究指定校研究発表会（桃園第二小学校） 5 11月11日 中野区立中学校PTA連合会との懇談会 6 11月16日 第二中学校I組食堂 〔事務局報告〕 1 中野区子ども総合計画（骨子）について（子ども・教育政策課） 2 令和4年度いじめの対応状況について（中間報告）（指導室） 3 令和5年度中野区立学校の儀式的行事の日程について（指導室） 4 令和5年度中野区立学校における学校教育の指導目標について（指導室） 5 区立中学校第1学年の宿泊行事のあり方について（指導室、学校教育課）
12月2日 (第36回定例会)	1 教育委員会委員の議席の指定 〔教育長及び委員活動報告〕 1 11月19日 江原小学校開校70周年記念式典 〔事務局報告〕 1 中野本郷小学校の代替校舎へのスクールバスの運行について（子ども・教育政策課、学校教育課、子ども教育施設課） 2 第1期中野区子どもの権利委員会の中問答申について（子ども・教育政策課） 3 学習支援事業の拡充に係る考え方について（子ども・教育政策課） 4 教育長の臨時代理による事務処理について（指導室） 5 谷戸小学校増築工事について（子ども教育施設課） 6 中野本郷小学校の新校舎整備について（子ども教育施設課）
12月9日 (第37回定例会)	〔事務局報告〕 1 令和5年度予算で検討中の主な取り組み（案）について（子ども・教育政策課）
12月23日 (第38回定例会)	〔事務局報告〕 1 中野区子ども総合計画（素案）について（子ども・教育政策課）

令和5年 1月6日 (第1回定例会)	〔教育長及び委員活動報告〕 1 1月4日 中野区新年賀詞交歓会 〔事務局報告〕 1 今後の区立図書館のサービス・配置のあり方検討会検討内容について(子ども・教育政策課) 2 令和4年度中野区体力にかかわる調査の結果と体力向上に向けた取組について(指導室)
1月13日 (第2回定例会)	〔その他〕 1 小学校長会との意見交換会
1月20日 (第3回定例会)	〔教育長及び委員活動報告〕 1 1月9日 2023年中野区二十歳のつどい 2 1月11日 中野区町会連合会「新年のつどい」 3 1月13日 小学校長会との意見交換会 4 1月13日 みなみのライブラリー(地域開放型学校図書館)視察 5 1月18日 「学校教育向上事業」研究指定校研究発表会(第七中学校) 〔事務局報告〕 1 旅館業の営業許可に係る意見の申出状況について(子ども・教育政策課) 2 桃園第二小学校改築推進委員会の設置について(子ども・教育政策課)
1月27日 (第4回定例会)	〔議決事件〕 1 第1号議案 明和中学校校舎新築工事等請負契約の契約金額の変更に係る意見について 2 第2号議案 中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について 3 第3号議案 令和4年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について 〔事務局報告〕 1 令和6年度使用教科用図書採択の実施について(指導室) 2 学校における令和5年度ICT支援体制等の充実について(学校教育課) 3 (仮称)キッズ・プラザ上鷲宮の整備について(育成活動推進課)
2月3日 (第5回定例会)	〔議決事件〕 1 第4号議案 中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則 〔教育長及び委員活動報告〕 1 1月27日 「学校教育向上事業」研究指定校研究発表会(上鷲宮小学校) 〔事務局報告〕 1 区立中学校生徒を対象とした中野サンプラザを利用した講演等の開催について(学校教育課) 2 令和5年度に取得を検討している用地について(子ども教育施設課) 3 桃園第二小学校新校舎整備等にかかる進捗状況について(子ども教育施設課)
2月10日 (第6回定例会)	〔議決事件〕 1 第5号議案 定期異動に伴う中野区立学校校長及び副校長の内申について 〔協議事項〕 1 中野区教育ビジョン(第4次)素案に対する意見及び計画案に向けた検討について(子ども・教育政策課) 〔教育長及び委員活動報告〕 1 2月3日 中野区立小学校長会学校経営研修会
2月17日 (第7回定例会)	〔協議事項〕 1 中野区教育ビジョン(第4次)案について(子ども・教育政策課) 2 今後の区立図書館のサービス・配置のあり方の基本的な考え方(素案)について(子ども・教育政策課) 〔教育長及び委員活動報告〕 1 2月10日 中野区総合教育会議 〔事務局報告〕 1 令和5年度当初予算(案)の概要について(子ども・教育政策課)
2月24日 (第8回定例会)	〔協議事項〕 1 中野区教育ビジョン(第4次)案について(子ども・教育政策課) 2 今後の区立図書館のサービス・配置のあり方の基本的な考え方(素案)について(子ども・教育政策課) 〔事務局報告〕 1 鷲宮小学校・西中野小学校統合委員会の検討状況について(子ども・教育政策課)

3月3日 (第9回定例会)	〔事務局報告〕 1 学校への不登校支援について（指導室） 2 平和の森小学校校舎等整備基本設計（案）について（子ども教育施設課） 3 桃園第二小学校新校舎整備にかかる代替校舎整備について（子ども教育施設課）
3月7日 (第1回臨時会)	〔議決事件〕 1 第6号議案 中野区教育委員会事務局幹部職員の人事について 〔事務局報告〕 1 区立学校における生活指導等について（指導室）
3月10日 (第10回定例会)	〔議決事件〕 1 第7号議案 中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
3月24日 (第11回定例会)	〔議決事件〕 1 第8号議案 中野区教育財産管理規則の一部を改正する規則 2 第9号議案 中野区立図書館則の一部を改正する規則 3 第10号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 4 第11号議案 中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 5 第12号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 6 第13号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 7 第14号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 〔協議事項〕 1 教育長の臨時代理による事務処理の指示について（子ども・教育政策課） 〔教育長及び委員活動報告〕 1 3月10日 中野区立小学校PTA連合会との懇談会 2 3月11日 令和4年度中野区教育委員会表彰式 3 3月16日 中野区立幼稚園修了式 4 3月17日 中野区立中学校卒業式 5 3月23日 中野区立小学校卒業式 〔事務局報告〕 1 中野区子ども総合計画の策定について（子ども・教育政策課） 2 子ども相談室の愛称及びマスコットキャラクターの募集について（子ども・教育政策課） 3 令和5年度学習支援事業について（子ども・教育政策課）

2 「夜の教育委員会」開催状況

通算回数	年月日 (会場)	付議案件等	傍聴者 (人)
60	令和4年8月5日 (教育委員会室)	〔議決事件〕 1 第31号議案 令和5年度使用教科用図書の採択について 〔協議事項〕 1 子どもたち一人一人の学びを支える支援について（指導室） 〔教育長及び委員活動報告〕 1 7月29日 中野区総合教育会議	13

※令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とした。

3 「地域での教育委員会」開催状況

通算回数	年月日 (会場)	付議案件等	傍聴者 (人)
37	令和2年11月13日 (中野中学校)	〔議決事件〕 1 第48号議案 中野区軽井沢少年自然の家指定管理者の決定手続について 〔協議事項〕 1 ICT教育について	15

38	令和4年1月28日 (教育センター)	〔協議事項〕 1 子どもの読書活動について	7
39	令和4年5月27日 (明和中学校)	〔協議事項〕 1 学校と地域との関わりについて	7
40	令和4年10月28日 (令和小学校)	〔協議事項〕 1 道徳教育・道徳授業について	26

○教育委員会の学校訪問

毎年、小学校、中学校、幼稚園等を訪問し、実際の授業や保育、学校や園全体の様子を見ることで、学校や園の現状を把握する機会としている。

○児童・生徒との対話集会

毎年、小学校の児童及び中学校の生徒と教育長・教育委員とが直接対話する機会を設け、児童・生徒との意見交換を通して、学校生活における児童・生徒の意識や考え方を聞き、今後の教育行政を考える機会としている。児童・生徒が、普段の学校での生活で考えていることや感じていることを発表することで、小・中学生としての心情や考え方を理解し、児童・生徒の意見や要望を教育長・教育委員に伝える機会となるようにしている。

○学校長との意見交換会

園長・校長と教育長・教育委員とが直接意見交換することで、学校が必要としていることや感じていることを聞き、また、教育委員会の考え方を伝えることで、互いの意思疎通を図り、より良い教育環境をつくる機会としている。

○教育委員会学校訪問状況

年	月日	訪問校	内容・テーマ
令和2年	1月17日(金)	美鳩小学校	〔授業視察〕 午前：3時限目の授業を視察
	2月7日(金)	北中野中学校	〔授業視察・生徒との対話集会〕 午前：3時限目の授業を視察 生徒との対話集会 2学年生徒(138人) テーマ「北中野中学校の学校生活」
	10月23日(金)	南中野中学校	〔授業視察〕 午前：2時限目及び3時限目の授業を視察
	11月13日(金)	中野中学校	〔授業視察・地域での教育委員会〕 午前：地域での教育委員会 テーマ「ICT教育について」 4時限目の授業を視察
令和3年	4月23日(金)	かみさぎ幼稚園	〔保育視察〕 午前：保育視察
	6月25日(金)	緑野中学校	〔授業視察〕 午前：2時限目及び3時限目の授業を視察
	10月22日(金)	第二中学校	〔授業視察・生徒との対話集会〕 午前：3時限目の授業を視察 生徒との対話集会 1・2学年生徒(228人) テーマ「教育委員が生徒に聞いてみたいこと、生徒が教育委員に聞いてみたいこと」

	11月12日(金)	桃花小学校	〔授業視察〕 午前：2時限目及び3時限目の授業を視察
令和4年	4月22日(金)	ひがしなかの幼稚園	〔保育視察〕 午前：保育視察
	5月13日(金)	西中野小学校	〔授業視察・児童との対話集会〕 午前：3時限目の授業を視察 児童との対話集会 6学年児童(43人) テーマ「西中野小学校の未来について～統合しても残していきたいこと～」
	5月27日(金)	明和中学校	〔授業視察・地域での教育委員会〕 午前：地域での教育委員会 テーマ「学校と地域との関わりについて」 4時限目の授業を視察
	10月28日(金)	令和小学校	〔授業視察・地域での教育委員会〕 午前：地域での教育委員会 テーマ「道徳教育・道徳授業について」 4時限目の授業を視察
	11月11日(金)	第七中学校	〔授業視察・生徒との対話集会〕 午前：3時限目の授業を視察 生徒との対話集会 2学年生徒(97人) テーマ「生徒が教育委員会に聞いてみたいこと、教育委員会が生徒に聞いてみたいこと」

○教育委員会の傍聴

教育委員会の会議は公開を原則としている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項）。教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書により教育委員会に申請し、傍聴券の交付を受けなければならない（中野区教育委員会傍聴規則第2条）。傍聴の申請は、会議の当日、区役所5階（地域での教育委員会など、会議の開会場所が区役所以外の場合は、当該会場）で受け付けている。

○教育委員会の傍聴者数

1 令和4年度の開会別傍聴者数

	日付	会議名	傍聴者数(人)
4月	8日	第10回定例会	6
	15日	第11回定例会	9
	22日	第12回定例会	幼稚園訪問
5月	13日	第13回定例会	学校訪問
	20日	第14回定例会	8
	27日	第15回定例会	7
6月	3日	第16回定例会	6
	10日	第17回定例会	6
	17日	第18回定例会	8
7月	1日	第19回定例会	5
	8日	第20回定例会	5
	15日	第21回定例会	5
	22日	第22回定例会	意見交換会
	29日	第23回定例会	5
8月	5日	第24回定例会	13
	19日	第25回定例会	4
	26日	第26回定例会	3
9月	2日	第27回定例会	5
	16日	第28回定例会	5
	30日	第29回定例会	8
10月	7日	第30回定例会	4
	14日	第31回定例会	4
	28日	第32回定例会	26
11月	4日	第33回定例会	6
	11日	第34回定例会	学校訪問
	18日	第35回定例会	6
	日付	会議名	傍聴者数(人)

12月	2日	第36回定例会	9
	9日	第37回定例会	6
	23日	第38回定例会	4
1月	6日	第1回定例会	意見交換会
	13日	第2回定例会	
	20日	第3回定例会	
	27日	第4回定例会	
2月	3日	第5回定例会	4
	10日	第6回定例会	9
	17日	第7回定例会	5
	24日	第8回定例会	7
3月	3日	第9回定例会	5
	10日	第10回定例会	5
	24日	第11回定例会	3

2 傍聴者数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定例会回数(回)※	31	29	35
延人数(人)	235	188	223
1回平均(人)	7.6	6.5	6.4

※学校訪問等を除く

○教育委員会表彰

区の教育・文化の振興、発展に関し功労のあったものや、大会・行事等で優秀な成績を収めたものを表彰している。

(根拠法規) 中野区教育委員会表彰規則、中野区教育委員会表彰事務取扱規程、中野区教育委員会表彰基準
被表彰者数

年度 (表彰式)	令和2年度 (令和3年3月13日)	令和3年度 (令和4年3月5日)	令和4年度 (令和5年3月11日)
個人(人)	17	29	35
団体(組)	4	11	11

※令和2年度は、受賞者が一堂に会した表彰式は行わず、教育長より賞状を個別配布した。

1-1-2 部・事務局の調整

○部内の調整等

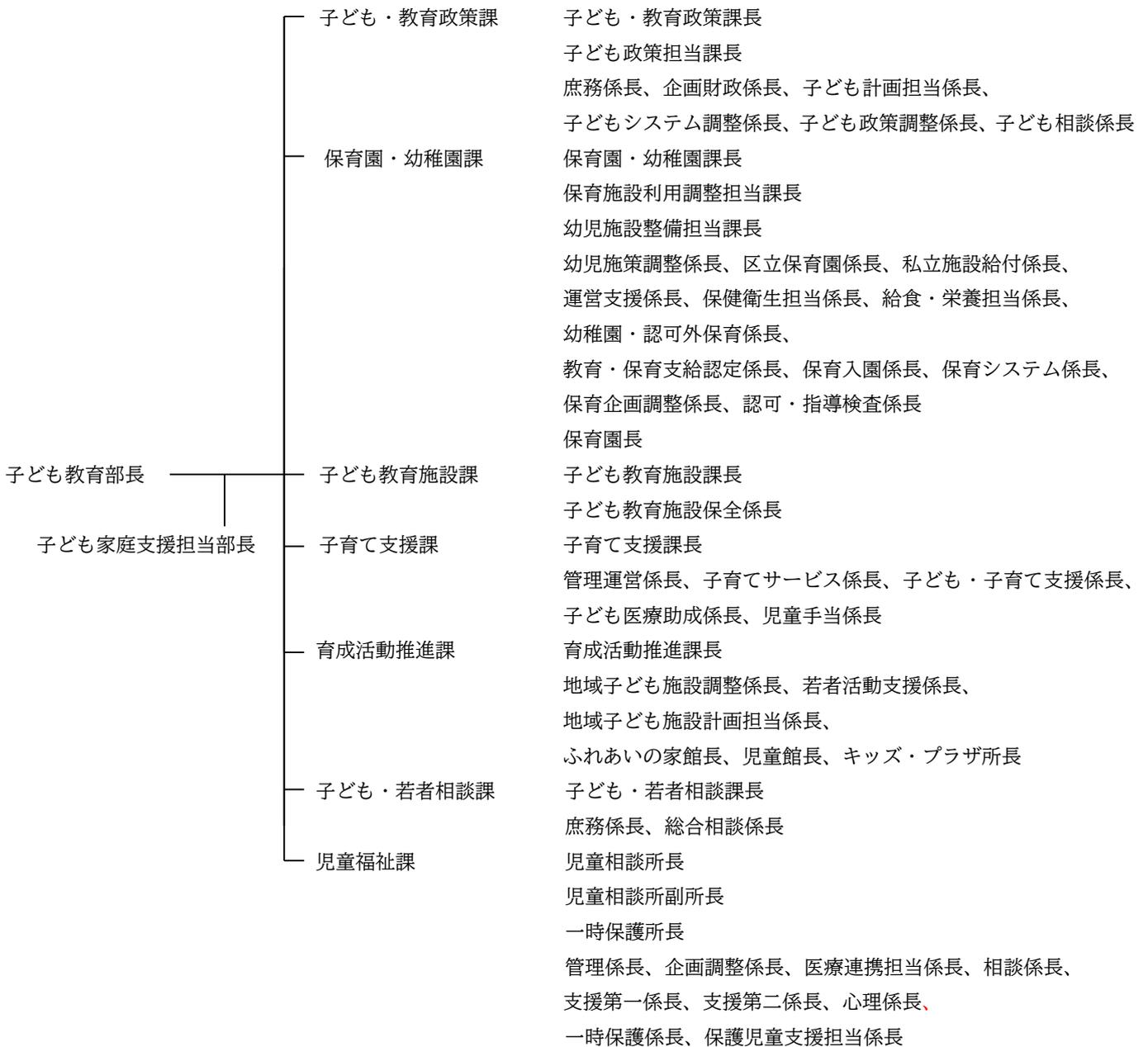
子育て中の保護者やこれから出産を迎える区民が必要な情報を入手し、適切なサービスを選択できるようにするとともに、子育て・子育てを社会全体で支援していくという意識の醸成を図るため、部内研修等による職員の人材育成のほか、様々な調査の部全体としての取りまとめなどを行っている。

○組織・執行体制

平成 23 年度に子育て支援施策、教育施策とに分かれていた組織・執行体制を一本化し、出産前から成人するまでの子育て支援・教育施策を一体的・総合的に実現できる執行体制を構築した。

○子ども教育部の組織と事務分掌

1 子ども教育部の組織（令和5年度）



2 子ども教育部の事務分掌（令和5年度）

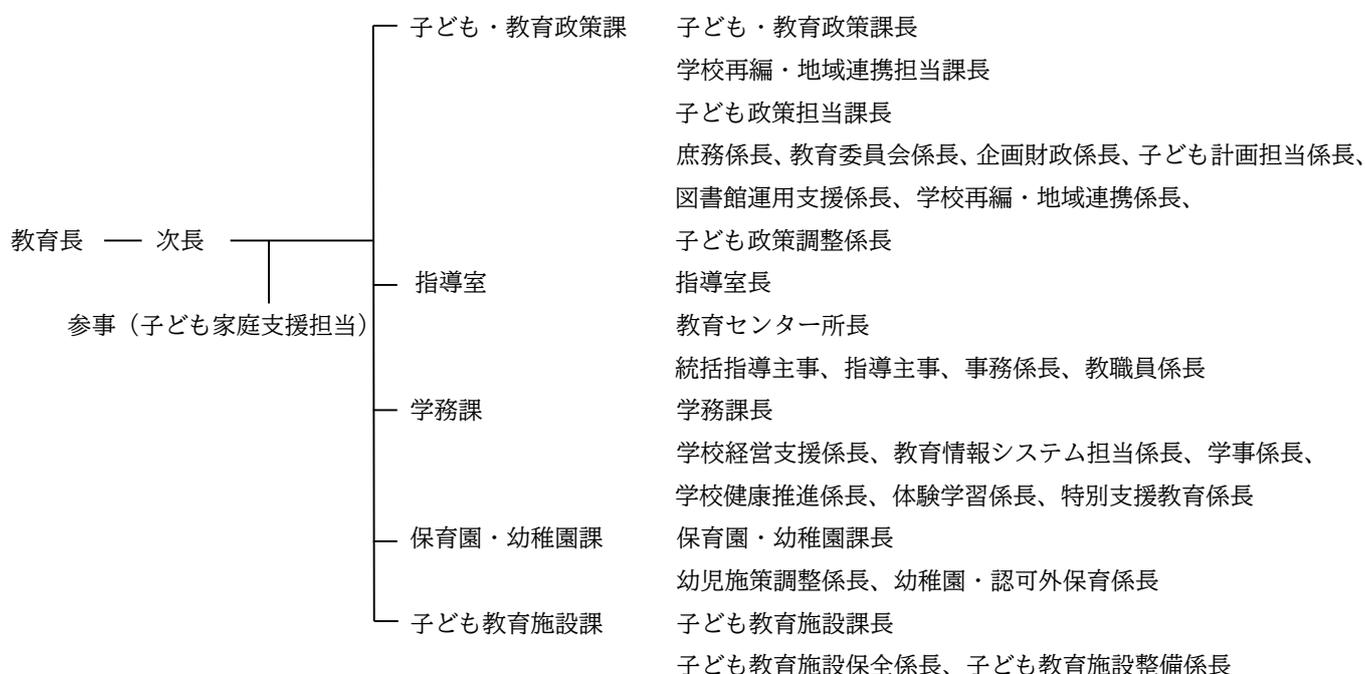
課	係	主な担当事務
子ども・教育政策課	庶務係	部内の調整、部の広報、私学事務、児童福祉審議会
	企画財政係	企画・財政、計画策定・進捗管理
	子どもシステム調整係	子育て相談支援システム運用、母子保健システム運用
	子ども計画担当	子ども計画
	子ども政策調整係	子ども政策調整、子どもの権利条例の推進
	子ども相談係	子ども相談室、子どもの権利の普及啓発
保育園・幼稚園課	幼児施策調整係	幼児施策調整、保育計画の策定
	区立保育園係	区立保育園管理
	私立施設給付係	教育・保育施設給付、地域型保育事業給付
	運営支援係	保育施設指導、連携・運営支援、障害児支援
	保健衛生担当	保育施設の保健衛生に関する指導
	給食・栄養担当	保育施設の給食・栄養に関する指導
	幼稚園・認可外保育係	私立幼稚園支援・補助、区立幼稚園運営、認証保育所等保護者補助
	教育・保育支給認定係	教育・保育給付支給認定
	保育入園係	入園相談、保育施設等入園利用調整
	保育システム係	子ども・子育て支援システムの開発・管理、保育料、休日保育
	保育企画調整係	幼児施策計画調整、教育保育施設の新規開設支援、認可・確認変更、定員管理
	認可・指導検査係	給付施設の検査、保育施設等の認可
子ども教育施設課	子ども教育施設保全係	保育園・幼稚園営繕
子育て支援課	管理運営係	課内の調整、子ども総合窓口運営
	子育てサービス係	一時的な預かりサービス、ファミリー・サポート事業、子育て家庭ホームヘルプサービス、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の実施
	児童手当係	児童手当、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、実質ひとり親家庭への子育て支援給付金
	子ども・子育て支援係	ひとり親家庭支援、母子生活支援施設運営、子どもの貧困対策推進
	子ども医療助成係	子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、出産・育児支援、母子保健医療助成、妊婦健康診査、乳幼児健康診査委託
育成活動推進課	地域子ども施設調整係	地域子ども事業、地域子育て支援、民間運営施設・地域子ども施設の管理
	若者活動支援係	若者活動支援、育成活動支援、健全育成
	地域子ども施設計画担当	地域子ども施設計画等
子ども・若者相談課	庶務係	子ども・若者支援センター施設管理・運営、児童福祉推進
	総合相談係	総合相談窓口運営、若者相談事業、入院助産、養育支援サービス、要保護児童対策地域協議会

児童福祉課	管理係	課内の調整、児童入所施設措置費、システム管理、一時保護所施設管理
	企画調整係	法的対応、里親支援、施設連携調整、研修企画
	医療連携担当	医療専門対応調整
	相談係	児童虐待相談・調査・助言
	支援第一・第二係	相談受付（児童虐待以外）・調査、継続支援
	心理係	心理診断、心理ケア
	一時保護係	一時保護児童支援
	保護児童支援担当	一時保護児童の特別支援調整

○教育委員会事務局の組織と事務分掌

教育委員会事務局は、教育長の指揮監督のもと、教育委員会の権限に属する全ての事務を処理している。

1 教育委員会事務局の組織（令和5年度）



2 教育委員会事務局の事務分掌（令和5年度）

課	係	主な担当事務
子ども・教育政策課	庶務係	事務局内の調整、政策法務、事務局の広報
	教育委員会係	教育委員会運営、教育委員会表彰
	企画財政係	企画・財政、学校経理、幼稚園経理、中野区教育ビジョンの進行管理、 教育事務点検評価
	子ども計画担当	子ども計画
	図書館運用支援係	図書館の企画管理、指定管理者運営
	学校再編・地域連携係	学校の再編、学校・地域連携
	子ども政策調整係	子ども政策調整

指導室	指導室（統括指導主事・指導主事）	学校の教育課程、学習指導・生活指導・進路指導、補助教材、学校行事、教職員研修、教育相談、不登校対策、特別支援教育、日本語適応事業、教科書採択、就学前教育推進
	事務係	学校教育事業の調整、教育センター運営、教育給与・福利厚生
	教職員係	教育人事、教職員庶務システム運用
学務課	学校経営支援係	学校経営支援、働き方改革推進、学校用務業務委託
	教育情報システム担当	学校 I C T 環境の運用支援
	学事係	就学事務、就学奨励、外国人学校保護者補助、遊び場開放、学校安全
	学校健康推進係	学校保健運営、健康診断、給食維持管理、食育支援
	体験学習係	宿泊事業、文化・体育事業、職場体験、軽井沢少年自然の家管理
	特別支援教育係	特別支援教育、就学相談、特別支援学級運営
保育園・幼稚園課	幼児施策調整係	幼児施策調整
	幼稚園・認可外保育係	私立幼稚園支援・補助、一時預かり事業、区立幼稚園
子ども教育施設課	子ども教育施設保全係	学校施設財産管理、学校施設営繕、教育施設営繕
	子ども教育施設整備係	学校施設整備

※社会教育事務及び文化財保護事業（含む埋蔵文化財）は除く。

○中野区教育に関する事務の職務権限の特例

平成 23 年度より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定に基づき、中野区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定し、教育に関する事務のうち、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）及び文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）は、区長が管理し、及び執行することとした。

（根拠法規）地方教育行政の組織及び運営に関する法律

中野区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

○教育委員会の権限に属する事務の補助執行

中野区教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務については、地方自治法第180条の7の規定に基づき、中野区長の補助機関の職員に補助執行させている。（令和5年4月1日現在）

- (1) 転入・転居に伴う学齢児童・生徒の転入学通知に関する事務
- (2) 区立幼稚園に関する事務の一部（経理に関する事務、施設の維持保全に関する事務、幼児の就園等に関する事務、就園の奨励に関する事務、保健衛生に関する事務及び一時預かり事業の利用に関する事務）
- (3) 文化財の保護に関する事務
- (4) 社会教育に関する事務（図書館に関する事務を除く。）
- (5) 教育財産の管理に関する事務のうち次に掲げるもの
 - ア 区長が管理し、及び執行する区立学校施設の開放事業の実施に伴う当該施設の使用許可に関すること。
 - イ 区立学校施設の目的外使用許可に関すること。

ウ 弥生復元住居に関すること。

(根拠法規) 中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

○教育委員会事務局の一般職員配置

教育委員会事務局の一般職員の配置は下表のとおり。

令和5年(2023年)4月1日現在 (単位:人)

職務名 課名	合計	職務名								
		事務	指導 主事	社会 教育	機械 技術	学芸 員	福祉	栄養 士	調理 用務	心理
子ども・教育政策課	14	11		1		2				
指導室	15(3)	12	2(3)				1			
学校教育課	28	22					1	2	1	2
子ども教育施設課	12	6			4				2	
保育園・幼稚園課	2	2								
合計	71(3)	53	2(3)	1	4	2	2	2	3	2

※教育長・管理職・統括指導主事を除き、再任用職員を含む。
()の数値は、都費負担指導主事の数(外数)

○危機管理体制

教育行政上の事件・事故、健康被害を未然に防止するとともに、事件・事故、健康被害などが発生した場合、被害を最小限に止めるため、危機管理対策の最高責任者(教育長)、リスク管理責任者(教育委員会事務局次長、参事(子ども家庭支援担当))、リスク管理者(課長・担当課長・各小中学校長)を定めるとともに、事案が発生した場合、総合的な対策を講ずるため、教育委員会危機管理対策会議を設置することとしている。また、危機管理の対象とする事案が発生した場合の行動や対応などを示した教育委員会危機管理マニュアルを策定している。

(根拠法規) 教育委員会危機管理対策基本指針

○事故見舞金

事故見舞金は、区の行政運営に関連して発生した事故により負傷(疾病を含む)又は死亡した者に対して支給するものである。

(根拠法規) 中野区事故見舞金支給要綱

教育委員会における事故報告及び事故見舞金の取扱いについて(19中教教第1268号次長通知)

事故見舞金支給実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給件数(件)	0	1	0

○中野区教育委員会後援名義

1 後援名義の使用

中野区教育委員会の後援名義は、団体（主催者）が、主に中野区内の小・中学校の児童・生徒を対象として、学校教育の向上や子育て世代への支援に寄与する事業を行う場合に、その使用を承認している。

（根拠法規）中野区教育委員会後援名義の使用承認に関する基準

後援名義使用承認実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
使用承認件数（件）	10	20	47

2 必要書類

申請書、事業計画書、予算書、団体の規約及び役員名簿等

1-1-3 部・事務局の広報

○広報

子育てに関する情報や教育行政を身近に感じてもらうため、子ども教育部及び教育委員会事務局では独自に広報活動を行うほか、なかの区報などを活用し、各種の事業案内を積極的に行っている。

子ども・教育政策課が定期的に発行している刊行物等は次のとおり。

1 教育要覧

教育委員会事務局及び子ども教育部の事業並びに業務概要、学校紹介、施設概要等をまとめた行政資料として発行している。

・年1回発行 180部 A4判

2 中野区教育委員会ホームページ

教育施策の紹介や区民意見の収集など、教育委員会の最新情報を、インターネットを通して提供している。平成26年12月にホームページのリニューアルを行った。

学校行事や教育委員会の活動を動画とともに紹介し（動画提供：株式会社ジェイコム東京 杉並・中野局）、平成29年度より教育委員会資料（非公開資料は除く）の掲載も開始した。

・URL <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kyoiku/>

3 児童福祉週間キャンペーン

国は、国民の間に児童福祉の理念や制度の周知を図り、国民の児童福祉に対する理解と認識を深めることをねらいとして、こどもの日から1週間を児童福祉週間と定めている。

中野区では、この趣旨に沿って、同時期にキャンペーン事業を実施している。

（事業実績）

①日時 令和4年5月1日～5月31日

②場所 保育園、児童館等

③内容 「子どもと過ごす大切な時」

○広聴

1 教育委員会傍聴者意見聴取

教育委員会では、開催の都度傍聴者意見用紙により、傍聴者から教育に関する意見・要望等を聴いている。

2 傍聴者発言

教育委員会では、地域での教育委員会や夜の教育委員会において、特にテーマを設定して協議をする場合、当該テーマ等に関して傍聴者発言の時間を設けて、傍聴者の意見・要望等を聴いている。

3 教育委員会広聴

教育委員会ホームページへの投稿、インターネットメール、郵便等により、広く教育に関する意見・要望等を聴いている。

1-1-4 私学事務

学校教育法及び私立学校法に基づく専修学校及び各種学校の設置、廃止及び設置者変更等の許認可、校長及び学校の名称、位置又は学則変更の届出受理等の事務を行っている。

令和5年5月1日現在、中野区内に存する専修学校17校、各種学校は1校。

*詳細は資料編の「8 私立専修学校・各種学校」のとおり。

この事務は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により、特別区が処理することとされている。

認可・届出受付件数（令和4年度）

（単位：件）

	認可	届出		
		学則変更	教職員採用解職	その他
専修・各種学校	3	12	24	6

（根拠法規）学校教育法、学校教育法施行令、私立学校法、私立学校法の施行のための東京都規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則

1-1-5 児童福祉審議会

令和4年4月の児童相談所設置に伴い、区長の附属機関として中野区児童福祉審議会を設置した。

◆所掌事項

- ①児童の措置、被措置児童等虐待に関する事項、保育所の設置の認可に関する事項、児童福祉施設の設備及び運営に関する事項等
- ②里親の認定に関する事項
- ③幼保連携型認定こども園の設置の認可に関する事項等
- ④その他、区長が必要と認める事項

◆部会の構成 子どもの権利擁護部会、里親認定部会、保育部会

◆任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日

◆委員構成 学識経験者、弁護士、医師、会計士、児童福祉施設関係者 合計 13名

（根拠法規）児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
中野区児童福祉審議会条例

2-1 企画財政

2-1-1 企画・財政

○子ども教育費予算

1 令和5（2023）年度 子ども教育費予算の概要

令和5年度子ども教育費予算は、607億4,803万2千円、区の一般会計に子ども教育費予算が占める割合は31.1%になる。前年度と比較すると、152億8,101万1千円、33.6%の増となっている。

令和5年度は、子育て先進区の実現に向け、子どもの権利に関する条例の推進、子どもの貧困対策の推進、幼児教育・保育の質と量の確保、ひとり親家庭への総合的な支援など子育て支援の充実を図っている。学校教育では、不登校等の教育相談体制の充実、英語教育や学校図書館機能の充実、ICT推進、学校再編に伴う校舎改修工事、新築工事、学校施設の計画的な改修などにより教育環境の向上を図っている。

2 子ども教育費予算の前年度比較

（単位：千円）

款	項	目	令和5年度	令和4年度	比較
5	子ども教育費		60,748,032	45,467,021	15,281,011
	1	子ども費	33,729,642	32,258,350	1,471,292
		1 子ども政策費	5,018,070	4,806,494	211,576
		2 保育園・幼稚園費	19,030,933	18,312,080	718,853
		3 子ども施設費	305,189	70,056	235,133
		4 子育て支援費	6,017,033	6,108,908	△91,875
		5 育成活動推進費	2,024,195	1,855,082	169,113
		6 子ども・若者相談費	197,769	219,186	△21,417
		7 児童福祉費	1,136,453	886,544	249,909
	2	教育費	27,018,390	13,208,671	13,809,719
		1 教育政策費	3,409,437	2,916,104	493,333
		2 学校教育費	4,228,171	3,610,985	617,186
		3 教育施設費	19,380,782	6,681,582	12,699,200

○中野区教育ビジョン（第4次）

教育基本法に基づく中野区の「教育振興基本計画」として、令和5年5月に策定した。「中野区教育ビジョン」に掲げる教育理念と教育の目指す姿を基本としながら、教育理念を実現するための7つの視点と7つの目標と各目標を達成するための共通基盤を定めている。また、目標ごとに、現状と課題を明らかにし、10年間（令和5年度～令和14年度：計画期間）を見通した教育の取組の方向性を示している。なお、概ね5年を目途に、その間の教育を巡る状況の変化や、事業の実施状況を踏まえ必要な改定を行うこととしている。

○中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用した点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表している。

平成30年度より、区の行政評価とは別に教育委員会独自で実施しており、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。

(令和4年度実績) 外部評価委員 学識経験者 3名
外部評価委員会実施回数 4回

○中野区子ども総合計画

子どもと子育て家庭への支援を推進するため、以下の5つの法定計画を包含する総合的な計画として、令和5年3月に策定した。

- ① 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ③ 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」
- ④ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- ⑤ 中野区子どもの権利に関する条例に基づく「推進計画」

○中野区子ども・子育て会議

◆役割

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること
計画の策定及び変更、教育・保育施設等の利用定員の設定に関する意見聴取
- (2) その他区長が必要と認める事項について意見を述べること

◆任期(第五期) 令和3年12月22日～令和5年12月21日

◆会議の構成・開催実績

第五期委員構成

- ① 子ども・子育て施策に関して識見を有する者 4名
- ② 幼稚園、保育施設等の関係者 3名
- ③ 幼稚園、保育施設等を利用する子どもの保護者 2名
- ④ 地域関係者 3名
- ⑤ 公募区民 3名 計 15名

開催数	日付	主な内容
第五期 第3回	令和4年4月28日(木)	中野区児童相談所の開設について 中野区の人口動態について 中野区子どもの権利に関する条例について 子どもの貧困について
第五期 第4回	令和4年5月25日(水)	中野区基本構想、基本計画について 若者支援について
第五期 第5回	令和4年6月16日(木)	子どもに関する総合計画策定の考え方について 子どもの権利について
第五期 第6回	令和4年9月8日(木) ※オンライン開催	中野区子ども・子育て支援事業計画(第2期)令和3年度事業実績(案)について 「中野区子ども総合計画」の骨子(案)について ひとり親家庭支援に係る考え方について

第五期 第7回	令和4年11月2日(水)	中野区子ども総合計画(素案)について 新規開設予定の認可保育所等における利用定員について 子ども相談室の開設について
第五期 第8回	令和5年1月17日(火) ※オンライン開催	令和5年度当初予算(案)の主な取組について 中野区子ども総合計画(案)について
第五期 第9回	令和5年3月23日(木)	中野区子ども総合計画の策定について 「保育の質ガイドライン」の改訂について 区立保育園の建替整備に係る今後の進め方について

2-1-2 学校経理

1 一括購入

学校の管理的な経費のうち、全校統一して処理したほうが効率的な経費、高額備品など計画的に整備する経費について、企画財政係で執行している。

○計画的な整備実績

対象校に、多摩産材を使用した木製什器を整備した。

年度	対象校	購入物品
令和3年度	令和小学校	テーブル、丸椅子、角椅子
令和4年度	塔山小学校	テーブル、角椅子
	江古田小学校	テーブル、角椅子、スタッキングチェア等

2 校割予算

基本的に学校が執行する経費

学校、学級、児童・生徒数を基準に積み上げた金額を学校運営経費として枠配分を行い、各学校で予算編成を行っている。

2-1-3 幼稚園経理

幼稚園に係る経費のうち、教材・教具の購入経費等幼稚園運営にかかる経費について執行している。

- (1) 幼稚園教材備品、消耗品の購入
- (2) 印刷経費、コピー機のリース
- (3) 遠足の入園料の支払い等

3-1 子どもシステム調整

3-1-1 子育て支援情報基盤整備

区役所および4か所のすこやか福祉センターで展開する窓口対応、ケースワーク及び事業情報を一元管理し、子どもと子育て家庭の個別の状況に応じた総合的で適切な相談対応及びサービス提供を実現するための子育て相談支援システムを運用する。また、情報システムの導入により、子育て支援と保健福祉相談支援を融合し、生涯にわたる総合的、継続的な相談支援体制を整備する。

○子育て相談支援システムの構成

1 システム対象事業

- | | |
|--------------|---|
| ・ケース管理システム | 児童家庭一般相談管理、要保護児童相談管理（養育支援、発達相談）、児童虐待ケース管理 |
| ・子育てサービスシステム | 短期特例保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育、年末保育、トワイライトステイ、子どもショートステイ |
| ・児童手当システム | 児童手当、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当 |
| ・医療費助成システム | 子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、母子保健医療費助成 |

2 システム利用拠点

子育て支援課 30 台、児童福祉課 3 台、子ども・若者相談課 10 台、保育園・幼稚園課 1 台、学務課 1 台、子ども・教育政策課 2 台、障害福祉課 1 台、中部すこやか福祉センター 7 台、北部すこやか福祉センター 5 台、南部すこやか福祉センター 5 台、鷺宮すこやか福祉センター 4 台（端末機台数は令和 5 年 5 月 1 日現在）

3-1-2 母子保健システム運用

4か所のすこやか福祉センターで実施する母子保健業務、乳幼児健康診査及び関連業務について、妊産婦やその子どもに対し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、関係機関で情報を共有し、それぞれの状況に応じた総合的な出産・育児サービスを提供するための母子保健・乳幼児健診システムを運用する。また令和 4 年度から、小児慢性特定疾病医療費助成事業が東京都から事務移管されたことに伴い、母子保健・乳幼児健診システムに同事業を運用する機能を新たに追加している。

○母子保健・乳幼児健診システムの構成

1 システム対象業務

- | | |
|------------|--------------------------------|
| ・母子保健システム | 妊娠届、妊産婦健康診査、妊娠・出産・子育てトータルケア事業等 |
| ・乳幼児健診システム | 乳幼児健康診査、心理経過観察指導、子育て相談情報記録等 |
| ・小児慢性システム | 小児慢性特定疾病医療費助成 |

2 システム利用拠点

子育て支援課 5 台、児童福祉課 1 台、子ども・教育政策課 1 台、地域包括ケア推進課 1 台、中部すこやか福祉センター 16 台、北部すこやか福祉センター 16 台、南部すこやか福祉センター 16 台、鷺宮すこやか福祉センター 15 台（端末機台数は令和 5 年 5 月 1 日現在）

4-1 図書館運用支援

4-1-1 図書館の企画管理

○図書館の概要

令和5年4月現在、中央図書館と地域図書館6館及び中央図書館分室3室(ライブラリー)を配置しており、読書や調査研究に必要な資料情報の収集など、多様なサービスの提供をしている。

また、令和5年度は中央図書館児童コーナーの一部改修を行い、子どもの読書活動の促進の一助とする。

○今後の区立図書館のサービス・配置のあり方の基本的な考え方の策定

区立図書館を取り巻く環境や利用者のニーズの変化を踏まえ、概ね今後10年間の図書館配置・サービスの方向性を明確にした「今後の区立図書館のサービス・配置のあり方の基本的な考え方」を策定し、より区民ニーズに沿った図書館運営を推進する。

4-1-2 指定管理者運営

○指定管理者運営

区立図書館の管理運営体制として、民間事業者の柔軟な企業経営力を最大限に活用できる指定管理者制度を平成25年4月から導入し、開館日・開館時間の増、図書資料・レファレンスサービスの充実を図るなど利用者満足度の高い図書館サービスの提供と、効率的な管理運営に努めている。

○資料の所蔵状況

所蔵資料は、図書館システムで一元管理され、利用者が希望する図書館で利用できるようになっている。

蔵書冊数

令和5年(2023年)3月31日現在 (単位:冊)

	中央	野方	南台	鷺宮	江古田	上高田	中野東	みなみの小分室	美鳩小分室	中野第一小分室	合計
一般書	415,082	54,712	46,769	42,350	50,897	49,198	82,877	1,081	1,031	1,032	745,029
児童書	73,933	16,671	18,283	16,345	16,623	17,990	36,081	1,331	1,464	1,346	200,067
計	489,015	71,383	65,052	58,695	67,520	67,188	118,958	2,412	2,495	2,378	945,096

視聴覚資料所蔵点数

令和5年(2023年)3月31日現在 (単位:点)

CD	カセット	レコード	ビデオテープ	DVD	教材用ビデオ	16mmフィルム
23,605	154	2,387	2,461	347	0	1,629

○利用登録

登録要件は、中野区在住、在勤、在学の者及び隣接区(練馬区、豊島区、新宿区、渋谷区、杉並区)に在住する者(館内閲覧は登録不要)。登録の有効期間は2年間。

(年度末現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用登録者(人)	61,179	58,506	61,482
うち区民(人)	49,035	47,331	49,153
区民登録率(%)	14.7	14.2	14.7

区分	～10歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳～
登録率(%)	36.7%	24.2%	10.1%	13.6%	15.6%	13.1%	13.0%	13.1%	5.8%

○資料の貸出・返却

個人が借りられる資料は、図書15冊(内、視聴覚資料は5点まで。)以内。貸出期間は2週間。

図書資料の貸出実績

(年度末現在)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸出人数(人)	576,868	718,247	758,872
貸出冊数(冊)	1,829,614	2,344,737	2,616,809

視聴覚資料の貸出実績

令和4(2022)年度 (単位:点)

CD	カセット	レコード	ビデオテープ	DVD	教材用ビデオ	16mmフィルム
65,856	62	6	1,391	1,992	0	3

○その他の図書館サービス

1 レファレンスサービス

調べもの等に対して資料情報を案内や調査。

令和4(2022)年度 (単位:件)

一般			児童		
所蔵調査	事項調査	その他	所蔵調査	事項調査	その他
18,018	5,857	23,164	6,968	1,977	6,735

2 インターネットサービス

図書館ホームページにより、蔵書検索、予約、貸出・予約状況の確認、e-レファレンス(図書館ホームページでのレファレンスサービス)等のサービスを提供している。また、全館に利用料無料のWi-Fi環境を整備している。

3 有料宅配サービス

利用者の自宅又は職場に区指定宅配業者が資料を届けるサービス(利用者負担:1配送500円から)。

4 図書資料のリサイクル

区立図書館で除籍した資料を、区民や教育関連施設に提供している。

令和4年度は、区民に対し、一般図書、児童図書、雑誌を合わせて計53,046冊の資料を提供した。また、区立小・中学校と教育関連施設に対し、児童図書3,569冊、紙芝居168冊を提供した。

5 地域資料・行政資料等デジタルアーカイブ提供サービス

図書館ホームページで、デジタル化した地域資料や行政資料を閲覧できるサービス。行政資料、歴史民俗資料館資料等482点(令和4年度末現在)が閲覧可能。

6 障害者・高齢者向けサービス

①録音図書貸出サービス

令和5年3月末現在、カセットテープ:481タイトル(2,642巻)、デジター図書(CD-ROM):732タイトル(732巻)を所蔵。

また、「サピエ」(全国視聴覚障害者情報提供施設協会)が提供する録音図書を、携帯プレーヤー、CD、SDカード等にダウンロードして貸し出すサービスも実施。

②点字資料貸出サービス

資料（8タイトル）や、全国の図書館から借り受けて点字資料を貸し出しするサービス。

③在宅配送サービス

図書館に出向くことが困難な人（登録要件あり）に、図書館員が図書及びCD等を自宅まで無料で配送。令和4年度の配送回数は414回。

④対面朗読サービス

図書等をボランティアが対面で朗読して聞かせるサービスを、図書館（中央・野方・江古田・上高田・中野東）の対面朗読室で行っている。1回2時間で令和4年度登録者は17人。

7 ブックスタート事業

令和2年10月から、0歳児を対象に親子のふれあい、読み聞かせの大切さをアピールするブックスタート事業を開始。各図書館で月1回 おはなし会を開催しブックスタートパック（絵本2冊、パンフレット1冊、トートバッグ）を配布。4年度実績は1,430セット配布。

8 子ども向け事業等

名称	回数（回）	参加数（人）
おはなし会	544	3,908
小さい子向けおはなし会	92	984
クリスマス会ほか	28	317
絵本講座	11	183

1 ブックトーク等

区内の小・中学校と連携し、小学生を対象とした学校訪問（本を紹介するブックトーク）と図書館見学会、中学生を対象とした職場体験学習の受入れなどを行っている。

令和4（2022）年度

ブックトーク		図書館見学会		職場体験	
回数	参加者数	回数	参加者数	学校数	参加者数
13	420	25	790	33	99

2 合同研修会

児童や生徒への読書指導にあたる学校図書館・区立図書館員の能力向上を図るとともに、相互連携を一層緊密なものにするために、合同研修会を行った。

3 学校図書館システムとの連携

区立図書館蔵書の検索も可能な学校図書館システム（区立小中学校）を整備し、令和2年4月から運用を開始。

4 団体貸出

学校・職場や地域の読書グループ等の団体に、図書の貸出（学校：学年100冊まで、貸出期間1か月）を行っている。

なお、令和4年度の区立小・中学校への団体貸出は、26校16,438冊。

5 子ども読書活動奨励事業

区立小学校では、優れた読書感想文・感想画の表彰を行い、令和4年度は133名の表彰を行った。区立中学校では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から全体での知的書評合戦（ビブリオバトル）は中止し、各校ごとの対応とした。

5-1 学校再編・地域連携

5-1-1 区立学校の再編

○中野区立小中学校再編計画（第2次）～よりよい教育環境を目指して～

1 経緯

教育委員会では、学校教育の充実を目指すという教育的視点を基本に、平成17年10月に策定した「中野区立小中学校再編計画」に基づき取組を進め、平成24年4月の中野中学校の開校により前期の再編は終了した。

この間も区立小中学校は少子化の影響などから、計画策定時の推計より更に児童生徒数が減少し、それに伴う学校の小規模化が進んでいる地域もある。また、学校を取り巻く環境の変化により、学校教育の充実に向けた新たな課題への対応が求められている。

教育委員会では、新たな課題への対応を図り、学校教育の充実を目指していくため、学校の小規模化を解消するとともに、小学校と中学校の通学区域の整合性をできる限り図ることで、小中学校の連携、学校と地域との連携を推進していくこととした。更に、校舎の主要部分が建築後50年を経過する学校もあり、校舎の老朽化に伴う改修・改築（建て替え）が、よりよい教育環境を目指すうえで大きな課題となっている。

このようなことから教育委員会では、「中野区立小中学校再編計画」を改定し、平成25年3月に通学区域の見直しを含んだ「中野区立小中学校再編計画（第2次）」を策定した。また、平成25年11月には統合と通学区域変更の具体的な時期等を定めた。

なお、平成27年11月には「中野区立小中学校再編計画（第2次）」策定時に大規模改修としていた学校は、改築することとした。

今後、計画の着実な実施に向け取り組んでいく。

2 中野区立小中学校再編計画（第2次）における基本的な考え方

(1) 充実した学校教育のため、望ましい規模の学校をつくる

学校は、一定規模の集団で活動することを通して、子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健康・体力」などを確実に身につけさせ、自立した人間の育成を目指す教育の場である。学校での行事や集団活動が活発に行われ、子ども同士のふれあいや友人関係がつくられるためには、一定の集団規模や学級数を確保することが必要となる。また、個に応じた指導の充実や多様な学習展開などのためには、一定規模の教員数を確保できる学級数が必要である。

①再編は、統合、通学区域変更により行う。

②小中学校の望ましい規模は、小学校では少なくとも12学級（学年2学級）から18学級（学年3学級）程度、中学校では少なくとも9学級（学年3学級）から15学級（学年5学級）程度を目指す。

③統合を行う場合は、該当校をいずれも廃止し、統合校を新しい名称の新設校として設置することを原則とする。

(2) 小学校と中学校の通学区域の整合性を可能な限り図る

全ての学校において、小中学校の9年間を見通した教育活動を行う学校間の連携を推進するため、一つの中学校に2～3校程度の小学校単位での進学ができるよう、通学区域の見直しを行う。

①学区域の見直しにあたっては主に中学校の通学区域の見直しを行い、必要に応じて小学校の通学区域を見直す。

②現行の通学区域を尊重しつつ、通学距離や町会・自治会、幹線道路や鉄道の横断などを勘案し総合

的に判断して調整する。

(3) 学校施設・設備等の整備を進める

再編にあたっては、原則として、既存の校舎を活用し、あわせて、教育環境の確保・向上を図るための改築（建て替え）を行う。

- ①原則として統合新校の校舎として使用しない学校の位置で統合し、統合新校の改築工事終了後に新校舎に移転する。
- ②小学校の統合新校の新校舎にはキッズ・プラザを設置する。
- ③現に特別支援学級を設置している学校を統合する場合は、原則として統合新校に引き続き設置するが、必要に応じて近隣の学校に移設する。

3 中野区立小中学校再編計画（第2次）における区立小中学校の再編

(1) 通学区域の変更

令和元年度に次の学校の通学区域を変更した。

①谷戸小学校、桃花小学校

谷戸小学校の通学区域のうち、中野二丁目、中央四丁目と桃花小学校の通学区域のうち、中央二丁目、三丁目を入替えた。

②鷺宮小学校、上鷺宮小学校

鷺宮小学校の通学区域のうち、上鷺宮一丁目、二丁目を上鷺宮小学校の通学区域に変更した。

③第四中学校、緑野中学校、中野中学校

第四中学校の通学区域のうち、北原小学校の通学区域を緑野中学校の通学区域に変更した。

緑野中学校、中野中学校の通学区域のうち、啓明小学校の通学区域を第四中学校の通学区域に変更した。

④第五中学校、中野中学校

中野中学校の通学区域のうち、新井小学校の通学区域を第五中学校の通学区域に変更した。

⑤第八中学校、北中野中学校

北中野中学校の通学区域のうち、鷺宮四丁目と西中野小学校の通学区域を第八中学校の通学区域に変更した。

(2) 統合の組合せと統合新校の位置

①中野神明小学校、多田小学校、新山小学校の統合

平成29年4月、3校を統合し、2校の統合新校「南台小学校」「みなみの小学校」を開校した。

・南台小学校

旧多田小学校の位置で開校し、統合新校の校舎の改築工事のため、令和3年4月に旧新山小学校の位置へ移転した。令和7年4月に新校舎（旧多田小学校の位置）へ移転する。

・みなみの小学校

旧新山小学校の位置で開校した。統合新校の校舎の改築工事終了後、令和2年9月に新校舎（旧中野神明小学校の位置）へ移転した。

②大和小学校、若宮小学校の統合

平成29年4月に、統合新校「美鳩小学校」を旧若宮小学校の位置に開校した。統合にあわせて、旧大和小学校の通学区域のうち、若宮一丁目と北原小学校の通学区域に変更した。なお、統合新校の校舎の改築工事終了後、令和2年9月に新校舎（旧大和小学校の位置）へ移転した。

③桃園小学校、向台小学校の統合

平成31年4月に、統合新校「中野第一小学校」を旧向台小学校の位置に開校した。統合新校の校舎の改築工事終了後、令和3年4月に新校舎（旧桃園小学校の位置）へ移転した。

④上高田小学校、新井小学校の統合

令和2年4月に、統合新校「令和小学校」を旧上高田小学校の位置に開校した。統合新校の校舎の改築工事終了後、令和4年4月に新校舎（旧新井小学校の位置）へ移転した。

⑤鷺宮小学校、西中野小学校の統合（令和6年度）

令和6年4月に、統合新校「鷺の杜小学校」を旧第八中学校の位置に開校する。

⑥第三中学校、第十中学校の統合

平成30年4月に、統合新校「中野東中学校」を旧第三中学校の位置に開校した。統合新校の校舎の改築工事終了後、令和3年9月に新校舎（旧第十中学校の位置）へ移転した。なお、統合にあわせて、旧第十中学校の通学区域のうち、桃園小学校、向台小学校の通学区域を第二中学校の通学区域に変更した。

⑦第四中学校、第八中学校の統合

令和3年4月に、統合新校「明和中学校」を旧第四中学校の位置に開校した。統合新校の校舎の改築工事終了後、令和7年4月に新校舎（旧若宮小学校の位置）へ移転する。

○中野区立小中学校再編計画による前期の学校再編

平成17年に策定した「中野区立小中学校再編計画」に基づき、次のとおり再編を行った。

・ 桃花小学校の開校（平成20年度）

桃園第三小学校、仲町小学校、桃丘小学校の統合

・ 白桜小学校の開校（平成21年度）

中野昭和小学校、東中野小学校の統合

・ 平和の森小学校、緑野小学校の開校（平成23年度）

野方小学校、丸山小学校、沼袋小学校の統合

・ 緑野中学校の開校（平成20年度）

第六中学校、第十一中学校の統合

・ 南中野中学校の開校（平成21年度）

第一中学校、中野富士見中学校の統合

・ 中野中学校の開校（平成24年度）

第九中学校、中央中学校の統合

5-1-2 学校・地域連携

学校再編が円滑に進められるとともに、学校を支援する地域体制の組織づくりを始めるため、家庭・地域・学校が一体となって地域ぐるみで子どもを育成していくことが求められている。このため、学校と家庭・地域が連携して、地域の様々な資源や力に支えられ、子どもたちの育成を支えていく。

○PTAとの調整

児童・生徒の健全育成を図ることを目的に、保護者と教職員が協力して活動しているPTAが、その役割を十分に果たせるよう、PTA連合会主催の研修会への講師派遣、PTAミニガイドの発行等の支援を行っている。

○家庭教育支援講座

家庭教育の支援を目的に、教育委員会が設定するテーマで講座を開催する。

令和4年度テーマ「子どもたちが憧れる素敵な大人創り～大人が楽しんでいる姿を子どもたちへ魅せる～」

○学校支援ボランティア制度

中野区立小学校・中学校・幼稚園の教育活動の充実を図り、もって家庭、地域及び学校が一体となり地域ぐるみで子どもたちの生きる力を育み、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進するため、地域の人材を学校支援ボランティアとして活用する。登録には、個人と団体とがある。

関係法規 中野区学校支援ボランティア制度実施要綱
事業開始 平成23年9月

学校支援ボランティア登録者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
個人登録者（人）	228	232	267
団体登録者（団体）	15	15	14

○中野区コミュニティ・スクール

中野区コミュニティ・スクールは、学校、家庭、地域が協働し、子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを推進するため、地域住民、保護者等が参画し、学校運営について必要な支援を協議する地域学校運営協議会と、地域人材や学校支援ボランティア等により学校運営について必要な支援を行う地域学校協働本部を同時に設置し、一体的に推進する組織的・継続的な仕組みである。令和4年度よりモデル実施を開始し、全校導入に向けて、「中野区コミュニティ・スクール」を構築していく。

6-1 子ども政策調整

6-1-1 子ども政策調整

○中野区子どもの権利に関する条例の推進

1 中野区子どもの権利に関する条例

区に関わるすべての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、その権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進するため、令和4年3月に中野区子どもの権利に関する条例（以下「条例」という。）を制定した。

◆条例の構成

前文、第1章「総則」、第2章「子どもの権利の保障」、第3章「子どもにやさしいまちづくりの推進」、第4章「子どもに関する取組の推進および検証」、第5章「子どもの権利の相談および侵害からの救済」、第6章「雑則」

◆条例の特徴

(1) 子どもにやさしいまちづくりの推進

- 子どもをまちづくりのパートナーとして、子どもの今と未来のために、子どもにやさしいまちづくりを推進することを規定
- 大人から子どもへのメッセージを規定

(2) 子どもの権利の保障

- 区をはじめ子どもに関係する大人の役割を規定
- あらゆる場面における権利の保障を規定するとともに、子どもの生活する場面における権利の保障を規定

(3) 子どもに関する取組の推進

- 子どもの意見表明・参加を進めるための仕組みを規定
- 子どもに関する取組を推進するための推進計画を策定するとともに、計画の検証等の仕組みを規定
- 子どもの権利救済のための仕組みを規定

(4) 子どもにわかりやすい条例を目指して

- 可能な限り平易な用語を使用し、全ての漢字にふりがなを振るとともに、「です・ます調」で規定

2 子どもの権利委員会

子ども施策を推進するための基本となる計画及び子ども施策を検証するため、区長の附属機関として、中野区子どもの権利委員会を設置し、運営している。

◆所掌事項

子どもに関する取組を推進するための基本となる計画及び子どもに関する取組の検証

◆任期（第1期）

令和4年6月1日から令和6年5月31日まで

◆構成員

第1期委員構成

- | | | |
|-------------|----|--------|
| ①公募による区民 | 2名 | |
| ②関係団体が推薦する者 | 5名 | |
| ③学識経験者 | 3名 | 合計 10名 |

開催実績

開催	日付	主な審議内容
第1回	令和4年6月11日(土)	委嘱状交付式、諮問、委員会の進め方について、 区の現状及び課題について
第2回	令和4年7月3日(日)	課題の整理、子どもの権利に関する理解促進に関する 検討、子どもの意見表明・参加の促進に関する検討、 子どもへの意見聴取に関する検討
第3回	令和4年7月16日(土)	子どもの居場所、学びと活動の充実に関する検討、 子どもの権利侵害の防止、相談・救済に関する検討、 子どもへの意見聴取に関する検討
第4回	令和4年8月10日(水)	中間答申(案)について、子どもへの意見聴取の 実施状況の共有
第5回	令和4年10月29日(土)	子どもへの意見聴取の実施状況の共有、 子ども総合計画(素案)に係る審議、 子ども総合計画(素案)に係る子どもへの意見聴取 について、今後の権利委員会の進め方について
第6回	令和5年2月24日(金)	子どもへの意見聴取の実施状況の共有、 子ども総合計画(案)について、 今後の権利委員会の進め方について、 子どもの意見表明・参加に関する審議

○区民等からの意見聴取

区の子育て環境の満足度、取り組んでほしい施策などの意見を聴取し、子育て支援策を検討する基礎資料とする。

1 子育て家庭と区長のタウンミーティング(子育てカフェ)

令和元年度より、区の子育て環境等について、区内で子育て中の保護者と区長の意見交換を実施している。

令和4年度開催実績

開催	日付	会場	参加人数(人)
第1回	令和4年7月8日(金)	鷺宮児童館	37
第2回	令和4年9月17日(土)	北原児童館	30
第3回	令和4年10月12日(水)	みなみ児童館	23
第4回	令和4年12月10日(土)	みずの塔ふれあいの家	25

6-1-2 子どもの権利救済機関

子どもの権利の侵害からのすみやかな救済と子どもの権利の保障を図るため、区長の附属機関として、中野区子どもの権利救済委員(以下「救済委員」という。)を任命した。また、子どもとその関係者が救済委員に対する必要な相談を行うための窓口として、子ども相談室を設置し、中野区子どもの権利救済相談・調査専門員(以下「専門員」という。)を配置した。なお、子ども相談室は、教育センター分室内に令和4年9月1日に開設した。

また、子どもの権利の保障についての理解を広めるため、子どもの権利学習の実施や普及啓発活動に取

り組んでいる。

- ◆救済委員 学識経験者 3名（任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日まで）
- ◆専門員 会計年度任用職員 3名（令和5年5月1日時点）
- ◆子ども相談室 所在地 中野区野方1-35-3 中野区教育センター分室3階
 相談受付 月曜日から土曜日、午前11時から午後7時
 （日曜日・祝日、年末年始は除く）
 相談方法 電話、メール、相談室窓口、手紙

新規相談件数・関係機関への連絡、調整活動

	令和4年度（件）
新規相談件数	26
関係機関への連絡、調整活動	50

※令和4年度は、令和4年9月1日から令和5年3月31日までの件数

子どもの権利の日イベント

日付	事業名・内容	参加人数（人）
令和4年11月20日（日）	子どもの権利の日フォーラムなかの 第1部 基調講演「子どもの権利ってなに？」 第2部 パネルディスカッション「中野区と子どもの権利」	64 （会場24、オンライン40）

講師派遣

日付	研修名等
令和4年6月16日（木）	子ども・子育て会議
令和4年6月23日（木）	人権教育研修
令和4年9月9日（金）	中野中学校区地区懇談会 第1回全体会
令和4年11月14日（月）	民生委員児童福祉部会 全体会
令和5年1月26日（木）	中野区就学前教育・保育情報交換会

II. 指導室

中野区立学校における学校教育の指導目標

○指導目標

2020年から続く新型コロナウイルス感染拡大が社会に与える影響を受け、不安や悩みを抱える児童・生徒が今後も増加し続けることが懸念され、子どもたちへの支援は喫緊の課題である。

このような中、これからの社会を生きていく子どもたちには、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越えていく力を身に付けさせる必要があり、このことは「中野区子どもの権利に関する条例」の考えとも一致している。

そこで中野区立幼稚園及び小・中学校（以下「学校」と表記する。）では、子どもたちの安全・安心を守るとともに、「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」という中野区教育委員会の教育理念のもと、豊かな心、確かな学力、健やかな体からなる「生きる力」をバランスよく育む教育を推進する。

○基本方針

1 生命を大切にし、人権を尊重する教育の充実

「中野区子どもの権利に関する条例」の理念の下、学校の教育活動全体を通して、生命を尊重し、心身ともに健康に生活する態度を育てる。

- (1) 生命の大切さや尊さ、生きることのすばらしさを理解し、自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、一人ひとりのよさや多様性を認め、かけがえのない自他の生命を尊重する態度を育てる。
- (2) 児童・生徒が「子どもの権利」について知り、意見や考え、思いを表明することができる取組を推進することで、子どもたち一人ひとりの個性を尊重した教育の充実に努める。
- (3) 性別、人種の違い等に関する偏見や差別をなくし、一人ひとりの人権を大切にすることを育て、主体的に社会に関与する態度を育てる。
- (4) 一人ひとりに応じた適切な指導及び必要な支援を行うとともに、障害のある幼児・児童・生徒等への理解を深め、共に学び合い生活する中で、共生社会の基盤となる資質や態度を育てる。

2 生きる力を育む教育の推進

学校の教育活動全体を通して、家庭や地域と連携を図りながら、変化の激しい予測困難な社会において、よりよい社会の創り手となるために必要な知・徳・体の力をバランスよく育む。

- (1) 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、一人ひとりのよさや可能性を伸ばす教育を一層充実させる。
- (2) 個別最適な学びと協働的な学びのそれぞれを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図り、一人ひとりの資質・能力が確実に育成できる教育を実現する。
- (3) 体育・健康に関する指導を一層推進し、体力向上や自ら健康を保持増進する意識・実践力を育てるとともに、心と体の健康づくりに主体的に励む態度を育てる。
- (4) 幼児期から小・中学校までの15年間の発達・成長を見据えて、幼稚園・保育施設等、小学校及び中学校が教育内容や指導方法等について相互に理解を深めるとともに、幼児・児童・生徒の交流等の機会を充実させながら学校段階間の円滑なカリキュラムの接続を図る。
- (5) 多文化共生社会の一員として必要な国際感覚、やさしさや思いやりの心、公德心、正義感などを養い、様々な国や地域の人々と共に未来を切り拓いていこうとする態度・能力を育成する。
- (6) カリキュラム・マネジメントを推進することで、社会に開かれた教育課程の実現に向け、学校教育に関わる様々な取組を組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図る。

○令和5年度の重点

1 豊かな心を育む教育の充実

発達段階に応じて人権教育及び道徳教育を一層充実させ、自他の生命を相互に尊重し合い、多様性を認め合いながら共に生きていこうとする豊かな心の育成及び人間関係づくりに努める。

2 安心して学ぶことのできる学校生活の実現

子どもたちの不安や悩みに寄り添い、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等による組織的な相談体制を充実させるとともに、学校が子どもたちが安心して過ごせる環境(居場所)づくりを推進する。また、さまざまな理由で学校に通うことのできない児童・生徒に対しては、オンライン等を十分に活用した学習保障や相談体制を構築するなど、すべての子どもたちが安心して生活できるよう努める。

3 いじめに対する組織的対応の強化

いじめの未然防止に向けて道徳教育の充実や体験活動の一層の推進を図り、豊かな人間性や社会性を育むとともに、一人ひとりの心に寄り添ったきめ細やかな指導を徹底し、いじめの早期発見・早期対応を継続的・組織的に行う。また、可視性が難しいネットいじめは、早期発見が困難な状況にある。情報モラル教育の充実を図るとともに家庭に対する相談窓口等に関する情報提供や啓発をより一層強化し、SOSの出し方に関する教育の充実を図る。

4 補充的な学習と発展的な学習の強化

児童・生徒の主体的に学習に取り組む態度の定着につなげられるよう、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含めた学習内容を確実に身に付けさせる。また、児童・生徒の一人ひとりの学習の状況に応じ、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れる。教科担任制を小学校高学年から段階的に実施することにより授業の質の向上に努めるなど、個に応じた指導の充実を図る。

5 一人ひとりの能力を最大限に伸ばす教育の実現

一人1台端末を最大限に活用して、一人ひとりの児童・生徒の学習状況に合わせた指導の個別化と学習の個性化による「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動等を通じた「協働的な学び」のそれぞれを充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進することにより、児童・生徒の力を最大限に引き出す教育を実現する。

6 情報活用能力の育成

情報活用能力について教科等横断的な視点での授業改善を行い「令和の日本型学校教育」の実現に向けて必要なICT機器の基本的な操作や情報活用、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ等に関する資質・能力を育成する。

7 健やかな体と健康で安全に生活する力の育成

望ましい生活習慣や運動習慣の確立と体力・運動能力の向上に向けた取組を充実させるとともに、児童・生徒が発達の段階に合わせた健康に関する知識を身に付け、必要な情報を正しく選択し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成する。

8 特別支援教育の充実

共生社会の形成に向けて、全ての学級においてユニバーサルデザインや合理的配慮が提供された学級経営・授業づくりを実践し、障害の有無にかかわらず児童・生徒が共に学ぶことができる活動等の充実を図り、誰もが互いに尊重し支え合い、多様な在り方を認め合う態度の育成に努める。

1-1 教育人事

1-1-1 教育人事

○人事事務

区立小・中学校の県費負担教職員（校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、学校栄養職員及び事務職員）及び教育委員会事務局の指導主事の任免関係連絡事務並びに区立小・中学校の任期付短時間勤務教員、区立幼稚園の教育職員（園長、副園長及び教諭）の人事事務を行っている。（教職員数は「巻末資料4 児童・生徒・教職員数等」参照）

また、副校長や教員の業務負担の軽減を図るため、会計年度任用職員である副校長補佐及びスクール・サポート・スタッフを平成30年度から、エデュケーション・アシスタントを令和5年度から配置している。

さらに、文部科学省告示「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を受け、令和2年度から、教職員庶務事務システムを活用して教員が在校している時間を客観的に把握し、令和3年度から、学校教育活動に関する業務を行っている時間が一月当たり80時間を超えた教員に対する労働時間の通知及び長時間労働状態にある教員に対する医師による面接指導を行っている。

2-1 教育事業調整

2-1-1 教育事業調整

各校・園が幼児・児童・生徒の実態や地域の特性を踏まえ、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導や特色ある充実した教育活動を展開できるよう支援を行っている。

2-1-2 学校評価

○外部評価の趣旨

学校・幼稚園における教育活動の充実・向上のためには、学校の教職員以外の意見・要望等を把握することが不可欠である。そこで、より信頼され、開かれた学校づくりを目指し、多くの保護者から、組織体としての学校が、その教育機能をどの程度果たしているかについて評価を受け、その結果を参考に改善策を立て、教育活動の充実・向上を図り、学校改革を進めていくものである。

○外部評価（学校教育に関する保護者アンケート）の結果について（令和4年度）

1 実施方法

(1) 評価者

各学校・園の保護者

(2) 評価方法

- ① 各項目について「A十分」「Bまあ十分」「Cやや不十分」「D不十分」の4段階評価と「E答えられない・分からない」の5つの選択肢から1つを選択する方式。
- ② 各学校から各家庭に、評価用紙の配付またはGoogleフォームを活用して、回答を依頼する。
- ③ 原則無記名とする。

(3) 実施期間 令和4年10月から令和4年12月まで

(4) 評価項目

① 教育委員会が設定する共通項目

項目数 (単位：項目)

	小学校	中学校	幼稚園
保護者	17	16	24

② 各学校が独自に設定する項目

③ 自由記述

(5) 評価結果の処理等

- ① 各学校は、評価結果を学校だよりや各学校のホームページ等を活用して、保護者に周知する。
- ② 各学校は、共通評価項目の集計結果を教育委員会に提出する。
- ③ 教育委員会は、共通評価項目についての各学校の評価結果を集約し、分析した上で、ホームページを活用して公表する。
- ④ 各学校及び教育委員会は、評価結果に基づき課題を明らかにし、区立学校における教育や学校運営の充実を図るとともに、各学校の特色ある教育活動の推進に役立てる方策を検討する。

2 回収状況

令和4(2022)年度

	小学校	中学校	幼稚園
	保護者	保護者	保護者
配付数(人)	7,503	3,400	139
回収数(人)	6,564	2,690	128
回収率(%)	87.4	79.1	92
令和3年度回収率(%)	63.7	79.5	92
令和2年度回収率(%)	85.1	92.7	97.5

3 結果

(1) 幼稚園

	A	B	C	D	E	無回答	合計
1 お子さんは、園生活を楽しく過ごしている。	83.6%	15.6%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	100%
2 園は、日常の保育活動・園行事などで特色ある教育を行っている。	90.6%	9.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
3 園は、一人ひとりの幼児のよきや力を発揮できるようにしている。	83.6%	14.1%	1.6%	0.0%	0.0%	0.8%	100%
4 園は、幼児の発達をとらえ、意図的・計画的な指導をしている。	82.8%	16.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
5 園は、地域の環境や人材を教育活動に生かしている。	77.3%	17.2%	0.0%	0.0%	4.7%	0.8%	100%
6 園は、あいさつや身の回りの始末など、基本的な生活習慣を身に付ける指導をしている。	79.7%	17.2%	2.3%	0.8%	0.0%	0.0%	100%
7 園は、遊びを中心とした体験的な学びを重視している。	91.4%	8.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
8 園は、保育環境を工夫したり、教材を開発したりするなど、保育指導の充実に努めている。	82.8%	13.3%	2.3%	0.0%	1.6%	0.0%	100%
9 園は、いろいろな場や機会をとらえて人とかかわる力を育てている。	79.7%	18.8%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	100%
10 園は、体を動かす遊びを通して、体力や運動能力の基礎を培っている。	71.1%	20.3%	8.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
11 園は、保護者とともに環境をよりよくする活動に取り組んでいる。	80.5%	18.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	100%
12 園は、幼児の思いやりや優しい心を育てている。	86.7%	12.5%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	100%
13 園は、幼児に命を大切にすることを育てようとしている。	83.6%	14.1%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%	100%
14 園は、幼児に集団生活のルールを守る態度を育てようとしている。	80.5%	15.6%	2.3%	0.8%	0.8%	0.0%	100%
15 園は、保護者や地域の方の意見や要望を受け止め、園の改善に生かそうとしている。	80.5%	18.8%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	100%
16 園は、保育公開・保育参加などをとおして、地域・保護者と協力しながら、開かれた幼稚園づくりを行っている。	82.8%	15.6%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
17 園は、安全指導や避難訓練等の活動をおとして、幼児の安全を守るための取り組みを行っている。	91.4%	7.8%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
18 園は、熱意をもって指導に取り組んでいる。	93.0%	7.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
19 教職員は、登降園時や電話などの際、親切・丁寧に対応している。	93.8%	5.5%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
20 園は、保護者会や園だよりなどで、教育目標や経営方針、日常の教育活動の様子などをわかりやすく伝えている。	92.2%	7.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
21 園は、園内の環境美化に努めるとともに、施設の整備や維持補修などの安全管理を適切に行っている。	89.1%	9.4%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
22 幼稚園は、幼児に小学校への憧れの気持ちをもたせたり、自立させたりしている。	70.3%	13.3%	2.3%	0.0%	14.1%	0.0%	100%
23 幼稚園は、保幼小中連携教育のねらいや様子を、保護者に分かりやすく伝えている。	68.0%	17.2%	3.1%	0.0%	11.7%	0.0%	100%
24 幼稚園は、小・中学校との接続や連携を大切にした教育を視点に保育の質の向上に努めている。	69.5%	15.6%	2.3%	0.0%	12.5%	0.0%	100%

※「A十分」「Bまあ十分」「Cやや不十分」「D不十分」「E答えられない・分からない」

(2) 小学校

	A	B	C	D	E	無回答	合計
1 お子様は、学校生活を楽しく過ごしている。	48.1%	43.7%	5.1%	1.9%	0.9%	0.2%	100.0%
3 学校は、一人ひとりの児童のよさや可能性を伸ばす教育活動を行っている。	18.8%	48.5%	14.9%	4.7%	12.9%	0.2%	100.0%
9 学校は、環境問題にかかわる教育活動を行っている。	21.1%	48.1%	11.1%	2.0%	17.5%	0.2%	100.0%
10 学校は、思いやりや優しい心を育てている。	25.5%	52.3%	10.3%	2.5%	9.1%	0.2%	100.0%
11 学校は、児童に自他の生命を大切にすることを育てている。	24.4%	50.2%	9.2%	2.2%	13.7%	0.3%	100.0%
14 学校は、保護者や地域の方の意見や要望を受け止め、学校改善に生かそうとしている。	22.2%	44.9%	11.4%	3.8%	17.3%	0.4%	100.0%
15 学校は、地域・保護者と協力しながら子どもを教育している。	31.0%	50.9%	7.9%	2.3%	7.8%	0.2%	100.0%
16 学校は、学校公開の機会や学校だより、ホームページなどで、学校の様子を地域や保護者に知らせるなど、開かれた学校づくりに努めている。	39.7%	45.1%	9.3%	2.9%	2.8%	0.2%	100.0%
20 教職員は、来校時や電話などの際には、親切・丁寧に対応している。	56.9%	36.1%	3.7%	1.3%	1.7%	0.3%	100.0%
22 学校は、特別支援教育や発達障害等に関して保護者への説明をおこなっている。	15.7%	31.5%	16.8%	7.8%	27.8%	0.3%	100.0%
23 学校は、学校施設の整備や校内環境の美化に努めている。	38.3%	47.2%	6.1%	1.8%	6.4%	0.3%	100.0%
24 学校は、土曜授業の実施方法を工夫するなどして、教育内容の充実に努めている。	39.6%	47.4%	6.7%	1.7%	4.4%	0.2%	100.0%
25 学校は、オープンキャンパスや乗り入れ指導等を通して、児童に進学への安心感や、中学校への憧れの気持ちをもたせている。	21.0%	35.6%	7.9%	2.2%	33.0%	0.3%	100.0%
26 学校は、オープンキャンパスや乗り入れ指導等を通して、授業改善に努め、児童の学力向上、体力向上、心の教育の充実に努めている。	18.2%	37.5%	8.7%	2.1%	33.2%	0.4%	100.0%
27 学校は、幼小中連携教育のねらいや様子を、保護者に分かりやすく伝えている。	13.3%	35.2%	17.6%	6.1%	27.6%	0.2%	100.0%
28 学校は、幼稚園児・保育園児との交流などを通して、児童に小学生になった自覚をもたせている。	16.9%	37.1%	11.7%	4.0%	29.8%	0.5%	100.0%
29 学校は、幼稚園・保育園・中学校との接続や連携を大切にされた教育を視点を授業改善に努めている。	15.4%	35.4%	11.4%	3.6%	33.7%	0.6%	100.0%

※「A十分」「Bまあ十分」「Cやや不十分」「D不十分」「E答えられない・分からない」

(3) 中学校

	A	B	C	D	E	無回答	合計
1 お子様は、充実した学校生活を送っている。	39.0%	48.1%	6.9%	2.9%	3.1%	0.0%	100.0%
3 学校は、一人ひとりの生徒のよさや可能性を伸ばす教育活動を行っている。	18.9%	51.9%	13.2%	4.3%	11.6%	0.1%	100.0%
8 学校は、環境問題にかかわる指導を行っている。	16.1%	47.7%	10.3%	1.8%	23.9%	0.3%	100.0%
9 学校は、思いやりや優しい心を育てている。	21.8%	52.7%	10.1%	2.0%	13.1%	0.2%	100.0%
10 学校は、生徒に自他の生命を大切にすることを育てている。	22.2%	52.1%	7.2%	1.6%	16.7%	0.1%	100.0%
13 学校は、保護者や地域の方の意見や要望を受け止め、学校改善に生かそうとしている。	20.0%	49.2%	9.1%	3.4%	18.0%	0.3%	100.0%
14 学校は、地域・保護者と協力しながら子どもを教育している。	25.4%	53.7%	8.4%	2.1%	10.1%	0.2%	100.0%
15 学校は、学校公開等の機会や学校だより、ホームページなどで、学校の様子を地域や保護者に知らせるなど、開かれた学校づくりに努めている。	35.4%	50.3%	8.5%	2.0%	3.7%	0.2%	100.0%
19 教職員は、来校時や電話などの際には、親切・丁寧に対応している。	56.6%	37.7%	3.1%	1.3%	1.1%	0.2%	100.0%
21 学校は、特別支援教育や発達障害等に関して保護者への説明をおこなっている。	16.3%	38.3%	14.1%	5.0%	26.2%	0.1%	100.0%
22 学校は、学校施設の整備や校内環境の美化に努めている。	37.2%	50.4%	5.0%	1.4%	5.8%	0.1%	100.0%
25 学校は、土曜授業の実施方法を工夫するなどして、教育内容の充実に努めている。	28.0%	52.5%	8.3%	1.7%	9.4%	0.1%	100.0%
26 学校は、オープンキャンパスや乗り入れ指導等を通して、生徒に中学生になった自覚をもたせたり、自己有用感を高めさせたりしている。	25.3%	51.2%	7.1%	1.6%	14.6%	0.2%	100.0%
27 学校は、オープンキャンパスや乗り入れ指導等を通して、授業改善に努め、生徒の学力向上、体力向上、心の教育の充実に努めている。	21.9%	49.0%	9.0%	2.2%	17.8%	0.2%	100.0%
28 学校は、幼小中連携教育のねらいや様子を、保護者に分かりやすく伝えている。	15.1%	44.2%	14.1%	4.3%	22.1%	0.3%	100.0%
29 学校は、幼稚園・保育園・小学校との接続や連携を大切にされた教育を視点を授業改善に努めている。	17.9%	44.4%	9.9%	2.5%	25.2%	0.1%	100.0%

※「A十分」「Bまあ十分」「Cやや不十分」「D不十分」「E答えられない・分からない」

○学校評議員制度の概要

1 目的

地域に開かれた学校づくりを推進し、区民の意思を尊重しつつ特色ある教育活動を展開できるように、小学校及び中学校に学校評議員を置いている。

なお、幼稚園についても小・中学校に準じて学校評議員を置いている。

2 活動内容

- (1) 校長の求めに応じ学校運営について意見を述べるとともに、校長が定める様式により学校評価を行う。
- (2) 授業及び行事を参観し、学校の運営方針及び教育活動について助言する。
- (3) 児童又は生徒、その保護者及び地域住民（以下保護者等）の意見及び意向を校長に伝える。
- (4) 学校運営の状況等を保護者等に伝える。
- (5) 学校、家庭及び地域社会の連携について助言する。

3 令和4年度委嘱状況

小学校 21校、123人

中学校 9校、65人

幼稚園 2園、12人

○第三者評価の概要

1 趣旨

各中学校区でのそれぞれの課題に対して連携して取り組み、3年に一度のサイクルで外部評価を実施する。

2 委員

教育委員会が選出した学識経験者等の第三者と、中学校区の各校の管理職

3 活動状況

- ①全体協議・・・各校の昨年度の成果と課題や連携教育の取組について確認するとともに、学校経営計画の取組指標や成果指標について協議する。
- ②学校視察・・・視察校の授業視察と状況説明と協議を行い、課題の解決策を検討する。
- ③全体協議・・・学校経営計画（報告書）の内容を基に、取組の成果や今後の改善策・支援策を協議する。

4 実施状況

令和2・5年度・・・第二中学校区、第五中学校区、緑野中学校区

令和3年度・・・第七中学校区、南中野中学校区、明和中学校区

令和4年度・・・北中野中学校区、中野中学校区、中野東中学校区

○道徳授業地区公開講座の概要

1 目的

小・中学校における道徳科の授業を活性化し、質の向上を図るとともに、保護者、地域住民の参加のもと、学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育及び開かれた学校教育の推進に資する。

2 参加者

保護者、教職員、地域住民などとする。

3 内容

各小・中学校で、道徳科の授業を保護者や地域住民に公開するとともに、子どもたちの心の問題や健全育成に関することについての意見交換会を行う。

2-2 学習指導

2-2-1 学力の向上

○中野区学力にかかわる調査の実施

1 調査の趣旨

- ・各学校において、自校の児童・生徒一人ひとりの学習状況を踏まえて、教育課程や指導の改善・充実を図る。
- ・調査の結果を基に、児童・生徒が自身の学習上の課題を認識し、その後の学習に役立てる。
- ・各教科の目標や内容に照らした学習の実施状況を把握し、区内小・中学校における教育課程の実施状況についての課題を明らかにして教育委員会の施策及び事業に生かす。

2 調査の実施概要（令和4年度）

(1) 対象学年及び教科

※調査範囲は前年度の学習範囲

学年 対象人数(人)	小2 1,786	小3 1,666	小4 1,683	小5 1,563	小6 1,509	中1 1,114	中2 1,032	中3 1,000
国語	○	○	○	○	○	○	○	○
算数・数学	○	○	○	○	○	○	○	○
英語							○	○

(2) 実施方法 ペーパーテスト形式による調査

(3) 実施時期 令和4年4月11日～15日の中で1日

3 調査の方法・内容

- (1) 本調査では、学習指導要領の目標、内容の学習状況を把握するため、教科の観点ごとに問題を作成する。
- (2) 出題した学習内容や問題の形式、難易度等を考慮し、あらかじめ「おおむね満足である状況」を示す数値を「目標値」として設置した。この目標値に到達した児童・生徒の割合（達成率）を基に、学習状況を把握する。
※教育委員会は、達成率が70%であれば、区内の70%の児童・生徒が、「おおむね満足できる状況」にあることを示しており、全ての教科の観点の達成率を70%以上にすることを目指している。
- (3) 学習指導要領の全面実施にともない、調査をした全学年の評価の観点が「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に変更された。このことにより、評価項目数はこれまでの86項目から、令和3年度は44項目、令和4年度からは36項目に変更となった。

4 調査結果の分析・公表

- (1) 中野区全体の調査結果は、教育委員会のホームページで公開する。調査結果の分析の詳細は、教育委員会事務局において行い、今後の学力調査の改善に生かす。
- (2) 各学校においては自校の結果についての分析を実施する。それに基づいた授業改善プランの作成を行い、分析結果とともに各学校のホームページ等にて公開する。

5 調査結果（観点ごとの達成率一覧）

<国語>

観 点	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
「知識・技能」	80.6	72.7	69.3	69.1	76.7	73.5	74.1	69.7
「思考・判断・表現」	69.1	70.4	63.2	67.7	69.2	67.7	74.1	68.7

<算数・数学>

観 点	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
「知識・技能」	88.4	77.1	79.6	73.8	74.3	70.0	68.8	73.2
「思考・判断・表現」	78.9	70.8	66.3	59.2	70.4	69.9	68.7	71.6

<英語>

観 点	中2	中3
「知識・技能」	75.3	69.3
「思考・判断・表現」	58.3	71.2

※網掛けの数値は目標値に到達した児童・生徒が70%以上の項目を示している。

○少人数指導の推進

1 目的

習熟度に応じた少人数指導やT・Tによる同一学級内での習熟度に応じた学習、児童・生徒の興味・関心に応じた学習など、指導方法・形態を工夫し、個に応じたきめ細やかな指導を推進し、その充実を図ることで、児童・生徒一人ひとりに基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせるとともに、個性や可能性の伸長を図る。

2 対象

区立小・中学校全校

3 教科（指導方法工夫改善加配教員による実施分）

令和5(2023)年度

小学校	算数（21校）
中学校	数学（9校）、英語（7校）

○任期付短時間勤務教員の配置

1 目的

区立小・中学校の児童・生徒一人ひとりの学習状況に応じたきめ細やかな指導を一層推進するために、「区費による教員」を採用し、指導体制の充実を図る。

2 任期

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

3 配置

令和5(2023)年度

小学校	1人配置(16校)、2人配置(5校)
中学校	1人配置(9校)

※令和5年度から、学級数が多い小学校を2人配置とした。

○2学期制の導入

教育委員会では、固定的にとらえられていた教育課程の改善を図り、きめ細やかな指導と評価を行うなど、子どもたちにとってより充実した教育活動の充実をめざして、2学期制の導入を推進してきた。また、このことにより、授業時数が増え、特色ある学校づくりが推進されて、よりよく生きていくための「生きる力」を定着させることができると考えている。

平成20年度からは、全小・中学校で2学期制を導入している。

○学校図書館指導員の配置

学校図書館の充実を図るため1日6時間学校図書館を開館し、児童・生徒の学校図書館利用の促進と学習活動の支援、居場所づくりのため、小中学校に学校図書館指導員を配置する。 ※令和5年より業務委託

(1) 職務

- ① 図書等の分類及び整理に関すること
- ② 図書等の貸出し及び返却に関すること
- ③ 図書等の購入及び廃棄の計画に関すること
- ④ 図書等の広報及び図書館内の環境整備に関すること
- ⑤ 休み時間、放課後及び長期休業期間における学校図書館の開放に関すること
- ⑥ 区立図書館への団体登録・貸出等の連絡業務に関すること
- ⑦ 前事項①から⑥に掲げるもののほか、校長が特に必要と認める事項

(2) 勤務

- ①勤務日数は週5日とする。
- ②勤務時間は1日6時間(8月は4時間)とし、勤務時間の割り振りは当該学校の校長が別に定める。

2-2-2 特色ある学校づくり

○中野区教育委員会「学校教育向上事業」研究指定校

【趣 旨】

中野区の抱える教育課題について、区内公立学校・幼稚園を研究校に指定し、課題解決に向けた各学校の積極的な実践・研究活動を重点的に支援する。また、その取組の成果を区立学校・幼稚園全体に発信させることにより、中野区の学校教育の充実・向上に資する。

【指定期間】

指定を受けてからそれぞれの課題の示す期間を終了するまで。

【指定方法・研究の進め方】

- ・校長・園長は、申請書、研究計画書、予算計画書をもって、教育委員会に申請する。
- ・教育委員会は、校長・園長の申請に基づき、教育長によるヒアリングを行った上で指定校を決定する。
- ・指定校決定後、研究計画書・予算計画書に基づき、配当額を決定する。
- ・中野区教育委員会の担当指導主事と連絡をとりながら研究を進める。
- ・成果の普及については、公開授業等及び研究発表会により行うこととする。

令和5年度 中野区教育委員会「学校教育向上事業」研究指定校

		学校（園）名	研 究 課 題
継 続 校	1	北中野中	新しい生徒指導の在り方
	2	武蔵台小	「令和の日本型学校教育」の構築
	3	西中野小	体力向上に向けた教育の推進
	4	塔山小	その他の教育課題（自分の考えをもち、深める児童の育成）
	5	ひがしなかの幼	その他の教育課題（夢中になって遊ぶ幼児の育成）
新 規 校	6	谷戸小	「指導と評価の一体化」の視点による授業改善
	7	中野中	体育健康教育の推進
	8	南中野中	子どもたちに「生きる力」を育む教育
	9	江原小	子どもたちに「生きる力」を育む教育
	10	南台小	子どもたちに「生きる力」を育む教育

2-2-3 国際理解教育

○外国語指導助手の派遣

区立小・中学校全学年の外国語（英語）の授業及びクラブ活動等に外国語指導助手を派遣し、外国語（英語）教育の充実を図る。

小・中学校におけるA L T配置実績数

	令和4年度			令和3年度		
	学校数 (校)	学級数 (学級)	配置実績数 (時間)	学校数 (校)	学級数 (学級)	配置実績数 (時間)
小学校	21	221	5,424	21	210	5,350
中学校	9	106	1,518	9	95	1,443

2-2-4 ICTを活用した教育の推進

○児童・生徒用一人1台端末を活用した学習の推進

- 1 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた一人1台端末の活用
 - ・児童・生徒用一人1台端末の活用による、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現
 - ・児童・生徒一人ひとりが自分の学習状況に合わせて主体的に学習する「AI学習ドリル」の導入

- 2 家庭でのオンラインを活用した学習の推進
 - ・オンラインを活用した、家庭での個別学習の推進とコンテンツの充実
 - ・学校支援クラウドを活用した課題配信等による学習支援
 - ・登校できない状況にある児童・生徒に向けたオンライン授業等による学習支援
 - ・一人ひとりの習熟度に応じた学習や学習ログを活用した個別最適化された学習など、教科や学年を超えた学習が家庭でできる環境の整備

○情報教育の推進

- 1 情報活用能力の育成
 - ・児童・生徒の発達段階に合わせた、系統的・発展的な情報活用能力の育成

2 情報モラル教育の推進

- ・ 自他の権利や情報社会における行動に関する教育の推進
- ・ 犯罪被害を含む危機を回避し、情報を安全に利用できるようにするための教育の推進

2-2-5 日本語適応事業

○事業概要

区立学校に在籍する外国人児童・生徒等を対象に日本語などの指導を行い、学校生活や社会生活への円滑な適応を図る。

○日本語指導員等派遣

日本語指導が必要な幼児・児童・生徒に対して、区立学校・幼稚園に教育委員会が日本語指導員等を派遣し、家庭と学校との連絡補助、日本語言語指導、日本語教材の作成にあたる。

1 日本語指導員等派遣の期間

日本語指導員または通訳者を原則として教員の勤務時間のうち、幼児・児童・生徒1人につき80時間（令和元年度までは60時間）を限度として派遣する。委嘱された日本語指導員または通訳者と協議の上、保護者会、個人面談等の必要な行事等に対して、適時派遣をすることができる。

2 過去3年間の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
派遣件数（件）	59	51	93

○外国人児童・生徒等向け支援

区立学校に編入する外国人児童・生徒等に対し、教育支援室が外国語版入学のしおりの説明を行い、学校との事前打ち合わせ日と編入学初日に児童・生徒（保護者）に同行する等の編入学支援を行う。

○外国人児童・生徒等支援スタッフ派遣事業

区内大学の外国人留学生を週1～2回各1～2時間程度学校に派遣し、休み時間や給食時等に外国人児童・生徒等の話し相手になることにより、当該児童・生徒に安心感を与える。また、周囲の日本人児童・生徒に対しては異文化理解推進の一助とする。

○帰国生徒受入重点校

平成12年度に旧第三中学校における文部科学省の海外帰国子女教育研究協力校の指定が外れたが、引き続き中野東中学校において海外帰国生徒を受け入れ、日本の学校生活に早く親しめるような教育活動を展開している。

2-2-6 教育研究助成

○分担金

平成22年度から各研究団体及び小中学校長会等に対する負担金の全部または一部を公費負担している。

○補助金

区立小中学校の児童・生徒の教育水準のより一層の向上を図ることを目的とする研究事業団体に対し、研究活動等に要する経費等を助成するために補助金を交付している。対象団体は、中野区小学校教育研究会、中野

区立中学校教育研究会、中野区特別支援教育研究協議会の3団体である。

2-2-7 教育指導（教科書事務等）

○中野区立学校で現在使用している教科書・補助教材

1 教科書

小 学 校（令和2年度～使用）			中 学 校（令和3年度～使用）		
種 目	教科書名（略称）	発行	種 目	教科書名（略称）	発行
国 語	国語	光 村 図 書 版 出	国 語	国語	光 村 図 書 版 出
書 写	小学書写	日 本 文 教 出 版	書 写	中学書写	教 育 出 版
社 会	新しい社会	東 京 書 籍	社 会 (地理)	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土	帝 国 書 院
地 図	楽しく学ぶ 小学生の地図帳	帝 国 書 院	社 会 (歴史)	中学社会 歴史 未来をひらく	教 育 出 版
算 数	新しい算数	東 京 書 籍	社 会 (公民)	中学社会 公民 ともに生きる	教 育 出 版
理 科	たのしい理科	大日本図書	地 図	中学校社会科地図	帝 国 書 院
生 活	新しい生活	東 京 書 籍	数 学	新しい数学	東 京 書 籍
音 楽	小学音楽 音楽のおくりもの	教 育 出 版	理 科	新しい科学	東 京 書 籍
図画工作	図画工作	開隆堂出版	音 楽 (一般)	中学音楽 音楽のおくりもの	教 育 出 版
家 庭	小学校 わたしたちの家庭科	開隆堂出版	音 楽 (器楽)	中学器楽 音楽のおくりもの	教 育 出 版
保 健	小学保健	光 文 書 院	美 術	美術	日 本 文 教 出 版
英 語	NEW HORIZON Elementary English Course	東 京 書 籍	保健体育	最新 中学校保健体育	大 修 館 書 店
道 徳	新訂 新しい道徳	東 京 書 籍	技術家庭 (技術)	技術・家庭 技術分野 テクノロジーに希望をのせて	開隆堂出版
			技術家庭 (家庭)	技術・家庭 家庭分野 生活の土台 自立と共生	開隆堂出版
			英 語	SUNSHINE ENGLISH COURSE	開隆堂出版
			道 徳	新訂 新しい道徳	東 京 書 籍

※「英語」は、令和2年度から使用

2 補助教材

対 象 学 年 資料名(使用教材)		小 学 校						中 学 校		
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
1 中野の子ら ※	国 語	○	○	○	○	○	○			
2 わたしたちの中野	社 会			○						
3 わたしたちの東京都	社 会				○					
4 体 育 (各学年用)	体 育	○	○	○	○	○	○			

5 デジタル福祉教材「あおぞら」 ※デジタル配信	全教科等			○	○	○	○			
6 楽しい図書館 ※デジタル配信	国語	○	○	○	○	○	○			

※『中野の子ら』については令和2年度から新規発行は無し。

○教科書採択

平成 12(2000)年4月の都区制度改革により、これまで都教育委員会の権限であった教科書採択事務が区の事務となり、区立学校で使用する教科書を選ぶ権限と責任を区の教育委員会がもつこととなった。

教育委員会では、最初の教科書採択を平成 13(2001)年度に行った。その後、平成 16、20、22、26、29、令和元年度に小学校用教科書（平成 29 年度については「特別の教科 道徳」のみ実施）、平成 17、21、23、27、30 年度、令和 2 年度には中学校用教科書（平成 30 年度については「特別の教科 道徳」のみ実施）について実施した。（採択した教科書は、前頁のとおり）

【教科書採択の流れ】

教科書は、小・中学校別教科用図書選定調査委員会の報告に基づき、教育委員会が、その権限と責任において採択を決定する。（次頁参照）

中野区教育委員会の令和3年度使用中学校教科書採択基準

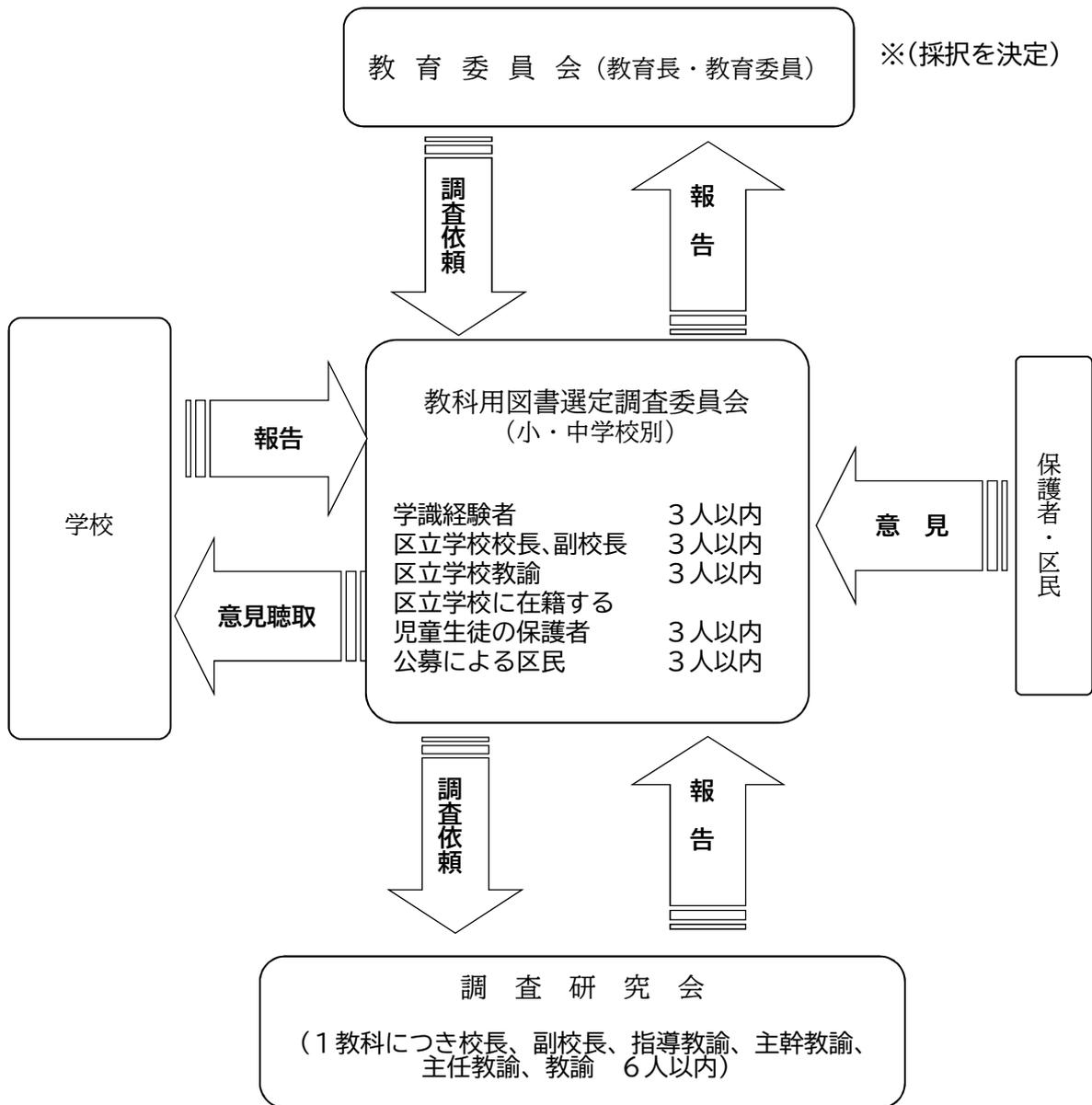
- ① 学習意欲が喚起される教科書
- ② 生きて働く知識・技能の習得と未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成にええられ、生徒自らがよりよい生き方を考えられる教科書
- ③ 中野区の生徒にとって学びやすく、教師にとって扱いやすい教科書

【参考】

法令に規定されている基本的事項

- ① 文部科学省の検定を経たものまたは文部科学省が著作の名義を有するものを使用する。
- ② 都教育委員会が設定する採択地区ごとに同一の教科書を使用する。
※採択地区…中野区では区全体が1つの採択地区となる。
- ③ 「種目（＝教科ごとに分類された単位）」ごとに1種の教科書を採択する。
※種目の例：中学校国語の種目…「国語」「書写」
- ④ 当該教科書を使用する年度の前年度の8月31日までに採択する。
- ⑤ 採択された教科書は原則として4年間使用する。

○中野区の教科書採択のしくみ



2-3 心の教育

2-3-1 人権尊重・心の教育

○人権教育推進委員会

中野区基本構想及び中野区基本計画では、児童・生徒が、いじめやインターネットによる人権侵害等の様々な人権課題や人権尊重の理念を正しく理解するとともに、人々の多様性を認め、共生社会の素地を育むことができるよう、各学校が多様な教育活動に基づいた人権教育を行う」ことについて掲げている。また、自分の生き方や他者との関わりについて考え、主体的に判断し、行動できる人を育てるとともに、地域を大切に
する社会性が育まれるよう、自然や生命とのふれあいや地域ボランティア活動などの体験を推進することについて述べている。

このことを踏まえ、学校における人権教育のより一層の充実を図るために、実践事例集を作成している。

各学校は、この資料を活用し、人権教育の全体計画や年間指導計画を作成するとともに、教育環境の整備を図り、人権教育を通して、組織的に心の教育の充実を図っていく。さらに、令和4年3月に制定された「中野区子どもの権利に関する条例」の理念の下、子どもたちが自分たちに関わる様々な活動において意見や考え、思いを表明し、主体的に参加できるような取組を推進し、子どもたち一人ひとりの個性を尊重した教育の充実を図る。

2-3-2 生活指導相談事業

○心の教室相談員

学校に居場所や話し相手、又は相談相手を見いだせずにいる児童・生徒に対し、気軽に立ち寄れる場所と話のできる環境を整備し、早期にいじめ・不登校・問題行動等に対応するため、心の教室相談員を配置している。

1 配置校

全区立小・中学校

2 職務

- (1) 児童及び生徒の悩み相談・話し相手
- (2) 地域と学校の連携の支援
- (3) その他学校の教育活動の支援（教育指導、部活動の指導は除く）

3 活動時数

- (1) 小・中学校…週2回、1回4時間

○スクールカウンセラー

いじめや不登校の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図るため、スクールカウンセラー（臨床心理士）を配置している。（東京都事業）

1 配置校

全区立小・中学校

2 職務

- (1) 児童及び生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言及び援助
- (3) 児童及び生徒のカウンセリング等に関する情報収集
- (4) 児童及び生徒のカウンセリング等に関し、配置校の校長及び配置校を所管する教育委員会が必要と認める事項

3 活動時数

年38回、1回7時間45分

※令和2年度より、児童・生徒数の多い学校（小学校2校、中学校1校）に関しては年76回

○教育相談員

心理に関する専門性の高い区相談員が相談に応じることで、各中学校区の生徒指導上の課題や在籍する児童・生徒及びその保護者の悩みや問題等の解消を図る。また、教育センターや指導室と連携した迅速な支援を行う。

1 配置

区立中学校区に原則1人配置

2 職務

- (1) 在籍児童・生徒及びその保護者の教育上の悩みや問題に対しての相談業務
- (2) 授業観察等を通じた児童・生徒の状況把握
- (3) 教員等からの生徒指導（教育相談）上の悩みや問題等に対しての相談業務
- (4) 教員等への生徒指導（教育相談）についての助言・支援

3 活動時数

月4日（週1日程度）、1日当たり4時間

○学校サポートチーム

1 課題

学校等でのけがやいじめ、個人情報などのリスク管理、危機管理対応については各学校・各課で行ってきているが、事件・事故などの予防措置や発生した場合の対応を教育委員会全体で支援する危機管理の体制を整備する必要がある。

2 目標

教育行政運営上の事件・事故、健康被害が未然に防止され、また、事件・事故などが発生した場合は、できる限り最小限に止める対策が整備されている。学校においては、多様なトラブルが未然に防止され、学習指導や生活指導などの本来業務に専念し、よりよい教育環境が整っている。

3 事業内容

(1) 学校サポートチームの設置

児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む、校務分掌に位置付けた組織。

※いじめ防止対策推進法第22条に基づく「学校いじめ対策委員会」を支援する組織としても位置付けられている。

(2) 学校サポートチームの支援体制

学校でいじめ、学級経営が困難な状態（いわゆる学級崩壊）、重大な事件などが発生した場合は、その都度、必要に応じた専門的な職員（校長OB、臨床心理士等）を教育委員会から派遣し、学校を支援する。

4 所要人員等、実施の詳細

学校サポートチームは、学校経営や学級経営に対し支援を行う者（学校経営補助員）、臨床心理士等による児童・生徒の心のケアを行う者（臨時教育相談員）等で編成するとともに、事件・事故などの内容によっては、教育委員会事務局の関連部署の担当職員や区長部局の関係部にも応援を求める。

○スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境への働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒に支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、支援・連携体制を整備している。（東京都スクールソーシャルワーカー活用事業）

1 配置

校長、教育相談室、教育支援室の依頼に基づき、派遣する。また、教育支援室の巡回支援においても対応する。（チーフスクールソーシャルワーカー1人、スクールソーシャルワーカー9人）

2 職務

- (1) 当該児童・生徒の家庭訪問を行い、子どもの家庭環境など、問題行動等の背景を分析して、児童相談所や子ども家庭支援センター、警察等との連絡調整を図り、問題解決へ向けた環境づくりを行う。
- (2) 児童・生徒へのカウンセリングを行うとともに、保護者に対する助言や援助を行う。

3 活動時数（令和4年度）

7,068時間

○スクールロイヤー

各学校において法律的な支援が必要な案件が発生した場合には、法的な観点から弁護士（スクールロイヤー）の助言を受け、問題が深刻化・長期化することを防ぐ体制を令和5年度から整備している。

1 配置

全区立幼稚園、小・中学校を対象に園長・校長の相談に対応する。（スクールロイヤー 2名）

2 職務

- (1) 助言・アドバイザー業務

対応が難しい案件が発生した場合に、学校からのメールや電話等での相談に対して弁護士が法的なアドバイスをを行い、問題が深刻化・長期化することを防ぐ。

(2) 保護者との面談への同席

保護者側の代理人として弁護士が就いたとき等、必要に応じて学校での面談等に同席し、法的な知見を提供する。

2-4 学校体育

2-4-1 体力向上プログラム

○体力向上プログラムの概要

1 「体力」の意義

体力は、全ての活動の源であり、運動や健康のほか、気力や知力の充実に大きくかかわる、人の成長・発達を支える重要な要素である。

2 中野区の子どもたちに求められる体力

- ◆「運動するための体力」 … 運動するための基礎となる身体的能力
- ◆「心も体も元気に生活するための体力」 … 健康の維持と気力や知力の源となる体力

3 各学校の体力向上プログラムの基本的な考え方

学校は、全ての子どもに対して、全教育活動を通して体力の意義を理解させ、運動や運動遊びをする意欲を喚起するとともに、睡眠や食生活など適切な生活習慣を身に付けさせていくことによって、子どもたちは家庭においても、また地域の中でも、生涯にわたって「いつでも、どこでも、誰とでも、いつまでも」体力向上に資する生活を送ることができるようになると考える。そのために各学校は、子どもたちに運動や運動遊びの楽しさを十分に味わわせることができるよう指導を工夫したり、食育や健康教育を各教科、特別活動、休み時間や放課後などの取組のなかで展開したりすることが必要になる。その計画が各学校の体力向上プログラムである。各学校の体力向上プログラムは、

- (1) 全体構想 (2) 年間指導計画 (3) 体力向上に資する取組実践 の3部構成とする。

4 各学校の体力向上プログラムの評価

「健康にかかわる生活や行動」「体力」「運動技能」の3つを観点として、その到達目標を設定し、達成状況をもって評価する。

この到達目標を「中野スタンダード」とし、達成状況を数値や具体的な子どもの姿で示した。

○「中野スタンダード」

1 設定のねらい

- ・指導者が発達段階に応じた指導と評価をより適切に行うための規準となり、到達目標をめやすにねらいを設定したり、指導法を工夫したりすることで授業改善につなげる。
- ・児童・生徒にとって、体力向上の目標及び自己評価する際の一つのめやすとする。
- ・保護者等からみて、学習の成果や到達度を分かりやすくする。

2 「中野スタンダード」の内容

(1) 「健康にかかわる生活や行動」

食育・健康教育等とおして「身に付けさせたい生活や行動」を、平成17・18年度に実施した健康に関する調査等を基に設定した。

(2) 「身に付けさせたい体力」

運動するための基礎となる体力を「身に付けさせたい体力」としてとらえ、「平成18年度東京都児童・

生徒の体力テスト」において、各学年の児童・生徒の70%が到達した数値を目標値として設定した。この目標値に、中野区立学校の児童・生徒がどの程度、達成しているか割合を求め、分析することで、各学校・学年といった集団の体力の高まりについても評価することが可能であると考える。

(3) 「身に付けさせたい運動技能」

体育科・保健体育科学習指導要領解説を基に、各学年の学習の成果として、児童・生徒のおよそ70%が達成できている状況を「身に付けさせたい運動技能」として数値や技のできばえ等で示した。

なお到達目標は小学校で低・中・高学年の3段階、中学校は1段階の合計4段階で設定した。

3 児童・生徒の体力テストの結果

中野スタンダード（「身に付けさせたい体力」）通過率

■令和3年度（網掛けは中野スタンダードに達した児童・生徒の割合が70%を超えた項目）

（単位：％）

		男子								女子									
		握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	シャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトボール投げ ハンドボール投げ	持久走	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	シャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトボール投げ ハンドボール投げ	持久走
小学生	1年	49.7	64.1	65.4	83.2	75.3	83.0	72.7	43.2		54.5	60.9	64.9	81.4	67.6	72.5	72.1	35.7	
	2年	47.3	70.3	73.2	78.7	70.0	79.7	66.7	40.6		52.7	68.3	74.8	75.8	75.0	81.6	73.2	50.7	
	3年	58.7	68.6	75.3	72.6	63.9	79.3	64.5	45.2		60.4	75.7	78.3	80.3	66.3	75.6	68.8	47.4	
	4年	57.3	79.5	74.1	77.4	72.0	78.1	66.8	46.3		46.5	82.3	78.8	74.0	73.5	82.8	66.6	44.5	
	5年	53.4	77.2	78.0	80.6	65.1	79.1	69.7	45.7		63.9	82.9	77.6	85.0	73.7	83.1	74.2	46.6	
	6年	52.5	75.5	78.1	80.3	65.3	81.2	72.9	46.5		59.2	80.8	78.0	85.7	73.3	76.5	75.1	49.2	
中学生	1年	63.0	75.4	69.3	88.6	63.8	81.6	75.0	45.6	74.7	74.3	82.4	73.2	94.1	68.8	80.6	88.3	42.5	73.2
	2年	65.6	70.6	71.6	84.5	60.0	83.6	78.8	44.4	76.9	68.2	84.1	73.8	91.0	59.0	83.3	85.8	48.7	78.1
	3年	56.0	72.8	71.5	84.9	71.4	83.4	81.3	50.7	80.4	68.0	83.6	70.5	86.7	69.3	82.8	85.3	51.7	78.3



■令和4年度（網掛けは中野スタンダードに達した児童・生徒の割合が70%を超えた項目）

（単位：％）

		男子								女子									
		握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	シャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトボール投げ ハンドボール投げ	持久走	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	シャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトボール投げ ハンドボール投げ	持久走
小学生	1年	44.2	66.9	73.6	86.6	68.1	80.6	73.7	40.7		52.3	63.7	66.1	85.1	60.4	73.0	73.6	37.6	
	2年	44.7	70.4	69.9	81.1	69.7	82.1	70.8	44.7		48.7	70.4	69.1	78.8	66.4	80.0	74.2	50.8	
	3年	55.6	68.9	70.9	77.4	62.7	79.2	64.4	44.3		62.1	75.7	75.2	84.6	65.9	73.8	71.3	44.9	
	4年	54.9	77.3	79.8	78.4	64.1	76.0	63.0	40.8		43.6	82.6	78.5	80.0	69.2	77.9	67.2	43.0	
	5年	55.5	77.2	79.6	82.2	68.3	78.8	77.0	47.8		60.9	76.1	75.5	84.5	70.7	78.1	74.3	41.6	
	6年	50.8	75.6	72.1	83.4	61.7	77.6	71.6	45.3		63.3	82.5	73.6	87.2	70.9	74.6	72.9	52.0	
中学生	1年	66.7	78.8	71.2	88.1	71.4	82.7	81.6	50.8	72.6	77.3	82.0	77.4	93.0	77.0	77.6	81.5	47.6	72.9
	2年	66.7	68.3	69.6	84.3	65.4	81.2	81.8	48.8	76.8	68.1	81.7	75.9	90.5	60.5	82.3	85.1	49.2	75.3
	3年	59.2	72.7	70.5	80.4	67.9	83.4	73.9	52.3	78.2	67.3	82.0	76.4	91.7	62.4	81.7	85.3	51.4	71.4

※150項目中 通過率が目標値に達した項目数 令和3年度 92 (61%) 令和4年度 90 (60%)

3-1 就学前教育連携

3-1-1 就学前教育推進

○発達や学びの連続性をふまえた保育園・幼稚園等と小学校の相互の教育連携の推進

乳幼児期から小学校入学期の子どもの発達に応じて確実に経験させたい内容をまとめた「中野区就学前教育プログラム」を活用し、保育園・幼稚園等と小学校との教育連携、保育園・幼稚園等相互の連携・協力を更に推進していく。

1 園児と児童の交流

園児と児童の交流により、就学前の子どもは小学校生活への期待感を高め、小学校児童は自分の成長への気づきや幼児への思いやりの気持ちを育む。

「小学生の保育園・幼稚園における体験活動」「園児の小学校生活体験」等

2 保育園・幼稚園等と小学校の教職員が相互理解を深め、指導の連携を図る取組

「保育園と幼稚園と小学校との連絡協議会」

公開保育や授業参観を通して子どもの具体的な発達の状況を学び合い、自らの取組を振り返る機会とする。また、「中野区就学前教育プログラム」を活用して、子どもの発達を長期的な視点で捉えて、それぞれの教育内容や指導方法について相互理解を深め、発達や学びの連続性を踏まえた円滑な接続を図る。

区内4ブロックに分かれ、保育園・幼稚園等・小学校の教職員が一堂に会して公開保育・授業参観及び協議会を毎年実施し、意見交換を行う。

保幼小連絡協議会参加者数(令和4年度)

(単位：人)

	保育園	幼稚園・こども園	小学校	中学校	合計
令和2年度	新型コロナウイルス感染拡大により実施できず				
令和3年度	95	54	67	8	224
令和4年度	144	53	71	10	278

※令和3・4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、人数を削減して実施した。

○発達や学びの連続性に対する保護者の理解を啓発

保護者会等で保育園・幼稚園等と小学校それぞれの生活についての情報を提供したり、小学校の公開授業の日程を知らせたりするとともに、『就学前教育プログラム』リーフレットや「連携教育通信」を活用して、子どもの発達や学びの連続性についての理解を深める。

3-1-2 保幼小中連携教育の概要

本区では長きにわたり公立・私立を越えて就学前教育・保育施設と小学校の相互理解・情報共有等を行う「保幼小連携教育」に取り組んできた。また、平成25年度から令和元年度までの7年間「小中連携教育」を展開してきた。

現在の複雑な社会情勢や子どもたちを取り巻く課題を解決していくために、これまでの「保幼小連携教育」及び「小中連携教育」を各々に発展させるとともに、一体的に展開する「保幼小中連携教育」を令和2年度から展開している。

1 目的

- (1) 全ての子どもたちの就学・進学に伴う不安の解消を図り、子どもたちが安心して学び、一人ひとりの個性を生かしながら成長できることを目指す。

(2) 15年間の学びの連続性を踏まえたカリキュラムの連携により、子どもたち一人ひとりが確実に「生きる力」を身に付けることを目指す。

2 令和5年度を取組

(1) 地域を核にした取組

これまでの取組を継続しながら、15年間の学びの連続性の視点に着目して、内容を工夫・改善することで、一層充実させる。

- | | | |
|--------------|-------------|-----------|
| ○アプローチカリキュラム | ○スタートカリキュラム | ○保幼小連絡協議会 |
| ○オープンキャンパス | ○乗り入れ指導 | ○合同行事 |
| ○小中連携教育協議会 | ○中野の100冊 | 等 |

(2) 教職員連携

異校種の教職員が教育活動に関わり合うことで、さらに互いの校種への理解を深めるとともに、各中学校区の課題解決に向けて協働で取り組む。

- | | |
|--------------|---------------|
| ○保幼小連絡協議会 | ○小中連携教育協議会 |
| ○保幼小中連携教育研修会 | ○園・校内研修への相互参加 |
| | 等 |

(3) カリキュラム連携

「学力向上」「体力向上」「心の教育」「特別支援教育」の4つの視点で、幼児期から中学校までの15年間の学びの連続性を意識した教育内容についての研究・実践を行う。

- | |
|---|
| ○カリキュラム連携研究 |
| ※導入期に委嘱委員会が先行研究を行った成果を踏まえ、充実期以降は各中学校区ごとに就学前教育・保育施設、小学校、中学校のそれぞれの教職員が、子どもたちの発達段階を理解した上で、連携しながら課題・テーマを検討し、解決を図っていく。 |

4-1 教育センター運営

4-1-1 施設維持管理

教育センターは、教育についての調査・研究及び普及、教育関係職員の研修、教科書及び教育資料の整備と活用、教育相談、適応指導に関する事業を行うこと等を目的として設置している（施設概要は「巻末資料6教育施設概要（その他施設）」参照）。

○運営

1 利用時間と休業日

施設名	利用時間	休業日
教材開発研究室 教科書・教育資料室 教育相談室 教育支援室	午前8時30分から午後5時まで ※教育相談は午後6時まで	1. 土・日曜日 2. 国民の祝日に関する法律に定める休日 3. 12月28日から翌年の1月4日まで
研修室	午前9時から午後5時まで	12月28日から翌年の1月4日まで

2 職員体制

所長（指導室長兼務）	1人
教育相談員	24人
学校包括支援員	2人
スクールソーシャルワーカー	10人

3 事業実績

令和4(2022)年度

			月												累計
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
管理※	施設利用	申請件数(件)	6	8	6	10	1	18	14	14	13	16	8	15	129
	(民間利用	利用室数(室)	7	8	6	10	1	23	16	15	13	19	8	15	141
	団体含む)	利用人数(人)	94	150	118	128	7	243	182	207	187	205	105	254	1,880
	民間団体	申請件数(件)	2	4	4	10	0	3	3	3	4	7	1	7	48
	施設利用	利用室数(室)	2	4	4	10	0	3	3	3	4	8	1	7	49
	状 況	利用人数(人)	17	58	68	80	0	25	30	35	57	84	105	73	632
新教育	研修室	利用室数(室)	19	21	24	27	27	20	32	28	32	23	60	45	358
センター	利用状況	利用人数(人)	386	655	479	448	453	351	584	500	531	470	599	462	5,918
教育調査	資料受入	件数(件)	42	37	41	37	3	50	30	35	42	32	44	39	432
研究	閲 覧	人数(人)	0	7	0	0	0	1	0	2	8	4	0	2	24
教育	新規受付	件数(件)	6	3	7	5	1	7	9	13	6	4	5	5	71
	相談実施	回数(回)	209	203	238	223	164	242	269	233	314	245	258	162	2,760
	電話相談	件数(件)	11	5	13	8	7	9	12	7	11	9	8	12	112
	研修活動	回数(件)	0	0	1	1	0	0	1	1	1	0	2	0	7

4 教育センターで行った指導室の主な事業

令和4年	6月	教科書展示会
------	----	--------

4-1-2 研修ステーション・教員の人材育成

○教職員研修

教育公務員は、教育公務員特例法にその定めがあるように、常に研究と修養に努めなければならない。特に、変化の激しい今日の社会においては、人権教育をはじめ、国際理解教育、環境教育、福祉・健康教育、情報教育など様々な教育課題が山積している。その課題に対して、自己の研鑽を積むことは、教育職員としての責務である。

<研修一覧>

1 経営に関する研修

研修会名	対象	回数	内容
校長・園長研修	校長・園長	2回	中野区の教育課題を的確に捉え、実効性のある教育活動及び改革を推進し、学校教育の一層の充実を図るために必要な校(園)長・副校(園)長としての資質・能力の向上を図る。
副校長・副園長研修	副校長・副園長	2回	
主幹教諭研修	主幹教諭	1回	監督、人材育成、調整、副校長補佐などの主幹教諭の職務に必要な資質・能力の向上を図る。
主任教諭任用時研修	新任主任教諭	1回	学校運営上の重要な役割、主幹教諭の補佐、助言・指導などの指導的役割などの職務に必要な資質・能力の向上を図る。
教務主任研修	教務主任	5回	教育改革に向けた具体的な取組について、講演・協議・情報交換等を通して、各学校の取組を充実するとともに、教務主任としての資質・能力の向上を図る。
生活指導主任研修	生活指導主任	5回	学校・関連諸機関との連携を図るとともに、情報交換や課題解決を通して、生活指導主任としての資質・能力の向上を図る。
進路指導主任研修	進路指導主任	2回	キャリア教育の視点に立った進路指導の充実を図るとともに、進路指導主任としての資質・能力の向上を図る。
研究主任研修	研究主任	3回	校内研究・校内研修の進め方等についての見識を高め、研究主任としての資質・能力の向上を図る。

2 教育相談・教育課題に関する研修

研修会名	対象	回数	内容
保健主任・養護教諭研修	保健主任 養護教諭	2回	関係機関との連携推進を図るとともに、児童・生徒の心身の健康の保持・増進に関する指導の充実を図る。
特別支援教育研修	担当教員 希望教員	4回	特別支援教育の理解深化を図り、特別支援教育コーディネーターとしての資質・能力の向上を図る。
道徳教育推進教師研修	道徳教育推進教師	2回	児童・生徒の道徳性や規範意識を育てるため、学校における道徳教育の充実を図る。
教育相談研修	希望教員	2回	教育相談の実践について理解を深めるとともに、事例研究を通じて今後の対応の改善について考える機会とする。
いじめ防止研修	担当教員 希望教員	2回	中野区の取組等を紹介するとともに、講師の講演により学校・保護者・地域で協力していじめ防止に取り組む体制づくりの一助とする。
不登校対応研修	担当教員 生活指導主任	2回	各校の不登校対応教員及び生活指導主任が区内の不登校の現状と、不登校に関する知識を獲得し、不登校対応についての資質・能力の向上を図る。
安全教育研修	安全教育担当教員 希望教員	1回	児童・生徒の安全管理について理解を深めるとともに、実践を通じて、緊急事態における対処の仕方を身に付ける。
人権教育研修	担当教員	2回	人権教育の課題に対する理解を深める。
指導法 基礎/発展	希望教員	各2回	授業研究や研究協議等を通して相互研鑽を図り、自己の課題に照らして授業力の向上を図る。
英語教育研修	英語教育推進教員 中学校英語科教員 希望教員	1回	小学校の英語教育推進教員、中学校の英語科担当教員が、英語教育について共通理解を図り、中野区全体の英語教育の質を向上させる。
	小学校低学年で外国語活動を担当する教員	2回	小学校低学年の外国語活動の授業力向上を図る。

小学校スキルアップ研修	希望教員	3回	小学校教科担任制による指導の充実を目指し、教科の指導方法等に特化した研修を行い、授業力向上を図る。 ※令和5年度は体育・理科・算数で実施する。
中学校スキルアップ研修	希望教員	1回	教科の指導方法等に特化した研修を行い、授業力向上を図る。 ※令和5年度は体育・理科で実施する。
保幼小中連携教育研修	担当教員	2回	中野区の重点施策である保幼小中連携教育への理解を深めるとともに、その取組の充実に向けての課題解決及び学校における組織的対応を推進していく力を育成する。

3 指定研修

研修会名	対象	回数	内容
初任者・新規採用者研修	初任者 新規採用教員	10回	新任教員の資質の向上を目指し、教員としての使命感、幅広い識見・実践的指導力等を得る。
2年次教諭研修	2年次教員	3回	授業研究等を通して、「授業力」の基本となる統率力や児童・生徒に学習指導要領の内容を確実に身に付けさせるための指導技術・教材吟味や教材解釈の向上を図る。
3年次教諭等研修	3年次教員等	2回	指導事例の作成や模擬授業による研究協議を通して、「授業力」の基本となる教材研究・教材開発の能力や「指導と評価の計画」を作成・改善する能力の向上を図る。
中堅教諭等資質向上研修 I・中堅養護教諭等資質向上研修 I	10年経験者	8回	学習指導、学校運営、生活指導・進路指導等に関する指導力の向上及び教育公務員としての資質向上を図る。

4 ICT活用推進研修

研修会名	対象	回数	研修内容
情報セキュリティ研修	管理職 担当教員	2回	中野区情報セキュリティについて理解を深め、情報の適切な取扱いの習得を目指す。
ICT教育推進リーダー研修	担当教員	5回	「令和の日本型学校教育」の構築について理解を深め、ICTを活用した授業改善を校内で推進するための研修を行う。
ICT活用研修	希望教員	2回	「令和の日本型学校教育」の構築を推進するために、教員のICT活用能力の向上を図る。

○教育マイスター制度

指導力の優れた教員を校長の推薦のもと、教育委員会が「教育マイスター」として認定し、公開授業などを通じて教員の授業力向上を図る。また、教育マイスター育成のために大学教授等を講師に集中研修を行う。

教育マイスター認定者数、担当教科（令和2年度～令和4年度実績）

	認定者数(人) (受講者数)	小学校(人)	中学校(人)
令和3年度	4	体育(1) 特別活動(1)	外国語(1) 理科(1)
令和4年度	4	算数(1) 体育(1)	国語(1) 数学(1)
令和5年度	(4)	国語(1) 道徳(1)	数学(1) 道徳(1)

※令和5年度は受講者数（未認定）

○教科書・教育資料室

教科書・教育資料室では、教育に関する文献、資料等の情報を整理・収集している。教育現場からの求めに応じ適切な資料を供給することによって、教育の充実、振興を図っている。

4-1-3 教育相談室

○教育相談室

教育相談室は、開設以来40年以上の実績があり、相談事業の種類は、一般来室相談と電話相談である。この他、教育相談に関する調査及び研究、就学時健康診断の助言、障害児就学相談の援助、関係資料の作成、教育相談研修を毎年実施している。

教育相談では、①本人や親との面接・電話相談、②遊戯治療、③各種の心理的な諸検査、④他機関への紹介等を行っている。

1 相談手続

相談を希望する場合は、保護者が直接電話で申し込む。

2 電話相談・月別問題内訳件数

令和4(2022)年度 (単位:件)

	月												計	割合
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
学業・進路	0	0	1	0	3	0	0	0	1	1	1	0	7	6.3%
発達的な問題	0	0	2	1	1	0	2	0	0	0	1	0	7	6.3%
性格・行動	3	0	3	2	0	1	4	2	2	7	1	2	27	24.1%
精神・身体	3	1	1	2	1	4	3	2	3	0	3	3	26	23.2%
その他	5	4	6	3	2	4	3	3	5	1	2	7	45	40.2%
計	11	5	13	8	7	9	12	7	11	9	8	12	112	100.0%

3 面接相談・問題内容内訳

令和4(2022)年度 (単位:件)

	月												計	割合
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
学業・進路	6	10	14	11	9	10	11	9	10	8	12	9	119	4.2%
発達的な問題	20	19	21	22	10	23	22	20	28	26	21	19	251	8.8%
性格・行動	67	59	56	61	43	62	58	63	72	64	60	59	724	25.4%
精神・身体	116	115	147	129	102	147	178	141	203	145	162	162	1,747	61.3%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	2	8	0.03%
計	209	203	238	223	164	242	269	233	314	245	258	251	2,849	100.0%

*四捨五入の関係で、内訳の合計が100%にならない

4 面接相談・学齢内訳

令和4(2022)年度 (単位:件)

	月												計	割合
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
未就学	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.03%
小学生	99	118	147	135	100	150	173	151	194	153	156	152	1,728	60.7%
中学生	64	56	64	58	42	62	69	57	89	73	78	76	788	27.7%

高校生以上・その他	46	29	27	29	22	30	27	25	31	19	24	23	332	11.7%
計	209	203	238	223	164	242	269	233	314	245	258	251	2,849	100.0%

*四捨五入の関係で、内訳の合計が100%にならない

5 教育相談月別取扱件数

令和4(2022)年度 (単位:件)

	月												計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
繰越件数	160	163	162	157	160	155	160	166	174	177	172	165	
新規実施件数	3	3	6	7	2	7	3	11	5	5	1	7	60
終了件数	2	4	12	2	6	2	3	4	3	6	10	29	83
中断件数	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0	7
取消件数	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3	1	2	8
延相談実施回数(回)	209	203	238	223	164	242	269	233	314	245	258	251	2,849

6 教育相談スーパーバイザー

心理学者や精神科医を専任指導講師として委嘱し、教育相談員に対して専門的な指導・助言を行っている。相談事例に対しての方向性を指導する個別臨床指導や、より適切な教育相談を研究するケース・カンファレンス、及び教育相談研究発表会に向けた課題の講演・助言等を行っている。

4-1-4 教育支援事業

○教育支援室

教育支援室では、区立学校に在籍又は区内在住の小学校3年生から中学生で、長期欠席の状態にある児童・生徒に対して学習指導や教育相談等を行い、再び登校できるよう支援を行う。また、学校や家庭を訪問しての巡回支援(小学校1年生～中学校3年生を対象)の実施や北部と南部に教育支援室分室(小学校3年生～中学校3年生を対象)を設置し多様なニーズに対応する。さらに、日本語指導が必要な外国人児童・生徒等に対して学習指導や教育相談、編入前支援等を行い、安心して学校に通えるよう支援を行う。

1 活動内容

- (1) 相談活動……通室する児童・生徒への個別カウンセリング、進路相談、保護者面接等の実施。
- (2) 教育支援……学校復帰や社会的自立に向けての個別学習や集団活動等の実施。
- (3) 外国人児童・生徒等支援…日本語指導が必要な外国人児童・生徒に対しての学習支援や進路相談等を実施。また、編入前の外国人児童・生徒等には、学校生活についての事前説明及び登校初日の同行等の支援を実施。

<通級人数(令和4年度)>

フリーステップルーム	71人(小学校3年生～中学校3年生)
巡回支援	5人(小学校1年生～中学校3年生)
中野フレンドルーム(外国人支援)	5人

2 職員体制

教育相談員 19人

3 活動実績

令和4(2022)年度

中野区教育支援室	
4月	開室準備、(支援方針の作成、子どもの記録整理、環境整備、教材研究等)、F S R見学・入室説明・体験入室開始 ○巡回支援 ○外国人児童生徒支援・N F R (中野フレンドルーム)
5月	○F S R<フリーステップルーム>・学習タイム定期学校訪問開始 ○巡回支援 ○外国人児童生徒支援・N F R (中野フレンド ルーム) 遠足(高尾山)・スポーツ教室(中野区立総合体育館)
6月	○F S R<フリーステップルーム>・学習タイム・グループタイム(S S T<ソーシャルスキルトレーニング>①、七夕の飾り 作りなど)・スポーツ教室(中野区立総合体育館)○巡回支援 ○外国人児童生徒支援・N F R (中野フレンドルーム)・陶芸教 室①
7月	○F S R・学習タイム・グループタイム(七夕、S S T②、ストレス対処法など)・陶芸教室①・上級学校説明会 ○巡回支援 ○外国人児童生徒支援・N F R (中野フレンドルーム)・社会科見学(日本科学未来館)
8月	○F S R・学習タイム・グループタイム(S S T③④・創作活動・ゲームなど)・卒業生のお話を聞く会 ○巡回支援 ○外国人児童生徒支援・N F R (中野フレンドルーム)
9月	○F S R・学習タイム・グループタイム(S S T⑤、ゲーム、日本の歌、ポッチャなど)・スポーツ教室①(中野区立総合体育館) ・陶芸教室②・保護者会及び個別相談 ○巡回支援 ○外国人児童生徒支援・N F R (中野フレンドルーム)
10月	○F S R・学習タイム・グループタイム(S S T⑥、ちぎり絵、草花、ハロウィン飾り、習字など)・SNS安全教室 ・スポーツ教室②(中野区立総合体育館)・陶芸教室③・保護者会及び進路説明会 ○巡回支援 ○外国人児童生徒支援・N F R (中野フレンドルーム)
11月	○F S R・学習タイム・グループタイム(S S T⑦、石鹸作り、描画法、奉仕活動)・進路ガイダンス・社会科見学(東京タワー、 読売新聞社) ・スポーツ教室③(中野区立総合体育館)○巡回支援 ○外国人児童生徒支援・N F R (中野フレンドルーム)
12月	○F S R・学習タイム・グループタイム(S S T⑧、漢字ゲーム、クリスマスの飾り作りなど)・調理教室(中止)・進路ガイダ ンス・社会科見学(哲学堂公園、中野区歴史民俗資料館)○巡回支援 ○外国人児童生徒支援・N F R (中野フレンドルーム)
1月	○F S R・学習タイム・グループタイム(S S T⑨⑩、カルタ、入浴剤作り、工作、お別れ会準備など)・スポーツ教室④(中野 区総合体育館)・面接練習会・進路ガイダンス ○巡回支援 ○外国人児童生徒支援・N F R (中野フレンドルーム)
2月	○F S R・学習タイム・グループタイム(S S T⑪、百人一首、ゲーム、ストレス対処法、お別れ会準備など)・進路相談・面接 練習会 ○巡回支援 ○外国人児童生徒支援・N F R (中野フレンドルーム)
3月	○F S R・学習タイム・グループタイム(S S T⑫、遠足事前指導、お別れ会準備など)・進路ガイダンス・避難訓練・お別れ会 (中学3年生に色紙を渡す)○巡回支援 ○外国人児童生徒支援・N F R (中野フレンドルーム)・お別れ遠足(上野公園)

Ⅲ. 学務課

1-1 学校支援調整

1-1-1 学校支援調整

区立小・中学校、幼稚園の卒業・入学式、各学校の周年行事、学校再編に伴って行われる閉校式・開校式の式典などが円滑に実施されるよう進めている。

1-1-2 校務管理

○学校私費会計監査

私費会計に関する事務処理の適正化を図るため、必要な助言・指導を行うとともに定期的に会計監査を行っている。

1-2 学校経営支援

1-2-1 学校経営支援

○学校用務業務等の委託

学校における用務業務を円滑に行うために、全区立小学校（21校）、中学校（9校）対象に学校用務業務等の委託を導入している。

<導入年>

平成25年4月～ 第五中学校、第七中学校、北中野中学校、緑野中学校、中野東中学校

平成26年4月～ 第二中学校、南中野中学校、中野中学校、明和中学校

平成27年4月～ 塔山小学校、谷戸小学校、江古田小学校、武蔵台小学校、白桜小学校、緑野小学校

平成28年4月～ 桃園第二小学校、鷺宮小学校、西中野小学校、中野第一小学校

平成29年4月～ 中野本郷小学校、北原小学校、令和小学校

平成30年4月～ 啓明小学校、南台小学校、みなみの小学校、美鳩小学校

平成31年4月～ 江原小学校、上鷺宮小学校、桃花小学校、平和の森小学校

1-2-2 働き方改革推進

学校における教員の長時間労働の実態が明らかになり、東京都は平成30年2月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定した。それを受け中野区においても、中野区立学校に勤務する教員が心身共に健康で、誇りとやりがいをもって生き生きと働くことができる環境を整備することによって、教育の質の向上を図るために、令和2年度までを計画期間とする「中野区立学校における働き方改革推進プラン」を平成31年3月に策定した。これについて令和3年度までの取組の検証や教員意識調査を実施するとともに、国・都の法整備及び区の関係規程の整備を受け、令和4年に取組目標等の見直しを行った。

また、令和2年4月から教職員庶務事務システムを導入したことにより、教員の在校時間を客観的に把握できるようになった。この在校時間を基に管理職が必要に応じて指導・助言を行うことで、教員のメンタルケアの充実やライフ・ワーク・バランスの実現を図っていく。

1-3 ICT推進

1-3-1 ICT推進

○区立小・中学校におけるICT環境の整備

近年、急速に高度情報化が進展する中で、未来を担う子どもたちがインターネット等の高度情報通信ネットワークやさまざまなICT機器を利用し、また必要な情報を主体的にかつ適切に活用できる能力を身に付けることを目的とし、区立小・中学校におけるICT環境の整備を進めている。

1 ICT環境の整備状況

	整備開始年度
小学校コンピュータ教室PC	平成5年度
中学校コンピュータ教室PC	平成3年度
校務系ネットワークPC	平成19年度
校務支援システム	平成25年度
デジタルテレビ	平成21年度
学習用LAN（普通教室・特別教室）	平成29年度
電子黒板及び書画カメラ	平成29年度
教員向けタブレットPC	平成29年度
教職員庶務事務システム	令和2年度
児童・生徒用1人1台端末	令和2年度

2 ICT支援員等の配置

令和2年度から教育情報化専門員を配置し、各校へ巡回し、ICT活用支援を行っている。令和3年度から、ICT支援員が児童・生徒用1人1台端末や授業のICT活用に関する技術的な支援で巡回を行っている。令和5年度からは、校務効率化のため校務機器のICT活用に関する技術的な支援についても巡回を行っている。

3 中野区立学校情報セキュリティポリシーの策定

情報化の進展に伴い、個人情報の紛失や漏えいの防止が重要な課題となってきた。このため、区立学校における安全なICT活用の指針となるべく「中野区立学校情報セキュリティポリシー」を平成19年度に策定し、毎年「情報セキュリティ研修」を、区立学校教職員を対象として実施している。

令和元年度に文部科学省が「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定し、区も校務系システムを再整備したことから、セキュリティポリシーの全面改定を行い、令和2年4月から運用を開始した。また、令和2年度にGIGAスクール構想に関連する内容について一部を改定し、令和3年4月から運用を行っている。

○校内LANの導入

中野区においては、教職員が主に校務事務等の業務で使用するコンピュータをネットワーク化した「校務系ネットワーク」と、コンピュータ教室を含むすべての教室で児童・生徒が授業等に使用するコンピュータをネットワーク化した「学習系ネットワーク」を総称し、「校内LAN」としている。

1 校務系ネットワークの整備

区立小・中学校における校務事務の効率化と情報セキュリティの確保を目的とし、平成 19 年度に、教員一人に 1 台のコンピュータを配備し、職員室を中心としたネットワークを構築した。

また、教職員のさらなる校務事務の効率化と情報共有及び情報セキュリティ強化を目的として、平成 25 年度末に学校間ネットワークの構築及び校務支援システムの導入を行い、平成 26 年度から稼働している。

(1) コンピュータ等の配備

常勤教職員一人あたり 1 台のコンピュータを配備した。

1 校あたりの教職員用コンピュータ配置台数 令和 5 年（2023 年）4 月 1 日現在

教員 (常勤)	非常勤講師用		事務職員	養護教諭	栄養士	特別支援学級 (非常勤講師用)
	小学校	中学校				
一人 1 台	1 台	2 台	事務室に 各 1 台	1 台	1 台	1 台

※教職員用コンピュータ以外に、管理用コンピュータ・カラーレーザー複合機・モノクロレーザープリンタを各校に 1 台ずつ配備している。

(2) 学校間ネットワークの構築

これまで各学校に設置されていたサーバを平成 25 年度に庁舎内に設置し、一元管理するセンターサーバ方式に変更した。これにより、これまで以上に各学校間の情報共有が図られ、さらにはセキュリティレベルが向上している。また、令和元年度には庁舎内に設置されていたサーバをデータセンターに設置した。

(3) 校務支援システムの導入

成績処理や学籍事務等の機能をもった「校務支援システム」を平成 25 年度に導入し、教職員の校務事務のシステム化や、複数業務における作業重複の回避、一つの元データから複数種類の帳票類が出力できることにより事務の二重化を防ぎ、校務事務の効率化が図られている。

(4) 教職員庶務事務システムの導入

教職員一人ひとりの在校時間を適切に把握することを目的として、出退勤時刻の記録や休暇申請等ができる「庶務事務システム」を令和 2 年 4 月に導入した。

(5) セキュリティの確保

個人情報を扱う校務系ネットワークのセキュリティは、次のとおり対策を施している。

- ・校務系ネットワークで使用するコンピュータの、USB・SDカード等の外部デバイス使用の制限
- ・校務系ネットワークとインターネットとの分離

2 学習系ネットワークの整備

区立小・中学校の全ての教室において、児童・生徒が授業にコンピュータやインターネットを活用できることを目的として整備を進めてきた。平成 14 年 3 月から第二中学校及び第七中学校で、平成 20 年 3 月からは桃花小学校及び緑野中学校で稼働しており、平成 21 年 5 月には、区立小・中学校全校で学習系ネットワークの整備が完了し、同年 6 月から稼働している。令和 2 年度に学習系ネットワークの高速大容量化に対応するため、校内 LAN ケーブルの更新と無線アクセスポイントの増設を実施した。令和 3 年度に各学校のインターネット回線の高速大容量化を実施した（ローカルブレイクアウト方式）。

(1) 指導者用パソコン等の配備

これまでノート型だった指導者用パソコンを、平成 29 年度から令和元年度にかけてタブレット型に変更し、常勤教職員一人あたり 1 台を配備した。

また、平成 30 年度にはデータセンターにセンターサーバを設置し、各学校間の情報共有が図られている。

(2) インターネットの接続

全ての教室でインターネットに接続し、児童・生徒の調べ学習及び授業におけるインターネット上のコンテンツ提示等に活用している。

(3) コンピュータ教室の整備

平成元年の学習指導要領改定により情報教育の考え方が示された。教科指導等においてコンピュータを使用し、また情報活用能力を育成する必要性から、中野区では平成 8 年度からコンピュータ教室の整備を始め、平成 11 年度に小・中学校全校の整備が完了した。

なお、1 校あたりのコンピュータ配置基準としては、小学校は児童用 40 台及び教員用 3 台、中学校は生徒用 80 台及び教員用 3 台としていた。その他の ICT 機器については、カラーレーザー複合機、モノクロレーザープリンタ、プロジェクタ、スクリーンを小・中学校に各 1 台ずつ配置した。

(4) 普通教室・特別教室における ICT 機器の配備

学習系ネットワークは、コンピュータ教室と、普通教室、特別教室及び体育館等、児童・生徒が使用するすべての教室をネットワークで結び、それぞれの教室内において、コンピュータを無線 LAN によって接続して活用している。

学習系ネットワークで使用する機器は、コンピュータの他、電子黒板及び書画カメラを配備し、児童・生徒のプレゼンテーション能力の向上や、わかりやすい授業の実践に役立てている。

ICT 機器配備状況

①小学校

令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日現在

品名	仕様	1 校数量
電子黒板	ディスプレイ型	全普通教室、全特別支援学級及び少人数指導教室 1 教室に導入
書画カメラ	携帯型	

②中学校

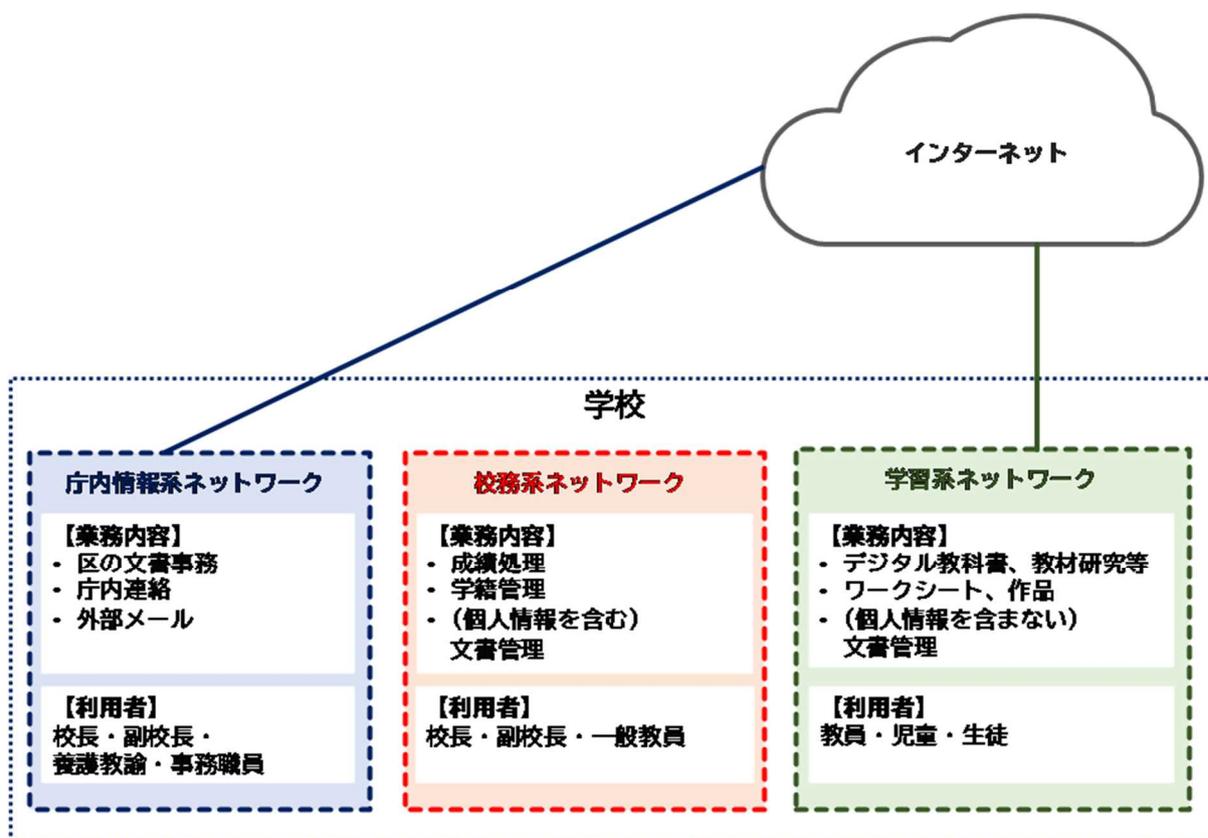
令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日現在

品名	仕様	1 校数量
電子黒板	ディスプレイ型	全普通教室、全特別支援学級及び少人数指導教室 2 教室に導入
書画カメラ	携帯型	

(5) 児童・生徒用 1 人 1 台端末の配備

令和 2 年度末に、児童・生徒用 1 人 1 台端末としてタブレット型端末を、小・中学校全校分配備した。令和 3 年 4 月から運用を開始し、各学校から児童・生徒に貸与され、学習活動に活用されている。

3 区立小・中学校のネットワークイメージ図



2-1 学校安全

2-1-1 遊び場開放

子どもたちが、安心して充実した教育環境の中で、学校生活を送ることができるよう支援を行っている。

○遊び場開放

小学校の校庭について、平日は午後2時から5時（11～2月の期間は、午後4時）まで、当該校児童を対象に、学校休業日は午前9時から午後5時まで、当該校児童及び中学生以下の地域の方を対象に、年間を通して遊び場として開放している。ただし、校庭球技開放を実施する場合は、その日時を除く。

遊び場開放過去3年間の実績

年度 概要	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施校数(校)	11	9	8
延利用人数(人)	26,787	34,954	32,152

※キッズ・プラザ設置校は除く。令和2年度から令和3年度12月までは、新型コロナウイルス感染症まん延防止対策のため、対象を当該校児童に限定した。

(根拠法規) 中野区立学校施設の開放に関する規則、中野区遊び場開放実施要綱

2-1-2 学校安全

○通学路児童見守り業務

全区立小学校では、通学する児童の登校時及び下校時の安全を確保するため、通学路上の危険と思われる箇所について交通安全指導員を配置している。交通安全指導員の配置日・時間や配置場所は、学校ごとの実情に合わせて行っている。

交通安全指導員は旗などを使用した安全誘導や、通学路上にある障害物の撤去などを行うほか、通学する児童に対する正しい交通ルールの指導も担っている。

○学校情報配信システム

学校情報配信システムは、インターネットを活用し携帯電話やパソコンで子どもたちの安全にかかわる緊急情報や学校行事の予定変更など、学校からの情報をすばやく正確に、登録した保護者に配信している。また、保護者側からの回答も可能であるため、災害時の安否確認のほか、通常の欠席遅刻連絡にも活用している。登録数は令和5年2月末時点で小学校が12,592件、中学校では3,846件、幼稚園で234件となっている。

○通学路防犯カメラ

登下校時の児童・生徒の安全を守るため、学校、PTA、地域が連携して行っている見守り活動を補完し、通学路の安全対策を充実するため、区立小学校の通学路へ防犯カメラを設置している。平成27年度に13校、平成28年度に12校、令和元年度には10校に、計135台を設置した。

(根拠法規) 中野区教育委員会の設置する防犯カメラの運用に関する要綱

2-2 教育機会

2-2-1 就学事務

○就学事務

学齢児童・生徒の義務教育諸学校への就学に関して、学齢簿の編製、入学期日の通知、学校の指定、区域外就学事務、就学の督促などの事務を行っている。

1 就学事務スケジュール

	事務内容
10月1日～下旬	新入学児童の学齢簿作成
10月中旬～11月	就学時健康診断
12月上旬～1月中旬	新入学児童・生徒の保護者へ就学通知書を発送(指定校及び入学期日記載)
12月上旬～1月下旬	指定校以外の通学について相談窓口開設
4月1日	学級編制基準日(東京都教育委員会へ届出)

2 児童・生徒・園児数

令和5年(2023年)5月1日現在 (単位:人)

区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	人数	特在	特通	人数	特在	特通	人数	特在	特通
小学校	10,300	132	48	10,476	139	48	10,744	138	45
中学校	3,281	51	0	3,395	53	0	3,495	53	0
幼稚園	150	0	0	142	0	0	135	0	0
合計	13,731	183	48	14,013	192	48	14,374	191	45

※「特在」は特別支援学級在籍者数(外数)、「特通」は特別支援学級通級者数(内数)

(根拠法規) 教育基本法第5条、学校教育法第17条、学校教育法施行令

○学級編制

区立小・中学校の学級は、東京都教育委員会の定める基準に従い、1学級の児童・生徒の人数が通常学級40人(小学校第一学年～第四学年は35人)、特別支援学級・固定学級8人、通級指導学級・難聴、言語障害20人を上限として編制している。

なお、中学校第一学年は35人を上限として編制することができる。

学級数

令和5年(2023年)5月1日現在 (単位:学級)

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	学級数	特別支援学級	学級数	特別支援学級	学級数	特別支援学級
小学校	334	19	342	19	356	20
中学校	95	8	98	8	101	8
幼稚園	6	0	6	0	6	0
合計	435	27	446	27	463	28

(根拠法規) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

○通学区域

小・中学校ごとに通学区域を定め、児童・生徒の住所によって、就学すべき学校を指定する学校指定校制を採用している。なお、指定校以外の通学、区域外通学については、健康、通学、家庭の事情、学校生活への配慮等が必要な場合に限り、「指定校変更・区域外就学の承認に関する基準」に照らして、特別な事情があると判断した場合に認めている。

(根拠法規) 中野区立学校通学区域に関する規則

2-2-2 就学奨励

○就学援助

経済的理由によって義務教育を受けることが困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費・学用品費など学校教育に必要な経費の援助を行っている。特別支援学級に在籍又は通級している児童・生徒の保護者についても特別支援学級就学奨励費の制度を設けている。

[対象者]

国立又は公立の小・中学校に在学している児童・生徒の保護者で次のいずれかに該当する場合

- (1) 現在生活保護を受けている者
- (2) 同一の生計を営む世帯全員の前年の合計所得金額の合算が、就学援助基準額未満の者

[支給費目]

学用品費、新入学学用品費、クラブ活動費、修学旅行費、移動教室費、校外活動費、校内鑑賞教室費、卒業アルバム代、通学費、給食費、医療費、オンライン学習通信費

※生活保護を受けている場合は、生活保護費の対象となる費目(学用品費、新入学学用品費、クラブ活動費、通学費、給食費、オンライン学習通信費)については、支給費目から除く。

※国立・都立の学校に在学している場合は、通学費、給食費、医療費は支給費目から除く。

※令和5年度4月新入生を対象とする新入学学用品費については、入学前の3月に前倒しでの支給を実施した。

1 就学援助当初認定数推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	認定者数(人)	1,549	1,697	1,571
	認定率(%)	15.4	16.3	14.8
中学校	認定者数(人)	772	836	789
	認定率(%)	24.1	25.1	22.9
計	認定者数(人)	2,321	2,533	2,360
	認定率(%)	17.5	18.4	16.8

※中野区立小・中学校在籍者の認定者数・率

2 支給概要

費 目	対 象		内 容
	小 学 校	中 学 校	
学用品費	全学年	全学年	通常学習に必要とされる学用品にかかる経費 (実習教材費を含む)
新入学学用品費	1年	1年	入学時に必要な通学用品にかかる経費
クラブ活動費	4～6年	全学年	クラブ活動の参加に要する経費
修学旅行費		3年	修学旅行にかかる経費
移動教室費	5年・6年	実施学年	移動教室にかかる経費
校外活動費	全学年	全学年	社会科見学、遠足等にかかる経費
校内鑑賞教室費	全学年		学校内で実施する鑑賞教室の参加に要する経費
卒業アルバム代	6年	3年	卒業アルバム購入に要する経費
通学費	全学年	全学年	特別支援学級への通学に要する経費
給食費	全学年	全学年	学校給食に要する経費
医療費	全学年	全学年	感染症又は学習に支障があり、学校から治療を指示された 病気の治療費の一部
オンライン学習通信費	全学年	全学年	オンライン学習に要する通信費

(根拠法規) 学校教育法第 19 条、学校給食法、学校保健安全法、中野区就学援助費支給要綱
中野区特別支援学級就学奨励費支給要綱

2-2-3 外国人学校保護者補助

外国人学校(※)に在籍する児童・生徒の保護者の負担軽減を図るため、授業料の一部を補助する。

※学校教育法第 134 条に規定された各種学校の認可を受け、日本の義務教育の対象となる年齢に相当する
外国人を対象として教育を行っている学校

(補助対象) 外国人学校に在籍する児童・生徒(義務教育の対象となる年齢に相当する者に限る)と同一世帯の外国籍の保護者で、中野区内に住所を有し、当該外国人学校に授業料を納付した者

(補助金額) 児童・生徒一人月額 8,000 円(平成 24 年度から生計同一者の特別区民税所得割課税額の合計が 350,000 円以上の世帯は対象外)

(事業実績)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延交付人数(人)	277	304	227

(根拠法規) 中野区補助金等交付規則、中野区外国人学校に在籍する児童等の保護者に対する補助金交付要綱

(事業開始) 平成 4 年度(前身の「朝鮮初級中級学校児童・生徒保護者補助金」は昭和 56 年度創設)

3-1 学校保健

3-1-1 健康づくり推進支援

○中野区学校保健会

1 委員構成

医師、歯科医師、薬剤師、保健所長、教育委員会事務局次長、学務課長、指導室長、小中学校長、幼稚園長、小中学校養護教諭、小中学校栄養職員又は栄養教諭、子ども教育部保育園・幼稚園課長、中野区保育所園長、保育園・幼稚園課看護師、保育園・幼稚園課栄養士

2 目的

区立小・中学校及び幼稚園の児童・生徒及び幼児並びに中野区保育所の児童の健康に関する課題について意見交換を行い、子どもたちの健康増進、学校保健の向上を図る。

3-1-2 学校医報酬

○学校医

学校保健安全法第23条に「学校には、学校医を置くものとする。」と定められている。中野区の小・中学校には内科医、耳鼻科医、眼科医、薬剤師、精神科医、歯科医が置かれている。

学校医の職務は、学校保健安全法施行規則に定められており、健康診断に従事すること、疾病の予防処置に従事し、及び保健指導を行うこと、児童・生徒の健康相談に従事することなどがある。学校医は職務に従事したときは、その状況の概要を学校医執務記録簿に記入し学校長に提出しなければならない。

中野区立小・中学校校医数

令和5年(2023年)4月1日現在

種別	内科医	耳鼻科医	眼科医	薬剤師	精神科医	歯科医
人数(人)	30	14	17	29	2	60

※耳鼻科医、眼科医、薬剤師については、複数校兼務で対応している。歯科医は各校2人配置している。精神科医は小・中学校に1人ずつ配置している。

3-1-3 学校保健運営

○日本スポーツ振興センターの災害共済給付

日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、幼稚園、小学校、中学校の管理下において発生した児童・生徒の傷病に関して給付を行う共済給付制度である。なお、共済掛金(年額1人につき児童・生徒935円、園児285円)は全額区で負担している。

・医療費

健康保険が適用される医療費で、総医療費が5,000円以上のものについて、その4/10が給付される。

・障害見舞金

障害の程度に応じて 88万~4,000万円(半額となる場合もあり)

・死亡見舞金

3,000万円(半額となる場合もあり)

	災害報告状況※2			給付状況※3※4		
	加入者数 (人) ※1	件数 (件)	発生率 (%)	給付延件数 (件)	給付金額 (円)	1件当たりの 平均給付金額(円)
幼稚園	142	4	2.8	9	27,583	3,065
小学校	10,610	273	2.6	484	4,694,937	9,700
中学校	3,442	201	5.8	441	2,990,848	6,782
合計	14,194	478	3.4	934	7,713,368	8,258

※1 加入者数は、令和4年5月1日現在

※2 災害報告数は、災害報告書のうち災害継続報告を除く数

※3 災害共済給付状況は、災害継続報告書を含めて給付を受けた給付件数・金額

※4 災害共済給付状況は、死亡見舞金・障害見舞金は除く

○感染症の予防

学校において予防すべき感染症の種類は学校保健安全法施行規則により定められている。学校長は、感染症にかかっている、又はかかるおそれのある児童・生徒を出席停止の措置とすることができ、その期間は学校保健安全法施行規則に定められている。感染症が流行し又は流行するおそれがある場合には、学校の臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖）を行い、感染症の拡大防止に努めている。

1 感染症による月別出席停止者数

令和4（2022）年度 （単位：人）

種別	第1種	第2種										第3種												
		新型コロナウイルス	インフルエンザ	百日咳	麻疹	流行性耳下腺炎	風疹	水痘	咽頭結膜熱	結核	髄膜炎菌性髄膜炎	腸管出血性大腸菌感染症	流行性角結膜炎	急性出血性結膜炎	コレラ	細菌性赤痢	腸チフス・パラチフス	その他						
疾病	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ																	溶連菌感染症	ウイルス性肝炎	手足口病	伝染性紅斑	マイコプラズマ感染症	感染性胃腸炎（ノロウイルス等）	その他
小学校	0	11,506	1,122	0	0	14	1	25	0	0	0	0	5	0	0	0	0	112	0	6	1	1	77	9
中学校	0	2,895	164	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	13	0	0	0	0	22	3
合計	0	14,401	1,286	0	0	14	1	26	0	0	0	0	7	0	0	0	0	125	0	6	1	1	99	12

※今年度より、新型コロナウイルスには「新型コロナウイルスに関連し出席停止となった者」「新型コロナウイルス関係その他」も含まれる。

2 インフルエンザ様疾患による臨時休業状況（学級数延回数）

区分 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校（回）	0(2)	0(117)	23(69)
中学校（回）	0(0)	0(21)	1(6)
幼稚園（回）	0(36)	0(2)	1(1)
合計	0(38)	0(140)	25(76)

※（ ）内は新型コロナウイルス感染症まん延防止対策による臨時休業回数

3-1-4 健康診断

区立の小・中学校では、児童・生徒の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施を確保するために、学校保健安全法に基づいた定期健康診断を実施している。秋には各小学校を会場に就学時健康診断を実施している。学校での健康診断は、単に疾病異常の発見にとどまらず、一人ひとりが健康状態を把握し、自分の問題として健康をとらえ、個人が生涯にわたり健康に暮らしていくための資質を備える自主的な健康づくりの基礎を培うため、食育や体力向上とともに重要になっている。

○定期健康診断

身体測定

令和4年（2022年）4月～6月実施

平均	区分	身長 (cm)				体重 (kg)				
		男		女		男		女		
		R4	H24	R4	H24	R4	H24	R4	H24	
小学校	8歳	中野区	128.9	128.7	127.8	127.4	27.7	27.3	26.8	26.1
		全国	128.3 (R3)	128.2	127.6 (R3)	127.4	27.7 (R3)	27.1	27.0 (R3)	26.3
	11歳	中野区	146.8	145.4	147.9	146.8	40.7	39.1	39.8	38.4
		全国	145.9 (R3)	145.0	147.3 (R3)	146.7	39.6 (R3)	38.2	39.8 (R3)	38.9
中学校	14歳	中野区	166.8	165.2	157.3	157.0	55.8	55.1	49.2	50.9
		全国	165.7 (R3)	165.1	156.5 (R3)	156.5	54.7 (R3)	54.2	50.0 (R3)	49.9

※令和をR、平成をHとする。

※全国のは令和3年度が最新のため、令和3年度のもを記載。

○各種検診・検査

1 結核健康診断

対象 小学校・中学校児童・生徒全員

令和4年（2022年）4月～令和5年（2023年）2月実施（単位：人）

検査項目	問診調査	学校医による診察	中野区保健所長による検討	精密検査	精密検査
	提出者数	受診者数	要検討者数	対象者数	受診者数
小学校	10,585	9,950	60	52	50
中学校	3,385	2,600	32	19	16
合計	13,970	12,550	92	71	66

2 心臓病検診

対象 小学校・中学校1年生全員と前年度異常が認められた他学年者

令和4年（2022年）4月～6月実施（単位：人）

	一次検診（心電図）	二次検診（心電図 012 誘導）	
	受診者	二次検診受診者	要管理者
小学校	1,893 (50)	41(4)	13(2)
中学校	1,152 (30)	21(4)	10(4)
合計	3,045 (80)	62(8)	23(6)

※（ ）は他学年者数

3 腎臓病検診（尿検査）

対象 小学校・中学校児童・生徒全員と幼稚園児

令和4年（2022年）5月～令和5年（2023年）6月実施（単位：人）

	一次検査		二次検査		三次検診	
	受診者	陽性者	受診者	陽性者	受診者	有所見者
小学校	10,568	268	237	110	73	54
中学校	3,355	213	200	60	37	18
幼稚園	136	2	2	1	0	0
合計	14,059	483	439	171	110	72

※陽性者数、一次検査、二次検査及び三次検診の受診者数には重複者あり

4 貧血検査

対象 中学校1年生で希望する者

令和4年（2022年）9月～1月実施（単位：人）

	受診者	正常	要注意	要医療
中学校	798	686	97	15

※要注意と要医療の両方に該当する重複者あり

5 生活習慣病予防健診

対象 中学校1年生で希望する者及び前年度要管理者のうち希望する者

令和4年(2022年)9月~11月実施 (単位:人)

	受診者	正常	要医療	生活指導
1年生	799	642	134	23
要管理者	344	199	126	19
合計	1,143	841	260	42

6 脊柱側弯検診

対象 小学校5年生、中学校1年生と前年度再検査の他学年者

令和4年(2022年)11月~令和5年(2023年)2月実施 (単位:人)

	一次検診(モアレ撮影)					二次検診(直接X線撮影・専門医診察等)				
	受診者	異常者	異常者内訳者			受診者	異常者	異常者内訳		
			要一次検査	要病院管理	次年度再検			治療が必要	定期的観察が必要	次年度直接二次検診
小学校	1,620 (106)	100 (44)	20 (12)	1 (1)	79 (31)	12 (14)	12 (12)	2 (2)	5 (4)	5 (6)
中学校	1,117 (170)	125 (99)	27 (57)	3 (0)	95 (42)	22 (69)	17 (54)	0 (2)	8 (36)	9 (16)
合計	2,737 (276)	225 (143)	47 (69)	4 (1)	174 (73)	34 (83)	29 (66)	2 (4)	13 (40)	14 (22)

※ ()内は他学年 二次検診受診者 前年次年度再検査者含む

3-2 学校給食

3-2-1 給食維持管理

○学校給食の衛生確保

学校給食の衛生管理は、学校給食法第9条に基づく学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）に基づき行っている。さらに東京都教育委員会から通知があるほか、区としても区立小・中学校給食室の施設設備に合わせて詳細を定めている。

これらの基準を満たし、衛生的で安全な学校給食を提供するため、給食室の一齐衛生監視、夏季衛生講習会、各校への巡回指導等を行っている。

○学校給食の食事内容と献立

学校給食法に学校給食の目的・目標並びに学校給食実施基準（平成21年文部科学省告示第61号）が定められており、この学校給食実施基準に学校給食摂取基準について記載されている。

中野区では、前述の学校給食摂取基準を基に中野区の実情を踏まえ、令和5年度中野区学校給食献立作成方針を作成し、各校に周知している。

1 令和5年度中野区学校給食献立作成方針

次頁のとおり

2 毎月の標準献立作成と配布

中野区では、前述の文部科学省の「児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準」及び「中野区学校給食献立作成方針」に基づいて献立を作成することとしており、栄養教諭並びに都栄養職員配置校は独自に献立を作成している。一方、栄養業務委託校においては、小・中学校別の標準献立により実施している。

標準献立は、栄養業務委託栄養士が「中野区学校給食標準献立の作成のポイント」に基づいて原案を作成し、学務課担当者の検討・確認を得て決定される。その後学務課で食材の分量、栄養価、経費等を計算し、栄養業務委託校に送付している。

実施月後は献立会を開催し、学務課担当者と栄養業務委託栄養士とで、味、調理法、作業手順等の反省や意見交換を行っている。なお、給食の残食量調査は例年6月、11月、2月に実施している。

○学校給食費

学校給食費については、学校給食法第11条に規定されており、学校給食に必要な施設・設備に要する経費並びに人件費は設置者が負担、食材料費は保護者が負担することになっている。

学校給食費と実施予定回数

令和5（2023）年度

	小学校			中学校
	低学年	中学年	高学年	
1食単価（円）	258	278	298	339
年間平均給食回数（回）	199	199	199	198

本表は、中野区立小・中学校の給食献立の作成方針である。

令和5年度中野区学校給食献立作成方針

1 学校給食摂取基準

(1) 栄養摂取量

- ① 摂取基準については、学校給食法第8条第1項に規定される「学校給食実施基準」（平成21年文部科学省告示第61号）及び令和3年2月12日付2文科初第1684号「学校給食実施基準の一部改正について」の内容を踏まえ、適切なものとする。
- ② 前述①の内容を踏まえ、栄養比率については、炭水化物・たんぱく質・脂質の各エネルギー比率のバランスを適切にする。

炭水化物エネルギー比率 50～67%

たんぱく質エネルギー比率 13～20%

脂肪エネルギー比率 20～30%

- (2) 食品構成については、前述(1)①の文部科学省通知の内容を踏まえ、各校の児童生徒やその家庭における食生活の実態及び地域の実情等を十分に把握し、日本型食生活の実践や我が国の伝統的な食文化の継承等を十分配慮した上で、多様な食品を適切に組み合わせること。

なお、栄養教諭及び学校栄養職員配置校は、各学校独自に献立を作成しているため各校ごととする。

栄養業務委託栄養士配置校は、標準献立を使用するため「中野区学校給食標準献立食品構成」によることとする。

- (3) 食事の分量について、小学校は基本的に中学年量を『1』とし、低学年は『0.9』、高学年は『1.1』を乗じた量とする。ただし、個数のものはこの限りでない。

なお、中学校は全学年同量とする。

- (4) 主食については、各校給食回数のうち『米飯14/20回・パン3/20回・麺3/20回』程度を目安とするが、米飯給食推進の観点から米飯は3/5回以上確保する。

なお、米とパンの主食時の基本重量は次のとおりである。

	米重量（白飯の場合）	パンの小麦粉重量
小学校(低)	70g×0.9	40g
小学校(中)	70g	50g
小学校(高)	70g×1.1	60g
中学校	100g	70g

2 献立及び食事内容

(1) 献立作成の考え方

- ① 献立は、児童生徒が学校給食を通して望ましい食習慣や食文化を体得でき、かつ、児童生徒や家庭における食事のモデルとしての役割を持ち、児童生徒の将来の食事作りに資する内容とする。

- ② 日本型食生活の実践や我が国の伝統的な食文化の継承について、配慮した献立とする。
- ③ 献立のねらいを明確にし、使用する食材もそれに合わせた内容にする。
- ④ 常に料理の組み合わせや調理方法の改善に努め、児童生徒の嗜好の偏りをなくすよう配慮する。
- ⑤ 献立作成時は、食品の重なりや味の組み合わせに留意し、全体の見た目と色合いや味わいへも配慮する。
また、切りものの量や成形ものとの組み合わせ、調理法の重なりへの注意等も含め、全体の調理作業量にも配慮する。

(2) 献立の構成

- ① 献立は、「主食1品＋主菜1品＋副菜と果物から1～3品＋牛乳」の形態で組み合わせが適切で調和のとれたものを基本とし、本組み合わせは全体の7割程度を目安とする。
また、米飯の主食日のうち白飯の回数は5割程度を目安とする。
- ② カミカミ献立（口の機能を高め、かみ応えのあるメニュー）、地産地消や食料自給率を考える機会となる献立（例えば、東京都産農産物の使用、国産小麦パンの使用等）は、積極的に取り入れ食育活動とタイアップを図る。
- ③ 給食に提供する料理は素材を用いて手作りすること。
また、加熱を原則とするが、献立が単調にならないよう工夫する。

3 食材料について

(1) 選定基準

- ① 原則、生鮮食品は国産の旬の食材料を使用し（※）、良質で新鮮なものを選定する。東京都産農産物の食材の使用が可能な場合は積極的に取り入れる。
※ ・ 魚介類と大豆製品は、献立上欠かせない食材であることと、現代漁業の仕組み及び大豆の自給率等を考慮し例外とするが、できるだけ国産を優先する。
・ 果物は季節ごとに新鮮で手頃な値の国産のものが出回るため、バナナ等輸入果物は使用しない。
- ② 生鮮食品以外の食材料についても、可能な限り国産のものを使用する。国産品の入手困難等やむを得ない事情で外国産を使用する場合は、品質を十分に確認（※）したうえで使用する。
※ 例えば、施設及び製造工程の安全衛生、食品の細菌等微生物検査・残留農薬等理化学検査の結果等の安全性の確認。
- ③ 不必要な食品添加物（着色料、漂白剤、発色剤等）を使用した食品や遺伝子組み換え食品の使用を可能な限り避ける。さらに残留農薬についても配慮する。
- ④ 食品衛生法に適合した食材を用いるほか、内容表示、賞味期限、製造者等が適切、又は明らかなものを用いる。
- ⑤ 放射性物質に関わる安全確保については、卸売市場を通った食材を使用することを原則とし、納品されている食材の産地での農畜水産物の放射能検査値の様子は、各学校において必ず確認する。（対応の詳細については、毎年度通知される中野区教育委員会事務局発「学校給食食材における放射性物質にかかわる安全確認等について」の最新版によることとする。）

(2) 各食材

- ① 料理は素材を用いて手作りすること、また、前述(1)②の観点から、原則として調理加工食品類(ハンバーグ、グラタン、しゅうまいなど)や、菓子類(プリン、ゼリー、ケーキ、パイ、まんじゅう、氷菓など)は使用しない。
- ② 出し汁は、削り節・昆布・豚骨・鶏ガラ(豚骨・鶏ガラはティーパック状等下処理済みのもの)等を用いて抽出し、顆粒や濃縮等加工だしは使用しない。
- ③ ホワイトルーやカレールーは、給食室で作製し、既製品を使用しない。
- ④ 基本的に飲用牛乳は毎日のものであり、乳飲料や嗜好飲料はくれぐれも頻りに使用しない。嗜好品(アイスクリームなど)も同様に考える。
- ⑤ 高価な嗜好品の使用はくれぐれも控える。
- ⑥ 放射性物質に関わる対応等、牛肉(加工品で原材料に牛由来のものがある場合も含む)の使用については安全性を慎重に確認する。
- ⑦ 食材料は、缶詰・乾物・調味料等常温で保存可能なものと牛乳を除いては、その日使用する量を当日の朝納品してもらう。

4 調理について

- (1) 気配りした調理と薄味でおいしい食事となるよう心がける。
- (2) 食材の持つ本来の味を生かす。
- (3) 適時適温給食に努める。
- (4) 当日調理を原則とする。

○学校給食における食物アレルギーの状況

中野区では食物アレルギーがあつて給食で対応が必要な児童・生徒については、医師記入の「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の提出に基づいて、除去食による対応を全校で行っている。

対応にあたっては、学校関係職員(養護教諭、栄養士等)が保護者と面談し、該当児童・生徒の詳しい状況を把握し、その内容をもって、校内の食物アレルギー対応委員会(校長、副校長、学級担任、養護教諭、保健主任、栄養士等)で対応内容を検討し、具体的対応内容を全教職員で情報共有した上で行う。

小中学校別	対応状況		対応内容（校）						原因食材（校）											個別対応（※）		
	対応している	対象者なし（校）	対応していない（校）	詳細な献立表対応	完全及び一部弁当対応	除去食対応	その他	鶏卵	牛乳・乳製品	小麦（雑穀含む）	落花生	大豆・豆製品	甲殻類（エビ・カニ）	種実類	果物類	魚介類（魚卵含む）	肉類	そば	いも類	学校数（校）	児童生徒数（人）	
小学校	21	537	0	0	2	19	18	2	19	14	9	5	4	18	15	20	20	2	1	6	17	111
中学校	9	136	0	0	1	6	6	0	6	3	1	1	2	6	2	7	6	1	0	2	8	30

※個別対応とは、たんばく質制限、宗教上の理由等がある場合

○給食調理用備品

現在、中野区の小・中学校給食室には主に次のような業務用厨房機器が備え付けられている。

令和5年（2023年）4月1日現在

名称	用途	名称	用途
ガス炊飯器	米の炊飯	冷凍冷蔵庫	食材の保管、保存食の保管
ガス回転釜	煮物、蒸し物、炒め物等	牛乳保冷库	牛乳の保冷・保管
フライ用回転釜	揚げ物	食器洗浄機	食器、お盆の洗浄
スチームコンベクションオーブン 又はジェットオーブン	魚、ハンバーグ等の焼き物	熱風消毒保管庫	食器類、調理用具類の消毒保管

※この他に野菜調理器、フードカッター、ミキサー、球根皮むき機（ピーラー）、まな板殺菌乾燥保管庫などがある。

令和2年度から、加熱不足のリスクを減らすため、ジェットオーブンからスチームコンベクションオーブンへの切替えを計画的に進めている。

3-2-2 給食調理業務の委託

中野区では平成10年9月から学校給食調理業務委託を導入し、平成23年度には全ての小・中学校が委託され、令和5年度の委託業者数は9社である。

3-2-3 栄養業務の委託

中野区では、平成16年度から栄養教諭又は都費学校栄養職員（再任用職員を含む）の配置されていない区立小・中学校に栄養業務委託を行っている。

○委託業務内容

具体的には次のとおりである。

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ①標準献立及び調理手配表の履行確認 | ⑦アレルギー対応についての協力 |
| ②標準献立作成への協力 | ⑧食材等の支払い事務 |
| ③食品調理作業上の安全衛生確認及び報告 | ⑨給食費決算報告書の食材等支払い分の作成 |
| ④検食の準備 | ⑩学校ごとに毎月発行する給食だよりの作成 |
| ⑤学校給食用物資の発注、検収及び在庫の管理 | ⑪食育の取組、給食に関する指導・調査研究等 |
| ⑥保存食の管理 | |

3-2-4 食育支援

○学校における食育推進

学校における食育は、従来給食時間を中心とした食に関する指導（学級活動）とともに学校行事（縦割り班による青空弁当給食、卒業バイキング、招待給食、収穫祝い給食、学校と家庭との連携による給食試食会等）、児童会・生徒会活動等の中で行ってきた。

近年、文部科学省では、各校で教科等との関連を含めた食に関する指導の全体計画の作成と食育推進のための校内指導体制を整備し、対応していくよう強く打ち出している。

○学校への食育支援

平成20年度からは、各校に、体力向上プログラムへ食育を明確に位置づけること、並びに長期休業中における親子等での食事づくりの実践を働きかけている。

小・中学校における特色ある給食活動と栄養士が参画した特別活動等

令和4（2022）年度

学校別	学校数 (校)	特色ある給食活動（校）						栄養士が参画した 特別活動（校）			栄養士が参画 した教科等（校）
		学校内活動			家庭・地域との連携活動			学級 活動	給食 時間	学校 行事	
		交流 給食	行事 給食	選択 給食	親子 給食	招待 給食	試食会				
小学校	21	1	5	9	0	1	5	6	5	1	13
中学校	9	0	5	4	0	0	7	0	3	1	5

4-1 体験学習

4-1-1 宿泊事業

○移動教室

中野区と異なる環境の地域の特性を活かした体験的な活動を通して、自ら学ぶ意欲や態度を身に付けさせると共に、集団による宿泊生活により、好ましい人間関係を育てるため、軽井沢少年自然の家等で全校が移動教室を実施している。

平成25年度から小学校については、選択制移動教室として日光、みなかみ、片品村でも実施している。

1 小学校移動教室

実施結果

令和4（2022）年度

実施地域	対象	宿泊数	実施期間	実施校数	参加者数（人）
軽井沢方面	主に5年生	2泊3日	5月30日～10月28日	21校	1,700
日光方面	6年生		5月31日～10月28日	9校	738
みなかみ方面	主に6年生		6月27日～9月16日	5校	397
片品村方面	主に6年生		6月14日～9月22日	5校	374

2 中学校移動教室

実施結果

令和4（2022）年度

実施地域	対象	宿泊数	実施期間	参加者数（人）
軽井沢方面	1年生	1泊2日	4月21日～9月10日	1,119
軽井沢方面 （湯の丸スキー場）	2年生	2泊3日	1月12日～2月17日	1,051

○海での体験事業

区内在住の小学4・5・6年生を対象に、子どもたちが自分の可能性を伸ばし、豊かな人間性や社会性、健康・体力などの「生きる力」を育むことを目的として実施している。

実施内容

実施場所	宿泊数	実施期間 （令和4年度）	参加児童数（人）		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
南房総市 岩井海岸海水浴場	2泊3日	7月23日～8月8日	中止	中止	429

○修学旅行

日本の歴史・文化・経済・産業・政治などの重要地を直接見学したり、大自然の美しさに接したりすることにより、広い知見と豊かな情操を養う。また、集団生活により人間関係を深め、健全な心身の育成を図ることを目的として、主に京都、奈良で実施している。

実施内容

対象	宿泊数	実施期間（令和4年度）	参加校数・参加生徒数		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
中学3年生	2泊3日	6月28日～9月30日	代替事業	1,017人	1,040人

4-1-2 文化・体育事業

○音楽鑑賞教室

管弦楽の生の演奏を鑑賞することにより音楽への理解を深め、美的情操を豊かにするとともに、より音楽を愛好し親しむ心情を養うことを目的として実施している。

実施内容

対象	令和4年度事業実績	会場
全小学校（5年生）	6月21日	なかのZERO大ホール
全中学校（対象学年は学校により異なる）	6月20日	

○連合行事（文化）

児童・生徒が学校教育活動の成果を連合で発表する機会を設けることにより、児童・生徒の心身の健全な発達を図るとともに、学校間の交流を深め連帯感を高めることを目的として実施している。

1 小学校

行事名	対象	令和4年度実施実績	会場
連合音楽会	小学校21校を南部10校と北部11校に分けそれぞれ隔年で実施 ※令和4年度は南部の小学校が実施	12月6日	なかのZERO大ホール
連合作品展 図画工作の部 書初めの部	全校	1月20日～25日 1月14日～18日	なかのZERO展示ギャラリー

2 中学校

行事名	対象	令和4年度実施実績	会場
連合文化発表会 （演劇発表会、音楽会、 英語学芸会）	全学年	11月3日	なかのZERO大・小ホール
連合作品展	全学年	1月27日～31日	なかのZERO展示ギャラリー

○体験活動の充実事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、自粛・中止してきた体験活動の充実を図るため、文化芸術体験、障害者理解、スポーツ体験等の体験活動を実施した。（※令和5年度は「文化・芸術体験事業」として実施）

幼稚園	小学校	中学校	合計
2事業	108事業	20事業	130事業

○中野サンプラザ閉館イベント

令和5年7月に閉館した中野サンプラザを会場として、様々な経験を積んだ著名人の講演を聴くことによる人間形成の一助及び区立中学校生徒としての思い出作りのためイベントを開催した。

対象	実施日	内容
中学3年生	3月14日	○記念講演及びパネルディスカッション 講師：榎野 智章氏(元プロサッカー選手) ○記念アトラクション ・合唱コンサート 大妻中野中学校・高等学校合唱部 ・ダンスパフォーマンス 学校法人宝仙学園中学校・高等学校ダンス部

○連合行事（体育）

児童・生徒が日ごろのスポーツ活動の成果を競い合う機会を設けることにより、心身の健全な発達を図るとともに、学校間の交流を深め連帯感を高めることを目的として実施している。

1 小学校

行事名	対象	令和4年度実施実績	会場
連合運動会	全小学校（6年生）	10月19日	10会場（小学校校庭）

2 中学校

行事名	対象	令和4年度実施実績	会場
総合体育大会	全学年 1・2年生	9月27日	駒沢オリンピック公園 総合運動場陸上競技場 区立中学校体育館他
陸上競技 バスケットボール バレーボール・ソフトテニス 卓球・野球・サッカー バドミントン・剣道・柔道		5月～9月	

○水泳指導補助

小・中学校の体育授業及び夏季休業中のプール指導の円滑な実施を図るため、教員を補助する外部指導員を配置している。

指導回数実績

学校別	内容	指導回数（回）		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	プール授業	新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ中止	163	843
	夏季休業中プール		58	261
中学校	プール授業		43	108
	夏季休業中プール		6	26

4-1-3 職場体験

○職場体験

「未来の社会人」である中学生に、さまざまな職業の現場を体験させることにより、望ましい社会性、勤労観、職業観を身に付けさせ、自立や社会参加を促す。また、職業体験への協力を通じて、地域の教育力を向上させ、大人たちが子どもたちを地域の一員として育成していくことを目的として実施している。

実施実績

実施学年	実施校数（校）		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1学年	新型コロナウイルス	0	0
2学年	感染症の感染状況を	7	1,129
3学年	踏まえ中止	0	150

体験業種の例 ※（ ）は主な体験内容

保育園（保育補助）、高齢者福祉施設（介助）、デイサービス（介助）、消防署（消防機材の格納訓練）、小売店等（商品整理・販売業務）、ファストフード店（接客・製造）、図書館（図書整理）

○小学3年生社会科見学

小学3年生を対象に、令和5年7月に閉館した中野サンプラザ及び再開発により変わりゆく中野のまちの様子を見学する社会科見学を実施した。

対象	実施日	会場
小学3年生	10月11日から11月14日	中野サンプラザ他

4-2 少年自然の家管理

4-2-1 軽井沢少年自然の家

軽井沢少年自然の家は、都会育ちの子どもたちに自然の中での学習や生活を体験させるためにつくられた校外施設である。少年自然の家は、主に小・中学校の移動教室の拠点として使用するほか、区内青少年団体、社会教育団体の研修やスポーツなど野外活動の場としても開放している。

軽井沢少年自然の家利用状況

（単位：人）

利用者		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学校利用	小学校	新型コロナウイルス		1,615	1,700
	中学校	感染症の感染状況を		649	2,170
	計	況を踏まえ中止		2,264	3,870
一般利用（延べ人数）			268	90	680

※令和3年4月27日から6月20日、7月12日から9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の発出に伴う対応として休館した。

5-1 特別支援教育

5-1-1 特別支援教育

○特別支援教育の充実

発達障害を含む障害のある幼児、児童・生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な教育や指導を通じて必要な支援を行っている。

全小・中学校では各校長に指名された特別支援教育コーディネーターが、校内委員会を進行する。

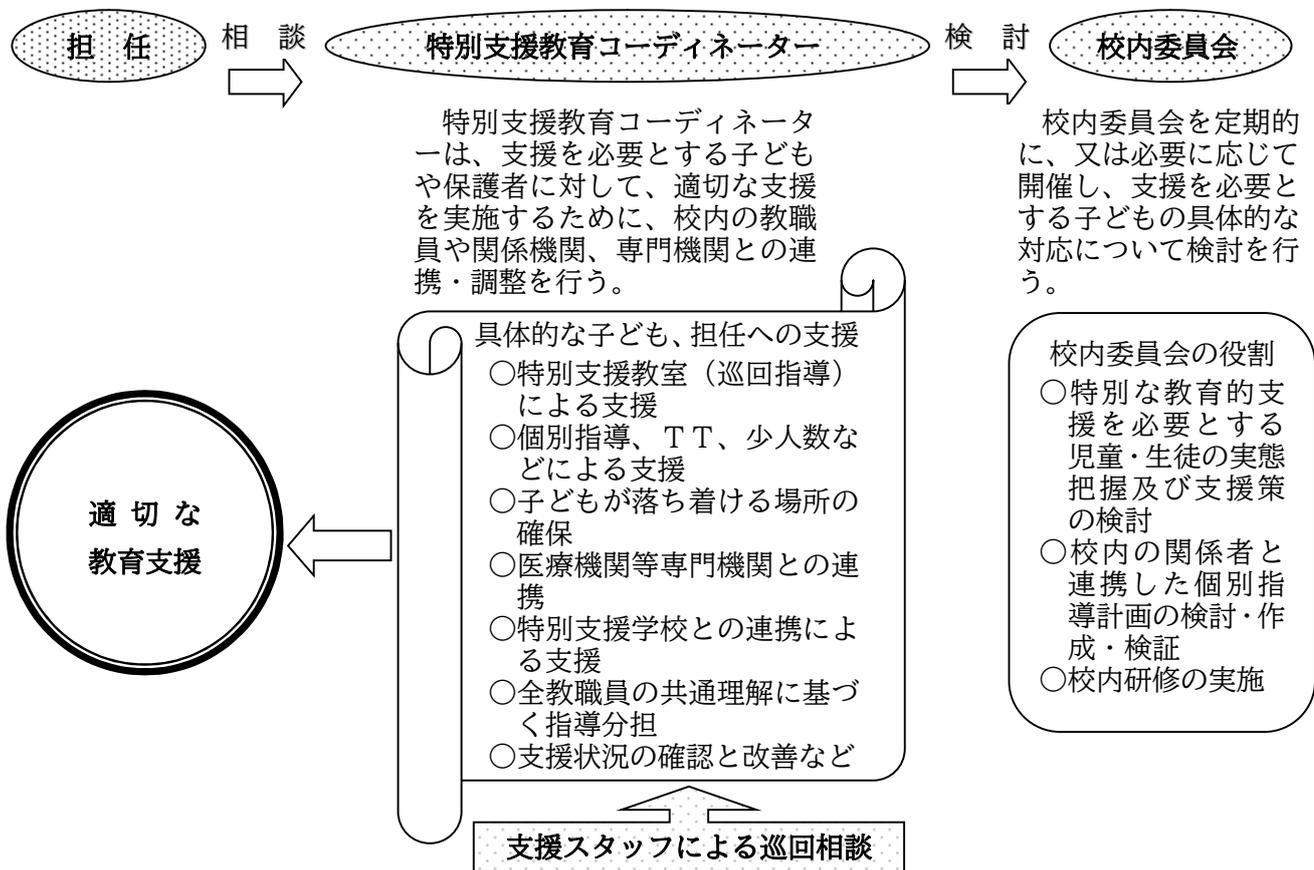
また教育委員会事務局に、公認心理師、医師等で構成される支援スタッフを設置し、区立幼稚園、小・中学校で巡回相談を行っている。

根拠法規 教育基本法、学校教育法、同施行規則、特別支援教育巡回相談員設置要綱

1 巡回相談実施件数 (単位：件)

年度 区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼稚園	6	9	6
小学校	126	173	152
中学校	46	64	61
合計	178	246	219

2 一人ひとりの教育ニーズに応じた指導を行うためのしくみ



○副籍制度

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、学校行事等様々な交流を通じて地域とのつながりの維持・継続を図っている。

○特別支援教育支援員の配置

区立幼稚園、小・中学校の通常の学級及び特別支援学級に特別支援教育支援員を配置している。また、通常の学級に在籍する身体的な障害のある児童・生徒について安全確保を図るため、特別支援教育支援員を配置している。

○特別介助員の配置

通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒について安全確保を図るため、校外学習や水泳（体育授業・夏季休業日）時に特別介助員を配置している。

特別介助員配置回数

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	校外学習	水泳	校外学習	水泳	校外学習	水泳
幼稚園	0	-	0	-	0	-
小学校	53	0	54	15	81	23
中学校	6	0	6	61	11	0

※校外学習 1 回 8 時間以内、水泳 1 回 4 時間以内で計算

根拠法規 中野区立学校特別介助員設置要綱

5-1-2 就学相談

○就学相談

就学相談とは、一人ひとりの幼児・児童・生徒の発達段階及び障害の状態に応じた教育の場を提供するための相談である。

(1) 就学相談

翌年度4月に小・中学校入学予定で、障害等により就学について心配がある幼児・児童の就学についての相談

(2) 転学相談

小・中学校入学後、在籍している学級での就学が困難になった児童・生徒の転学についての相談

(3) 通級相談

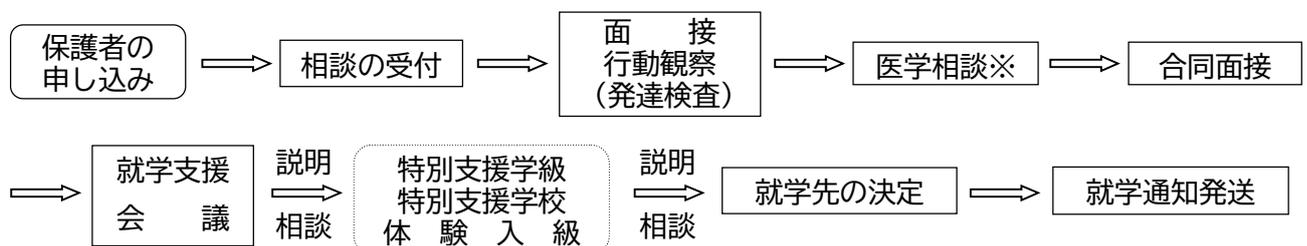
通常の学級在籍児童の特別支援学級（通級指導学級）への入級についての相談

(4) 巡回指導相談

通常の学級在籍児童の巡回指導開始についての相談

根拠法規 教育基本法、学校教育法、同施行令、同施行規則、中野区特別支援教育就学支援会議運営要綱、中野区特別支援教室判定会議設置要綱、就学相談専門員設置要綱

1 就学相談の流れ（翌年度4月に小・中学校に入学予定の場合）



※医学相談は主治医の診察記録の提出により省略できる。

2 就学相談件数 (単位：件)

区分 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	104	146	104
中学校	20	25	33
合 計	124	171	137

3 転学相談件数 (単位：件)

区分 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	9	9	18
中学校	2	0	3
合 計	11	9	21

4 通級相談・巡回指導相談件数 (単位：件)

区分 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	122	134	122
中学校	20	19	22
合 計	142	153	144

5-1-3 特別支援学級運営

○小・中学校特別支援学級の運営

特別支援学級在籍児童・生徒の教育課題の解決・達成に必要な指導講師の派遣や宿泊学習の支援など、体制づくりや学級行事を実施するための支援を行っている。

根拠法規 教育基本法、学校教育法、同施行令、同施行規則

1 特別支援学級（知的障害）在籍児童・生徒数 令和5年（2023年）5月1日現在

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校(人)	132	139	137
中学校(人)	51	53	53

2 特別支援学級（難聴・言語障害）（情緒障害等）通級児童・生徒数 令和5年（2023年）5月1日現在

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
難聴・言語障害(小学生)(人)	48	48	45
情緒障害等(中学生)(人)	0	0	0

※令和3年度から情緒障害等（中学生）は特別支援教室へ移行

3 特別支援教室（巡回指導）児童・生徒数 令和5（2023）年5月1日現在

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校(人)	284	289	316
中学校(人)	70	86	89

○特別支援学級（固定学級）

令和5年（2023年）5月1日現在

種別	設置校	学級名	開級年	児童・生徒数（人）	学級数（学級）
知的障害	江原小学校	わかば学級	平成19年4月1日	19	3
	西中野小学校	しらさぎ学級	平成16年4月1日	13	2
	みなみの小学校	神明学級	平成29年4月1日 (平成25年4月1日 中野神明小学校に開級)	25	4
	美鳩小学校	あおぞら学級	平成29年4月1日	39	5
	中野第一小学校	ひまわり学級	平成31年4月1日 (昭和28年6月1日 桃園小学校に開級)	15	2
	令和小学校	こだま学級	令和2年4月1日 (昭和36年5月20日 新井小学校に開級)	27	4
	第二中学校	I 組	昭和32年10月1日	15	2
	第七中学校	D 組	平成21年4月1日	19	3
	明和中学校	I 組	令和3年4月1日	19	3

○特別支援学級（通級指導学級）

令和5年（2023年）5月1日現在

種別	設置校	学級名	開級年	児童・生徒数（人）	学級数（学級）
難聴	桃花小学校	きこえとことばの教室	昭和43年9月1日	7	1
言語障害	桃花小学校	きこえとことばの教室	昭和44年11月1日	38	2

○特別支援教室（情緒障害等）

令和5年（2023年）5月1日現在

巡回指導拠点校	巡回校
中野本郷小学校	中野本郷小学校、南台小学校、みなみの小学校、中野第一小学校
塔山小学校	塔山小学校、桃園第二小学校、谷戸小学校、桃花小学校、白桜小学校
江古田小学校	江古田小学校、江原小学校、平和の森小学校、緑野小学校、令和小学校
鷺宮小学校	鷺宮小学校、啓明小学校、北原小学校、美鳩小学校
武蔵台小学校	武蔵台小学校、西中野小学校、上鷺宮小学校
中野中学校	中野中学校、第七中学校、北中野中学校、緑野中学校、明和中学校
中野東中学校	中野東中学校、第二中学校、第五中学校、南中野中学校

IV. 子育て支援課

1-1 子ども施策調整

1-1-1 子ども総合窓口運営

子育て環境が多様化、複雑化している状況の中で、子どもの成長過程に応じた切れ目のない支援を充実させ、孤立感や養育不安を解消することを目的とし、子育て家庭のニーズに応じたきめ細やかなサービスや情報の提供などを行う。

○窓口受付の対応の向上

子ども総合窓口は、子育てに関するサービスの総合窓口として、平成16年4月に開設した。

保育園、学童クラブの申し込みや児童関連手当など各種手続きの受付をワンストップで行うとともに、子育て手続きに関連したお話を伺い、適切な相談機関につないでいるほか、各種の情報やサービスの提供などを行っている。

平成28年10月から開始した窓口業務委託では顧客対応の迅速化を図っており、また、子育てコンシェルジュについても、潜在的な利用者ニーズを把握し、適切なサービス情報の提示や担当案内等を進め顧客対応の向上を目指している。

- 申請手続等
- ①保育園・幼稚園の入園、学童クラブの利用
 - ②児童手当、子どもの医療費助成
 - ③一時保育などの子育てサービスの利用
 - ④母子家庭等自立支援給付などのひとり親家庭支援
 - ⑤私立幼稚園等保護者補助
 - ⑥妊娠届、母子健康手帳の交付 など

相談 子育て手続きに関連したお客様のお話を伺い、相談内容に応じた適切な窓口へとつなぐ。

- 情報提供
- ①子育てサークルの紹介、子育てに関する講座やイベント
 - ②子どもの施設や子育てサービスの制度の紹介や利用の案内 など

窓口利用者実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延人数(人)	17,996	17,047	15,751

○情報発信による子育て支援

「なかの子育て応援メール」登録者に対し、子育てに対する負担や不安、孤立感解消を目的に、妊娠期や出産後の乳幼児の月齢に応じた適切なアドバイスや区の子育てに関する支援情報を配信している。子育て世帯のニーズに応えるため令和3年8月1日からLINE配信を開始した。

(事業実績)

登録件数 2,395件(令和5年3月31日時点)

配信回数 月齢・年齢に応じて毎日から月5～6回

1-2 児童手当

1-2-1 児童手当

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している方に児童手当を支給することで、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給する手当。

1 対象者 中学校第3学年修了前の児童がいる世帯（所得制限あり）

2 手当額	3歳未満	月額 15,000 円
	3歳以上小学校修了前（第1子、2子）	月額 10,000 円
	3歳以上小学校修了前（第3子以降）	月額 15,000 円
	中学生	月額 10,000 円
	特例給付	月額 5,000 円

3 令和4年度支給実績 延児童数 300,647 人

事業開始 昭和47年1月

根拠法規 児童手当法、児童手当法施行細則

1-2-2 児童育成手当

ひとり親家庭の児童（育成手当）、又は障害をもった児童（障害手当）に対して児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、区条例に基づき支給する手当。

1 手当を受けられる人

区内に住所があり、次の児童を扶養している父母もしくは養育者で、前年の所得が所得限度額未満の人

(1) 育成手当 18歳到達の年度末までの児童で、次のいずれかの状態にある児童

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害（身体障害者手帳1・2級）を有する児童
- ④父または母が生死不明である児童
- ⑤父または母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで出生した、父と生計を同じくしていない児童

(2) 障害手当 20歳未満で、障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童

- ①「愛の手帳」1・2・3度程度の児童
- ②「身体障害者手帳」1・2級程度の児童
- ③脳性麻ひまたは進行性筋萎縮症の児童

2 手当額

(1) 育成手当 児童1人につき月額 13,500 円

(2) 障害手当 児童1人につき月額 15,500 円

令和4年度支給実績

区 分	手 当 額 (円)	延児童数 (人)
育成手当	13,500	23,683
障害手当	15,500	1,260
合 計		24,943

事業開始 昭和49年6月

根拠法規 中野区児童育成手当条例

中野区児童育成手当条例施行規則

1-2-3 児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給する手当。

1 手当を受けられる人

区内に住所があり、次のいずれかに該当する18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童（一定以上の障害の状態にある場合は20歳未満）を監護している母又は監護しかつ生計を同じくする父、もしくは父母に代わってその児童を養育している方で、前年の所得が所得限度額未満のもの

※扶養義務者（同居）の所得制限あり

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害（身体障害者手帳1・2級程度）を有する児童
- ④父または母が生死不明である児童
- ⑤父または母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで出生した、父と生計を同じくしていない児童

2 手当額

- (1) 児童1人の場合 所得額に応じ月額 44,140円（全額支給）、44,130円～10,410円（一部支給）
- (2) 児童2人目の加算額 所得額に応じ月額 10,420円（全部支給）、10,410円～5,210円（一部支給）
- (3) 児童3人目以降の1人あたり加算額 所得額に応じ月額 6,250円（全部支給）、6,240円～3,130円（一部支給）

令和4年度支給実績

区 分		手当額 (円)	延受給者 (人)
全額支給	1人目	43,070	6,713
	2人目の加算	10,170	
一部支給	1人目	43,060～10,160	4,977
	2人目の加算	10,160～5,090	
3人目以降一人につき6,100円（全部支給）6,090円～3,050円（一部支給） 加算			

事業開始 昭和 37 年 1 月
根拠法規 児童扶養手当法
中野区児童扶養手当法施行細則

1-2-4 特別児童扶養手当

精神または身体に中程度以上の障害を有する児童を養育する父母もしくは養育者に手当を支給することにより、障害児の福祉の増進・生活の向上に寄与する。支給に関する事務について、区が一部委任されており、認定は都知事が行うが、窓口は区となっている。

1 手当を受けられる人

精神または身体に中程度以上の障害を有する 20 歳未満の児童を扶養している父母もしくは養育者で前年の所得が所得限度額未満のもの

※扶養義務者（同居）の所得制限あり

2 手当額

① 1 級認定 1 人につき月額 53,700 円

② 2 級認定 1 人につき月額 35,760 円

3 手当受給者数 151 人（令和 5 年 3 月 31 日現在）

事業開始 昭和 39 年 7 月

根拠法規 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

1-2-5 実質ひとり親家庭への子育て支援給付金

離婚調停中で離婚成立前から実質的にひとり親家庭となった家庭に対し、原則離婚成立が要件となる児童扶養手当の申請ができない間、金銭給付を行い、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

1 給付金を受けられる人

日本国内に住所があり、出生から 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの児童を扶養する中野区に住所がある離婚調停中の父母で所得制限額未満のもの

※配偶者、実父母、義父母のいずれかの方と同居している場合は対象外

※扶養義務者（同居）の所得制限あり

2 支給額

児童 1 人につき 100,000 円

事業開始 令和 5 年 6 月

根拠法規 中野区実質ひとり親家庭への子育て支援給付事業実施要綱

1-3 子ども医療助成

1-3-1 子ども医療費助成

0歳から中学3年生までのお子さんの保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の自己負担分（食事療養標準負担額を除く）を助成している（医療証を発行し、その医療証を医療機関等の窓口健康保険証と一緒に提示することにより助成）。

1 対象者

15歳に達した日以降の最初の3月31日までの子どもを養育している保護者で、次の要件を満たす者

- ①子どもが区内に住所を有すること
- ②子どもが健康保険制度に加入していること

※対象とならない者

- ・子どもが生活保護を受けている者
- ・子どもが児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）などに入所している者

なお、令和5年度より助成対象を高校生相当（18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子ども）に拡大した。

2 助成の範囲

保険診療の自己負担分。

※食事療養標準負担額は除く。

支給実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
助成件数（件）	434,264	501,730	527,312
受給者数（人）	31,312	31,597	31,676

事業開始 昭和47年10月（平成27年7月13日改正）

根拠法規 中野区子どもの医療費の助成に関する条例

中野区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

1-3-2 ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の保健の向上及び福祉の増進を図るため、医療費の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律に準じた一部負担金及び食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く）を助成している（医療証を発行し、その医療証を医療機関等の窓口健康保険証と一緒に提示することにより助成）。

1 対象者

ひとり親家庭等の児童（18歳になった年の年度末まで、一定の障害がある者は20歳の誕生日の前日まで）とその児童を扶養している父または母、あるいは養育者で次の要件を満たす者

- ①区内に住所を有すること
- ②健康保険制度に加入していること

※対象とならない者

- ・生活保護を受けている者
- ・児童が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）などに入所している者
- ・申請者及び扶養義務者の所得が、次表の額以上の者

所得基準額

(単位：千円)

	扶養親族数			
	0人	1人	2人	1人増ごとに
申請者	1,920	2,300	2,680	380加算
扶養義務者	2,360	2,740	3,120	380加算

※令和5年3月31日現在（対象は令和3年中の所得金額）

2 助成範囲

保険診療の自己負担分。

※住民税課税世帯は高齢者の医療の確保に関する法律に準じた一部負担金及び食事療養標準負担額または生活療養標準負担額を除く。非課税世帯は食事療養標準負担額または生活療養標準負担額を除く。

ひとり親家庭等医療費の助成件数

(単位：件)

年 度	総数	内訳	
		現物給付	現金給付
令和2年度	20,220	18,680	1,540
令和3年度	21,310	19,799	1,511
令和4年度	20,025	18,672	1,353

ひとり親家庭等医療受給者数

年 度	世帯数 (世帯)	内訳			人数(人)	内訳		
		母子家庭	父子家庭	養育者家庭		母子家庭	父子家庭	養育者家庭
令和2年度	1,004	963	40	1	1,378	1,317	59	2
令和3年度	978	941	37	0	1,548	1,487	61	0
令和4年度	925	886	39	0	1,357	1,297	60	0

事業開始 平成2年4月（平成27年7月13日改正）

根拠法規 中野区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

中野区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

1-3-3 出産・育児支援の推進

○サポートファイルの全出生児への配布

すこやか福祉センターの3・4か月児健康診査で、子どもの成長を楽しみながら記録し、気になることがある時には相談機関がわかるサポートファイルを配布している。

○不妊相談支援事業

妊娠を望む区民や不妊に悩む区民に対し、専門的な相談及び情報交換の機会を提供する。

・不妊専門相談

妊娠や不妊等について、産婦人科医へ個別相談する。

事業実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談人員(人)	19	23	26

・ほっとピアおしゃべり会

不妊体験のあるピアカウンセラーを交え、情報交換を行う。

事業実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加人員（人）	7	13	13

○妊娠相談保健指導事業

妊娠を望む区民に対し、産婦人科医又は泌尿器科医が、妊娠及び不妊について保健指導を行う。

事業実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指導件数（件）	6	12	10

事業開始 サポートファイルの全出生児への配付 平成25年6月

不妊相談支援事業 平成29年7月

妊娠相談保健指導事業 平成29年6月

根拠法規 母子手帳の交付：母子保健法第9条、第10条、第15条、第16条、

中野区母子保健法施行規則第3条

妊娠相談保健指導事業：中野区妊娠相談保健指導事業実施要綱

1-3-4 母子保健医療助成

母子保健医療は、乳幼児や妊産婦の疾病や障害について、その医療費等を助成することにより母子の健康の保持、増進を図る。相談、申請の受理等は各すこやか福祉センター及び子ども総合窓口で実施。

○養育医療給付

医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対して、指定医療機関において必要な医療の給付を行っている（所得に応じて一部自己負担あり）。

対象者

指定養育医療機関に入院し、次の①又は②に該当する中野区在住の新生児

①出生時体重が2,000グラム以下のもの

②生活力が薄弱であって、運動不安・けいれん、チアノーゼ、呼吸数の異常、嘔吐、血性吐物・血性便、強い黄疸等の症状を示すもの

給付実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給付認定者数（人）	52	59	69
給付件数（件）	148	176	160

※給付件数は、給付認定者の診療延月数、年度は前年度の3月から当該年度の2月まで

○自立支援医療（育成医療）給付

体に障害のある18歳未満の児童、又は現存する疾患を放置すると将来障害を残すおそれのある18歳未満の児童に対し、指定医療機関において機能の回復に必要な医療の給付を行っている（所得に応じて一部自己負担あり）。

《対象となる障害区分》

- ①肢体不自由 ②視覚障害 ③聴覚・平衡機能障害 ④音声・言語・そしゃく機能障害
 ⑤心臓障害 ⑥腎臓、呼吸器障害 ⑦小腸機能障害 ⑧肝臓機能障害
 ⑨その他の先天性内臓機能障害 ⑩ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

給付実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給付認定者数(人)	3	2	2
給付件数(件)	14	9	12

※給付件数は、給付認定者の診療延月数、年度は前年度の3月から当該年度の2月まで

○療育給付

骨関節結核、又はその他の結核にかかっている18歳未満の児童に対し、指定医療機関に入院させて専門的な医療の給付を行う（所得に応じて一部自己負担金あり）とともに、その間に必要な日用品と学校教育を受けるのに必要な学用品の給付を行っている。

給付実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給付認定者数(人)	0	0	0

○妊娠高血圧症候群等の医療費助成

妊娠高血圧症候群及びその関連疾患、糖尿病及び妊娠糖尿病、貧血、産科出血、心疾患で入院医療を必要とする妊産婦に、その療養に要する医療費を助成している（ただし食事代は自己負担）。

対象要件（①又は②）

- ①前年分総所得税額が30,000円以下の世帯に属するもの
 ②入院見込み期間が26日以上のもの

助成実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給付認定者数(人)	3	0	4

○小児慢性特定疾病の医療費助成

小児慢性特定疾病にかかった18歳未満の児童（18歳に達した時点で既に医療券の交付を受けていて、引き続き医療を受ける場合は20歳に達するまで）に対して、入院・通院に要した医療費（医療保険を適用した自己負担額）を助成する。

※令和3年度まで東京都が実施。令和4年度より、中野区に児童相談所が設置されたことに伴い、事務が移管された。

対象疾患 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、先天異常、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

事業実績（令和3年度までは東京都への進達数）

年度	受理件数	内訳		給付件数（件）
		新規	更新	
令和2年度	97	37	60	—
令和3年度	220	37	183	—
令和4年度	370	233	137	2,002

※令和4年度の受理件数及び内訳（新規）には、東京都からの移管時の認定分209件を含む。

○小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

在宅での生活に日常生活用具が必要な小児慢性特定疾病児童に必要な用具の給付を行う。

給付実績

年度	給付認定者数 （人）	給付件数（延件数）		
		吸引器・吸入器	パルスオキシメーター	ネブライザー
令和2年度	1	1	0	0
令和3年度	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0

○中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対し、言語獲得の促進、よりよいコミュニケーションの確保を目的として、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する。

助成実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認定者数（人）	2	6	1

○保健指導票の交付

経済的理由により、保健指導を受けるのが困難な妊産婦・乳児に対して、委託医療機関において必要な検査を無料で受けられるよう保健指導票を交付する。

- 対象要件 ①生活保護世帯の妊産婦・乳児
②住民税非課税世帯の妊産婦・乳児

交付実績

年度	受診人員 （人）	内訳（人）		受診件数 （件）	内訳（件）	
		妊産婦	乳児		妊産婦	乳児
令和2年度	6	3	3	6	3	3
令和3年度	20	12	8	23	13	10
令和4年度	5	3	2	6	4	2

○特定不妊治療費助成事業

東京都特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けている夫婦に対し、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）及び男性不妊治療にかかった保険適用外の医療費（文書料等を除く）の一部について助成する。

助成実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
助成件数（件）	455	646	747

○不妊検査等助成事業

東京都不妊検査等助成事業の承認決定を受けている夫婦に対し、医療費（文書料等を除く）の一部について助成する。

助成実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
助成件数（件）	133	178	162

事業開始 自立支援医療（育成医療）給付 昭和29年（平成12年4月1日より東京都から事務移管）
 養育医療給付 昭和33年
 療育給付 昭和34年（平成12年4月1日より東京都から事務移管）
 妊娠高血圧症候群等の医療費助成 昭和39年
 小児慢性特定疾病の医療費助成 昭和48年（令和4年4月1日より東京都から事務移管）
 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 平成23年
 保健指導票の交付 昭和24年
 中等度難聴児発達支援事業 平成26年1月
 特定不妊治療費助成事業 平成31年4月
 不妊検査等助成事業 平成31年4月

根拠法規 養育医療給付：母子保健法第20条、中野区母子保健法施行規則
 中野区未熟児養育事業実施要綱
 自立支援医療（育成医療）給付：障害者総合支援法第6条、中野区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行細則、中野区自立支援医療（育成医療）事業実施要綱
 療育給付：児童福祉法第20条、中野区療育給付事業実施要綱
 妊娠高血圧症候群等の医療費助成：中野区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱
 小児慢性特定疾病の医療費助成：中野区小児慢性特定疾病医療費支給事業実施要綱
 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業：中野区小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱
 中等度難聴児発達支援事業：中野区中等度難聴児発達支援事業実施要綱
 保健指導票の交付：母子保健法第10条、中野区母子保健法施行規則
 特定不妊治療費助成事業：中野区特定不妊治療費助成金交付要綱
 不妊検査等助成事業：中野区不妊検査等助成金交付要綱

1-3-5 妊婦健康診査

○妊婦健康診査

全妊婦を対象に14回分の妊婦健康診査受診票を交付、一定金額を上限として助成する。

《健康診査の内容》

初回	問診・体重測定・血圧測定・尿検査（糖・蛋白定性）・血液検査・血液型（A B O型、R h（D）型）・貧血・血糖・不規則抗体・H I V抗体（平成28年度～）・梅毒血清反応検査・B型肝炎（H B s 抗原検査）・C型肝炎（平成30年度から初回に変更）・風疹抗体価検査
2回目以降	問診・体重測定・血圧測定・尿検査・保健指導に加えその他選択項目（貧血・クラミジア抗原・H T L V - 1 抗体・経膈超音波・血糖・B型溶連菌・N S T）から1項目
超音波検査	1回
子宮頸がん検診	1回

令和4年度妊婦健康診査受診状況

（単位：件）

区分	受診票発行数 (里帰りは申請人数)	延受診者数	内 訳			
			妊婦健診	妊婦健診	超音波検査	子宮頸がん検診
			1回目	2回目以降		
受診件数（受診票使用）	2,631	31,582	2,525	24,541	2,058	2,458
里帰り等妊婦健康診査助成	483	2,580	25	2,493	44	18
合計受診件数	3,137	34,162	2,550	27,034	2,102	2,476

○妊産婦歯科健康診査

むし歯や歯肉炎等になり患しやすいと言われる妊産婦に対し、歯科健康診査を委託医療機関で実施し、妊産婦の歯科衛生の向上を図る（受診期間出産後1年後まで）。

妊産婦歯科健康診査受診状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診票発行数（件）	2,929	2,812	2,631
受診者数（人）	718	829	788

事業開始 妊婦超音波検査 平成8年10月

妊婦子宮頸がん検診 平成28年4月

妊婦歯科健康診査 昭和55年7月

根拠法規 母子保健法第13条、中野区妊婦健康診査実施要綱、中野区妊産婦歯科健康診査実施要綱
中野区里帰り等妊婦健康診査助成要綱

1-3-6 乳幼児健康診査委託

月齢や年齢に応じた健康診査を実施、発育・発達のチェックを行うとともに、疾病や障害の早期発見・早期治療に結びつける。健康診査の結果に応じて、保健・栄養指導を実施するほか、医療機関での治療等を勧奨する。

※平成23年度より、乳幼児健診は子ども教育部と地域支えあい推進部（各すこやか福祉センター）で分担して実施している。

- 1 子ども教育部 医療機関への健診委託事務（乳幼児精密健康診査、6か月児・9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査）3歳児健康診査（一部）
- 2 地域支えあい推進部各すこやか福祉センター すこやか福祉センターで実施する健診（3か月・3歳児健診）及び医療機関で実施する健診の結果や未受診者の管理等

○乳幼児精密健康診査実施状況

健康診査の結果、診断の確定のために精密な検査の必要があると判断された者に対し、専門医療機関の協力を得て精密検査を行い、健診の強化を図っている。

事業実績

（単位：人）

年度	受診者数	内訳		
		乳児	1歳6か月児	3歳児
令和2年度	6	2	0	4
令和3年度	5	3	0	2
令和4年度	11	6	0	5

○6か月児・9か月児健康診査

6か月児（対象6～7か月児）及び9か月児（対象9～10か月児）の乳児を対象に、契約医療機関で健康診査を実施している。

6か月児健康診査

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（％）
令和2年度	2,558	2,285	89.3
令和3年度	2,490	2,230	89.6
令和4年度	2,356	2,150	91.3

9か月児健康診査

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（％）
令和2年度	2,558	2,248	87.9
令和3年度	2,490	2,070	83.1
令和4年度	2,356	2,124	90.2

○1歳6か月児健康診査

1歳6か月児を対象に、契約医療機関にて1歳6か月児健康診査を実施している。

事業実績

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（％）
令和2年度	2,336	2,229	95.4
令和3年度	2,324	2,160	92.9
令和4年度	2,225	2,061	92.6

○1歳6か月児歯科健康診査

1歳6か月児を対象に、契約医療機関にて1歳6か月児歯科健康診査を実施している。

事業実績

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（％）
令和2年度	2,336	1,849	79.2
令和3年度	2,324	1,876	80.7
令和4年度	2,225	1,785	80.2

○3歳児健康診査

すこやか福祉センターで実施する3歳児健康診査を受診できなかった者を対象に、3歳児健康診査を実施している。令和2年度から契約医療機関に委託している。

事業実績

年度	対象者数（人）	延受診者数（人）	内訳			受診率（％）
			スポットビジョンスクリーナーあり	スポットビジョンスクリーナーなし	スポットビジョンスクリーナーのみ	
令和2年度	405	187	144	34	9	46.2
令和3年度	328	218	188	24	6	66.5
令和4年度	309	195	170	22	3	63.1

○3歳児歯科健康診査

3歳児を対象に、3歳児歯科健康診査を実施している。令和2年度から契約医療機関に委託している。

事業実績

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（％）
令和2年度	2,352	1,260	53.6
令和3年度	2,260	1,620	71.7
令和4年度	2,114	1,660	78.5

○5歳児歯科健康診査

乳歯から永久歯に生えかわる時期である5歳児（年度内に5歳になる児童）を対象に指定歯科医療機関での健康診査及びフッ化物塗布を実施し、むし歯予防及びかかりつけ歯科医定着を推進する。

5月～11月を受診期間としている。

事業実績

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	2,226	2,155	2,135
受診者数	931	937	1,017

○新生児聴覚検査

新生児の聴覚に関する異常の早期発見・早期治療を図り、聴覚障害による音声言語の発達への影響を最小限に抑えるため、妊婦健康診査受診票とともに、新生児聴覚検査受診票を交付、一定額を上限として検査費用を助成する。

事業実績

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診票使用	1,600	1,781	1,823
還付申請	457	419	335
合計	2,057	2,200	2,158

○出産前及び出産後小児保健指導事業

妊娠中又は出産後3か月未満の妊産婦が、区内の契約医療機関（小児科医）に育児に関する相談をすることにより、妊産婦の育児の不安の軽減を図り、早期からの子どものかかりつけ医づくりにつなげる。

事業実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数（件）	548	579	525

事業開始 6か月児健康診査 昭和47年10月
 9か月児健康診査 昭和49年10月
 1歳6か月児健康診査 昭和52年
 3歳児健康診査 昭和36年
 出産前及び出産後小児保健指導 平成15年
 5歳児歯科健康診査 平成25年7月
 新生児聴覚検査 平成31年4月

根拠法規 母子保健法第12条、第13条
 中野区妊婦・乳幼児精密健康診査実施要綱、中野区6か月児・9か月児健康診査実施要綱
 中野区出産前及び出産後小児保健指導実施要綱、中野区乳幼児健康診査実施要綱
 中野区新生児聴覚検査実施要綱、中野区5歳児歯科健康診査実施要綱

1-4 子育てサービス

1-4-1 一時的な預かりサービス

○一時保育

乳幼児を養育している保護者が一時的に保育できない時、他に保育する者がいない場合に保護者に代わって日中の保育を行う。なお、利用要件により、「短期特例保育」「一時保育」の2種類がある。

- 1 実施方法 ①専用室型保育園 区立直営園（2園）・私立保育園等（13園）（私立保育園等は補助事業）
②欠員利用型保育園（専用室型区立直営園を除く区立直営園8園）

2 短期特例保育

- (1) 対象者 区内在住の生後57日～小学校就学前の健康な子ども
- (2) 利用要件 ①保護者が病気、出産等で入院する場合
②保護者が親族の入院のため付き添い看護をする場合
③保護者が死亡、行方不明等で不在になった場合
④保護者が災害復旧に従事する場合
⑤その他、短期特例保育が必要と判断される場合
- (3) 保育時間 基本時間 午前8時30分～午後5時
延長時間 午前7時30分～午前8時30分、午後5時～午後6時
※欠員利用型保育園の延長時間については、1歳以上の児童のみ対応
- (4) 利用可能日 祝・休日、年末年始を除く月～土曜日 ※欠員利用型保育園は土曜日の利用不可
- (5) 利用期間 原則として1か月以内
- (6) 利用申請 利用開始日の前日正午までに利用要件のわかる書類を持参し、区役所3階子ども総合窓口または各すこやか福祉センターで申請

利用料金

区 分	利用料金（円）
生活保護世帯、家庭的保育事業利用世帯、裁判員制度等利用世帯	0
前年分所得税非課税・前年度分住民税非課税世帯	0
前年分所得税非課税・前年度分住民税課税世帯	600
前年分所得税課税世帯	1,200

※延長時間は1時間あたり250円。ただし、裁判員制度等での利用の場合は0円
その他給食代300円、おやつ代100円程度は別途

3 一時保育

- (1) 対象者 区内在住の生後57日～小学校就学前の健康な子ども
- (2) 利用要件 ①保護者が育児疲れを解消する場合 ②保護者がボランティア活動に参加する場合
③保護者が就職活動をする場合 ④引越し等で子どもがいると危険な場合
⑤保護者が冠婚葬祭に出席する場合 ⑥その他
- (3) 保育時間 午前9時～午後5時
- (4) 利用可能日 祝・休日、年末年始を除く月～土曜日
- (5) 利用期間 月5日以内（区立保育園は2園合わせて月5日）
- (6) 利用申請 事前に利用登録（電子申請・区役所3階子ども総合窓口）を行ったうえで、子育てサービ

ス係へ電子申請または電話で申請。なお、令和5年7月より中野区公式LINEにて登録・予約を開始した。

※私立保育園等は、園の自主事業として実施のため、直接園に利用登録・申請

(7) 利用料金 1時間あたり650円

一時保育実施施設

令和5年(2023年)5月1日現在

区 分	施設数	名 称 ・ 所 在 地
区立保育園 (直営)	10 か所	「巻末資料7子ども関連施設〇区立保育園一覧」のとおり
私立保育園等 【一時保育室がある 保育園等のみ実施】	13 か所	聖ピオ保育園 中野区白鷺 1-15-15
		陽だまりの丘保育園 中野区東中野 5-17-3
		桃が丘さゆり保育園 中野区中野 3-19-13
		やよいこども園 中野区弥生町 1-58-14
		中野りとるぱんぷきんず 中野区新井 4-10-10
		なかよしの森保育園 中野区江古田 4-16-13
		沼袋西保育園 中野区沼袋 3-14-11
		橋場そらとみどりの保育園大きなおうち 中野区中央 4-18-19
		アートチャイルドケア中野南台森の保育園 中野区南台 5-15-5
		なかのこども園 中野区野方 1-10-2
		田中ナーズリー大和保育園 中野区大和町 4-42-4
		わらべ西鷺宮保育園 中野区鷺宮 5-22-14
		七海保育園 中野区大和町 4-12-10

利用実績(令和4年度)

区 分	利用施設数 (か所)	延 利 用 人 数 (人)		
		短期特例保育	一時保育	合 計
私立保育園等	13	468	3,906	4,374
区立園(専用室有)	2	123	1,200	1,323
区立園(欠員利用型)	5	25	13	38
合 計	20	616	5,119	5,735

利用実績

(単位:人)

年 度	延 利 用 人 数		合 計
	短期特例保育	一時保育	
令和2年度	456	4,024	4,480
令和3年度	862	4,940	5,802
令和4年度	616	5,119	5,735

事業開始 昭和51年(一時保育としての事業開始は平成17年度開始)

根拠法規 中野区一時保育事業実施要綱 中野区一時保育事業費補助金交付要綱 東京都一時預かり事業実施要綱

○病児・病後児保育

子どもが病気の回復期または回復期に至らない状態のため集団保育等が困難な時期に、専用保育室のある施設において一時的に預かることにより、子育てと就労等の両立を支援する。

1 実施方法 委託により実施

- (1) 病児保育 総合東京病院
- (2) 病後児保育 仲町保育園病後児保育室、聖オディリアホーム乳児院

2 対象者 生後6か月（病児は満1歳）～小学校就学前までの以下の利用要件全てに該当する子ども

3 利用要件

- (1) 区内在住の児童、または区外在住で区内の認可保育園・認定こども園（第2号・第3号認定）に通園している児童
- (2) 医療機関による入院加療の必要が無く、症状の急変の恐れが無い（病児）または安静の確保に配慮する必要がある（病後児）
- (3) 病児保育または病後児保育の利用が可能であると医師が認めている
- (4) 保護者が勤務の場合、病気・出産等により入通院、家族の介護等の理由により、家庭で育児を行うことが困難であり、かつ他に育児を行う者がいない

4 利用可能日 土曜日、祝・休日、年末年始を除く月～金曜日

- ### 5 保育時間
- (1) 総合東京病院 午前9時～午後5時
 - (2) 仲町保育園病後児保育室 午前8時～午後6時
 - (3) 聖オディリアホーム乳児院 午前8時30分～午後6時

6 利用期間 1回の利用で、原則として7日間まで

- ### 7 利用定員
- (1) 総合東京病院 1日3人
 - (2) 仲町保育園病後児保育室 1日6人
 - (3) 聖オディリアホーム乳児院 1日2人

8 利用申請 事前に利用登録を行ったうえで、利用の際は直接施設に申請 ※利用にあたっては医師連絡票が必要

利用料金

区 分	利用料金 (円)
前年度分住民税非課税世帯・生活保護世帯	0
前年分所得税非課税世帯	1,000
前年分所得税課税世帯	2,000

※ひとり親世帯は半額

利用実績

(単位：人)

年 度	病児保育延利用人員	病後児保育延利用人員
令和2年度	0	73
令和3年度	0	254
令和4年度	26	339

※病児保育事業は令和2年5月13日から令和4年9月末まで休止

事業開始 乳児院への委託 平成15年6月

仲町保育園病後児保育室 平成18年10月

(平成26年4月直営から委託へ変更、令和3年4月から民間施設を賃貸借して実施)

総合東京病院への委託 平成29年5月

根拠法規 中野区病児・病後児保育事業実施要綱、東京都病児保育事業実施要綱

○年末保育

保護者が就労、親族の介護・看護、その他やむを得ない事情により、年末に児童の保育が困難となり、かつ、同居の親族の中に当該児童を保育する者がいない場合、当該児童の保育を実施し、子育てを支援する。

- 1 実施方法 毎年度区内4か所の認可保育所等で実施。実施園は年度により異なる
(公設民営園、私立保育園等は委託により実施)
- 2 対象者 12月30日現在で、次のいずれかに該当し、健康で集団保育が可能な未就学児
 - (1) 区内在住で、認可保育所・認証保育所・認定こども園(第2号・第3号認定)・地域型保育事業(認可小規模保育事業・認可家庭的保育事業)を利用している、生後8か月以上の子ども
 - (2) 区外在住で、区内の認可保育所・認定こども園(第2号・第3号認定)を利用している生後8か月以上の子ども
 - (3) 上記(1)以外で、区内在住の満1歳以上の子ども
- 3 利用要件 保護者が年末に、就労、親族の介護・看護、冠婚葬祭などの事情で家庭において保育が困難な場合
- 4 保育時間 午前7時15分～午後6時15分
- 5 利用期間 12月29・30日(曜日に関係なく毎年2日間実施)
- 6 利用定員 各施設とも29日は35人(うち0歳児5名)程度、30日は25人(うち0歳児は3名)程度
(定員超過の場合、抽選)
- 7 利用申請 申込期間中に、年末保育利用申込書を持参し、区役所3階子ども総合窓口、または各すこやか福祉センターで申請(郵送・電子申請も可)
- 8 利用料金 子ども1人1日あたり3,000円(ひとり親世帯は半額)

令和4年度実施園

南台保育園、仲町保育園、野方さくら保育園、七海保育園

利用実績

年 度	延 利 用 人 員 (人)		合 計 (人)
	12月29日	12月30日	
令和2年度	73	44	117
令和3年度	75	38	113
令和4年度	74	48	122

事業開始 平成13年度

根拠法規 中野区年末保育事業実施要綱

1-4-2 ファミリー・サポート事業

子育ての援助を行いたい区民等と、子育ての援助を受けたい区民が会員となり、仕事や急な用事で子どもの世話ができない時に、会員相互が助け合いながら子育てをする相互援助活動。

- 1 実施方法 中野区社会福祉協議会への委託により実施。中野区社会福祉協議会が事務局として、会員の登録や相互援助活動の調整などを行う。
- 2 対象者
 - (1) 利用会員 区内在住で育児の援助を受けたい者
 - (2) 協力会員 区内または近隣区在住か、区内に在勤・在学の20歳以上で子育ての援助をしたい者
 - (3) 両方会員 利用会員は同時に協力会員として活動することも可能
※会員になるには、事務局が開催する登録講習会への参加が必要

3 活動内容

- (1) 一般援助活動 ①保育園等の開閉所時間前後の預かり
②保育園等への送迎
③仕事の都合、急な用事、リフレッシュ、通院、子どもの習い事への送迎など臨時的な預かり
- (2) 特別援助活動 ①病児の預かり（預かりに伴う迎え含む）
②緊急時の預かり（預かりに伴う送迎含む）

4 利用料金

- (1) 一般援助活動 月～金曜日の平日 1時間あたり 800円
土・日・祝日、年末年始 1時間あたり 1,000円
※一般援助活動のみの利用は、年会費無料
- (2) 特別援助活動 1時間あたり 1,200円
年会費 3,000円（児童育成手当受給世帯は1/2減額）

利用実績

年 度	援助活動回数 (回)	講習会等参加人数 (人)	事業説明会参加人数 (人)	協力会員数 (人)	利用会員数 (人)	両方会員数 (人)
令和2年度	4,314	216	275	236	1,786	92
令和3年度	4,421	219	344	215	1,574	62
令和4年度	5,278	189	342	192	1,480	55

事業開始 一般援助活動 平成11年9月

特別援助活動 平成21年4月

根拠法規 中野区ファミリー・サポート事業実施要綱

1-4-3 子育て家庭ホームヘルプサービス

子育て家庭が社会の一員として安心・安全に、かつ自立した生活を営み、子どもが健全に成長できるよう支援する。

1 実施方法 家政婦紹介所等への委託により実施

2 対象

- (1) 区内在住で小学生以下の子どもを扶養し、かつ、親族その他の援助が受けられないひとり親家庭
(2) 区内在住で児童が病気の回復期、または回復期に至らない状態のため、家庭での保育ができず、集団保育等が困難なひとり親家庭以外の子育て家庭

3 利用要件

- (1) 保護者または、同居の祖父母の傷病のため、子どもの世話その他日常生活に支障がある場合
(2) 子どもが傷病のため、自宅療養する場合で、保護者の勤務等により看護できない場合
(3) 保護者が親族等の冠婚葬祭に出席するため、子どもの世話ができない場合
(4) 保護者が休日勤務等のため、子どもの世話ができない場合
(5) その他（特に必要があると認める場合）

4 利用時間 午前7時～午後10時の範囲内（利用要件により、2時間以上11時間以内）

5 利用可能日 派遣可能なヘルパーがいる場合、年間を通じて利用可能

6 利用申請 事前に利用登録を行ったうえで、利用の際は直接事業者へ申込む

- 7 利用料金 所得や住民税課税状況に応じて1時間あたり0～1,250円
- 8 その他 児童の病気が感染症であったり、家庭の中に感染性の疾病にかかっている方がいる場合、利用できない。
 なお、派遣可能なヘルパーが見つからない場合は、利用できないこともある。

利用実績（令和3年度まではひとり親家庭のみ対象）

年 度	登録世帯数（人）	延派遣日数（日）	延派遣時間（時間）
令和2年度	14	43	90.0
令和3年度	15	3	22.5
令和4年度	48 (うちひとり親家庭18)	4 (うちひとり親家庭4)	24.0 (うちひとり親家庭24.0)

事業開始 平成7年4月

根拠法規 中野区子育て家庭ホームヘルプサービス事業運営要綱

1-4-4 ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）

未就学児を自宅にて保育する家庭への支援として、日常生活上突発的な事情、社会参加等によりベビーシッターを利用した際の保育料を助成する。

1 対象

区内在住で未就学児を保育する保護者

（当該児童が、認可保育所等、認定こども園・幼稚園・認証保育所に在籍している場合を除く）

2 補助要件

保護者が、下記いずれかの事情により東京都が年度ごとに定めるベビーシッター事業者を利用したとき

- （1）日常生活上の突発的な事情、社会参加等により、一時的に保育を必要とするとき
- （2）育児不安などで、ベビーシッターを活用した共同保育を必要としたとき

3 利用時間 24時間

4 利用可能日 通年

5 利用申請 利用者が実績に基づき償還払請求を行う

6 助成料金 午前7時～午後10時 1時間あたり2,500円(上限)
 午後10時～午前7時 1時間あたり3,500円(上限)

7 利用上限 児童一人あたり 年間144時間
 （双子などの多胎児の場合は、児童一人あたり年間288時間）

8 その他 以下の保護者等は対象外

- （1）東京都ベビーシッター利用支援事業(事業者連携型)利用可能者
- （2）保育認定を受け入園待機となっている0歳児から2歳児の保護者及び育児休業満了者
- （3）教育・保育の無償化施設等利用申請が可能な者
- （4）施設等利用給付認定(第2号認定・第3号認定)を受けている0歳児から5歳児の保護者

利用実績

年 度	延べ助成件数 (件)	延利用時間数（時間）	
		午前7時～午後10時	午後10時～午前7時
令和4年度	141	3,232	7

事業開始 令和4年10月

根拠法規 中野区ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助金交付要綱

1-5 子ども・子育て支援

1-5-1 ひとり親家庭支援

○母子家庭等自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が、就業につながる能力開発のために教育訓練指定講座を受講した場合、教育訓練給付金を支給し、自立を支援する。

- 1 対象者 次の全ての要件を満たす者
 - (1) 区内在住の母子家庭の母及び父子家庭の父で、20歳未満の子どもを養育している者
 - (2) 児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準の者
 - (3) 教育訓練講座を受講することが、適職に就くために必要と認められる者
 - (4) 過去に本事業を利用していない者
- 2 対象講座
 - (1) 雇用保険法の一般教育訓練指定講座
 - (2) 雇用保険法の特定一般教育訓練指定講座
 - (3) 雇用保険法の専門実践教育訓練指定講座
 - (4) 就業に結び付く可能性の高い講座で国が別に定めたもの
- 3 給付金額
 - (1) 一般教育訓練指定講座または特定一般教育訓練指定講座に本人が支払った入学料及び受講料の6割相当額（上限20万円、下限12,001円）を受講後に支給
 - (2) 専門実践教育訓練指定講座に本人が支払った入学料及び受講料の6割相当額。ただし6割相当額が修業年数に40万円を乗じた額を超えるときは、修業年数に40万円を乗じた額（上限160万円、下限12,001円）を受講後に支給
 - (3) 雇用保険法による教育訓練給付金の対象となる者は、3(1)(2)の額から雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を差し引いた額を支給
- 4 申請方法 教育訓練を申込み前に、事前相談により対象講座の指定を行ったうえで、教育訓練を開始する。訓練終了後、給付金の支給申請を行う。
事前相談、給付金等申請ともに区役所3階子ども総合窓口

給付実績

年 度	給付件数	講 座 内 容
令和2年度	5	介護職員研修、フィナンシャルプランナー、医療事務ほか
令和3年度	2	製菓衛生士受験資格取得講座、簿記2級スピード合格講座
令和4年度	2	介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修、

○母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母及び父子家庭の父が就業に結び付きやすい資格を取得するため、養成機関において修業する場合、高等職業訓練促進給付金等を支給することで、修業期間中の経済的な負担の軽減と、資格取得後の経済的自立を促進する。

- 1 対象者 次の全ての要件を満たす者
 - (1) 区内在住の母子家庭の母及び父子家庭の父で、20歳未満の子どもを養育している者
 - (2) 児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準の者
 - (3) 養成機関において1年以上の養成課程を修業し、資格の取得が見込まれる者

- (4) 訓練・生活支援給付金等、訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付金を受けていない者
- (5) 就業または、育児と修業の両立が困難な者
- (6) 過去に本事業を利用していない者

2 対象資格

- ①看護師 ②准看護師 ③介護福祉士 ④保育士 ⑤理学療法士
- ⑥作業療法士 ⑦保健師 ⑧助産師 ⑨理容師 ⑩美容師
- ⑪歯科衛生士 ⑫社会福祉士 ⑬製菓衛生師 ⑭調理師 ⑮その他特に認める資格

3 給付期間 1年以上の養成機関で修業する場合1年以上4年まで

4 申請方法 職業訓練開始前に事前相談が必要。
 修了支援給付金については、職業訓練修了後30日以内。
 いずれも、申請は区役所3階子ども総合窓口

給付金額

高等職業訓練 促進給付金	住民税非課税世帯	月額	100,000円（最終学年は140,000円）
	住民税課税世帯	月額	70,500円（最終学年は110,500円）
修了支援給付金	住民税非課税世帯		50,000円
	住民税課税世帯		25,000円

支給実績

年 度	給付人数 (人)	延支給月数 (か月)	対象資格
令和2年度	9	101	看護師 3、理学療法士 1、歯科衛生士 1、 准看護師 1 養護教諭 1、保健師ほか 2
令和3年度	8	81	看護師 3、理学療法士 1、 養護教諭 1、 保健師 1、保育士 1、鍼灸マッサージ師 1
令和4年度	8	87	看護師 4、保健師 1、保育士 2、鍼灸マッ サージ師 1

事業開始 母子家庭等自立支援教育訓練給付金 平成18年4月
 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 平成20年8月
 根拠法規 中野区母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱
 中野区母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱
 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱

○養育費に関する公正証書等作成支援事業

養育費の取り決めに関する公正証書等の作成手数料や、家庭裁判所への申し立てに係る費用を補助することで、養育費の取り決めを促進する。

- 1 対象者 18歳（高校3年生等）までの子を養育している区内在住のひとり親で次の要件をすべて満たす方
- (1) 養育費の取り決めの対象となる子と同居していること
 - (2) 養育費の取り決めに係る公正証書や離婚調停等を所有していること

- (3) 養育費の取り決めに係る費用を負担していること
- (4) 過去に養育費確保支援を目的とした補助金の交付を受けていないこと

2 対象経費

- (1) 公証人手数料令に定められた公証人手数料
- (2) 養育費取り決めに係る家庭裁判所の調停申立て及び裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代

3 補助額 負担している対象経費の額（上限 20,000 円）

4 給付方法 申請前に区役所3階子ども総合窓口にて事前相談が必要。公正証書等の文書作成日から6か月以内のものが対象。

事業実績

年 度	支給決定件数
令和4年度	5

事業開始 養育費確保支援事業 令和4年8月

根拠法規 中野区養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付要綱

○養育費に関する裁判外紛争解決手続（ADR）利用促進支援事業

養育費の取り決めに係る裁判外紛争解決手続(ADR)を利用した際にかかった費用を補助することで、養育費の取り決めに促進する。

1 対象者 18歳（高校生3年生等）までの子を養育している区内在住のひとり親で次の要件をすべて満たす方

- (1) 養育費の取り決めの対象となる子と同居していること
- (2) 養育費に係る取り決めのを行うため、裁判外紛争解決手続（ADR）を利用していること
- (3) 養育費の取り決めに係る裁判外紛争解決手続（ADR）の費用を負担していること
- (4) 過去に養育費確保支援を目的とした補助金の交付を受けていないこと

2 対象経費

- (1) 裁判外紛争解決手続（ADR）に係る申込料料及び依頼料に相当する費用
- (2) 1回目の調停期日に係る費用
（認証ADR事業者が用意する場所以外の場所で調停を行う場合における当該場所の賃借費用、交通費その他実費は除く）

3 補助額 負担している対象経費の額（上限 20,000 円）

事業開始 養育費の取決めに係る裁判外紛争解決手続(ADR)利用促進補助金交付事業 令和5年4月

根拠法規 中野区養育費の取り決めに係る裁判外紛争解決手続（ADR）利用促進補助金交付要綱

1-5-2 母子生活支援施設運営

生活・就労・教育・住宅等の解決困難な問題を抱える18歳未満の子どもを養育している母子世帯に対し、専用の施設で養育支援や家庭運営支援、就労支援など将来の自立に向けた支援を行う児童福祉法に定められた児童福祉施設。

○母子生活支援施設運営

- 1 実施施設 中野区母子生活支援施設（中野区さつき寮）
- 2 管理運営 社会福祉法人共生会が、指定管理者（令和2～6年度）として管理運営
- 3 施設概要 鉄筋コンクリート造3階建、延床面積1,750.52㎡
居室（1DK）17室、居室（2DK、障害者対応）2室、事務室、静養室、面会室2室
保育室、学習室、図書コーナー、集会・遊戯室、職員休憩室、
ショートステイ室、トワイライトステイ室

職員体制 令和5年（2023年）4月1日現在（単位：人）

施設長	母子支援員	少年指導員	保育士	調理員	その他
1	2	2	1	1	3

※上記のほか、心理療法担当等の非常勤職員を配置

○母子保護の実施 入所定員19世帯（平成26年度まで20世帯）

- 1 母子保護
 - (1) 安定した生活のための居室の提供
 - (2) 母子支援員による自立支援、就労支援
 - (3) 少年指導員による子どもの学習指導、進路等の相談
 - (4) 保育室を設けての乳幼児の保育
 - (5) 母の養育等の相談、助言
 - (6) 退所後の母子に対する相談等のアフターケア
- 2 母子及び被虐待児等に対するカウンセリング及び個別対応
- 3 入所者の健康管理（健康診断の実施）
- 4 関係機関との連携
福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童相談所、子ども・若者支援センター、すこやか福祉センター、母子福祉団体、公共職業安定所、児童が通園・通学する学校等の関係機関と連携して、入所者の保護及び生活支援を行う。
- 5 特別区間広域利用
区の福祉事務所等が他区の特別区立母子生活支援施設での母子保護が必要と判断したとき、また、他区の福祉事務所等が中野区母子生活支援施設での母子保護が必要と判断したとき、特別区立間での母子生活支援施設相互利用を行う。

入・退所世帯等の状況

年 度	延入所世帯数(世帯)	延入所人数(人)	年度当初世帯数(世帯)	新規入所世帯数(世帯)	退所世帯数(世帯)	年度末世帯数(世帯)
令和2年度	156	377	10	12	6	16
令和3年度	146	342	15	2	7	10
令和4年度	86	200	10	3	7	6

○子育て支援等事業の受託

1 子どもショートステイ・トワイライトステイ

(詳細は、「Ⅶ子ども・若者相談課 1-2-3 養育支援サービス」参照)

2 子育て電話相談事業

24 時間対応という児童福祉施設の特徴を活かし、子育てに関する相談に応じる。

○相談受付時間 通年の午前 7 時～午後 10 時

3 母子家庭等に対する緊急一時保護事業

区内在住の緊急に保護を要する母子家庭、母子及び女子を一時的に保護する。

○利用期間 13 泊 14 日まで

4 母子等一体型ショートケア事業

見守りが必要な母子等が一時的に施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談並びに必要な育児指導、家事指導等の生活支援を受けることで、母子等の福祉の向上を図る。

○利用期間 原則 1 回 7 日まで

子育て電話相談事業実績

(単位：件)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
受付総数	177	150	162

母子家庭等に対する緊急一時保護事業実績

年 度	延べ泊数 (泊)	利用人数 (人)
令和 2 年度	55	7
令和 3 年度	81	11
令和 4 年度	42	13

母子等一体型ショートケア事業実績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
延べ泊数	18	8	12

事業開始 母子保護 昭和 40 年 4 月 東京都から中野区へ事務移管

子育て電話相談事業 平成 16 年度開始

子どもショートステイ 平成元年開始 平成 22 年度から拡充

トワイライトステイ 平成 23 年開始

母子家庭等に対する緊急一時保護事業 平成 27 年度開始

母子等一体型ショートケア事業 令和 2 年度開始

根拠法規 児童福祉法

中野区児童福祉法施行規則

中野区母子生活支援施設条例

中野区母子生活支援施設条例施行規則

中野区母子生活支援施設入所及び費用徴収事務取扱要綱

中野区母子生活支援施設子育て電話相談事業実施要綱

中野区母子家庭等に対する緊急一時保護事業実施要綱

中野区母子等一体型ショートケア事業実施要綱

1-5-3 子どもの貧困対策

○学習支援事業（しいの木塾）

平成27年度より、生活困窮者自立支援法に基づき、低所得世帯の小学校6年生及び中学校1～3年生に対して学習支援を行っている。小学生は学習意欲の向上と学習習慣の定着を図り、中学生は希望する高等学校等への進学を目標としている。

事業実績

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学生	受講決定者数	41	59	60
	最終利用者数	38	56	55
中学生	受講決定者数	164	183	246
	最終利用者数	133	152	207

○中野区子ども食堂運営助成金

主に家庭の事情により生活に課題を抱える地域の子どもたちへの食事及び交流の場を提供する地域団体に対し当該取組に係る経費を助成することにより、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援する。また、支援の必要な子どもの早期発見及び早期対応ができるよう関係機関との連携を図り、もって子どもたちが安心して健やかに過ごせる地域を形成することを目的とする。

実施事業数

令和2年度	令和3年度	令和4年度
9	15	20

根拠法規 中野区子ども食堂運営助成金交付要綱

V. 育成活動推進課

1-1 地域子ども事業調整

1-1-1 地域子ども事業調整

○地域子ども施設配置計画

区立小学校内のキッズ・プラザ整備のほか、児童館や学童クラブ、子育てひろばなどの地域の子ども施設についての今後の計画や運営を行う。

○利用者管理システムの運用

キッズ・プラザ及び児童館内学童クラブを利用する児童の入退館を把握し、児童の安全・安心な環境整備を推進するため、キッズ・プラザ利用者管理システムの運用を行う。

○学童保育システムの運用

学童クラブ利用状況の把握と保育料の管理のため、学童保育システムの運用を行う。

○地域子ども施設の日常管理

学童クラブ利用申請書の作成や、児童館で使用しているプリンターのリース契約など、児童館や学童クラブなどの経常業務で必要な物品等の管理を行う。

1-1-2 地域子育て支援

○中野区次世代育成委員

地域に暮らす立場から育成活動、子育て支援活動、学校や子ども関連施設と連携した子育て・子育てネットワークづくりを行うため、地域推薦（各中学校区に推薦会を設置）を受け区長が委嘱している。会議での情報提供や研修会の開催、委員や活動について広く周知するなど、活動の支援を行う。

1 活動内容

- (1) 地区懇談会の事務局を担い、学校や地域の子どもに関わる団体、施設をつなぐことで、地域の課題を解決したり、相互の連携を図り、子育て・子育てネットワークを広げる
- (2) 学校行事や地域の育成活動、事業への参加を通じて子どもの状況や課題を把握する
- (3) 子育て・子育て活動に関する地域の情報を区役所その他の関係機関へ提供する
- (4) 情報提供や提案、助言などの方法により、区の事業や施策形成に協力する
- (5) 地域のさまざまな人材と地域や学校との連携を推進させていくコーディネーターの役割を担う

2 実施状況

- (1) 令和4年度会議等開催状況 全体会 6回
- (2) 次世代育成委員の活動期間と定数

期	活動期間	定数(人)
第6期	令和5年4月1日～令和8年3月31日	28
第5期	令和2年4月1日～令和5年3月31日	28
第4期	平成29年4月1日～令和2年3月31日	29

事業開始 平成20年4月

根拠法規 中野区次世代育成委員規則

中野区次世代育成委員推薦会設置要綱

○放課後子ども教室推進事業

地域のさまざまな大人が参画し、学校施設や公共施設等を活用して、放課後や土・日・休日に子どもたちの安全で安心な活動の拠点や居場所を提供する放課後子ども教室推進事業を、地域の団体から事業提案を受け、区が適当と認めた事業について委託して実施している。

小学生を中心に、幼児や中学生も参加でき、活動内容は、スポーツ、文化活動、創作活動、地域住民との交流活動などがある。

実施状況

(1) 令和4年度 委託事業一覧

※は区民活動センター

	事業名	主な事業内容	主な実施場所	参加人数(人)
1	夢かけ：弥生あそび場教室	世代間交流、園芸他	弥生児童館	492
2	やよいＹＹネット	工作、料理、自由遊び	朝日が丘児童館他	416
3	とちまるランド	工作、野外遊び他	東中野区活※他	1,021
4	夢発見！草っパラダイス	野外自由遊び	上高田台公園他	1,718
5	パワーズオンサンデー	工作、カプラ教室他	上高田児童館他	424
6	スポーツ教室	ドッジボール他	令和小	153
7	F B A	バスケットボール	江原小、七中他	1,950
8	ヌマスタ	音楽活動	沼袋区活※	253
9	みんなのこども空間	工作教室、自然教室他	北原児童館他	493
10	ふれあいスペース	生花教室	大和区活※	81
11	ぴよこたんC l u b	工作、学習支援他	かみさぎ児童館他	360
12	にしなかの全力サポーター放課後学習室	学習支援	西中野小	970
13	わくわくいきもの教室	いきもの教室	宮の台・野方児童館他	237
14	北原ミニバスケットボール(K T M)	バスケットボール	北原小	944
15	わくわく！あそびば	野外自由遊び	東山公園他	1,289
16	プレーパークわくわく大和	野外自由遊び	大和公園他	1,724
17	わくわくわらっぴー ボッチャ部	ボッチャ	上高田区活※	141

(2) 委託団体数、参加者数 過去3年間の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託団体数(団体)	15	15	17
参加者数(人)	6,424	12,175	12,666

事業開始 平成19年4月

根拠法規 中野区放課後子ども教室推進事業実施要綱

《中野区における放課後子ども教室推進事業とは》

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう実施している。中野区では、以下の3事業を放課後子ども教室推進事業として位置付けている。

- (1) 委託団体が実施する「地域育成団体委託事業」
- (2) 小学校内で実施する「キッズ・プラザ事業」
- (3) 児童館が小学校施設等を活用して実施する「学校・地域連携事業」

《新・放課後子ども総合プランに基づく学童クラブとは》

国の「新・放課後子ども総合プラン」において、放課後児童クラブ(学童クラブ)の受け皿を令和5年度

末までに約 30 万人分整備することとしており、全ての小学校区、放課後子ども教室と一体的又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として 1 万か所以上実施することを目指すとしている。

中野区では、全小学校内に順次キッズ・プラザ（放課後子ども教室）を整備し、学童クラブ一体型の運営を進めている。令和 5 年 4 月現在、13 か所のキッズ・プラザを整備した。

○子育てひろば事業

国の「地域子育て支援拠点事業（一般型）」として、中野区子育てひろば事業実施要綱に基づき、乳幼児親子が気軽に利用できる交流の場を提供し、乳幼児親子同士の交流を深める取組や、子育てについての相談、情報提供などの援助を行っている。

また、児童館が実施している「乳幼児親子ほっとルーム」事業は、国の「地域子育て支援拠点事業（連携型）」にあたる。

実施状況

(1) 令和 4 年度 参加者数等の実績（一般型）

(単位：人)

ひろば名称 (実施場所)		子ども	大人	計	実施日	開設年月	
直 営	1	ぼぼたんルーム (城山ふれあいの家)	3,526	2,969	6,495	週 6 日	平成 25 年 11 月
	2	みずちゃんルーム (みずの塔ふれあいの家)	4,369	3,849	8,218	週 5 日	令和 3 年 4 月
委 託	3	びよびよひろば (東部区民活動センター)	2,299	2,219	4,518	週 5 日	平成 21 年 5 月
	4	集いの広場 (聖オディリアホーム乳児院)	1,820	1,598	3,418	週 5 日	平成 22 年 7 月
	5	どんぐり (中部すこやか福祉センター)	5,007	4,784	9,791	週 6 日	平成 23 年 7 月
	6	すくすくクラブ (南部すこやか福祉センター)	4,096	4,082	8,178	週 6 日	平成 28 年 7 月
	7	いちごルーム (にじいろはくおう学童クラブ内)	2,848	2,803	5,651	週 6 日	平成 22 年 4 月
	8	ペンギン広場 (沼袋 3-28-10 シナノビル 3F)	723	696	1,419	週 5 日	平成 31 年 2 月
	9	にじいろルーム中野駅南口 (コーシャハイム中野フロント)	3,315	3,226	6,541	週 6 日	令和 2 年 4 月
	10	パレットひろば (打越保育園)	392	392	784	週 5 日	令和 2 年 6 月
	11	子育てひろばベアーズ (仲町保育園)	1,529	1,534	3,063	週 5 日	令和 3 年 4 月

(2) 一般型 過去3年間の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施か所数(か所)	9	11	11
参加人数(人)	38,425	57,030	58,076

(3) 連携型(児童館「乳幼児親子ほっとルーム」) 過去3年間の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施か所数(か所)	15	14	16
参加人数(人)	74,709	88,826	104,795

事業開始 平成21年4月

根拠法規 中野区子育てひろば事業実施要綱

○乳幼児親子支援活動助成

乳幼児親子の居場所づくりや乳幼児の一時預かりを実施する育成団体の活動に助成金を交付する。

1 対象事業

広く一般の乳幼児親子が参加できる次の2つの活動で、1回1時間30分以上、年6回以上行うもの

(1) 乳幼児親子の居場所やひろばを開設し、親子の交流を図る活動

(2) 乳幼児の一時預かりの活動

(WEB会議システム等インターネットを活用した乳幼児親子の交流を図る活動を含む)

2 助成額(年間の活動回数により、定められた単価に回数を乗じて算出、年24回を限度とする)

(1) 年間実施回数 6回~12回 1回あたり 2,500円

(2) 年間実施回数 13回~24回 1回あたり 3,000円

乳幼児親子支援活動助成金過去3年間の交付・団体活動実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付団体数(団体)		10	11	10
参加者数 (延人数)	乳幼児(人)	510	1,171	1,379
	保護者(人)	269	966	1,270
団体活動者(延人数)(人)		323	485	616

事業開始 平成19年4月

根拠法規 中野区乳幼児親子支援活動助成金交付要綱

○子育て支援地域づくり啓発助成

子どもたちの健全育成を目的に、地域内の子どもを対象とした活動を行う団体や住民が連帯協力して結成した中野区青少年育成地区委員会が行う事業のうち、次の対象事業に該当する活動に対し、助成金を交付する。

1 対象事業

地域における子育て支援活動、健全育成事業等の情報発信を目的とした広報紙等の発行事業

2 助成額(助成対象団体が当該年度に行う助成対象事業の実施に必要な経費とし、広報誌等の総配布部数に

応じて定めた額とする)

- | | | |
|----------|----------------------|---------------|
| (1) 総配布数 | 7,000 部未満 | 限度額 140,000 円 |
| (2) 総配布数 | 7,000 部以上 10,000 部未満 | 限度額 160,000 円 |
| (3) 総配布数 | 10,000 部以上 | 限度額 180,000 円 |

子育て支援地域づくり啓発助成金過去3年間の交付団体数・広報紙配布部数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付団体数(団体)	13	13	13
総配布部数(部)	76,350	101,538	104,391

事業開始 平成22年4月

根拠法規 子育て支援地域づくり啓発助成金交付要綱

○中野区地区懇談会

子どもの育ちと子育て家庭を支える地域づくりを効果的に推進するため、区立中学校の通学区域を単位として設置し、子どもと家庭に関わる地域の課題と課題解決に向けた取組や学校・家庭・地域及び関係機関の連携に関して協議する。

1 地区懇談会の構成員

- (1) 次世代育成委員
- (2) 学校、児童福祉施設等において子どもの育成に携わる者
- (3) 青少年育成地区委員会が推薦する者
- (4) 町会が推薦する者
- (5) 中野区立小学校PTAが推薦する者
- (6) 中野区立中学校PTAが推薦する者
- (7) 民生児童委員
- (8) その他区長が必要と認める者

2 令和4年度 地区懇談会の開催実績

学校区	テーマ	担当児童館
南中野中	年間テーマ「向き合い ふれあい みつめあい」 第1回テーマ「ICT機器の教育での可能性」 第2回テーマ「子ども・若者支援センターってどんなところ？」	南中野、みなみ
二中	年間テーマ「地域でいきいき子育て」 第1回テーマ「地域とつながるということ」 第2回テーマ「人と人がつながる防犯～見守りリレーで作りだそう～」	弥生、朝日が丘 宮の台
中野東中	年間テーマ「地域の団体をお互いに知り合う」	城山、文園
五中	年間テーマ「家庭・地域・学校 3つのわ(話・環・和)が育てる未来の子ども」 第1回テーマ「再開(再会)～最近、皆さん、どうしてですか?～」	文園、野方

中野中	年間テーマ「世代を超えて集える地域」 第1回テーマ「子どもの権利を守るために私たちにできること」 第2回テーマ「私たちが考える子どもの権利」	文園、野方
七中	年間テーマ「地域で子育て」 第1回テーマ「みんなの？を共有しよう」 第2回テーマ「子どもたち！どこで遊んでいるの？」	みずの塔
緑野中	年間テーマ「地域に期待すること 地域としてできること」 サブテーマ「こんにちは！緑野コミュニティ」	北原、野方
明和中	第1回テーマ「かかわりを求めて、今、動き出す私たち」 第2回テーマ「明和中校区 新しい発見！歩いてみたくなる 私たちの街」	大和、大和西 鷺宮、若宮 西中野
北中野中	年間テーマ「コロナ禍での現状と地域の関わり」	西中野 かみさぎ

事業開始 平成20年12月

根拠法規 中野区地区懇談会設置要綱

1-1-3 民間運営施設管理

○キッズ・プラザ及び学童クラブの運営委託

5年ごとに運営事業者の選定及び委託、3年ごとに事業実施評価に基づいた契約更新等を行う。学童クラブについては、特別支援対応児童や待機児童に対する対応・検討も併せて行う。

令和4年度 委託状況

- (1) キッズ・プラザ業務運営委託 13か所（学童クラブ含む）
- (2) 学童クラブ業務運営委託 12か所

1 事業の概要

(1) キッズ・プラザ

- ①利用対象 区内在住・在学の小学生
- ②利用方法 登録により利用証を貸与し、利用の際カードリーダーに利用証をかざすことにより、入室・退室時間の管理を行う。希望する保護者へはメール配信サービスを行う。
- ③開設日時 放課後から午後6時まで。学校休業日は、午前8時30分から午後6時まで。
日曜日、祝日（こどもの日を除く）、年末年始（12月29日から1月3日）は休み。

(2) 学童クラブ

- ①利用対象 ※以下の条件を全て満たす児童
 - ・中野区に在住する児童
 - ・小学生（ただし、小学校4年生～6年生は特に保護が必要と認められる児童）
 - ・保護者の就労等により放課後に保護が受けられない児童
- ②開設時間
 - ・月曜日～金曜日 下校時～午後7時
 - ・土曜日、学校休業日 午前8時～午後7時

③休業日

・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

④保護者負担 ※免除制度あり

・保育料 月額5,600円

2 事業実績

(1) キッズ・プラザの過去3年間の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施か所数（か所）	11	12	13
登録児童数（人）※	5,100	6,871	7,535
年間利用者数（人）	172,787	277,612	318,790

※登録児童数は各年度5月1日現在

(2) 区立学童クラブの過去3年間の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施か所数（か所）	25	25	25
定員（人）	1,596	1,638	1,703
登録児童数（人）※	1,482	1,531	1,616
年間利用者数（人）	17,494	18,046	19,201

※登録児童数は各年度4月1日現在

根拠法規 中野区立キッズ・プラザ条例、同条例施行規則

中野区立キッズ・プラザ運営委員会設置要綱

児童福祉法

中野区立学童クラブ条例、同条例施行規則

中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

○民間学童クラブ運営費補助

児童福祉法第6条の3第2項に定められた放課後児童健全育成事業を行う民間学童クラブに対して運営費の補助を行い、待機児童の解消を図るとともに午後8時までの開設を行うことで、就労と子育ての両立を支援している。令和4年度の補助は17か所であった。

1 事業の概要

(1) 利用対象 ※以下の条件を全て満たす児童

①中野区に在住する児童

②小学生（ただし、小学校4年生～6年生は特に保護が必要と認められる児童）

③保護者の就労等により放課後に保護が受けられない児童

(2) 開設時間

①月曜日～金曜日 下校時～午後8時 ※一部施設は、午後7時30分

②土曜日、学校休業日 午前8時～午後8時 ※一部施設は、午後7時30分

(3) 休業日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

（4）保護者負担 ※免除制度あり

保育料 月額 5,600 円

2 事業実績

民間学童クラブの過去3年間の利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施か所数（か所）	16	17	17
定員（人）	622	672	672
登録児童数（人）※	499	495	478
年間利用者数（人）	5,686	5,865	5,617

※登録児童数は各年度4月1日現在

事業開始 平成19年度

根拠法規 中野区民間学童クラブ運営費補助要綱

○民間学童クラブ整備費補助

民間事業者が新たに開設する学童クラブの整備費等経費を補助する。

※令和4年度補助実績なし

根拠法規 中野区民間学童クラブ施設整備費補助金交付要綱

1-1-4 地域子ども施設管理

○児童館運営

児童館は、児童福祉法第40条に定められた「児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにする」ことを目的とした施設で、乳幼児親子から18歳までの児童を対象とし、さまざまな活動や体験事業には地域の大人や育成団体がかかわっている。

1 事業の内容

地域の大人や団体とともに健全育成を進める協働の場、活動の拠点として次のような事業を行っている。

- （1）遊びの体験を通じて児童が自主性、創造性、社会性を伸ばさせ、仲間づくりを通して社会の一員として成長するような児童に対する活動
- （2）乳幼児親子が集い、子育て情報が交換できる場の提供や仲間づくり活動の支援
- （3）子どもや子どもをとりまく問題の解決に向けて、地域や関係機関との連携協力

2 施設利用

（1）利用時間

	月曜日	火曜日～金曜日	土曜日・学校休業日
児童館	休館	午前10時～午後6時	午前9時～午後5時
城山ふれあいの家 みずの塔ふれあいの家	午前10時～午後6時		

（2）休館日

月曜日（ふれあいの家を除く）、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

（3）利用対象

①0歳～18歳の児童（乳幼児は保護者の同伴が必要）

②児童の保護者、育成者

(4) 児童館の集団利用（開館時間内）

児童の保護者・地域住民が児童の健全育成を目的として利用する場合や児童の団体に、児童館の貸出しを行っている。

(5) 児童館の特例利用（日曜日の利用）

健全育成団体を対象に、日曜日に児童館の貸出しを行っている。

(6) 児童館器材貸出し

健全育成者を対象に、児童館の器材の貸出しを行っている。

3 利用状況

(1) 利用者数 過去3年間の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施か所数(か所)	18	18	18
利用者数(人)	268,520	349,883	351,481

(2) 令和4年度 各児童館・ふれあいの家の利用者数

(単位：人)

児童館	総数	乳幼児	小学生	中学生	高校生	成人
南中野	14,396	5,225	3,108	707	34	5,322
みなみ	16,291	4,443	6,199	86	6	5,557
弥生	7,667	2,417	2,445	81	2	2,722
朝日が丘	21,402	4,115	10,421	412	14	6,440
宮の台	21,691	3,222	12,181	483	17	5,788
城山	20,531	3,526	5,998	1,644	253	9,110
文園	16,493	2,062	11,010	63	2	3,356
上高田	11,678	3,288	4,813	380	59	3,138
新井薬師	14,416	3,283	5,208	114	19	5,792
みずの塔	12,091	4,369	3,032	273	11	4,406
北原	28,646	3,964	15,614	80	7	8,981
野方	30,853	4,473	16,808	165	6	9,401
大和	29,673	3,283	19,068	488	9	6,825
大和西	13,477	2,404	7,312	136	3	3,622
鷺宮	23,247	3,834	12,982	511	2	5,918
西中野	24,693	2,696	16,692	176	3	5,126
若宮	16,498	6,389	4,010	516	34	5,549
かみさぎ	27,738	3,409	17,321	263	61	6,684
合計	351,481	66,402	174,222	6,578	542	103,737

根拠法規 児童福祉法

中野区立児童館条例、同条例施行規則

中野区立ふれあいの家条例、同条例施行規則

中野区立児童館の特例利用に関する要綱

中野区児童館器材貸出要綱

2-1 育成活動支援

2-1-1 育成活動支援

○一時保育者登録制度

乳幼児をもつ区民の社会活動への参加及び地域社会における豊かな市民活動を促進するために、区及び区民が実施する各種事業等に伴う一時保育に従事する保育者の登録を実施している。

令和4年度実績

一時保育登録保育者 11人 全体会（情報交換会）1回 研修会 1回

根拠法規 中野区一時保育者登録要綱

○中野区区民公益活動への政策助成

区民団体が、区民を対象に自ら行う公益活動のうち、次の助成対象すべてに該当する事業に対し、助成金を交付する。

1 助成対象

- (1) 不特定多数の中野区民の利益の増進に寄与する、非営利の事業
- (2) 令和4年度中に実施する事業（事業実施が令和4年度であれば、申請前に実施済みでも可）
- (3) 宗教・政治・選挙活動を目的としない事業
- (4) 国又は地方自治体（中野区を含む）、中野区から助成を受ける団体のいずれからでも、助成等を受けていない事業

2 事業内容

公益活動のうち、「子どもと子育て家庭の支援及び若者のチャレンジを支援するための活動」で以下の区政目標を実現することに、当該事業がどの程度貢献しているかを審査し、交付決定・助成を行う。

- (1) 子どもの権利擁護の推進、子どもの権利に係る相談、子どもが意見を表明する機会の提供など、子どもの権利の尊重と理解促進につながる取組
- (2) 子どもの貧困対策や生活環境の改善、困難を抱える子どもの学習の機会の確保、子どもの経験・体験の機会の確保などにつながる取組
- (3) 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につながる取組
- (4) 特色ある学校づくりと家庭・地域との協働による学校運営の推進につながる取組
- (5) 地域における子育て支援活動の促進につながる活動
- (6) 妊娠から子育てにかかる切れ目ない相談支援体制の充実につながる活動
- (7) 特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への一貫した相談支援の充実につながる取組
- (8) 子育て世帯が暮らしやすい住宅・住環境の誘導につながる取組
- (9) 若者が地域や社会で活躍できる環境づくりにつながる活動
- (10) 社会との関わりに課題を抱える若者の相談支援の充実につながる取組
- (11) 子どもや若者が生涯にわたり学び続けることができる環境づくりにつながる活動

政策助成金申請・実施事業過去3年間の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請団体数（団体）	20	25	31
申請事業数（事業）	26	33	39
実施団体数（団体）	13	22	31
実施事業数（事業）	15	25	39

事業開始 平成19年4月

根拠法規 中野区区民公益活動の推進に関する条例、同条例施行規則

中野区区民公益活動に対する資金の助成に関する要綱

2-1-2 健全育成

○ハイティーン会議

中高生世代が、毎日の生活の中で気になっていることや疑問に思うことの中からテーマを設け、ワークショップ形式で会議を進行し、必要に応じて関係機関への取材や地域の方々と交流を行い、意見を深め、表明していく。対象者は、中学生から18歳の区内在住、在学、在勤者で、ワークショップの結果は、区民に発表する。

ハイティーン会議過去3年間の活動実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数（発表会を含む）（回）	6	9	5
参加者数（延人数）（人）	92	231	89

事業開始 平成15年度

○若者会議

区内在住・在学・在勤の大学生から社会人（おおむね18歳から39歳まで）を対象とし、若者ならではの視点やアイデアをもって区の現状や課題に対し、今後必要とする政策等について模擬形式のワークショップを基本とした議論の場を設けた上で、区に政策提言を行う。また、区と協働するユースワーカー育成の観点から、ハイティーン会議のサポート機関として位置づける。なお、令和4年度は試行実施として、若者会議のあり方について提言があった。

若者会議過去3年間の活動実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数（発表会を含む）（回）	—	—	6
参加者数（延人数）（人）	—	—	95

事業開始 令和4年度

○二十歳のつどい（旧：成人のつどい）

「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」という成人の日制定の趣旨により、中野区主催で、記念行事を実施。民法改正により、成年年齢が引き下げられたが、引き続き、当該年度に満20歳となる方が対象。企画・運営は対象者による実行委員会が担当する。昭和48年から、実行委員会形式で実施している。

令和4年度実績

- (1) 日時 令和5年1月9日（月） 第1部：午後0時30分～1時20分
第2部：午後3時30分～4時20分

(2) 会場 中野サンプラザホール

(3) 内容 式典（区長・議長祝辞、来賓紹介）

アトラクション（実行委員作成の中野区や過去を懐かしめるクイズ大会、芸能人よりお祝いのコメント映像、フィナーレイベント（全体集合写真撮影））

二十歳のつどい（旧：成人のつどい）過去3年間の参加者数

	令和3年	令和4年	令和5年
参加者数（人）	896	1,139	1,021
参加率（%）	30.4	42.9	38.0

二十歳のつどい（旧：成人のつどい）過去3年間の実行委員会活動実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実行委員（人）	10	8	14
実行委員会活動回数（回）	6	11	14

○プレーパーク普及啓発講演会

常設プレーパークの整備に向け、地域に根ざしたプレーパーク活動の活性化のため、プレーパークの概念や子どもの成長への影響など、プレーパークの魅力や社会的意義を地域や区民へ広めることを目的とし、専門的な知識を有する者を講師として招き、プレーパークの実態やその効果等に関する講演会を開催する。

プレーパーク普及啓発講演会過去3年間の開催実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数（回）	—	—	3
参加者数（延人数）（人）	—	—	61

事業開始 令和4年度

○プレーリーダー養成講座受講料補助事業

現在、区内のプレーパーク活動に携わっている区民、プレーパーク活動に興味がある区民を対象に、安全管理や子どもの遊びの補助などの技能習得を目的とした専門講座の受講料を全額補助し、子どもがいきいきと遊ぶ環境を作る事を担うプレーリーダーの養成を行う。

プレーリーダー養成講座受講料補助事業 過去3年間の受講者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受講者数（人）	－	－	9

事業開始 令和4年度

VI. 保育園・幼稚園課

1-1 幼児施策調整

1-1-1 幼児施策調整

保護者のライフスタイルの変化や就労形態の多様化に対応した環境を整え、就学前の全ての子どもに適切な幼児教育と保育が提供されるよう進めている。

1-2 区立保育園

1-2-1 区立保育園

児童福祉法第24条に基づき、保護者が就労等で保育を必要とする場合に、一定の時間、保護者に代わり保育を行う児童福祉施設。区立保育園は直営園10園（巻末資料7子ども関連施設○区立保育園一覧 参照）

1 保育園の入園対象

当該児童の保護者が次のいずれかに該当する場合で、同居の親族その他が当該児童を保育することができないと認められる場合

- (1) 就労している場合
- (2) 出産の前後の場合
- (3) 病気や障害がある場合
- (4) 親族の方を常時介護・看護している場合
- (5) 災害の復旧にあたっている場合
- (6) 求職中の場合（起業準備中も含む）
- (7) 就学の場合（趣味の講座、通信教育、カルチャーセンター等は除く）
- (8) 上記以外で特に保育が必要と認められる場合

2 入園対象児別実施園数

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 産休明け園(生後57日以上) | 6園 |
| (2) 6か月以上園 | 1園 |
| (3) 8か月以上園 | 1園 |
| (4) 1歳以上園 | 2園 |

3 基本保育時間（令和5年4月1日現在）

年齢に関係なく、7時15分～18時15分の範囲内で基本の保育を実施

4 延長保育

保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮し、真にやむを得ないと認められる場合は、通常の保育時間から延長して保育を実施（1時間）

5 保育料

- (1) 基本保育料 0円～74,700円
入園する児童の年齢及びその世帯の住民税所得割額により決定
- (2) 延長保育料
 - ①延長1時間 0円～7,400円
 - ②1日単位の利用 500円（A・B階層は0円）/日

6 その他

(1) 子育て教室

(2) 乳幼児ふれあい体験

(3) 子育てサービス事業（子育て支援課）の実施

①一時保育の受け入れ ②年末保育

根拠法規 児童福祉法、中野区児童福祉法施行規則、中野区保育所条例、中野区保育所条例施行規則
中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例

1-3 私立施設給付

1-3-1 教育・保育施設給付

○保育施設給付

区内の私立保育園及び区外の公私立保育園に入所した児童（委託児童）にかかる保育に必要な経費を、当該保育所に対し支払うことで、処遇の向上を図るとともに、待機児童の解消及び就労と子育ての両立を支援している。

区内、区外別委託園数・延委託児童数

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		施設数(園)	延児童数(人)	施設数(園)	延児童数(人)	施設数(園)	延児童数(人)
区内私立保育園		70	55,568	75	62,244	81	65,889
区外	公立保育園	25	204	23	178	16	120
	私立保育園	72	740	80	732	71	745
合計		167	56,512	178	63,154	168	66,764

区内私立保育園別延委託児童数

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
徳田保育園	1,285	1,329	1,357
聖ピオ保育園	1,471	1,474	1,477
ピオニイ保育園	635	765	744
とちの木保育園	864	885	849
野方さくら保育園	1,164	1,168	1,126
中野みなみ保育園	1,008	1,068	1,057
七海保育園	1,192	1,237	1,249
あけぼの保育園	1,251	1,268	1,186
陽だまりの丘保育園	1,470	1,450	1,449
陽だまりの丘保育園(分園)	389	413	405
桃が丘さゆり保育園	1,292	1,235	1,270
中野りとるぱんぷきんず	1,008	991	1,000
なかよしの森保育園	1,113	1,151	1,142
沼袋西保育園	1,211	1,195	1,163
マミーズエンジェル新中野保育園	1,010	969	777
田中ナースリー若宮保育園	701	694	670
アートチャイルドケア中野南台森の保育園	1,206	1,146	1,194
太陽の子中野中央保育園	426	400	362
なかのまるのなか保育園大きなおうち	1,760	1,698	1,613
橋場そらとみどりの保育園大きなおうち	2,082	2,037	1,943
松が丘保育園	1,247	1,229	1,194
中野南台ちとせ保育園	1,014	951	889

ひまわり保育園	600	586	586
コンビプラザ中野保育園	729	645	649
にじいろ保育園中野野方	755	776	686
さくらさくみらい 中野	740	705	738
ピノキオ幼児舎野方保育園	1,100	1,090	1,127
まなびの森保育園鷺ノ宮	810	839	826
中野ひかり保育園	809	815	766
グローバルキッズ鷺ノ宮園	844	843	838
ナーサリールーム バリーベアー中野	720	624	653
にじいろ保育園松が丘	787	757	731
オンビースクエア野方	528	528	519
東中野プチ・クレイシュ	572	609	635
キッズガーデン中野上高田	736	664	727
江古田ここわ保育園	584	627	634
なかみなみコスモ保育園	1,035	1,027	1,057
鷺宮クローバー保育園	531	513	424
キッズガーデン中野白鷺	742	715	742
にじいろ保育園江古田の杜	809	908	929
中野打越保育園	1,281	1,285	1,203
キッズガーデン中野南台	577	644	591
みらいえ保育園中野富士見町	542	657	583
中野ここわ保育園	639	726	767
小学館アカデミーあらいやくし保育園	348	408	405
グローバルキッズ沼袋園	568	623	679
中野松が丘すきっぷ保育園	441	501	569
さくらさくみらい 江原町	427	580	709
こどもヶ丘保育園野方園	545	648	700
中野鷺ノ宮雲母保育園	606	624	563
南台保育園	1,053	1,053	1,008
田中ナースリー大和保育園	1,016	1,027	1,038
宮園保育園	1,295	1,251	1,168
にじいろ保育園鷺ノ宮	625	661	698
こころなかのさかうえ保育園	696	776	736
ちゃいれっく上高田保育園	360	450	487
キッズガーデン新中野駅前	389	502	513
わらべ西鷺宮保育園	1,260	1,256	1,272
AIAI NURSERY 中野坂上	409	565	570
モニカ新中野園	367	429	521
にじいろ保育園中野	177	183	181
シエル保育園・東中野	558	583	644

太陽の子中野桜花保育園	376	455	557
にじいろ保育園中野駅南口	244	315	305
キッズフォレ平和の森	396	558	565
テンドーラビング保育園江古田	316	384	463
こどもヶ丘保育園上鷲宮園	396	563	616
ぼけっとランドさぎのみや	216	444	615
アルテ子どもと木幼保育園	507	1,320	1,273
コンビプラザ弥生町	401	1,272	638
にじいろ保育園上高田	307	1,045	1,030
おはよう保育園東中野	-	345	361
さくらさくみらい弥生町	-	405	546
キッズハーモニー・ひがしなかの	-	519	720
仲町保育園	-	1,145	1,069
めばえの森保育園	-	18	344
大和東もみじの森保育園	-	-	1,330
ナーサリー中野の森	-	-	448
コンビプラザ宮の台保育園	-	-	1,186
クオリスキッズ東中野保育園	-	-	287
ピノキオ幼児舎中野保育園	-	-	277
幼保育園シャローム東中野	-	-	271
合 計	55,568	62,244	65,889

令和4年度区外委託園数・延委託児童数

	公 立		私 立		合 計	
	施設数(園)	延児童数(人)	施設数(園)	延児童数(人)	施設数(園)	延児童数(人)
渋谷区	2	15	11	95	13	110
新宿区	1	12	6	48	7	60
杉並区	1	2	29	363	30	365
豊島区	2	2	0	0	2	2
練馬区	4	70	13	183	17	253
板橋区	0	0	2	18	2	18
目黒区	0	0	1	10	1	10
荒川区	2	8	0	0	2	8
東村山市	0	0	1	7	1	7
西東京市	0	0	1	1	1	1
東京都外(11市)	4	11	7	20	11	31
合 計	16	120	71	745	87	865

○教育施設給付

子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園・認定こども園に対し、施設型給付費を支給する。

事業開始 平成 27 年度

根拠法規 子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行規則

中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

中野区保育所事業扶助要綱

中野区認定こども園の保育事業扶助要綱

1-3-2 地域型保育事業給付

○家庭的保育事業

保育士等の資格を持つ者、又は保育に必要な一定の研修を修了した者が児童を自宅等で預かる事業で、区が認可した事業者が運営。対象児童は生後 57 日から 2 歳児までの児童で、入所要件としては、保護者の就労等で保育を必要とする等の条件がある。利用するにあたっては、区に保育の必要性の認定申請をし、区での利用調整後保護者は各事業者と直接契約を行う。自宅等における家庭的雰囲気等特色とした保育を行うことで、待機児童の解消を図るとともに、就労と子育ての両立を支援している。

1 家庭的保育事業者資格

(1) 区長が行う研修等を修了した保育士

(2) 保健師・助産師・看護師・幼稚園教諭のいずれかの資格を持ち、乳幼児の保育について 3 年以上の実務経験を有し、かつ、区長が行う研修等を修了した者

2 施設基準 児童 1 人あたり 3.3 m²以上の専用室を有する

3 対象児童 生後 57 日以上、3 歳未満

4 児童定員 家庭的保育者 1 人につき児童 3 人まで（保育室が 2 階の場合は 2 人まで）

ただし、家庭的保育者が補助者 1 人を雇用し 1 階で保育する場合は 5 人まで可

5 保育時間 7 時 15 分～18 時 15 分 ※延長を行っている事業者もあり

6 保護者負担 世帯の住民税所得割額を基に中野区が定めた保育料

事業実績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
家庭的保育事業数（か所）	9※	9	8
延利用児童数（人）	213	250	219

令和 4 年度家庭的保育事業利用実績は、「巻末資料 7 子ども関連施設○保育所入所率」参照

※令和 2 年 5 月 31 日をもって 1 事業所が閉園

○小規模保育事業

保育士、又は保育に必要な一定の研修を修了した保育従事者を配置し、小規模な環境で保育を行う。区が認可した事業で A 型、B 型、C 型の 3 類型がある。対象児童は生後 57 日から 2 歳児までの児童で、入所要件としては、保護者の就労等で保育を必要とする等の条件がある。利用するにあたっては、区に保育の必要性の認定申請をし、区での利用調整後保護者は各事業者と直接契約を行う。小規模な環境を特色とした保育を行うことで、待機児童の解消を図るとともに、就労と子育ての両立を支援している。

1 対象児童 生後 57 日以上、3 歳未満

2 児童定員 6 人から 19 人まで

3 類型

- (1) A型 保育にあたる者が全員保育士
 - (2) B型 保育にあたる者のうち1/2以上が保育士、残りが区長が行う研修等を修了した者
 - (3) C型 家庭的保育者
- 4 施設基準
- (1) A型、B型 0歳及び1歳児 3.3㎡/人、2歳児 1.98㎡/人
 - (2) C型 3.3㎡/人
- 5 保育士等配置基準
- (1) A型、B型 0歳児3人に1人、1・2歳児6人に1人（左記に加えて1人）
 - (2) C型 0～2歳児3人に対し1人
- 6 保育時間 11時間開所。開所時刻は事業者により異なる。延長保育は1時間（実施していない施設あり）
- 7 保護者負担 世帯の住民税所得割額を基に中野区が定めた保育料

事業実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小規模保育事業所数（か所）	A型 10 B型 5	A型 10 B型 5	A型 13 B型 2
延利用児童数（人）	A型 1,644 B型 838	A型 1,481 B型 680	A型 1,809 B型 112

令和4年度小規模保育事業利用実績は、「巻末資料7子ども関連施設○保育所入所率」参照

○事業所内保育事業

事業者が雇用する従業員の子、及び地域の児童の保育を実施する区が認可した事業で、小規模事業所内保育事業と保育所型事業所内保育事業の2類型がある。対象児童は生後57日から2歳児までの児童で、入所要件としては、保護者の就労等で保育を必要とするなどの条件がある。利用するにあたっては、区に保育の必要性の認定申請を行う。地域の児童については、区での利用調整を経て保護者が各事業者と直接契約を行う。地域の子どもの受け入れを行うことで待機児童の解消を図るとともに、当該事業所で働く親の就労と子育ての両立を支援している。なお、区内の事業所は令和2年3月31日付けで閉園している。

- 1 対象児童 生後57日以上、3歳未満
- 2 児童定員 6人から19人まで
- 3 種類
 - (1) 小規模事業所内保育事業
 - ①小規模保育事業A型に準ずる場合 全員保育士
 - ②小規模保育事業B型に準ずる場合 1/2以上が保育士、残りは区長が行う研修等を修了した者
 - (2) 保育所型事業所内保育事業 全員保育士
- 4 施設基準 0・1歳児3.3㎡/人、2歳児1.98㎡/人以上
- 5 保育士等配置基準
 - (1) 小規模事業所内保育事業 0歳児3人に1人、1・2歳児6人に1人（左記に加えて1人）
 - (2) 保育所型事業所内保育事業 0歳児3人に1人、1・2歳児6人に1人（ただし2人を下回ることはできない）
- 6 保育時間 11時間開所。開所時刻は事業所により異なる。
- 7 保護者負担 世帯の住民税所得割額を基に中野区が定めた保育料
 （従業員の子については左記を上限として事業者と保護者で協議の上決定する）

○居宅訪問型保育事業

障害や疾病等により医療的ケアが必要で、集団保育が著しく困難な児童に対し、自宅に保育者を派遣し1対1で保育を行う事業。主な対象児童は、中重度の肢体不自由児、知的障害児、重症心身障害児で、医療的ケア（たんの吸引・経管栄養・経鼻栄養・胃ろう・腸ろう等）を必要とし、概ね障害の程度が身体障害者手帳の1・2級又は東京都愛の手帳の1・2度に該当する1・2歳児の児童。

- 1 対象児童 前述の内容に該当する1・2歳児（0歳及び3～5歳は要相談）
- 2 児童定員 設定なし
- 3 保育時間 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）午前8時～午後6時までの最長8時間
※延長保育の実施なし
- 4 保護者負担 世帯の住民税所得割額を基に中野区が定めた保育料

事業開始 家庭的保育事業：平成27年度
小規模保育事業：平成27年度
事業所内保育事業：平成28年度
居宅訪問型保育事業：平成29年度

根拠法規 児童福祉法、子ども・子育て支援法、同法施行規則
中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
中野区特定地域型保育事業扶助要綱

1-3-3 認証保育所給付

保護者の多様な就労形態に応じた保育需要に対応するため、東京都の認証保育所制度に基づいて認証された保育施設に対し、運営費の補助を行っている。認証保育所は、13時間以上保育や0歳児保育などの義務付けのほか、施設・設備、児童1人あたりの面積、職員数など、認可保育所に準じた基準が適用されている。また、区内在住児が区外（都内）の認証保育所を利用する場合は、当該施設に対しても運営費の補助を行っている。

設置基準

	A型	B型
設置主体	民間事業者等	
対象児童	月120時間以上の利用が必要な0歳から小学校就学前までの児童	区市町村が必要と認める0歳から2歳までの児童
定員	20～120人（3歳未満児を定員の半数以上保育）	6～29人
児童1人あたりの面積	3.3㎡（2歳以上1.98㎡）	2.5㎡（2歳以上1.98㎡）
保育士配置割合	常勤の有資格者（保育士）6割	
保育士配置基準	0歳児3：1、1・2歳児6：1、3歳児20：1、4歳以上児30：1 （90人以下施設は+1人）	
開所時間	13時間以上	
保育料	3歳未満児 80,000円、3歳児以上 77,000円を上限	
利用契約	保護者と施設が直接契約	

施設数()は区外在園数) (単位：園)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A型	10 (23)	7 (13)	4 (13)
B型	3 (2)	3 (3)	3 (1)
計	13 (25)	10 (16)	7 (14)

補助対象延児童数 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区内	3,361	2,766	1,714
区外	551	338	201
計	3,912	3,104	1,915

令和4年度区内認証保育所利用実績

	施設名称	所在地	定員 (人)	延利用児童数(人)		入所率 (%)
				区内	区外	
A型	グローバルキッズ中野新橋園	弥生町 2-11-5	32	210	34	63.54
	ぽけっとランド中野坂上	本町 2-1-8	40	412	100	106.67
	幼保園ベビーサロン新中野	本町 6-15-17	32	322	47	96.09
	マミーズエンジェル中野白鷺保育園	白鷺 2-7-1	30	253	77	91.67
B型	ピノッキオ保育園	中野 2-1-7	29	197	15	60.92
	エンゼル保育室	中野 5-22-7	18	154	7	74.54
	龍の子保育室	若宮 1-37-5	24	166	57	77.43
合計			205	1,714	337	83.37

事業開始 平成13年10月1日

根拠法規 東京都認証保育所事業実施要綱、東京都認証保育所事業実施細目
東京都認証保育所事業運営費等補助要綱、中野区認証保育所扶助要綱

1-3-4 保育施設等設置者補助

○保育士等キャリアアップ補助金

保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組。施設・事業者に対し、賃金改善に要する費用の一部を補助することで、保育の質の向上を図る。私立認可保育所（設置主体が社会福祉法人の場合を除く）・認定こども園・地域型保育事業・認証保育所を対象とする。

令和4年度補助実績：87園

○保育サービス推進事業補助金

区民の多様なニーズや子育て支援などの取組を行う施設・事業者に対し、その取組に要する費用の一部を補助することにより保育サービスの質の向上を図る。私立認可保育所（設置主体が社会福祉法人の場合を除く）・認定こども園・地域型保育事業を対象とする。

令和4年度補助実績：85園

○保育力強化事業補助金

中野区内に所在する認証保育所に対し、区民の多様なニーズや子育て支援などの取組に要する費用の一部を補助することにより保育サービスの質の向上を図る。

令和4年度補助実績：7園

○非常通報装置（学校110番）整備事業補助金

私立保育所等における児童の安全確保と施設の安全管理の徹底を図るため、非常通報装置（学校110番）が未設置の施設・事業所については当該装置を設置する場合、設置済みの施設・事業所については警察機関指令台回線のIP網への移行及び電波法改正に伴いやむを得ず当該装置の取替を行う場合に30万円を上限として補助する。

令和4年度補助実績：2園

○保育所等におけるICT化推進事業費補助金

保育所等（私立認可保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、認証保育所）におけるICT化を推進することで、保育士の業務負担の軽減を図るとともに、保護者にとって必要な情報等を把握しやすくすることにより、もって児童の福祉の向上に資することを目的として、保育業務支援システムの導入などの補助対象経費について補助する。

令和4年度補助実績：3園

○保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金

保育所、認定こども園、地域型保育事業及び認証保育所に勤務する常勤保育士等が、保育運営事業者が賃借する住宅に入居する場合に、住宅の借り上げを行う保育運営事業者に対し補助する。

交付実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
私立保育園	811	867	881
区立保育園 (指定管理・委託園)	0	0	0
認定こども園	51	58	62
地域型保育事業 (小規模・居宅訪問型等)	62	57	49
認証保育所	38	33	22
区立保育室	6	0	0
合計	968	1,015	1,014

○保育所等における安全対策強化事業補助金

保育所等において、睡眠中の児童の安全対策としてベビーセンサー等の設備・機器を導入する際に必要な費用の一部を補助することにより、保育士等の保育従事職員が行う睡眠チェックを補完し、安全かつ安心な保育環境の整備を行う。

令和4年度補助実績：1園

事業開始 保育士等キャリアアップ補助金：平成 27 年度
保育サービス推進事業補助金：平成 27 年度
保育力強化事業補助金：平成 27 年度
非常時通報装置（学校 110 番）整備事業補助金：平成 21 年度
保育所等における I C T 化推進事業費補助金：平成 29 年度
保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金：平成 28 年度
保育所等における安全対策強化事業補助金：令和元年度

根拠法規 中野区補助金交付規則

保育士等キャリアアップ補助金交付要綱、中野区保育士等キャリアアップ事業扶助要綱
保育サービス推進事業実施要綱、中野区保育サービス推進事業扶助要綱
保育力強化事業実施要綱、中野区保育力強化事業扶助要綱
子供家庭支援区市町村包括補助事業実施要綱
保育所等における I C T 化推進事業費補助金交付要綱
中野区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱
保育所等における児童の安全対策強化事業補助金交付要綱

1-4 運営支援

1-4-1 保育施設指導

0歳から就学前までの子どもに関わる中野区の教育・保育の質の向上に向け、各施設（認可・認証保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業）の教育・保育内容全般、保健衛生、食育、給食衛生管理、食物アレルギー対応、危機管理等、それぞれ専門部分についての指導や研修、課題検討、種々の調整まとめを行う。また、虐待などの要保護児童や特別な支援が必要な児童等について把握し、各関係機関との連携を行い、より良い支援につなげる。更に、新規開設を含め全ての教育・保育施設等について、一定の水準が保たれるよう、保育内容等の基準の作成や指導を行う。

○幼児施設の安全確保

保育施設での事故を防止するため、認可保育所(区立・私立)、認定こども園、地域型保育事業等への巡回指導を行う。

○中野区保育の質ガイドラインの活用

令和元年度に策定し、令和5年3月に改訂した保育の質ガイドラインの活用を含めた保育士等の研修を実施する。

○就職相談・面接会の実施

中野区・杉並区がハローワーク新宿と共催で、より広域に周知できる利点を生かし、主に区内外の保育士養成校の学生を対象に、区内保育事業者との面談場を設定する。

令和4年度実績

第1回	令和4年 9月 4日(日)	会場：杉並区役所	参加者：46名
第2回	令和4年 11月 13日(日)	会場：杉並区役所	参加者：27名

○保育ソーシャルワーク事業

各保育所の子どもや保護者の多様化、複雑化する様々な課題について、区内の基幹保育所の保育ソーシャルワーカーが各保育所を訪問又は電話等で専門的な見地から助言を行い、各保育所の運営を支援する。

1-4-2 障害児支援

特別な支援を必要とする子どもが在籍する保育施設に対しての巡回相談や、区独自の基準で行う判定会による保育士の加配を行うことで、配慮の必要な子どもの受け入れ体制の支援を行っている。また、支援を必要とする児童に必要な経費の一部補助を行う。更に、医療的ケアが必要な子どもに安心、安全な保育環境を整え、受け入れを推進する。

○区立保育園における医療的ケアが必要な子どもの受入

医療的ケアが必要な子どもへの支援策として、区立保育園3園で受け入れている。保育の必要性があり、保育園での集団保育が可能で日々登園できる等の要件を満たす児童を対象とする。入所にあたっては保護者から区へ保育園入所の申込み後、区が区職員（管理職及び看護師等）や中野区医師会の医師で構成する医療的ケア審査会を開催し、医療的ケアの内容等について審査を行う。

1 対象児童 1歳児以上（満1歳を迎えた日からその年度の3月31日までは対象外）

- 2 受入施設 区立沼袋保育園、区立白鷺保育園、区立本町保育園
- 3 受入人数 各園原則1名
- 4 保育時間 8時30分から17時
- 5 職員配置 既に配置されている看護師のほか、各実施園に専任の看護師を配置し、2人体制とする。
看護師は受け入れに必要な実技習得のため、外部研修並びに実践研修を受講している。
- 6 対応可能な医療的ケア 喀痰吸引等、経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）、定時の導尿、その他、
区長が必要と認めるもの。

事業開始 令和2年度

根拠法規 中野区保育所医療的ケア事業実施要綱

1-5 幼稚園・認可外保育

1-5-1 私立幼稚園支援・補助

○私立幼稚園等保護者補助

認可された私立幼稚園、認定こども園及び幼稚園類似施設に在籍する幼児の保護者に対し、費用負担軽減を図ることにより幼児教育の振興・充実に資することを目的として、入園料と保育料の補助を行っている。

1 補助対象

中野区在住で、幼児（中野区内に住所を有し、私立幼稚園等に在籍する者で、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者）と同一の世帯に属し、私立幼稚園等に保育料等の納入義務を負う者。なお、保護者補助金・入園料補助金は子ども・子育て支援新制度に移行していない園に在園する園児の保護者が、特定負担額補助金は子ども・子育て支援新制度に移行済みの園に在園する園児の保護者が対象。

令和元年10月開始の幼児教育無償化により、保護者が支払った保育料に対して施設等利用費が給付される。対象者は中野区で施設等利用給付認定を受けている園児の保護者。

2 補助金額

- (1) 保護者補助金（所得制限なし） 保育料の納付各月につき、幼児一人月額 12,000 円
- (2) 施設等利用費（所得制限なし） 保育料の納付各月につき、幼児一人月額 25,700 円
- (3) 入園料補助金（所得制限なし） 幼児一人につき 45,000 円（同一幼児に対し1回限り）
- (4)（入園時の）特定負担額補助金（所得制限なし） 幼児一人につき 45,000 円（同一幼児に対し1回限り）
- (5) 副食費の実費徴収に係る補足給付補助金（所得制限あり） 幼児一人月額 4,700 円

事業実績

1 保護者補助金延交付人員

（単位：人）

	対象園児年齢				合計
	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
令和2年度	775	8,118	8,387	9,049	26,329
令和3年度	694	8,030	8,036	8,573	25,333
令和4年度	547	6,892	7,641	8,008	23,088

2 施設等利用費交付人員

（単位：人）

	対象園児年齢				合計
	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
令和2年度	112	724	787	858	2,481
令和3年度	92	688	719	770	2,269
令和4年度	82	603	689	716	2,090

3 入園料補助金交付人員

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付人員（人）	824	773	671

4 特定負担額補助金交付人員

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付人員（人）	133	132	117

5 副食費の実費徴収に係る補足給付補助金交付人員(※)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付人員(人)	250	243	193

※世帯の住民税所得割額が77,101円未満又は世帯の小学校3年生以下の児童で第3子にあたる園児が対象
事業開始 昭和42年(特定負担額補助金は平成27年、施設等利用費及び副食費補助金は令和元年)

根拠法規 子ども子育て支援法、同施行規則、中野区子ども・子育て支援法施行細則

中野区補助金等交付規則、中野区私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金交付要綱
中野区副食費の実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱

○教育環境整備補助

区内の私立幼稚園等が、幼児教育の振興充実のために必要とする経費の一部を補助する。

補助対象 区内の私立幼稚園・幼稚園類似施設・幼保連携型及び幼稚園型認定こども園の設置者

補助金額 ①行事・災害共済掛金・尿検査に対する補助

@2,500円×園児数(1園あたり限度額 5月1日現在の園則定員数と在園児童数の少ない方)

②研修 @200,000円(1園あたり限度額)

③就職祝い金(私立幼稚園等の新規就職者が対象)

@100,000円×2人(1園あたり限度額)

事業実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助対象園(園)	21	22	21

事業開始 平成6年

根拠法規 中野区補助金等交付規則、中野区私立幼稚園等教育環境整備補助金交付要綱

○特別支援教育補助

障害等により支援が必要な幼児の幼稚園等での受け入れの推進を目的として、支援のための職員配置、受け入れのための施設改修等に対して助成を行う。

補助対象 中野区民である対象園児が通園する区内及び近隣私立幼稚園・認定こども園の設置者

補助内容 ①対象園児の支援のための補助 対象園児一人あたり月額96,000円~289,000円

②施設改修経費に対する補助 1,029,000円(1園につき一度限り)

事業実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助対象園(園)	13	18	16

事業開始 平成27年

根拠法規 中野区補助金等交付規則、中野区特別支援教育補助金交付要綱

○私立幼稚園観劇事業補助

区内の私立幼稚園に在籍する園児を対象に、中野区私立幼稚園連合会が実施する観劇事業「楽しい園児の集い」に要する経費を補助する。

補助対象 中野区私立幼稚園連合会

補助金額 施設使用料、出演料、上演料、運搬料及び印刷料等の総額

※ただし、予算の範囲内とする

事業開始 平成 10 年

根拠法規 中野区補助金等交付規則、中野区私立幼稚園連合会観劇事業補助金交付要綱

○私立幼稚園教育研究会補助

中野区幼稚園教育研究会における教育水準のより一層の向上を図ることを目的として、研究活動等に要する経費を補助する。

事業開始 昭和 56 年

根拠法規 中野区補助金交付規則、中野区教育研究事業補助金交付要綱

○私立幼稚園許認可事務

学校教育法及び特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づく私立幼稚園の設置、廃止及び設置者変更等の認可、園長及び幼稚園の名称、位置又は学則に関する変更の届出受理等の事務を行っている。令和 5 年 5 月 1 日現在、中野区内に存する私立幼稚園（類似施設を含む。）は 20 園。

令和 4 年度 認可・届出受付件数

	認 可	届 出		
		学則変更	教職員採用解職	その他
私立幼稚園（件）	3	6	17	2

根拠法規 学校教育法、幼稚園設置基準、私立学校法

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

○私立幼稚園等巡回相談事業

私立幼稚園等に在籍する児童の発達の課題や集団生活場面での課題に対応する幼稚園等教諭等への専門的支援を行うことを目的として、委託した巡回相談員による巡回相談を行っている。

事業開始 令和 3 年

対象施設：区内私立幼稚園、認定こども園、幼稚園類似施設

委託先：帝京平成大学

	訪問園（園）	訪問回数（回）
令和 3 年度	16	20
令和 4 年度	14	20

1-5-2 預かり保育推進等

○私立幼稚園等預かり保育補助

区内の私立幼稚園等における預かり保育を推進し、幼児教育の振興を図ることを目的として経費の一部を補助する。

補助対象 中野区内の私立幼稚園等の設置者

事業実績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
補助対象園（園）	14	13	13

事業開始 平成 17 年

根拠法規 中野区補助金等交付規則、私立幼稚園等預かり保育推進補助金交付要綱

○幼稚園型一時預かり事業補助

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い国が推進する事業。国の基準に基づいた預かり保育を実施する園に対し、費用の一部を補助する。

補助対象 中野区民である園児が通園する私立幼稚園等で、幼稚園型一時預かり事業を実施する園の設置者

- 補助内容 ①中野区民である園児の利用時間及び利用日数等による園への補助
 ②区内の実施園に対する開設時間や開設日数による補助
 ③長期休業期間の開設状況に応じた補助
 ④一時預かり実施のために確保した職員に対する補助

事業実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助対象園（園）	20	20	20

事業開始 平成27年

根拠法規 中野区補助金等交付規則、中野区幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱
 東京都幼稚園型一時預かり事業運営費等補助金交付要綱

○預かり保育料保護者補助

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、新たに施設等利用給付が創設された。これにより、保育の必要性を認められる児童が在園する各幼稚園で利用した預かり保育について、保護者が支払った利用料の一部に対して給付を行う。

- 1 給付対象 児童及びその保護者がともに中野区在住であり、施設等利用給付認定第2号又は第3号の認定を受けている児童の保護者
- 2 給付金額 幼児一人月額上限11,300円（施設等利用給付認定第3号の場合は16,300円）
 ただし、利用日数×450円で算出される金額又は保護者が各施設へ支払った利用料が上限
- 3 その他 各幼稚園で提供する預かり保育料が一定水準に満たない場合は、その他認可外保育施設等の利用料も補助対象とする。

施設等利用費（預かり保育）交付人員

（単位：人）

	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和2年度	0	129	188	208	525
令和3年度	1	170	159	217	547
令和4年度	0	154	208	178	540

事業開始 令和元年

根拠法規 子ども・子育て支援法、同施行規則、中野区子ども・子育て支援法施行細則

1-5-3 区立幼稚園

平成16年度に「子ども家庭部（平成23年度より子ども教育部）」が設置されたことに伴い、区立幼稚園にかかる事務の一部は、教育委員会事務局から区長部局への補助執行事務となった。

○保育園・幼稚園課の所掌事務

- (1) 経理に関すること
- (2) 施設の維持保全に関すること
- (3) 幼児の就園等に関すること
- (4) 保健衛生に関すること

令和5年度施設の概要

施設の概要	園名	
	かみさぎ幼稚園	ひがしなかの幼稚園
設立認可年月日	昭和43年4月1日	昭和45年4月1日
所在地	上鷲宮4-8-12	東中野5-8-21
敷地面積	1,497㎡	987㎡
園舎の面積	621㎡	639㎡
学級数	3学級	3学級
園児の定員	80人	80人

事業開始 昭和43年

根拠法規 学校教育法、教育基本法、学校保健安全法、幼稚園教育要領、中野区立幼稚園条例

○区立幼稚園における一時預かり

区立幼稚園に在籍する児童のうち、一定人数を教育時間終了後の時間も幼稚園で預かることで、就労、育児疲れ等による保護者の心理的・身体的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備を行う。

園別延利用児童数

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
かみさぎ幼稚園	2,435	2,871	2,830
ひがしなかの幼稚園	1,668	2,604	2,687

事業開始 令和元年度

関連法規 中野区立幼稚園における一時預かり事業実施要綱

○区立幼稚園入園事務

区立幼稚園の申込み事務は各園で直接行う。

1 入園対象

申込受付日に中野区に保護者とともに在住し、入園時に小学校就学の始期に達する前3年以内の幼児。

2 申込みから入園決定

毎年4月入園の3、4歳児については、前年9月下旬ごろを締切日として募集。応募人数が定員を超えた場合には、各園、年齢別に抽選により入園予定者を決定。5歳児及びその他の月については、随時募集。

入園予定者は、各園で指定された日時に健康診断、面接を実施。その結果をもって、区から入園決定通知書を保護者あて送付。

根拠法規 中野区立幼稚園条例、同施行規則

1-5-4 保育支援

○認証保育所等保護者補助

保護者の多様な就労形態により認可保育所では対応できないことや認可保育施設の利用が待機となったことにより、東京都認証保育所や、やむなくベビーホテル等の認可外保育施設を利用している児童の保護者に対し、保護者負担の軽減とともに認可保育所を利用する児童の保育料との負担の均衡を図るために、保育料の補助を行う。

1 対象者 次のすべての条件に該当する者

(1) 児童及び保護者が中野区内に住所を有していること。

- (2) 月の初日に保護者が東京都認証保育所等と月極利用契約をしていること。
- (3) 保護者が就労等の理由により児童の保育ができない状況にあること。
- (4) 補助対象施設に月極保育料の満額を支払っていること。
- (5) 中野区の保育認定を受け、認可保育所等への入所申請をし、入所承諾の辞退をしていないこと。
(認可外保育施設を利用している場合)
- (6) 中野区で施設等利用給付認定第2号又は第3号を受けていること。(施設等利用給付を受ける場合)

2 補助金額

保護者が認証保育所等の各施設と契約した月極基本保育料と、補助限度額の62,000円とを比較し、どちらか低い方の額から、認可保育所に入所した場合に負担する保育料を差し引き、1,000円以上の差額が発生する場合には、その額を補助する。(1,000円未満切り捨て)

※認可保育所保育料の方が高額となる場合や基本保育料以外の延長保育料については補助の対象外

※幼児教育・保育無償化対象児童については、認可保育料の代わりに施設等利用費を差し引いて算定

3 交付時期 年3回(4か月分ごと)、指定の金融機関口座への振り込みにより支払う

1回目(4月～7月分) 9月末までに支払い

2回目(8月～11月分) 1月末までに支払い

3回目(12月～3月分) 5月末までに支払い

認証保育所等保護者補助金(令和4年度)

(単位:人)

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
延交付人員	認証保育所	330	343	439	157	150	199	1,618
	認可外保育施設	65	60	61	6	12	5	209
	合計	395	403	500	163	162	204	1,827

施設等利用費(令和4年度)

(単位:人)

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
延交付人員	認証保育所	6	17	41	158	150	199	571
	認可外保育施設	17	33	34	223	258	209	774
	合計	23	50	75	381	408	408	1,345

事業開始 平成19年4月1日

平成27年度 ベビーホテル等認可外保育施設対象

令和元年度 施設等利用費創設

根拠法規 子ども・子育て支援法、同施行規則、中野区子ども・子育て支援法施行細則

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例、中野区認証保育所等保護者補助金交付要綱

○ベビーシッター利用支援事業・交通費補助

東京都が実施するベビーシッター利用支援事業(ベビーシッター事業者連携型)を活用し、未就学児の待機児童の保護者や夜間帯保育を必要とする保護者等を支援するとともに、利用者が負担するベビーシッターの交通費について、その費用の一部又は全部を補助することによって負担を軽減する。

事業実績

1 ベビーシッター利用支援事業

(単位：件)

利用支援事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者確認申請受理数	12	25	42
助成券発行申請受理数	7	22	24

2 ベビーシッター利用支援事業利用者交通費補助

交通費補助	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付人員(人)	6	16	22

事業開始 ベビーシッター利用支援事業：平成30年12月

交通費補助：平成31年4月

根拠法規 ベビーシッター利用支援事業に関する事務取扱要綱

中野区ベビーシッター利用支援事業利用者交通費補助要綱

○居宅訪問型保育事業 保育者交通費補助

居宅訪問型保育事業の利用者が負担する、保育者が利用者の居宅に訪問するために要する交通費の全部又は一部を居宅訪問型保育事業者に対し補助することにより、当該居宅訪問型保育事業の利用者の負担を軽減する。

事業実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付人員(人)	4	3	2

事業開始 令和2年4月1日

根拠法規 中野区居宅訪問型保育事業利用者交通費補助金交付要綱

2-1 教育・保育支給認定

2-1-1 教育・保育支給認定

就学前のお子さんを持つ保護者から申請を受け、認定区分や保育を必要とする事由、保育の必要量を認定している。保育所等の在園児については転園や退園管理のほか、当年度の認定事由の確認のため、現況調査を実施している。

また、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化の実施により、特定子ども・子育て支援施設（幼稚園及び認可外保育施設等）を利用するお子さんの保護者に対しても保育の必要性を認定（施設等利用給付認定）している。

根拠法規 子ども・子育て支援法、同施行規則

中野区子ども・子育て支援法施行細則

中野区教育・保育給付にかかる支給認定の基準に関する要綱

2-2 保育入園

2-2-1 保育入園

認可保育所等の入園の利用調整及び区立保育園の延長保育の利用調整を行う。

○保育施設等利用調整

1 対象施設

(1) 認可保育所

国が定めた設置基準に基づき認可された施設。区が運営する区立保育園と社会福祉法人などが運営する私立保育園がある。

(2) 認定こども園

保育所と幼稚園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援事業を実施する施設。

(3) 地域型保育事業

区が認可した事業で、区内には家庭的保育事業と小規模保育事業、居宅訪問型保育事業がある。

2 申込み及び利用調整

原則郵送受付とするが、電子申請、または子ども総合窓口での受付も行っている。各地域事務所では申請書一式受け取りのみ（申込書は地域事務所、すこやか福祉センター、区民活動センターでも配布）。締切日は、入園を希望する月の前月1日（土・日・祝日に当たるときは直前の平日）に設定。3月の入園募集は行わない。1、2、4月の入園募集については別途設定。

利用調整基準に基づき、入園を決定。

3 入園決定後の健康診断及び面接

集団保育が可能か、事前に健康診断を受け、その後、入所決定園で面接を行う。

保育施設入所申込状況、利用状況及び待機児童数（各年度4月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 認可保育所新規申込	1,896	1,818	1,575
(2) 認可保育所新規入所者数	1,423	1,548	1,277
(3) 認可保育所待機児童数 (1) - (2)	473	270	298
(4) 認証保育所等利用	47	14	10
(5) 私的な理由等	401	256	288
(6) 待機児童数 (3) - [(4) + (5)]	25	0	0

根拠法規 子ども・子育て支援法、同施行規則、中野区児童福祉法施行規則

中野区子ども・子育て支援法施行細則、中野区保育所等利用調整事務等取扱要綱

2-3 保育システム

2-3-1 保育システム

○子ども子育て支援システムの管理運用

子ども子育て支援システム及び保育所等A I 入所選考システムの管理運用を行う。また、申請書類のR P A化に取り組む。

○保育料等の決定・徴収

認可保育所等の在園児に係る保育料を児童の年齢や保護者の区市町村民税所得割額を基に決定・通知及び徴収を行っている。また、区立幼稚園で実施する一時預かり利用料の徴収も行っている。

根拠法規 児童福祉法、子ども・子育て支援法、同施行規則

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例、中野区特定教育・保育施設等保育料徴収規則

中野区立幼稚園における一時預かり事業実施要綱

○休日保育

保護者が就労その他やむを得ない事情により、休日に子どもを保育することが困難となり、かつ、同居の親族の中に保育する者がいない場合、認可保育所で子どもの保育を実施することにより、子育てと就労等の両立を支援する。

1 実施園 中野打越保育園

2 対象者 利用日現在で、次のいずれかに該当し、健康で集団保育が可能な未就学児

(1) 区内在住で、認可保育所・認証保育所・認定こども園（第2号・第3号認定）・地域型保育事業を利用している、生後8か月以上の子ども

(2) 区外在住で、区内の認可保育所等を利用している生後8か月以上の子ども

(3) 上記(1)以外で、区内在住の満1歳以上の子ども

3 利用要件 保護者が休日に、就労、病気、出産等のための入院・通院、親族の介護・看護、冠婚葬祭等の事情で家庭において保育が困難な場合

4 保育時間 午前7時15分～午後6時15分の間で必要な時間

5 利用期間 日・祝日（12月29日～1月3日を除く）

6 利用定員 1日20人

7 利用申請 事前に利用登録を行ったうえで、利用の際は実施施設に直接申込む（先着順受付）

8 利用料金 子ども1人1日あたり3,000円（ひとり親世帯は半額）

※認可保育所等在籍児童のうち、保護者が就労のため利用する場合は無料

利用実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延利用人員	775	860	767

事業開始 平成16年7月 区立宮園保育園・区立宮の台保育園（指定管理者園に委託して実施）《両園とも月1日の日曜日に実施》

平成18年度から区立打越保育園（現私立中野打越保育園）にて、日・祝日（12月29日～1月3日を除く）で実施

根拠法規 中野区休日保育事業実施要綱

3-1 保育企画調整

3-1-1 区立保育園民営化

区民ニーズに対応した保育サービスの拡充と保育園運営の効率化を図り、将来にわたって安定して多様な保育サービスを提供するため、民間活力の活用により区立保育園の民設民営化を進めてきた。

これまでの民営化実績

令和5年(2023年)5月1日現在

実施年度	区立保育園名	私立保育園名	運営事業者名
平成15年度	上鷺宮保育園	とちの木保育園	社会福祉法人育和会
	野方北保育園	野方さくら保育園	社会福祉法人巨玉会
平成16年度	みなみ保育園	中野みなみ保育園	社会福祉法人ユーカリ福祉会
平成17年度	大和北保育園	七海保育園	社会福祉法人青柳保育会
	あけぼの保育園	あけぼの保育園	社会福祉法人戸越ひまわり福祉会
平成20年度	住吉保育園	陽だまりの丘保育園	社会福祉法人龍美
	東中野保育園		
平成21年度	桃が丘保育園	桃が丘さゆり保育園	社会福祉法人さゆり会
平成22年度	新井保育園	中野りとるぱんぷきんず	社会福祉法人清香会
平成23年度	南江古田保育園	なかよしの森保育園	社会福祉法人森友会
平成25年度	沼袋西保育園	沼袋西保育園	社会福祉法人尚徳福祉会
平成27年度	松が丘保育園	松が丘保育園	社会福祉法人尚徳福祉会
	橋場保育園	橋場そらとみどりの保育園 大きなおうち	社会福祉法人東京児童協会
平成30年度	打越保育園	中野打越保育園	社会福祉法人青柳保育会
令和元年度	南台保育園	南台保育園	社会福祉法人ユーカリ福祉会
	大和保育園	田中ナースリー大和保育園	株式会社田中ナースリー
	宮園保育園	宮園保育園	社会福祉法人高峰福祉会
	西鷺宮保育園	わらべ西鷺宮保育園	社会福祉法人清心福祉会
令和2年度	宮の台保育園	コンビプラザ弥生町保育園	コンビウィズ株式会社
	あさひ保育園	にじいろ保育園上高田	ライクアカデミー株式会社
	もみじやま保育園	アルテ子どもと木幼保園	社会福祉法人種の会
令和3年度	仲町保育園	仲町保育園	社会福祉法人尚徳福祉会
令和4年度	大和東保育園	大和東もみじの森保育園	社会福祉法人信正会
	宮の台保育園	コンビプラザ宮の台保育園	コンビウィズ株式会社※

※宮の台保育園の移転・民営化後、旧宮の台保育園跡地において民営化事業者と同一事業者が新規の認可保育所を開設した。

3-1-2 教育・保育施設確保

出生率や女性の就業率等、関連する指標の動向を踏まえ、適切に教育・保育需要を把握するとともに、待機児童の解消に資する民間保育所の開設、定員の増加を目的として、民間事業者の募集・選定及び開設準備経費補助等による支援を行う。

1 令和4年度に誘致した認可保育所

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| (1) 東中野しらゆり保育園 | 定員 50 名 (令和5年4月開設) |
| (2) スターチャイルド<<東中野ナーサリー>> | 定員 40 名 (令和5年4月開設) |
| (3) きゃんばす中野保育園 | 定員 50 名 (令和5年4月開設) |

3-2 認可・指導検査

3-2-1 認可・指導検査

平成28年度より子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援給付の支給対象施設としての確認を受けた、特定教育・保育施設（保育所、認定こども園）及び特定地域型保育事業者（小規模保育事業、家庭的保育事業等）に対し、保育施設の指導検査を行っている。

さらに、令和4年度より区が児童相談所設置市となったことに伴い、児童福祉法に基づく指導検査を実施することとなった。東京都など関係機関と連携を図りながら、定期的に施設の実地検査（一般・特別指導検査）を行い、施設運営、保育内容及び会計などについて検査・指導することにより、事故の防止や保育の質の確保を図っている。

事業実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指導検査実施件数（件）	31※	34※	80

※令和2・3年度検査は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策臨時休園等により件数減

事業開始 平成28年度

根拠法規 児童福祉法、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行規則

中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導検査実施要綱

中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

○特定子ども・子育て支援施設等の確認

子ども・子育て支援法の改正によって実施された幼児教育・保育の無償化により、施設等利用給付が創設された。子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園や認可外保育施設等が無償化の対象施設（特定子ども・子育て支援施設）であることや、当該施設が一定の運営の基準を満たすことを区が文書で確認し、確認内容の公示をしている。

令和4年度特定子ども・子育て支援施設等施設数(検査対象施設令和5年3月31日現在)

(単位：件)

施設・事業	令和4年度
幼稚園（子ども・子育て支援新制度未移行）	18
幼稚園で提供する預かり保育事業	24
認可外保育施設（認証保育所）	7
認可外保育施設（その他認可外施設）	24
認可外保育施設（居宅訪問型）	70
一時預かり事業	15
病児・病後児保育事業	3
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	1
合計	162

事業開始 令和元年度

根拠法規 子ども・子育て支援法、同法施行規則、中野区子ども・子育て支援法施行細則

VII. 子ども・若者相談課

1-1 子ども・若者支援センター運営

1-1-1 子ども・若者支援センター運営

子ども・若者及びその家庭に対する支援を総合的に実施し、子ども・若者が健やかに成長できる環境を整備するため、令和3年11月に「子ども・若者支援センター」を開設した。子ども・若者支援センターでは、子ども・若者及びその家庭からの相談に対する助言及び支援並びに子ども・若者及びその家庭の支援を行う関係機関との連携に関することを行っている。

また、センター内に児童相談所を設置するとともに、子ども家庭支援センター（市区町村子ども家庭総合支援拠点）機能の一部を担っている。

1 総合相談

18歳未満の子どもとその家庭に関するあらゆる相談に対応し、助言・支援を行うとともに、各種の情報やサービスの提供により子育て世帯に対する総合的な支援を行う。

2 中野区要保護児童対策地域協議会の設置・運営

要保護児童等の適切な保護を図るために、関係機関が必要な情報を共有し、支援の内容に関する協議・進行管理を行う。

協議会には、代表者会議、要保護児童サポート会議、個別ケース検討会議の3種類の会議があり、すべてのメンバーに児童福祉法により守秘義務が課せられている。

総合相談事業実績

1 新規相談件数

年度	件数
令和4年度	125

根拠法規 中野区子ども・若者支援センター条例
子供家庭支援センター事業実施要綱（東京都）
中野区要保護児童対策地域協議会設置要綱

1-1-2 児童福祉推進

令和4年度から区が児童相談所設置市に移行したことに伴い、各種補助事業を実施する。

○未成年後見人支援事業

未成年後見人が被後見人から受け取るべき報酬額及び未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償責任保険に係る保険料の全部又は一部を補助する事業

1 対象者 次に掲げる要件を全て満たす未成年後見人

- (1) 中野区児童相談所長による選任請求により家庭裁判所が選任した未成年後見人等であること
- (2) 被後見人の保有する預貯金、有価証券等及び不動産の評価額の合計が1,700万円未満であること
- (3) 被後見人の親族以外の者であること

2 補助金額

(1) 報酬補助事業

家庭裁判所が決定した報酬の額を基準とし、未成年後見人1人につき、被後見人1人当たり月額20,000円を上限とする額

(2) 保険料補助事業

未成年後見人の損害賠償責任保険 1人当たり年額5,210円を上限とする

被後見人の損害保険 1人当たり年額7,680円を上限とする

事業開始 令和4年4月

根拠法規 中野区未成年後見人支援事業実施要綱

○養親希望者手数料負担軽減事業

養親希望者が民間あっせん機関に対して支払った手数料の全部又は一部を助成する事業

- 1 対象者 民間あっせん機関から養子縁組のあっせんを受け、当該民間あっせん機関に対して手数料を支払った養親希望者
- 2 助成金額 養親希望者が民間あっせん機関に対して支払った手数料の額の実支出額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は400,000円のいずれか低い額

事業開始 令和4年4月

根拠法規 中野区養親希望者手数料助成金交付要綱

○児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

児童養護施設入所児童等の養育環境改善を図るための改修等を実施する者に対して補助金を交付する事業

1 補助対象事業

(1) 入所児童等の生活環境改善事業

次のア又はイに該当する事業

ア. 児童養護施設及び乳児院において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品購入を行う事業

イ. 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、老朽化した乳児・児童用ベッド、乳児呼吸モニター、緊急地震速報受信装置等、児童の安全確保のために必要な備品の購入及び更新並びにフローリング貼・カーペット敷等の設備の購入、更新及び改修を行う事業

(2) 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業

児童養護施設等において、施設等の消毒、感染予防の広報・啓発、施設等の個室化に要する改修、施設等の職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続していくための支援など新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業

2 補助限度額

(1) 入所児童等の生活環境改善事業

児童養護施設等 1施設あたり800万円、里親 1里親あたり100万円

(2) 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業

児童養護施設等 1施設あたり100万円、里親 1里親あたり10万円

事業開始 令和4年4月

1-2 子ども・若者相談

1-2-1 若者相談

義務教育終了後から39歳までの若者で、就学や就労などに対して困難を抱えている者及びその家族に対し、他人や社会との関係が再構築できるよう、助言・支援を行う。また、若者本人が継続的に来所できるよう、子ども・若者支援センター4階の多目的室を「若者フリースペース」とし、若者がゆっくりと過ごせる居場所として提供している。

若者相談事業実績（令和3年11月29日以降）

1 新規相談件数

年度	件数
令和3年度	22
令和4年度	56

2 若者フリースペース利用者数

年度	延利用者数（人）
令和3年度	29
令和4年度	642

令和4年6月から委託により実施
事業開始 令和3年11月29日

1-2-2 入院助産

妊産婦が保健上必要であるにもかかわらず経済的理由により入院して分娩することができない場合に、指定の助産施設（病院、助産所）に入所させる制度。（児童福祉法第22条）

1 対象者

- (1) 生活保護法による被保護世帯等
- (2) 当該年度分の市町村民税（特別区税を含む。以下同じ。）が非課税の世帯
- (3) 当該年度分の市町村民税所得割の額が19,000円以下の世帯
（ただし、健康保険法等の出産育児一時金が、488,000円以上支給される場合を除く。次号において同じ。）
- (4) その他、「中野区助産施設における助産の実施及び費用徴収事務取扱要綱」の実施の要件の基準に基づき、出産時において出産費に困窮すると中野区長が認める世帯

2 本人負担額

その世帯の所得区分に応じて徴収額が定められている。（最高9,000円+出産一時金の25%）

3 国補助対象事業

児童福祉法第53条の規定に基づき、入院助産に要する経費の1/2が国から交付される。

助産施設入所件数

令和4年度助産施設入所件数5件					
施設名	所在地	件数	施設名	所在地	件数
多摩総合医療センター	府中市	1	聖母病院	新宿区	1
都立墨東病院	墨田区	1	都立大塚病院	豊島区	1
都立広尾病院	渋谷区	1			

児童入所施設措置費の支弁状況

区分	件数	
令和2年度	4	ほかに、東京都が支弁した都立病院3件あり
令和3年度	7	ほかに、東京都が支弁した都立病院4件あり
令和4年度	5	

事業開始 昭和63年4月

根拠法規 児童福祉法、中野区児童福祉法施行規則、中野区助産施設における助産の実施及び費用徴収事務取扱要綱、中野区助産施設入所費加算金支給要綱

1-2-3 養育支援サービス

○子どもショートステイ

0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを養育している保護者が、入院や出張、親族の看護などにより子どもの養育が一時的に困難な場合、区が委託した施設で宿泊を伴って預かる。

1 利用要件

- (1) 子どもを家庭で養育していること。
- (2) 利用者またはその配偶者等子どもの養育者の入院や出産、宿泊を伴う出張、親族の入院付き添い看護などやむを得ない事由により、子どもの養育が一時的に困難であること。

2 利用申請 原則として利用開始日の3日前までに、利用要件が確認できる書類を区役所3階子ども総合窓口、各すこやか福祉センターへ持参し申請

3 対象者① 区内在住の生後43日～3歳未満の健康な子ども

- (1) 実施方法 区内の乳児院（聖オディリアホーム乳児院）への委託
- (2) 利用期間 1回の利用で7日以内 年間62日まで
- (3) 利用定員 1日2人

利用料金

利用者の世帯区分	1日あたりの利用料金（円）
生活保護世帯・要支援世帯、里親家庭	0
住民税非課税世帯・ひとり親世帯	900
その他の世帯	2,200

利用実績

年 度	延利用日数（日）	延利用人員（人）
令和2年度	43	12
令和3年度	146	40
令和4年度	258	88

4 対象者② 区内在住の3歳以上で15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある健康な子ども

- (1) 実施方法 母子生活支援施設への委託
- (2) 利用期間 1回の利用で11日以内 年間62日まで
- (3) 利用定員 1日3世帯

利用料金

利用者の世帯区分	1日あたりの利用料金（円）
生活保護世帯・要支援世帯、里親家庭	0
住民税非課税世帯・ひとり親世帯	2,500
その他の世帯	5,000

利用実績

年 度	延利用日数（日）	延利用人員（人）
令和2年度	174	48
令和3年度	279	100
令和4年度	333	126

5 ショートステイ協力家庭事業

子どもの養育者が入院等により、子どもを養育することが困難な場合に、区が認定したショートステイ協力家庭の居宅にて、宿泊を伴って預かる事業を平成30年度から開始した。

- (1) 対象者 区内在住の3歳以上で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある健康な子ども
- (2) 実施方法 ショートステイ協力家庭への委託
- (3) 利用期間 1回の利用で7日以内 年間62日まで
- (4) 利用定員 ショートステイ協力家庭1家庭につき1日1人

利用料金

利用者の世帯区分	1日あたりの利用料金（円）
生活保護世帯・要支援世帯、里親家庭	0
住民税非課税世帯・ひとり親世帯	1,500
その他の世帯	3,000

利用実績

年 度	延利用日数（日）	延利用人員（人）
令和2年度	0	0
令和3年度	9	3
令和4年度	10	4

事業開始 平成12年6月

根拠法規 中野区子どもショートステイ事業実施要綱

○トワイライトステイ

保護者が仕事、病気等の理由により夜間の時間帯において、一時的に子どもの保育をすることが困難となり、かつ同居の親族の中に保育する者がいない場合に、区が委託した施設で子どもを保育する。

- 1 実施方法 母子生活支援施設への委託
- 2 対象者 区内在住の3歳以上で12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で、健康で集団保育が可能な児童
- 3 利用要件
 - (1) 子どもを家庭で養育している者であること。
 - (2) 保護者が就労、親族の介護、冠婚葬祭などやむを得ない事由により、子どもの養育が一時的に困難であること。
- 4 利用時間 午後5時～午後10時 祝・休日、年末年始を除く月～土曜日
- 5 利用期間 月5回まで
- 6 利用定員 1日最大2人（ショートステイ事業の空き利用型のため）
- 7 利用申請 事前に利用登録を行ったうえで、利用の際は直接実施施設に申込み。（先着順受付）
- 8 利用料金 子ども1人あたり2,000円（ひとり親世帯は半額）
保育園や学童クラブから実施施設へタクシーによるお迎えをする場合、タクシーお迎えサービス利用料として、子ども1人あたり1回500円

利用実績

年 度	延利用日数（日）	実利用人員（人）
令和2年度	16	8
令和3年度	27	7
令和4年度	59	7

事業開始 平成23年4月

根拠法規 中野区トワイライトステイ事業実施要綱

○養育支援ヘルパー派遣

家族等の援助が受けられず、養育についての支援を必要とする者に対し、家事等の援助を行うホームヘルパーを派遣し、児童の適切な養育の実施を図る。

- 1 実施方法 民間事業者への委託
- 2 対象者 区内在住で次のいずれかに該当する者
 - (1) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診、又は望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする者
 - (2) 出産後1年未満の養育者で、育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対し強い不安や孤立感等を抱え、特に支援が必要と認められる者
 - (3) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態が続き、虐待の恐れ又は子育てのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる者
 - (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了に伴い児童が家庭復帰したため、特に支援が必要と認められる者
 - (5) 現に児童の委託を受けている里親であって、特に支援が必要と認められる者
- 3 利用可能日 祝・休日、年末年始を除く月～金曜日の午前7時～午後7時

1 時間あたりの利用料金

区 分	利用料金 (円)
生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯及び市町村民税非課税世帯、2(5)に掲げる者	0
市町村民税課税世帯	250

利用実績

年 度	延利用人数 (人)	延利用回数 (回)	延利用時間 (時間)
令和2年度	20	132	127
令和3年度	22	89	89
令和4年度	44	282	389

事業開始 平成22年7月

根拠法規 中野区養育支援ヘルパー派遣事業実施要綱

○子ども配食事業

児童の養育に課題を抱える家庭に対して、食事を配達する事業

1 実施方法 民間事業者との協定による協働事業として実施

2 対象者 区内在住で次のいずれかに該当する者

- (1) 育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- (2) 食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状況が続き、虐待の恐れ又は子育てのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- (3) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了に伴い児童が家庭復帰したため、特に支援が必要と認められる家庭

3 配食可能日時

民間事業者により、土・日・祝日も配達可能。配達時間帯については、事業者により異なる。

1 食あたりの利用者負担金

利用者区分	1食あたりの利用者負担金 (円)
18歳以上	300
18歳未満	100

利用実績

年 度	利用実世帯数(世帯)	配食延実績 (食)	
令和2年度	6	大人 145	子ども 262
令和3年度	12	大人 421	子ども 1,288
令和4年度	20	大人 1,021	子ども 1,875

事業開始 令和2年8月

VIII. 兒童福祉課

1-1 児童相談所運営

1-1-1 児童相談所運営

全ての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう、子どもや家庭を支援する機関として、中野区児童相談所を令和4年4月1日に開設した。

1 児童相談所運営基本方針

【基本姿勢】

私たちは子どもの命、安全を確保した上で、子どもの夢と希望を実現するため、あらゆる人と手を携え、子どもの最善の利益が達成できるよう、努めます。

【基本方針・取組】

- ① 子どもの命、安全を最優先に行動します。
- ② 子どもに会い、夢と希望を教えてもらうことから始めます。
- ③ 家族が主体的に子どもの安全を創り、夢と希望を実現できるように支援します。
- ④ 支援者、地域、関係機関と手を携え、支援の隙間に落ちることのないよう、家族の取組を支えます。
- ⑤ 専門性を高める努力を惜しまず、常に実践から学び、児童福祉の専門家として誇りを持って職務に取り組みます。

1 新規相談件数

年度	件数
令和4年度	1,426

2 相談経路

(単位：件)

年度	家族・親族	近隣住民	関係機関	子ども本人	その他	合計
令和4年度	307 (21.5%)	169 (11.9%)	839 (58.8%)	34 (2.4%)	77 (5.4%)	1,426

3 相談対象児童の年齢別相談件数

(単位：件)

年度	3歳未満	3歳～ 就学前	小学生	中学生	高校生 その他	18歳 以上	合計
令和4年度	289 (20.3%)	243 (17.0%)	499 (35.0%)	227 (15.9%)	164 (11.5%)	4 (0.3%)	1,426

4 相談内容（主訴）

(単位：件)

年度	虐待相談 (虐待通告)	養護相談 (虐待以外)	保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談	その他 相談	合計
令和4年度	898 (63.0%)	214 (15.0%)	3 (0.2%)	115 (8.1%)	32 (2.2%)	127 (8.9%)	37 (2.6%)	1,426

5 虐待対応ケース詳細①（虐待種別）（単位：件）

年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
令和4年度	250 (30.6%)	6 (0.7%)	471 (57.6%)	90 (11.0%)	817

6 虐待対応ケース詳細②（主たる虐待者）（単位：件）

年度	実父	実父以外の 父親	実母	実母以外の 母親	その他	合計
令和4年度	362 (44.3%)	3 (0.4%)	351 (43.0%)	0 (0.0%)	101 (12.4%)	817

1-1-2 児童施設入所等措置

様々な理由により、家庭での養育が困難な子どもを里親や施設等に措置する。また、児童相談所が児童養護施設等への入所措置を実施した場合の当該施設への措置費等の支弁を行う。

社会的養護在籍児童数（単位：人）

年度	里親	乳児院	児童養護施設等
令和4年度	12	6	53

1-1-3 里親支援

児童相談所開設に併せ、地域に根ざした里親制度の普及啓発を実施するとともに、里親をきめ細かく支援するしくみを構築するため、業務の一部を里親支援機関に委託した。

区内里親登録家庭数（単位：件）

年度	養育家庭	養子縁組
令和4年度	21	7

1-1-4 一時保護所運営

子どもの安全の迅速な確保及び、子どもの心身の状況や置かれている環境を把握する目的として、必要に応じて子どもを一時保護するため、児童相談所開設に併せ、一時保護所を開設した。

1 定員

12名（学齢児10名（女5名、男5名）、幼児2名）

2 基本方針

私たちは、一時保護という環境下においても、基本理念の実現のために、

- ① 子どもの安全を守り、安心して穏やかに過ごせる環境を提供します。
- ② 子どもの権利とアドボカシーを保障し、一人一人の生活を支援します。
- ③ 子どもの想いを受け止め、子どもに寄り添います。
- ④ 専門性を高める努力を惜まず、常に実践から学び、児童福祉の専門家として誇りを持って職務に取り組みます。

1 年度中一時保護児童数 (単位：人)

年度	所内	委託	合計
令和4年度	73	55	128

2 年度末保護児童数 (単位：人)

年度	所内	委託	合計
令和4年度	8	5	13

IX. 子ども教育施設課

1-1 学校施設保全

1-1-1 学校施設財産管理

学校施設における財産の管理（使用許可、土地境界確認等）を行うとともに、教育財産全般の用途廃止、用途変更などに関する事務を行う。

主な教育財産の用途廃止年月日

- 旧南台小学校（旧多田小学校）：令和3年4月1日（改築のため）
- 旧第八中学校：令和3年4月1日（改築のため）
- 旧中野東中学校（旧第三中学校）：令和3年9月1日（解体のため）
- 旧本町図書館：令和3年11月1日（閉館のため）
- 旧東中野図書館：令和3年11月1日（閉館のため）

1-1-2 学校施設営繕

小学校及び中学校の安全を確保するとともに利用する児童や生徒が快適に過ごせるよう、施設・設備の維持補修や改修、保守点検等を実施する。

○学校施設の耐震対策

「中野区有施設耐震改修計画（平成24年1月改定）」に基づき耐震補強工事を進め、平成27年度の工事完了をもって校舎等建物（構造体）の耐震化率は100%となった。また、体育館等の吊天井やバスケットゴールなど非構造部材の耐震対策工事も併せて進め、令和元年度に完了した。

今後は、校舎内外に設置されている壁材や天井材、ガラス、照明器具、設備機器、備品等について、落下防止、飛散防止、転倒防止などに関する点検・対応を進めていく。

○教育環境の改善に向けた学校施設の整備

児童や生徒が良好な環境のもとで学校生活を送れるよう、屋上防水、外壁改修、サッシ改修、内装改修等を数年間にわたって総合的に行う施設長寿命化のための改修のほか、特別教室や体育館の冷暖房化、トイレの洋式化、校庭整備、バリアフリー化など、教育環境の改善に向けた取組を計画的に進める。

1 環境改善工事（長寿命化改修）の実施状況（予定を含む）

- 令和3年度 第二中学校（体育館棟）
- 令和4年度 第二中学校（体育館棟）
- 令和5年度 江原小学校（校舎棟）、第二中学校（体育館棟）、第五中学校（校舎棟）

2 特別教室冷暖房化工事の実施状況

- 令和3年度 桃園第二小学校（第二家庭科室）

3 トイレ洋式化工事の実施状況

- 令和3年度 桃園第二小学校、江原小学校、武蔵台小学校

4 体育館冷暖房化工事の実施状況

- 令和2年度～令和3年度 塔山小学校、武蔵台小学校
- 令和4年度 江古田小学校、第五中学校

5 校庭整備工事の実施状況

- 令和3年度 第二中学校、南中野中学校

6 バリアフリー化改修工事の実施状況（予定を含む）

令和5年度 緑野小学校、緑野中学校

○環境に配慮した学校施設の整備

地球温暖化防止や環境教育の充実とともに、子どもたちが環境に優しい生活を実感できるよう、緑化や環境に優しい自然エネルギーの活用を推進していく。

1 校庭芝生化

校庭芝生化実施校 塔山小学校、中野本郷小学校、啓明小学校、北原小学校、江原小学校、
武蔵台小学校

2 壁面緑化

平成21年度に全校一斉に実施

3 太陽光発電設備の設置

太陽光発電設備設置校 谷戸小学校、江原小学校、上鷲宮小学校、桃花小学校、白桜小学校、
緑野小学校、みなみの小学校、美鳩小学校、中野第一小学校、令和小学校、
中野中学校、中野東中学校

1-2 子ども施設保全

1-2-1 保育園・幼稚園営繕

保育園及び幼稚園の安全を確保するとともに利用する子どもたちが快適に過ごせるよう、施設・設備の維持補修や改修、保守点検等を実施する。

○実施状況（予定を含む）

- 令和3年度 トイレ増設工事（弥生保育園）
園庭改修工事（白鷺保育園）
- 令和4年度 園庭改修工事（本町保育園）
外構フェンス改修工事（中野保育園、江原保育園）
外壁改修工事（かみさぎ幼稚園）
- 令和5年度 調理室改修工事（昭和保育園、野方保育園）
サッシ改修工事（野方保育園）
園庭改修工事（鍋横保育園）
空調設備改修工事（中野保育園）

1-3 教育施設保全

1-3-1 教育施設営繕

教育施設の機能維持及び環境改善を図るため、各所属と工事内容や予算執行方法等について調整しながら整備を行う。

○実施状況（予定を含む）

- 令和3年度 軽井沢少年自然の家レクリエーションホール床改修工事
上高田図書館キュービクル改修工事
教育センター分室アクセスポイント設置工事
教育センター分室手洗器自動水栓設置等工事
- 令和4年度 軽井沢少年自然の家外壁改修工事
教育センター分室照明器具更新工事
教育センター分室トイレ洋式化工事
教育センター分室冷暖房設備整備工事
中央図書館予約室設置工事
南台図書館トイレ壁改修工事
鷺宮図書館照明器具改修工事
上高田図書館トイレ改修工事（照明改修工事含む）
- 令和5年度 軽井沢少年自然の家外壁改修工事
上高田図書館トイレ改修工事
南台図書館空調設備・換気設置改修工事
野方図書館避難経路等改修工事

2-1 学校施設整備

2-1-1 学校施設整備

「中野区立小中学校再編計画（第2次）」及び「中野区立小中学校施設整備計画」に基づき、新校舎等整備にかかる基本構想・基本計画の策定、設計のとりまとめ、解体・新築工事、改修工事を計画的に行う。

○新校舎等整備の基本構想・基本計画、基本設計・実施設計

新校舎等の整備にかかる基本構想・基本計画の策定、校舎の解体・新築工事、改修工事にかかる設計業務を行う。

基本構想・基本計画の検討、基本設計・実施設計の取組状況（予定を含む）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本構想	基本計画	中野本郷小学校	桃園第二小学校	(同左)
		平和の森小学校	第七中学校	(同左)
		—	—	北原小学校
基本設計	実施設計	—	中野本郷小学校	(同左)
		—	平和の森小学校	(同左)
		—	—	桃園第二小学校
		—	—	第七中学校
		—	中野中学校跡施設（改修）	(同左)
		—	中野第一小学校跡施設（改修）	(同左)

○校舎の解体・新築工事、改修工事

校舎の解体・新築工事、改修工事の実施状況（予定を含む）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
解体・新築工事	改修工事	中野第一小学校 ※1	—	—
		中野東中学校 ※1	—	—
		令和小学校	※2	—
		鷺宮小学校・西中野小学校 統合新校		※3
		南台小学校		※4
		明和中学校		※4
		—	解体（平和の森小学校建設予定地）	
		—	解体（中野東中学校跡施設）	
		—	—	中野中学校跡施設（改修）
		—	—	中野第一小学校跡施設（改修）

供用開始年度 ※1：令和3（ただし、令和3に一部工事あり）

※2：令和4（ただし、令和4に一部工事あり） ※3：令和6 ※4：令和7

X. 資料編

- 1 各種委員等
- 2 区立学校一覧
- 3 各校・園の特色と教育目標
- 4 児童・生徒・教職員数等
- 5 教育施設概要(学校施設)
- 6 教育施設概要(その他施設)
- 7 子ども関連施設
- 8 私立専修学校・各種学校

1 各種委員等

○中野区文化財保護審議会委員（第21期）

令和5年（2023年）5月1日現在

氏名	現職等	専門分野	備考
大石 学	東京学芸大学名誉教授	近世史	会長
仲町 啓子	実践女子大学教授	日本絵画史	副会長
内田 青蔵	神奈川大学教授	建築史	
松原 智美	美術史家	仏教美術史	
山崎 祐子	宮本記念財団理事	民俗学（無形）	
渡辺 丈彦	慶應義塾大学教授	考古学	

<任期> 令和3年(2021年)10月1日～令和5年(2023年)9月30日

○子ども・子育て会議委員（第5期）

令和5年（2023年）5月1日現在

氏名	現職等	備考
寺田 清美	東京成徳短期大学幼児教育科教授	会長
和泉 徹彦	嘉悦大学経営経済学部教授	副会長
阿部 彩	東京都立大学人文社会学部教授	
萩原 建次郎	駒澤大学総合教育研究部教授	
関 政子	やはた幼稚園園長、やはたみずのとう幼稚園園長	
加賀谷 美保	中野りとるぱんがきんず園長	
大門 純子	あーす保育園中野坂上園長（地域型保育事業）	
永田 翠	幼稚園保護者	
三次 敦子	保育園保護者	
佐藤 清一郎	中野区町会連合会	
宮内 信子	中野区民生委員・児童委員	
奈良 浩二	中野区社会福祉協議会事務局長	
大橋 とも子	区民	
角田 幹子	区民	
丸 茂 亜砂美	区民	

<任期> 令和3年(2021年)12月22日～令和5年(2023年)12月21日

○中野区小児慢性特定疾病審査会委員

令和5年（2023年）5月1日現在

氏名	所属等	備考
春原 大介	やよい町こども医院	会長
萩原 正明	萩原医院	
粟津 緑	くり小児科内科	
寺尾 陽子	南台寺尾クリニック内科・小児科	
千葉 智子	上高田ちば整形外科・小児科	
佐藤 壽志子	中野区保健所	

<任期> 令和4年(2022年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日

○中野区児童福祉審議会委員

令和5年(2023年)5月1日現在

氏名	現職等	部会	備考
川松 亮	明星大学人文学部福祉実践学科教授	子どもの権利擁護部会	委員長・部会長
新開 よしみ	東京家政学院大学現代生活学部児童学科教授	保育部会	副委員長・部会長
上鹿渡 和宏	早稲田大学人間科学学術院教授	里親認定部会	部会長
秋山 千枝子	医療法人社団千実会あきやま子どもクリニック院長	子どもの権利擁護部会	
片倉 昭子	社会福祉法人子どもの虐待防止センター理事	子どもの権利擁護部会	
木村 あゆみ	日本公認会計士協会東京会中野会	保育部会	
熊上 崇	和光大学現代人間学部心理教育学科教授	子どもの権利擁護部会	
黒田 邦夫	社会福祉法人愛恵会乳児院施設長	里親認定部会	
櫻井 奈津子	東洋英和女学院大学人間科学部保育子ども学科非常勤講師	里親認定部会	
高田 真規子	社会福祉法人子どもの虐待防止センター理事	里親認定部会	
田畑 智砂	弁護士	里親認定部会	
野澤 祥子	東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター(Cedep) 准教授	保育部会	
山本 雄一朗	弁護士	子どもの権利擁護部会	

<任期> 令和4年(2022年)4月1日~令和6年(2024年)3月31日

○中野区子どもの権利救済委員

令和5年(2023年)5月1日現在

氏名	所属等	備考
石川 悦子	こども教育宝仙大学こども教育学部教授	
野村 武司	東京経済大学現代法学部教授、弁護士	
森本周子	弁護士	

<任期> 令和4年(2022年)4月1日~令和6年(2024年)3月31日

○中野区子どもの権利委員会委員(第1期)

令和5年(2023年)5月1日現在

氏名	所属等	備考
内田 塔子	東洋大学福祉社会デザイン学部准教授	会長
田谷 幸子	東京通信大学人間福祉学部准教授	副会長
林 大介	浦和大学社会学部准教授	
別當 知代	中野区立小学校PTA連合会	
大橋 正明	中野区立中学校PTA連合会	
高木 亀介	東京人権擁護委員協議会中野区委員会	
隅田 亜弓	中野区次世代育成委員	
草野 由佳	中野区社会福祉協議会	
相川 梓	区民	
小保方 珠実	区民	

<任期> 令和4年(2022年)6月1日~令和6年(2024年)5月31日

2 区立学校一覧

○区立学校

令和5年(2023年)5月1日現在

校名		所在地	電話	校名		所在地	電話
小学校	桃園第二	中野 6-13-1	3363-0661	小学校	南台	南台 4-4-1	3381-7257
	塔山	中央 1-49-1	3363-0461		みなみの	弥生町 4-27-11	3381-7250
	谷戸	中野 1-26-1	3361-3645		美鳩	大和町 4-26-5	3330-1425
	中野本郷	本町 4-27-3	3381-7255		中野第一	本町 3-16-1	3372-2326
	江古田	江古田 2-13-28	3385-0411		令和	新井 4-19-26	3389-1461
	鷺宮	鷺宮 3-31-4	3330-7371	中学校	第二	本町 5-25-1	3382-7151
	啓明	大和町 1-18-1	3330-2325		第五	上高田 4-28-1	3389-2341
	北原	野方 6-30-6	3330-2411		第七	江古田 2-9-11	3389-4171
	江原	江原町 1-39-1	3951-5880		北中野	上鷺宮 5-7-1	3999-3415
	武蔵台	上鷺宮 5-1-1	3999-1655		緑野	丸山 1-1-19	3386-5423
	西中野	白鷺 3-9-2	3330-3125		南中野	南台 5-22-17	3381-7277
	上鷺宮	上鷺宮 1-24-36	3926-6381		中野	中野 4-12-3	3389-1471
	桃花	中央 5-43-1	3381-7251		中野東	中央 1-41-4	3362-5236
	白桜	上高田 1-2-28	3389-0561		明和	若宮 1-1-18	3330-5325
	平和の森	新井 3-29-1	3389-1451		幼稚園	かみさぎ	上鷺宮 4-8-12
	緑野	丸山 1-17-1	3389-2351	ひがしなかの		東中野 5-8-21	3368-2308

3 各校・園の特色と教育目標

○区立小・中学校、幼稚園数

中野区立学校設置条例及び中野区立幼稚園条例に基づき、区内には区立小学校 21 校、区立中学校 9 校、区立幼稚園 2 園がある（令和 5 年 5 月 1 日現在）。

各学校・園では、それぞれの地域の特色を生かした教育指導を行い、独自の教育目標を設定して特色ある教育を行っている。

○小学校の特色と教育目標

桃園第二小学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在籍児童数(5月1日現在)(人)		
	山崎 義弘	計良 真美	T10 4/1	16,405	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					341	340	357
特色	「子どものために 子どもとともに 保護者・地域とともに歩む桃園第二小学校」として、保護者・地域と連携し、愛校心と郷土愛を育む。地域の教育力を活用して、子どもたちの知的好奇心を育む。『やりたい!』『伝えたい!』『できた!』をかなえる授業づくり」をテーマに研究を進め、子どもたちの学びに向かう力と思考力・表現力・対話力を育む。「学校にモモニランドをつくろう!」を合言葉に子どもたちの主体性を育む。						
教育目標	人権尊重の精神を正しく理解し、豊かな心をもった人間の育成を目指し、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな子どもの育成を図る。目指す児童像:「考える子」…興味・関心を高めて学び、思考力・判断力・表現力を身につけて、主体的・対話的に学ぶ子 「思いやりのある子」…優しい心で他者とかかわり、互いの良さを認め、高めることができる子 「元気な子」…すすんで心身を鍛え、健康の保持増進と体力向上に努める子						

塔山小学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在籍児童数(5月1日現在)(人)		
	狩野 裕之	小田 佐和子	T15 4/1	12,549	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					479	508	539
特色	児童が通いたい学校、保護者が通わせたい学校、地域が誇りたい学校、教職員が働きたい学校を目指し、全職員で教育活動に取り組んでいる。児童の思考力・判断力・表現力等育成のため、ノーチャイムを実施している。						
教育目標	ともに生きる子 ・人と ・社会と ・自然と 人権尊重の精神を基に、生涯にわたる学習の基礎と社会や自然環境と共生できる資質と能力を培い、心身ともに健康で、知性と感性に富んだ児童の育成を目指す。						

谷戸小学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在籍児童数(5月1日現在)(人)		
	宮内 敬子	関井 研司	S3 3/31	7,605	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					389	428	450
特色	開校 95 周年を迎える谷戸小学校は、地域や保護者と連携して、すすんであいさつができ、しっかりと話を聞くことができる児童を育てている。「言葉の宝箱」を使った小作文やビブリオバトルの取組を全校で実施し、国語科の読む力・書く力の育成を通して児童の言語能力と表現力の向上を目指している。						
教育目標	自ら考え正しく判断し、価値ある行動のできる児童の育成を目指して、次の教育目標のもとに教育を推進する。 ○考える子ども ○思いやりのある子ども ○たかましい子ども						

中野本郷小学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在籍児童数(5月1日現在)(人)		
	福山 広伸	井上 江見子	S3 5/22	13,030	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					337	336	322
特色	開校 95 周年を迎える。23 区では珍しい 2,200 m ² の広さを有する自然教材園「グリーンガーデン」を活用した栽培活動を特色ある教育活動として継続してきた。「人にも自然にもやさしい中野本郷小学校の子」を目指す児童像に掲げ、探求的な見方・考え方を働かせる学習を通して持続可能な地域社会の担い手となる児童の育成を目指す。						
教育目標	自然を愛する心と人間尊重の精神を基に、未来を切り拓く力を育み、心身ともに健やかな児童の育成を図る。 ○げんきな子 (健康・忍耐力・実践力) ○かんがえる子 (思考力・判断力・創造性・主体性) ○たすけあう子 (協調性・道徳性・責任感・情操) 本年度重点						

江古田小学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在籍児童数(5月1日現在)(人)		
	岡本 賢二	高橋 清彦	M15 2/4	14,431	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					454	471	505
特色	「とにかく明るく元気な学校 一人ひとりが大切にされ、どの子も活躍できる学校」の実現に向け、次の活動を重点に実施 (1)一人ひとりの活躍場面を創出し「探求欲」を育てる。 (2)主体的な学び手を育てる授業を行い「向上心」を育てる。 (3)異学年交流や様々な方との交流活動を行い「表現力」を育てる。						
教育目標	○かながえる子ども【知】自分の考えをもち、粘り強く挑戦する子 ○やさしい子ども【徳】人を思いやり、豊かなコミュニケーションにより、仲良く活動する子 ○たくましい子ども【体】命を大事にし、健康な心と体をつくる子						

鷺宮小学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在籍児童数(5月1日現在)(人)		
	高橋 俊之	大木 美香	M13 3/9	9,441	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					337	337	338
特色	今年度末、令和6年3月に144年の歴史の幕を閉じる。学校はたくさんの卒業生・地域の協力者に支えられている。閉校、そして統合新校の開校に向けて、鷺宮小学校の歴史の最後の1ページを刻む一年になる。						
教育目標	互いの人格を尊重し、真理と正義を求め、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた児童の育成を目指す。 ○「愛」知恵と命を愛する人 ○「誠」誠実さと真心を大切にすること ○「剛健」心と体をきたえる人						

啓明小学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在籍児童数(5月1日現在)(人)		
	遠藤 純子	角田 恒一	T15 7/19	14,030	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					351	378	384
特色	開校97周年を迎える本校は、「夢と希望をもち、自己実現を図る学校」を目指し、「創造・協働・感動」できる教育活動を保護者、地域と共に取り組んでいる。緑に恵まれた芝生の校庭では、児童が元気に運動を楽しみ、明るいぐりぐら図書館では、たくさんの児童が訪れ、本に親しんでいる。						
教育目標	よく学び よく遊び ○ やさしく …心豊かに思いやりのある子 ○ かしこく …よく考えて最後までやりぬく子 ○ たくましく…心身共に健康でじょうぶな子						

北原小学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在籍児童数(5月1日現在)(人)		
	佐藤 民男	辻 健一	S11 4/1	10,225	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					302	304	329
特色	「つよく やさしい しなやかな子」の下、子供が主体的に活動する学校を目指し、日々の授業、行事等の特別活動に取り組んでいる。校内研究は「主体的に学習に取り組む児童の育成～児童が『見通しをもって』学習に取り組むための工夫を通して～」を主題とし、一人一人が見通しをもって問題解決する、主体的な子供を育成する。						
教育目標	様々ななかかわりを通して自他のよさを認め、自分に自信をもち、心身ともに健康で、日本の未来を切り拓く心豊かな人間の育成を目指す。 ○考える子(基礎・基本的な学力を身に付け、学び合い、思考を深め、表現する子) ○やさしい子(互いのよさを認め合い、思いやる子) ○元気な子(心身共に健康で、進んで体を動かし、最後までやり抜く子)						

江原小学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在籍児童数(5月1日現在)(人)		
	根来 郁明	田崎 剛	S27 4/5	8,645	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					512	503	488
特色	「元気いっぱい 自然いっぱい 江原小」をモットーに、三つの校庭(芝・土・原っぱ)、太陽光発電システムなど、恵まれた環境を活用した教育活動を展開。通常の学級と併設の特別支援学級との交流活動、東京子ども図書館や東京総合福祉センター江古田の森などの地域施設との連携、近隣の保育園・幼稚園、江古田小学校、第七中学校との保幼小中連携など、多様な学習活動を行っている。						
教育目標	自立し、共に生き、平和を求め子 ◎かしこく ◎やさしく ◎たくましく (◎重点目標) ○子どもにとって、学びがいのある学校 ○地域・保護者から、信頼される学校 ○教職員にとって、働きがいのある学校を目指す。						

武蔵台小学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在籍児童数(5月1日現在)(人)		
	若菜 康史	山本 佳子	S33 4/1	7,021	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					526	531	531
特色	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連携三校による「みんなのきまり」の指導と児童自己評価の実施や改善の取組 ・「家庭学習の手引き」を基にした家庭学習強化月間の取組 ・ICT機器等を効果的に活用した指導法の工夫改善 ・巡回指導拠点校として「いちよう学級」を中心とした特別支援教育の推進 						
教育目標	<p>生命・人権尊重の精神を基調とし、自ら学び、進んで行動し、他と共に心豊かで平和な社会の形成を目指す、心身共に健康な児童の育成を期して、次の目標を設定する。</p> <p>「元気で生き生きとした心豊かな子ども」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・考えよう ・やりぬこう ・助け合おう ・きたえよう 						

西中野小学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在籍児童数(5月1日現在)(人)		
	高橋 明	佐藤 恵	S40 4/1	3,840	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					260	249	249
特色	<p>開校58周年を迎える今年度、令和6年度の鷺宮小学校との統合を控えた西中野小学校ラストイヤーになる。この1年間、西中野小学校や地域への愛着を深めるとともに、新校への期待を膨らませるために、地域貢献活動や鷺宮小学校との交流をすすめていく。</p>						
教育目標	<p>豊かな心と広い視野をもち国際社会をたくましく生きる児童を育てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○かしこく 自分から進んで考える子 ○やさしく 相手の気持ちを思いやる子 ○たくましく 互いに高めあう子 						

上鷺宮小学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在籍児童数(5月1日現在)(人)		
	藤島 正人	西村 勝	S54 4/1	3,432	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					440	453	482
特色	<p>自然と命を守る学校として、のびのびと学校生活を送っている。開校45年を迎え、改めて地域の中の学校という理念をもとに教育活動を行う。児童の自尊感情を育む教育活動に重点をあげ異学年交流を積極的に行い、主体的に深い学びをする児童の育成を目指す。</p>						
教育目標	<p>子どもたちが自然や人と共生し、確かな学力、豊かな心、健康な体をもち21世紀をよりよく生きる力を身につけることができるように以下の教育目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○考える子 ○思いやる子 ○やりぬく子 						

桃花小学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在籍児童数(5月1日現在)(人)		
	吉川 正	平川 智晴	H20 4/1	1,342	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					745	748	736
特色	<p>中野区最初の統合校として開校16年目を迎えた。正門前には、学校のシンボルである千年けやきがそびえ、四季を通じて花の絶えない美しく豊かな自然環境にある。学校、保護者、地域が協力し、活気あふれる教育活動を行っている。</p>						
教育目標	<p>「地域の未来を担う子」 からだの○けんこう ・ こころの○やさしさ ・ まなびを○きわめる</p> <p>「知」「徳」「体」それぞれが充実し、相互に関連し合う教育活動を展開する。「子どもたちのけんこうな体、やさしい心、学びをきわめる力」の育成を願い、本校校庭のシンボル「千年けやき」に教育目標を重ねる。</p>						

白桜小学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在籍児童数(5月1日現在)(人)		
	海老江 直子	横山 明	H21 4/1	802	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					540	514	506
特色	<p>子どもたちが充実した学校生活を送ることができるよう、「未来を担う子どもが主役の学校」、「自己肯定感や自己有用感を高める学校」、「安全で安心な学校」、「家庭・地域とともにある学校」を学校経営方針に位置付けている。全学年での外国語活動や生命尊重の態度を醸成する飼育活動、たてわり班活動による異学年交流を通して、豊かに関わり合うことを大切にしている。</p>						
教育目標	<p>人間尊重の精神を基盤とし、国際社会を主体的に生きる心身共にたくましく、広い視野と思いやりをもち、他と協調できる児童の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら進んで考え、判断する子 ・思いやりをはぐくみ、行動する子 ・心や体の健康を大切にする子 						

平和の森小学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在校児童数(5月1日現在)(人)		
	武智 直貴	塩田 英俊	H23 4/1	1,211	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					751	726	735
特色	地域との連携を通して、実践型コミュニティスクールを特色としている。小中連携教育、特別支援教育を重点にして教育活動を行っていく。特に小中連携教育では、中野中学校及び緑野中学校との計画的な交流を進めながら一層の連携を図る。						
教育目標	人間尊重の精神を基に、豊かな心をもち、主体的に生きる人間の育成を目指し、次の児童像を掲げて教育を推進する。 ○かしこく 学び合いの中で、思考力・判断力・表現力を身に付け、自ら学ぶ子ども ○やさしく 規範意識が高く、相互理解に努め、人のために尽くす子ども ○たくましく 運動に親しみ、心身ともに健康で、体力・気力・意欲に充ちた子ども						

緑野小学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在校児童数(5月1日現在)(人)		
	太巻 美青	宮崎 宏之	H23 4/1	927	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					528	543	528
特色	わくわく緑野小学校 児童が教師、友達、地域等とのつながりの中で真剣に学び、自己の成長を感じられる学校づくりを目指す。そのために教職員は「チーム緑野」として自己の職責を意識し、学校教育目標の実現を目指す。「すべては子どもたちのため」であり、子どもたちの成長で成果を図る。						
教育目標	これからの新しい時代に向けて、人と社会、自然環境等と協調しながら、たくましく生きていくための資質や能力を育成するため、次の目標を設定する。 ○すすんで学び 表現する子(学び合う子) ○思いやりをもって 行動する子(かかわり合う子) ○明るく元気に 運動する子(きたえ合う子) ~わくわく緑野小学校~						

南台小学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在校児童数(5月1日現在)(人)		
	長尾 俊也	高橋 由里子	H29 4/1	338	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					465	467	489
特色	多田小学校と新山小学校の統合により誕生し7年目を迎えた統合新校である。テーマに「つながろう！南台」を掲げ保護者・地域町会、商店街等の協力体制の下、「地域コミュニティの核となる学校づくり」を目指し新校舎移転後の教育活動の充実に努めている。						
教育目標	一地域に生きる南台の子ー かしこく やさしく げんきよく 「知」「徳」「体」相互に関連し、豊かにかかわり合う教育活動を展開する。自分の生まれ育ったところ、過ごしたところを大切に思い、将来自らが暮らすところも大切にでき、広くグローバルな視点からも地域社会をとらえ、地域に貢献することのできる人材の育成を目指す。						

みなみの小学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在校児童数(5月1日現在)(人)		
	吉羽 茂	田所 貴美子	H29 4/1	572	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					529	573	593
特色	みなみの小学校は、中野神明小学校と新山小学校の伝統を引き継ぐ統合新校として開校7年目、新校舎完成3年目を迎える。キャリア教育の充実、人権教育の充実、健康教育の充実を教育課程の基本方針とし、知・徳・体のバランスがとれた児童を育成している。令和3・4年度中野区学校教育向上事業研究指定校として、ICTを活用した「個別最適な学びと協働的な学びの融合」の研究成果をより発展・深化させ、教育活動の一層の充実を目指す。						
教育目標	社会構造や生活様式が急速に変化する「予測困難な時代」をたくましく生きる日本人として、持続可能な社会の実現に向けて、多様性を理解・尊重し、自ら課題を解決する力や豊かな人間性、社会性の基礎を培う。 ○かしこい子 ○やさしい子 ○げんきな子 みんな なかよく みらいにむかって のびていく学校						

美鳩小学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在校児童数(5月1日現在)(人)		
	林 禎久	櫻井 欣也 藤原 恵子	H29 4/1	718	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					773	787	808
特色	今年度の学級数は、通常の学級が24学級と特別支援学級5学級で、児童数は808名であり、中野区の公立小学校では最大規模の児童数である。人権尊重の精神を基盤とし、国際社会を主体的に生きる心身共にたくましく、広い視野と思いやりをもち、他と協調できる子供を育てる。						
教育目標	みんなではげみ ともに伸びゆく みはとの子 ○自ら進んで考え、判断する子 ○思いやりをはぐくみ、行動する子 ○心や体の健康を大切にする子						

中野第一小学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在籍児童数(5月1日現在)(人)		
	戸崎 晃	原田 哲	H31 4/1	439	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					756	753	780
特色	桃園小学校と向台小学校の統合校として開校5年目、令和3年4月に新校舎に移転した。特別支援学級は開級70年を迎える。児童の自己評価を育て高めること、他者と関わる価値を高めること、体力の向上と健康の保持増進、保護者・地域との連携・協働を特色とし、一人1台タブレットと学習アプリの活用による授業改善・授業改革の研究に取り組んでいる。						
教育目標	心身ともに健康で知性と感性に富み、自分も人も大切にする豊かな人間性を持ち、時代と社会の変化に主体的に対応してたくましく生き、社会に貢献できる児童を地域・保護者と連携して育てる。 ○考える子 ○思いやりのある子 ○元気な子						

令和小学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在籍児童数(5月1日現在)(人)		
	松井 敏	山田 研二	R2 4/1	279	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					617	666	733
特色	令和2年4月1日に開校した令和小学校は、旧上高田小学校と旧新井小学校の統合により生まれた新校で、開校4年目になる。令和4年4月に新校舎へ移転。今年度は通常の学級22学級と特別支援学級「こだま学級」4学級で編成されている。「豊かな心をもつ子」を重点目標に、充実した教育活動を展開する中で、よりよい人間関係の確立に努める。						
教育目標	よく考え 表現する子 ◎豊かな心をもつ子 たくましく鍛える子 互いのよさを認め合う子 自ら未来を切り拓き、未来社会を担う児童の育成を目指すために、知・徳・体のバランスのとれた教育活動を推進し、多様性を認め合える資質や能力を育成する。						

○ 中学校の特色と教育目標

第二中学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在校生徒数(5月1日現在)(人)		
	曾我 竜也	井出 宇郎	S22 5/1	15,842	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					343	337	346
特色	中野新橋の下を流れる神田川沿いに設置された、開校76年(特別支援学級66年)を迎える中学校である。知的固定学級の設置校として「心のバリアフリー」をキーワードに、通常級、特別支援学級といった区切りのない学校運営を行うとともに、障害者を対象とした中野ふれあい運動会を通じた交流等により、共生社会の実現に努めている。						
教育目標	中野区教育ビジョン、中野区教育委員会の精神に基づき、生徒一人一人の可能性を伸ばし、将来の変化を予測することが困難な時代に、自らの人生を切り拓き、障害を生き抜く力を培うことを目的として、以下の教育目標を設置する。 ○自律 ○尊重 ○創造 ○挑戦						

第五中学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在校生徒数(5月1日現在)(人)		
	鈴木 達彦	板場 修	S22 5/1	17,280	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					288	289	302
特色	学習、行事、委員会活動、部活動等全ての活動で、生徒が主体性をもって自主的に取り組む学校である。上級生が下級生を牽引する伝統が継承されている。五中礼というやや時間の長い礼がある。朝読書を行っている。 童謡「たきび」の歌の発祥地が学区にある。						
教育目標	人間尊重の精神を基調とし、共に生きる社会の形成者として、規範意識が高く、心身ともに健やかで、たくましく、次世代を切り拓く生徒の育成を期し、次の教育目標をかける。 ・あたたかい心 ・ゆたかな知性 ・たくましい身体						

第七中学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在校生徒数(5月1日現在)(人)		
	上村 諭	土屋 太志	S22 5/1	16,958	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					320	346	344
特色	長い歴史のある江古田、江原の地域に根ざし、江古田小学校と江原小学校の学区がそのまま本校の学区になっている。「笑顔とやる気いっぱいの中」「生徒自らが常に鍛え続ける七中」を合言葉に「地域と歩む 第七中学校」として生徒の育成に尽力する。						
教育目標	1 すすんで学が人になろう 2 心ゆたかな人になろう 3 社会につくす人になろう						

北中野中学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在校生徒数(5月1日現在)(人)		
	津村 慶	藤山 賢	S36 4/1	12,357	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					441	452	442
特色	緑豊かで閑静な住宅街にある本校は、地域との絆を大切に、同窓会や後援会をはじめとする多くの卒業生や地域の方々大切にされている学校である。知・徳・体をバランス良く育みながら、生徒は授業と行事と部活動に熱心に取り組んでいる。また、令和4年度と5年度の2年間、中野区学校教育向上事業の研究指定校として「新しい生徒指導の在り方～一人ひとりが、なりたい自分になる～」というテーマで研究を行っている。						
教育目標	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら考え 正しく判断し 実践できる人 ・自他を大切にし 社会に貢献できる人 ・健やかで 人間性豊かな人 						

緑野中学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在校生徒数(5月1日現在)(人)		
	飯島 博之	堀 孝浩	H20 4/1	1,625	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					413	421	430
特色	中野区の北部に位置し、閑静な住宅街と緑豊かな環境にある。生徒・保護者・地域から誇れる学校づくりを目指し、区立中学校一の敷地を誇る校庭を活用した体力向上の取組や、ICTを活用した授業改善、地域行事やボランティア活動等に積極的に取り組んでいる。						
教育目標	探求・創造・共生 生き方の「探求」、豊かな未来の「創造」、よりよく生きるための「共生」						

南中野中学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在校生徒数(5月1日現在)(人)		
	竹之内 勝	内田 善人	H21 4/1	1,433	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					325	340	349
特色	FOR2050(2050年に向けて) ~考えを交流し、深め合う学校を目指して~ ・東京一さわやかなあいさつを目指す学校。 ・南中スタンダードに基づいた充実した道徳教育を展開する学校。 ・生徒のボランティアマインドを醸成し教育活動に展開する学校。						
教育目標	人間尊重の精神を基調とし、知性と感性に富み、心身ともに健全で、人間性豊かな生徒の育成を目指し、次の目標を設定している。 ○ 自ら学び、考え、実践できる人になろう(賢く) ○ 思いやりのある、心豊かな人になろう(優しく) ○ 心身ともに、たくましい人になろう(逞しく)						

中野中学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在校生徒数(5月1日現在)(人)		
	田代 雅規	露木 明	H24 4/1	1,599	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					347	347	368
特色	昨年11月に開校10周年記念式典を行い20年目に向けて新しいスタートをきった。 令和5年度・6年度は、中野区学力向上事業・東京都体育健康教育推進校としての取組も始まり、「知・徳・体」のバランスのよい生徒を育成するために、生徒の自主的な活動を推進している。今後も新しいことに挑戦していき生徒が主体の学校づくりを推進していく。						
教育目標	「知・徳・体」のバランスのよい生徒を育成するために、以下の教育目標・校訓を設定している。 【教育目標】 英知の風かおり 友愛の情心かく 精励の志つねに 【校訓】 自立 共生 創造						

中野東中学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在校生徒数(5月1日現在)(人)		
	久保田 啓介	西田 知之	H30 4/1	602	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					375	419	463
特色	中野区の東中央部に位置する本校は、確かな学力の定着、心の教育の充実、体力の向上と健康教育の推進、地域との連携を大切にすると共に、帰国生徒を受け入れ、国際理解教育を特色とした教育活動を行っている。令和3年9月に中野坂上に新校舎に移転した。						
教育目標	本校は、生命及び人権尊重の精神を基調として、自ら学び、健康で人間性豊かな生徒の育成を目指して教育活動を行う。 【教育目標】 知を磨き 徳を高め 体をつくる						

明和中学校	校長	副校長	開校	卒業生総数(人)	3年間の在校生徒数(5月1日現在)(人)		
	熊谷 恵子	田辺 匠	R3 4/1	317	令和3年度	令和4年度	令和5年度
					480	497	504
特色	★ 東京都教育委員会 令和4・5年度 人権尊重教育推進校 「共生社会の実現に向けて~考えよう、実践しよう、私たちにできること~」 ★ 東京都教育委員会 発達障害教育重点支援校 ★ 中野区コミュニティ・スクール ○ 多様な人々との交流活動を通じた人権意識の醸成 ○ 実践的な防災教育を通じた社会貢献意識の向上						
教育目標	人権尊重の精神を基盤に、レジリエンスをはぐくみ、21世紀をよりよく生き抜く力を身に付けるために ○ 学び合う ○ 認め合う ○ 高め合う ○ 支え合う						

○幼稚園の特色と教育目標

かみさぎ幼稚園	園長	副園長	開園	卒園生総数(人)	3年間の在園児数(5月1日現在)(人)		
					令和3年度	令和4年度	令和5年度
—	小池 友美	青木 仁望	S43 4/1	2,750	76	72	71
特色	園庭の実のなる樹木、オタマジャクシが生まれる池、地域で借用している畑での野菜の栽培など自然にふれる活動や、地域の方や近隣の小・中学校、保育園との交流など、心を動かされる直接的な体験を重視している。保護者との連携を深め、一人ひとりが大切にされ、笑顔があふれる幼稚園を目指している。						
教育目標	心豊かでたくましく、健康な子どもに育てる ○感じる心をもつ子ども ○考えながら行動する子ども ○豊かに表現する子ども						

ひがしなかの幼稚園	園長	副園長	開園	卒園生総数(人)	3年間の在園児数(5月1日現在)(人)		
					令和3年度	令和4年度	令和5年度
—	宮本 実利	小林 綾子	S45 4/1	2,364	74	70	64
特色	季節ごとに実のなる樹木や草花、様々な生き物が生息する池がある。園庭の身近な自然やモルモット・インコ・カメなどの生き物との関わり、野菜の栽培・収穫・会食を通した食育などの直接的な体験や日本の伝統文化・季節行事に親しむ活動を大切にしながら、保護者や地域とともに心豊かでたくましい子どもを育てている。						
教育目標	心も体も健康で 明るくたくましい子どもを育てる ○夢中になって遊ぶ子ども ○感じる心をもつ子ども ○よく考え表現する子ども						

4 児童・生徒・教職員数等

○児童・生徒・園児数

1 小学校児童数一覧

令和5年(2023年)5月1日現在 (単位:人)

校名	1年		2年		3年		4年		5年		6年		通常計	特在計	合計	特通
	通常	特在														
1 桃園第二	71		63		54		66		65		38		357		357	
2 塔山	92		109		80		95		84		79		539		539	
3 谷戸	71		85		92		64		78		60		450		450	
4 中野本郷	51		54		64		52		51		50		322		322	
5 江古田	91		86		84		77		85		82		505		505	
6 鷺宮	54		47		69		44		61		63		338		338	
7 啓明	63		71		49		69		60		72		384		384	
8 北原	57		56		51		48		57		60		329		329	
9 江原	81	1	87	1	68	1	82	4	86	6	65	6	469	19	488	
10 武蔵台	81		88		91		92		103		76		531		531	
11 西中野	43	1	40	2	46	2	47	4	31	1	29	3	236	13	249	
12 上鷺宮	88		87		81		71		84		71		482		482	
13 桃花	131		125		112		116		124		128		736		736	45
14 白桜	68		71		116		74		96		81		506		506	
15 平和の森	122		120		136		117		119		121		735		735	
16 緑野	79		87		88		94		93		87		528		528	
17 南台	98		79		76		86		71		79		489		489	
18 みなみの	101	3	114	7	104	2	88	2	90	7	71	4	568	25	593	
19 美鳩	136	4	140	4	140	9	114	7	113	6	126	9	769	39	808	
20 中野第一	139	2	134	0	138	5	131	3	127	3	96	2	765	15	780	
21 令和	135	8	134	5	118	5	108	5	99	1	112	3	706	27	733	
小計	1,852	19	1,877	19	1,857	24	1,735	25	1,777	24	1,646	27	10,744	138	10,882	45

※「特在」は特別支援学級在籍者数(外数)、「特通」は特別支援学級通級者数(内数)

2 中学校生徒数一覧

令和5年(2023年)5月1日現在 (単位:人)

校名	1年		2年		3年		通常計	特在計	合計
	通常	特在	通常	特在	通常	特在			
1 第二	114	7	101	7	116	1	331	15	346
2 第五	96		103		103		302		302
3 第七	109	9	117	4	99	6	325	19	344
4 北中野	150		141		151		442		442
5 緑野	131		146		153		430		430
6 南中野	112		123		114		349		349
7 中野	136		116		116		368		368
8 中野東	158		163		142		463		463
9 明和	160	5	164	8	161	6	485	19	504
小計	1,166	21	1,174	19	1,155	13	3,495	53	3,548

※「特在」は特別支援学級在籍者数(外数)

3 幼稚園園児数一覧

令和5年(2023年)5月1日現在 (単位:人)

園名	3歳児	4歳児	5歳児	計
1 かみさぎ	16	24	31	71
2 ひがしなかの	16	20	28	64
小計	32	44	59	135

○職員数一覧

1 小学校職員数一覧

令和5年（2023年）5月1日現在 （単位：人）

校名	都費負担職員							区費負担職員				合計	
	校長	副校長	教諭	養護教諭	事務	栄養士	計	時間教員	任期付短	事務	校務主事		計
桃園第二	1	1	14	1			17	1	1			2	19
塔山	1	1	28	1	1		32	1	1			2	34
谷戸	1	1	17	2	1	1	23	1	1			2	25
中野本郷	1	1	21	1	1	1	26	1	1	1		3	29
江古田	1	1	29	1	1		33	1	1			2	35
鷺宮	1	1	18	1	1		22	1	1	1		3	25
啓明	1	1	16	1	1		20	1	1			2	22
北原	1	1	15	1	1		19	1	1			2	21
江原	1	1	23	1	1	1	28	1	1			2	30
武蔵台	1	1	25	1	1	1	30	1	1			2	32
西中野	1	1	16	1	1	1	21	1	1	1		3	24
上鷺宮	1	1	19	1	1		23	1	1			2	25
桃花	1	1	34	1	1	1	39	2	1	1		4	43
白桜	1	1	21	1	1	1	26	1	1			2	28
平和の森	1	1	27	1	1		31	2	1	1		4	35
緑野	1	1	22	1	1	1	27	1	1			2	29
南台	1	1	19	1	1		23	1	1	1		3	26
みなみの	1	1	26	1	1	1	31	1	1			2	33
美鳩	1	2	34	2	1	1	41	1	1	1		3	44
中野第一	1	1	31	2	1		36	2	1			3	39
令和	1	1	32	2	1		37	2	1			3	40
合計	21	22	487	25	20	10	585	25	21	7	53	638	

※都費負担職員には、再任用・加配・過員を含み、休職・在外等派遣中の者を含まない
 教諭には、主幹教諭・指導教諭を含む
 江古田小は、教諭に栄養教諭1名を含む
 区費負担職員には、再任用を含む

2 中学校職員数一覧

令和5年（2023年）5月1日現在 （単位：人）

校名	都費負担職員							区費負担職員				合計	
	校長	副校長	教諭	養護教諭	事務	栄養士	計	時間教員	任期付短	事務	校務主事		計
第二	1	1	21	1	1		25	1	1			2	27
第五	1	1	15	1	1	1	20	1	1			2	22
第七	1	1	20	1	1		24	1	1			2	26
北中野	1	1	21	1	1		25	1	1			2	27
緑野	1	1	21	1	1	1	26	1	1			2	28
南中野	1	1	19	1	1	1	24	1	1			2	26
中野	1	1	22	1	1	1	27	1	1			2	29
中野東	1	1	29	1	1		33	1	1			2	35
明和	1	1	27	1	1	1	32	1	1	1		3	35
合計	9	9	195	9	9	5	236	9	9	1		19	255

※都費負担職員には、再任用・加配・過員を含み、休職・在外等派遣中の者を含まない
 教諭には、主幹教諭・指導教諭を含む
 区費負担職員には、再任用を含む

3 幼稚園職員数一覧

令和5年（2023年）5月1日現在 （単位：人）

園名	園長	副園長	教諭	養護教諭	保育士	栄養士	用務	調理	計
かみさぎ	1	1	3		3		1		9
ひがしなかの	1	1	3		3		1		9
合計	2	2	6	0	6	0	2	0	18

※保育士及び用務には、再任用を含む

○令和5年度学級編制(学級数)

1 小学校学級編制

令和5年(2023年)5月1日現在 (単位:クラス)

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	特別支援学級数
1 桃園第二	2	2	2	2	2	1	11	
2 塔山	3	4	3	3	3	2	18	
3 谷戸	2	3	3	2	2	2	14	
4 中野本郷	2	2	2	2	2	2	12	
5 江古田	3	3	3	3	3	3	18	
6 鷺宮	2	2	2	2	2	2	12	
7 啓明	2	3	2	2	2	2	13	
8 北原	2	2	2	2	2	2	12	
9 江原	3	3	2	3	3	2	16	3
10 武蔵台	3	3	3	3	3	2	17	
11 西中野	2	2	2	2	1	1	10	2
12 上鷺宮	3	3	3	3	3	2	17	
13 桃花	4	4	4	4	4	4	24	(3)
14 白桜	2	3	4	3	3	3	18	
15 平和の森	4	4	4	4	3	4	23	
16 緑野	3	3	3	3	3	3	18	
17 南台	3	3	3	3	2	2	16	
18 みなみの	3	4	3	3	3	2	18	4
19 美鳩	4	5	4	4	3	4	24	5
20 中野第一	4	4	4	4	4	3	23	2
21 令和	4	4	4	4	3	3	22	4
小学校計	60	66	62	61	56	51	356	20 (3)

※ () 内は通級学級数

2 中学校学級編制

令和5年(2023年)5月1日現在 (単位:クラス)

中学校	1年	2年	3年	計	特別支援学級数
1 第二	3	3	3	9	2
2 第五	3	3	3	9	
3 第七	3	3	3	9	3
4 北中野	4	4	4	12	
5 緑野	4	4	4	12	
6 南中野	4	4	3	11	
7 中野	4	3	3	10	
8 中野東	5	5	4	14	
9 明和	5	5	5	15	3
中学校計	35	34	32	101	8

3 幼稚園学級編制

令和5年(2023年)5月1日現在 (単位:クラス)

幼稚園	3歳児	4歳児	5歳児	計
1 かみさぎ	1	1	1	3
2 ひがしなかの	1	1	1	3
幼稚園計	2	2	2	6

○通学区域

小 学 校		区 域
1	桃 園 第 二	中野5丁目・同6丁目の各全部、上高田1丁目26~27(旧昭和通地区)・30(旧昭和通地区)・31(旧昭和通地区)・34~37(旧昭和通地区)、同2丁目1(旧昭和通地区)・3(旧昭和通地区)・40(旧昭和通地区)、新井1丁目1・2(旧昭和通地区)・3
2	塔 山	中央1丁目全部、同2丁目1~30・33~34・45、東中野1丁目全部、同2丁目1~8・17~28
3	谷 戸	中央2丁目35~44・49~59、同3丁目全部、東中野2丁目9~16・29~36、中野1丁目全部
4	中 野 本 郷	弥生町2丁目23~30・41~42、本町4丁目・同5丁目・同6丁目の各全部
5	江 古 田	江古田1丁目40~43、同2丁目・同3丁目の各全部、同4丁目1~19、江原町1丁目25(川の西側)、松が丘2丁目36~37、沼袋1丁目15~45、同2丁目全部
6	鷺 宮	鷺宮1丁目6・14~15・16(線路北側)・17~21・24~31、同2丁目・同3丁目・同4丁目の各全部、若宮3丁目58、白鷺1丁目30~31
7	啓 明	大和町1丁目・同2丁目の各全部、野方1丁目36~42・49~58、同2丁目34~69、同5丁目6~7(大和管内)・8~9、若宮1丁目1~3・4(大和管内)・7~8(大和管内)・11(大和管内)
8	北 原	野方3丁目20~26・28~30、同4丁目21~24・46、同5丁目1~5・7(野方管内)・10~35、同6丁目全部、鷺宮1丁目1~5・7~13・22~23、若宮1丁目4(旧野方地区)・5~6・7~8(旧野方地区)・9~10・11(野方管内)・12~59
9	江 原	江古田1丁目1~39、江原町1丁目1~24・25(川の東側)・26~47、同2丁目・同3丁目の各全部、松が丘1丁目32~35、同2丁目10~35
10	武 蔵 台	鷺宮5丁目・同6丁目の各全部、上鷺宮2丁目12~15・21、同5丁目全部
11	西 中 野	白鷺2丁目・同3丁目の各全部
12	上 鷺 宮	上鷺宮1丁目全部、同2丁目1~11・16~20・22~24、同3丁目・同4丁目の各全部
13	桃 花	中央4丁目・同5丁目の各全部、中野2丁目・同3丁目の各全部
14	白 桜	東中野3丁目・同4丁目・同5丁目の各全部、上高田1丁目1~25・26~27(旧上高田地区)・28~29・30~31(旧上高田地区)・32~33・34~37(旧上高田地区)・38~50、同3丁目1~2、同4丁目1~29・32~36
15	平 和 の 森	中野4丁目全部、新井2丁目全部、新井3丁目9~38、沼袋3丁目1~25、野方1丁目1~35・43~48 野方2丁目1~33、野方3丁目1~19・27
16	緑 野	沼袋3丁目26~34、沼袋4丁目全部、江古田4丁目20~43、丸山1丁目・同2丁目の各全部 野方4丁目1~20・25~45
17	南 台	南台3丁目・同4丁目・同5丁目の各全部、弥生町5丁目6(1~19・23~28)・7、同6丁目全部
18	み な み の	南台1丁目・同2丁目の各全部、弥生町2丁目31~40・43~53、同3丁目・同4丁目の各全部、弥生町5丁目1~5・6(20~22)、8~27
19	美 鳩	大和町3丁目・同4丁目の各全部、若宮2丁目全部、同3丁目1~57、白鷺1丁目1~29、鷺宮1丁目16(線路南側)
20	中 野 第 一	弥生町1丁目全部、同2丁目1~22、本町1丁目・同2丁目・同3丁目の各全部 中央2丁目31・32・46~48
21	令 和	上高田2丁目1(上高田管内)・2・3(上高田管内)・4~39・40(上高田管内)・41~58、同3丁目3~41、同4丁目30~31・37~48、同5丁目全部、新井1丁目2(新井・沼袋管内)・4~43、同3丁目1~8、同4丁目・同5丁目の各全部、沼袋1丁目1~14、松が丘1丁目1~31、同2丁目1~9

中学校		区	域
1	第 二		弥生町1丁目全部、同2丁目1~30・41~42、本町1丁目・同2丁目・同3丁目・同4丁目・同5丁目・同6丁目の各全部、中央2丁目31~32・46~48
2	第 五		上高田1丁目1(24~28(旧水路北側))・2(13~27(旧水路北側)、28~39、40~41(旧水路北側))・3(6(旧水路北側)、7~12)・4~25・26(9(旧水路北側)、10~16、17(旧水路北側))・27(17(旧水路北側)、18~23、24(旧水路北側))・28~29・30(4(旧水路北側)、5~8)・31(15(旧水路北側)、16~21、22(旧水路北側))・32~33・34(10(旧水路北側)、11号~16号、17(旧水路北側))・35(12(旧水路北側)、13~23、24(旧水路北側))・36(10~11(旧水路北側)、12~20、21(旧水路北側))・37(11~12(旧水路北側)、13~23、24号(旧水路北側))・38番~50番、同2丁目1(14~17(旧水路北側)、18~27、28(旧水路北側))・2・3(40~50)・4番~39番・40(14(旧水路北側)、15~19、20~21(旧水路北側))・41番~58番、同3丁目・同4丁目・同5丁目の各全部、新井1丁目2(18~24・25(私道北側))・4~43、同3丁目1~8、同4丁目・同5丁目の各全部、松が丘1丁目1~31、同2丁目1~9、沼袋1丁目1~14
3	第 七		松が丘1丁目32~35、同2丁目10~37、江古田1丁目・同2丁目・同3丁目の各全部、同4丁目1~19、江原町1丁目・同2丁目・同3丁目の各全部、沼袋1丁目15~45、同2丁目全部
4	北 中 野		上鷺宮1丁目・同2丁目・同3丁目・同4丁目・同5丁目の各全部、鷺宮5丁目・同6丁目の各全部
5	緑 野		新井2丁目9~19・同3丁目9~38、沼袋3丁目・同4丁目の各全部、江古田4丁目20~43、野方2丁目1~15・23~33、同3丁目・同4丁目の各全部、同5丁目1~5・7(6~17)・10~35、同6丁目全部、丸山1丁目・同2丁目の各全部、若宮1丁目4(12~20)・5・6・7(10~14)・8(7~13)・9・10・11(5~14)・12~59、鷺宮1丁目1~5・7~13・22~23
6	南 中 野		南台1丁目・同2丁目・同3丁目・同4丁目・同5丁目の各全部、 弥生町2丁目31~40・43~53、同3丁目、同4丁目、同5丁目、同6丁目の各全部
7	中 野		中央4丁目・同5丁目の各全部、中野2丁目・同3丁目・同4丁目・同5丁目の各全部、 上高田2丁目1(1~13・14~17(旧水路南側))・28(旧水路南側)・29~33)・3(1~39)・40(1~13・14(旧水路南側))・20(旧水路南側)・21(旧水路南側)・22~35)、新井1丁目1、2(1~17・25(私道南側)・26~28)、3・同2丁目1~8・20~51、野方1丁目1~35・43~48、同2丁目16~22
8	中 野 東		中央1丁目全部、同2丁目1~30・33~45・49~59、同3丁目全部、東中野1丁目・同2丁目・同3丁目・同4丁目・同5丁目の各全部、中野1丁目・同6丁目の各全部、 上高田1丁目(1~23 24~28(旧水路南側)、29~45)・2(1~12、13~27(旧水路南側)、40~41(旧水路南側)、42~51)・3(1~5、6(旧水路南側))・26(1~8、9(旧水路南側)、17(旧水路南側)、18~21)・27(1~16、17(旧水路南側)、24(旧水路南側)、25~29)・30(1~3、4(旧水路南側)、9)・31(1~14、15(旧水路南側)、22(旧水路南側)、23)・34(1~9、10(旧水路南側)、17(旧水路南側)、18~23)・35(1~11、12(旧水路南側)、24(旧水路南側)、25~30)・36(1~9、10~11(旧水路南側)、21(旧水路南側)、22~26)・37(1~10、11~12(旧水路南側))・24(旧水路南側)・25~29)
9	明 和		野方1丁目36~42・49~58、同2丁目34~69、同5丁目6・7(1~5、18~23、野方団地)・8・9、大和町1丁目・同2丁目・同3丁目・同4丁目の各全部、若宮1丁目1~3・4(1~8、21~23)・7(1~9、15、16)・8(1~6、14~19)・11(1、2、15)、同2丁目・3丁目の各全部、白鷺1丁目・同2丁目・同3丁目の各全部、鷺宮1丁目6・14~21・24~31、同2丁目・同3丁目・同4丁目の各全部

5 教育施設概要（学校施設）

○建物面積

令和5年(2023年)5月1日現在 (単位：㎡)

校名・園名		校舎(*1)	給食室	計
小学校	桃園第二	4,470	158	4,628
	塔山	5,178	152	5,330
	谷戸	4,600	163	4,763
	中野本郷	4,266	163	4,429
	江古田	5,172	243	5,415
	鷲宮	4,136	153	4,289
	啓明	4,795	166	4,961
	北原	3,817	166	3,983
	江原	6,210	253	6,463
	武蔵台	5,081	238	5,319
	西中野	4,537	137	4,674
	上鷲宮	4,192	229	4,421
	桃花	5,889	160	6,049
	白桜	3,964	132	4,096
	平和の森	5,301	262	5,563
	緑野	4,511	173	4,684
	南台(*2)	4,346	158	4,504
	みなみの	7,535	471	8,006
	美鳩	7,649	559	8,208
	中野第一	7,916	416	8,332
令和	7,669	452	8,121	
計	111,234	5,004	116,238	
中学校	第二	5,636	164	5,800
	第五	5,961	156	6,117
	第七	5,351	130	5,481
	北中野	5,327	168	5,495
	緑野	5,836	212	6,048
	南中野	4,690	191	4,881
	中野	9,169	309	9,478
	中野東	6,614	368	6,982
	明和	5,620	179	5,799
	計	54,204	1,877	56,081
幼稚園	かみさぎ	621	0	621
	ひがしなかの	639	0	639
	計	1,260	0	1,260
合計	166,698	6,881	173,579	

*1:校舎面積は、プール専用付属室、備蓄倉庫、開放用建物及びキッズ・プラザを除く。

*2:別途、一時使用建物(769㎡)あり。

○敷地面積

令和5年(2023年)5月1日現在

(単位：㎡)

校名・園名		建物敷地面積	屋外運動場面積	校地面積(合計)	うち借地面積
小学校	桃園第二	3,849	4,211	8,060	0
	塔山	3,012	5,288	8,300	2,910
	谷戸	3,613	2,691	6,304	0
	中野本郷	5,049	6,126	11,175	0
	江古田	4,157	4,742	8,899	4,337
	鷺宮	4,124	4,903	9,027	5,661
	啓明	3,929	5,625	9,554	0
	北原	3,397	3,458	6,855	0
	江原	6,003	5,855	11,858	0
	武蔵台	5,559	7,052	12,611	0
	西中野	5,213	5,215	10,428	0
	上鷺宮	6,599	5,535	12,134	0
	桃花	6,125	5,250	11,375	3,356
	白桜	4,028	4,942	8,970	0
	平和の森	4,825	3,690	8,515	0
	緑野	7,513	6,008	13,521	0
	南台	4,748	3,626	8,374	7,610
	みなみの	6,203	2,821	9,024	1,873
	美鳩	7,749	3,137	10,886	0
	中野第一	6,773	3,329	10,102	0
	令和	6,131	3,018	9,149	0
計	108,599	96,522	205,121	25,747	
中学校	第二	7,067	4,855	11,922	0
	第五	6,464	5,625	12,089	0
	第七	4,465	4,620	9,085	0
	北中野	6,089	7,142	13,231	0
	緑野	7,387	8,648	16,035	0
	南中野	4,797	4,710	9,507	0
	中野	5,438	5,347	10,785	1,600
	中野東	5,660	4,310	9,970	0
	明和	6,200	7,225	13,425	0
	計	53,568	52,482	106,050	1,600
幼稚園	かみさぎ	691	806	1,497	0
	ひがしなかの	618	369	987	0
	計	1,309	1,175	2,484	0
合計		163,476	150,179	313,655	27,347

○プール面積

令和5年(2023年)5月1日現在

	校名・園名	建設年度	幅×長 (m)	最深部 (mm)	最浅部 (mm)
小学校	桃園第二	昭 41	9×25	1,100	900
	塔山	昭 28	9×25	1,100	900
	谷戸	平 7	屋上 11.8×25	1,100	900
	中野本郷	昭 45	9×25	1,100	900
	江古田	昭 52	11×25	1,100	900
	鷺宮	昭 17	9×25	1,100	900
	啓明	昭 50	10.5×25	1,100	800
	北原	昭 17	9×25	1,200	800
	江原	昭 51	屋上 9×25	1,100	900
	武蔵台	昭 38	10×25	1,200	1,000
	西中野	昭 41	10.5×25	1,100	900
	上鷺宮	昭 53	屋上 11×25	1,100	900
	桃花	昭 56	9×25	1,100	900
	白桜	昭 30	9×25	1,100	900
	平和の森	昭 38	10×25	1,250	1,000
	緑野	平 8	屋上 12×25	1,200	900
	南台	昭 50	屋上 8×25	1,100	900
	みなみの	令 2	屋上 11×25	1,100	900
	美鳩	令 2	屋上 13×25	1,100	900
	中野第一	令 2	屋上 13×25	1,100	900
令和	令 3	13×25	1,100	900	
中学校	第二	平 4	屋内温水 15.5×25	1,300	1,200
	第五	昭 37	10×25	1,300	1,100
	第七	昭 29	9×25	1,400	1,200
	北中野	昭 35	11×25	1,300	1,100
	緑野	昭 51	屋上 10.5×25	1,300	1,100
	南中野	平 22	室内 11×25	1,400	1,200
	中野	平 25	屋内温水 13×25	1,300	1,200
	中野東	令 3	13×25	1,300	1,200
	明和	昭 39	11×25	1,500	1,300
幼稚園	かみさぎ	昭 43	3×5	450	450
	ひがしなかの	昭 45	3×6	450	450

6 教育施設概要（その他施設）

○教育センター（「みらいステップなかの」内）

所在地：中野区中央1-41-2

電話：<教職員研修センター>（事務室）03-5937-3197（指導主事）03-5937-3156
 <教育相談室>（申込み窓口）03-5937-3074（電話教育相談）03-5937-3083
 <教育支援室>03-5937-3044

階別	室名	備考
3階	教育支援室	児童・生徒等に対する相談・学習・体験活動等の支援
6階	教育相談室	学校生活の悩みなど教育に関する相談
10階	教職員研修センター	教職員への研修、教科書・教育資料の閲覧等

○教育センター分室

所在地：中野区野方1-35-3

電話：03-3385-9311

階別	室名	定員（人）	備考
地下1階	研修室A	63	
	研修室B	54	
1階	事務室		
	研修室C	24	
2階	教育支援室分室事務室		
	教育支援室分室学習室、活動室		大部屋として使用可能
3階	第1プレイルーム		
	第2プレイルーム		

○少年自然の家

軽井沢少年自然の家	
所在地	長野県北佐久郡軽井沢町長倉 2141
電話	0267-45-5420
開設年月日	昭和 28 年 7 月 31 日 昭和 56 年 9 月改築し、現在の名称に変更
構造	鉄筋コンクリート 敷地面積 17,197 m ² 延床面積 3,221 m ²
定員	240 人

○区立図書館

図書館名	開館年月日	所在地・電話番号	規模
中央図書館	平成5年10月	中野 2-9-7(もみじ山文化センター[なかのZERO]併設) TEL 5340-5070	地上4階、地下3階(図書館は地下1階と地下2階の一部) 閲覧席 283席(内机 152席) 4,480㎡
野方図書館	昭和44年7月	野方 3-19-5 TEL 3389-0214	地上3階 閲覧席 82席(内机 63席) 820㎡
南台図書館	昭和53年10月	南台 3-26-18 TEL 3380-2661	地上2階 閲覧席 46席(内机 29席) 557㎡
鷺宮図書館	昭和54年5月	鷺宮 3-22-5(鷺宮地域事務所、鷺宮区民活動センター併設) TEL 3337-1044	地上6階、地下1階(図書館は4・5・6階) 閲覧席 54席(内机 25席) 697㎡
江古田図書館	昭和61年2月	江古田 2-1-11 TEL 3319-9301	地上2階 閲覧席 36席(内机 20席) 716㎡
上高田図書館	昭和63年6月	上高田 5-30-15(上高田児童館併設) TEL 3319-5411	地上2階(図書館は1階の一部と2階) 閲覧席 43席(内机 19席) 775㎡
中野東図書館	令和4年2月	中央 1-42-2(みらいステップなかの内) TEL 5937-3559	地上10階のうち7階~9階 閲覧席 313席(内机 213席) 3,021㎡
中央図書館 みなみの小学校分室	令和3年4月	弥生町 4-27-11 TEL 3381-7261	小学校内1階 閲覧席 15席(内机 8席) 198㎡
中央図書館 美鳩小学校分室	令和3年4月	大和町 4-26-5 TEL 3330-8160	小学校内1階 閲覧席 17席(内机 8席) 148㎡
中央図書館 中野第一小学校分室	令和3年4月	本町 3-16-1 TEL 3372-8501	小学校内1階 閲覧席 20席(内机 8席) 132㎡

開館時間 中央図書館、中野東図書館 午前9時~午後9時

野方~上高田図書館 午前9時~午後8時

中央図書館分室 午前10時~午後7時

休館日 毎月第2月曜日又は第2木曜日(各館ごと)、年末年始、館内整理日(毎月最終金曜日)

※中央図書館分室 月曜日、水曜日、金曜日(長期休業を除く)

7 子ども関連施設

○児童館、学童クラブ一覧

令和5年(2023年)4月1日現在

児童館名	学童クラブ名	所在地	電話
南中野児童館		弥生町 4-36-15	3382-1687
みなみ児童館	多田	南台 5-15-3	3382-7399
弥生児童館		弥生町 1-14-6	3372-0841
朝日が丘児童館	桃園	本町 2-32-14	3373-0380
宮の台児童館	中野本郷	本町 4-8-16	3384-4449
城山ふれあいの家		中野 1-20-4	3363-0388
文園児童館	桃園第二	中野 6-10-6	3367-8106
上高田児童館		上高田 5-30-15	3388-6148
新井薬師児童館	新井	新井 5-4-17	3389-5438
みずの塔ふれあいの家		江古田 1-9-24	3954-6755
北原児童館	北原	野方 6-35-13	3337-9632
野方児童館	平和の森	新井 2-48-10	3387-8836
大和児童館	啓明	大和町 2-8-12	3330-3261
大和西児童館	大和	大和町 4-14-9	3330-5399
鷺宮児童館	鷺宮	鷺宮 3-40-13	3337-8430
西中野児童館	西中野	白鷺 3-15-5	3339-9826
若宮児童館		若宮 3-54-7	3330-7899
かみさぎ児童館	かみさぎ	上鷺宮 3-9-19	3998-0074

○キッズ・プラザ、学童クラブ一覧

令和5年(2023年)4月1日現在

キッズ・プラザ名	学童クラブ名	所在地	電話
キッズ・プラザ新山	新山	南台 4-4-1 (南台小学校内)	3384-2295
キッズ・プラザ塔山	塔山	中央 1-49-1 (塔山小学校内)	3363-3578
キッズ・プラザ桃花	桃花	中央 5-43-1 (桃花小学校内)	3383-5731
キッズ・プラザ谷戸	谷戸	中野 1-26-1 (谷戸小学校内)	3361-3772
キッズ・プラザ白桜	白桜	上高田 1-2-28 (白桜小学校内)	5380-2710
キッズ・プラザ江原	江原	江原町 1-39-1 (江原小学校内)	3951-6025
キッズ・プラザ江古田	江古田	江古田 2-13-28 (江古田小学校内)	3385-7955
キッズ・プラザ緑野	緑野	丸山 1-17-1 (緑野小学校内)	5345-7470
キッズ・プラザ武蔵台	武蔵台	上鷺宮 5-1-1 (武蔵台小学校内)	3970-0440
キッズ・プラザみなみの	みなみの	弥生町 4-27-11 (みなみの小学校内)	3381-0162
キッズ・プラザ美鳩	美鳩	大和町 4-26-5 (美鳩小学校内)	3330-5921
キッズ・プラザ中野第一	中野第一	本町 3-16-1 (中野第一小学校内)	3372-0011
キッズ・プラザ令和	令和	新井 4-19-26 (令和小学校内)	5380-5515

○民間学童クラブ一覧

令和5年(2023年)4月1日現在

学童クラブ名	所在地	電話
コンビプラザ中野南台キッズクラブ	南台 3-6-17 クリスタルコート 2F	5342-1730
トレジャーキッズクラブ中野新橋校	弥生町 2-10-1 霜田ビル 2F	3375-0228
にじいろ ほんごう学童クラブ	本町 4-39-6 TNビル 2F	6454-1290
にじいろ なかの学童クラブ	中野 6-15-8	6272-3290
にじいろ あいロード学童クラブ	新井 1-35-11 大橋ビル 1F	3387-1455
にじいろ のがた学童クラブ	沼袋 3-13-2 旧沼袋小学校内	5942-6002
中野江原こどもクラブ	江原町 2-19-5	3950-0517
明日葉学童クラブ鷺宮	鷺宮 4-37-14	3223-8106
にじいろ はくおう学童クラブ	上高田 1-17-5	3386-1301
民間学童クラブ ピノキオハウス	丸山 1-6-3	5318-5405
にじいろ 江古田の杜学童クラブ	江古田 3-14-1 プライムメゾン江古田の杜ウエスト 2F	5942-5305
ブロッサムキッズ中野桃園クラブ	中野 3-49-21 第二中野田村ビル 1・2F	6382-8510
キッズボイス学童クラブ新井薬師前校	新井 5-27-1 アールウェイ 2F	5343-6022
キッズボイス学童クラブ平和の森校	新井 3-16-7 ガーデニア中野 1F	5343-5060
学童保育じゃんぷ鷺宮クラブ	鷺宮 5-24-23	5848-8457
学童保育じゃんぷ中野中央クラブ	中央 5-40-18 キャピトル丸山 2F	6382-6375
ウィルキッズフィールド中野野方クラブ	野方 5-28-5 市村ビル 2F	5356-6651

○区立保育園一覧

令和5年(2023年)5月1日現在

保育園名	所在地	電話番号	認可年月日	建築年月日 (現施設)	敷地面積 (㎡)	建築延床 面積 (㎡)	園庭面積 (㎡)	構造	備 考
中 野	弥生町 2-6-3	3373-4894	S36. 4. 1	S53. 3. 31	1,097.35	704.62	514.32	2階建	
弥 生	弥生町 5-4-8	3381-0213	S50. 2. 1	S49. 11. 15	836.28	604.17	295.81	2階建	
本 町	本 町 3-29-17	3373-8700	S41. 12. 1	H 8. 2. 21	1,045.31	952.00	191.74	2階建	
鍋 横	本 町 5-47-13	3384-4565	S46. 1. 16	S45. 11. 1	1,279.85	475.80	345.99	1・2階	鍋横区民活動センター併設(4階建)
昭 和	中 野 6-2-11	3362-1506	S42. 12. 1	S42. 10. 20	901.03	389.93	459.94	2階建	
沼 袋	沼 袋 1-34-14	3386-7082	S40. 11. 1	H 6. 4. 1	1,463.63	987.29	288.00	1・2階	沼袋高齢者会館・職員寮等併設(B1、地上4階)
江 原	江原町 1-10-16	3953-5528	S52. 6. 1	S52. 3. 31	1,384.50	764.34	746.74	2階建	
丸 山	丸 山 2-27-16	3337-7106	S46. 6. 1	S46. 3. 31	918.37	513.00	461.59	2階建	
野 方	野 方 1-35-8	3387-6379	S44. 11. 28	S44. 11. 12	820.72	650.59	253.14	1・2階	
白 鷺	白 鷺 3-3-24	3330-2437	S40. 7. 1	H 8. 8. 19	897.54	937.93	404.82	2階建	
計					10,644.58	6,979.67	3,962.09		

※構造 鉄筋コンクリート

○私立保育園一覧

令和5年（2023年）5月1日現在

名称	所在地	電話番号	運営事業者名
中野南台ちとせ保育園	南台 2-1-5	6454-1983	社会福祉法人ちとせ交友会
なかみなみコスモ保育園	南台 3-6-17	5342-2921	株式会社コスモズ
南台保育園	南台 3-35-3	3384-0906	社会福祉法人ユーカリ福祉会
キッズガーデン中野南台	南台 4-19-11	6382-5280	株式会社 Kids Smile Project
アートチャイルドケア 中野南台森の保育園	南台 5-15-5	5342-2340	株式会社アートチャイルドケア
中野みなみ保育園	南台 5-29-9	3384-5941	社会福祉法人ユーカリ福祉会
さくらさくみらい弥生町	弥生町 1-43-12	5309-2239	株式会社さくらさくみらい
コンビプラザ弥生町保育園	弥生町 2-41-2	6382-5508	コンビウィズ株式会社
みらいえ保育園 中野富士見町	弥生町 2-48-3	6382-5590	株式会社みらい開発研究所
コンビプラザ宮の台保育園	本町 4-14-12	6382-8087	コンビウィズ株式会社
キッズガーデン新中野駅前	本町 4-30-12	6382-5717	株式会社 Kids Smile Project
マミーズエンジェル 新中野保育園	本町 4-30-12	3380-0088	株式会社マミーズエンジェル
太陽の子中野中央保育園	中央 1-13-8	5332-5977	HITOWA キッズライフ株式会社
AIAI NURSERY 中野坂上	中央 2-2-3	6908-7190	AIAI Child Care 株式会社
こころなかのさかうえ保育園	中央 2-43-12	5937-1830	株式会社こころケアプラン
ナーサリー中野の森	中央 2-52-15	5937-4220	社会福祉法人翼友会
仲町保育園	中央 3-41-12	5340-7921	社会福祉法人尚徳福祉会
モニカ新中野園	中央 4-7-14	6382-8871	株式会社モニカ
橋場そらとみどりの保育園 大きなおうち	中央 4-18-19	6382-4774	社会福祉法人東京児童協会
ひまわり保育園	中央 4-61-4	3382-2400	株式会社 Hug
にじいろ保育園中野	中央 5-48-2	6382-8492	ライクキッズ株式会社
めばえの森保育園	東中野 2-6-14	3227-5008	学校法人愛和学園
幼保園シャローム東中野	東中野 2-22-26	3371-7893	一般社団法人幼保園シャローム
クオリスキッズ東中野保育園	東中野 3-19-17	6908-6421	株式会社クオリス
キッズハーモニー・ ひがしなかの	東中野 4-4-26	5330-5117	株式会社パソナフォスター
シエル保育園・東中野	東中野 4-11-12	5937-1257	株式会社みんなの保育園
東中野プチ・クレイシュ	東中野 5-1-1	3365-0965	株式会社こどもの森

陽だまりの丘保育園	東中野 5-17-3	5331-6767	社会福祉法人龍美
陽だまりの丘保育園分園	東中野 1-35-5	6304-0156	
おはよう保育園東中野	東中野 5-27-10	6304-0611	東京建物キッズ株式会社
東中野しらゆり保育園	東中野 3-12-2	5937-1211	学校法人千葉学園
スターチャイルド (東中野ナーサリー)	東中野 1-38-5	5338-0266	ヒューマンスターチャイルド 株式会社
宮園保育園	中野 1-21-6	3368-0015	社会福祉法人高峰福祉会
アルテ子どもと木幼保育園	中野 1-59-5	3365-0602	社会福祉法人種の会
太陽の子 中野桜花保育園	中野 2-14-11	5340-7086	HITOWA キッズライフ株式会社
なかのまるのなか保育園 大きなおうち	中野 2-18-4	6304-8383	社会福祉法人東京児童協会
にじいろ保育園中野駅南口	中野 2-26-1	6382-6831	ライクキッズ株式会社
桃が丘さゆり保育園	中野 3-19-13	5342-9543	社会福祉法人さゆり会
コンビプラザ中野保育園	中野 4-6-20	5913-2701	コンビウィズ株式会社
中野ここわ保育園	中野 5-4-7	5318-9963	株式会社ディアログ
ピノキオ幼児舎中野保育園	中野 5-24-21	5345-7735	株式会社ピノコーポレーション
中野打越保育園	中野 5-26-11	3387-5117	社会福祉法人青柳保育会
きゃんばす中野保育園	中野 3-48-8	6454-1625	株式会社 ナーサリープラットフォーム
にじいろ保育園上高田	上高田 1-17-5	5942-9972	ライクキッズ株式会社
ナーサリールーム ベリーベアー中野	上高田 1-39-14	6454-0190	株式会社ネス・コーポレーション
ちゃいれっく上高田保育園	上高田 2-9-2	5942-5091	株式会社プロケア
キッズガーデン中野上高田	上高田 2-36-2	5942-7433	株式会社 Kids Smile Project
さくらさくみらい 中野	上高田 2-41-6	5942-5715	株式会社さくらさくみらい
あけぼの保育園	上高田 2-58-21	3385-3822	社会福祉法人 戸越ひまわり福祉会
ピオニイ保育園	新井 2-40-3	3386-0539	社会福祉法人ピオニイ福祉会
キッズフォレ平和の森	新井 3-35-20	6454-0771	株式会社キッズフォレ
中野りとるぱんがきんず	新井 4-10-10	5345-8331	社会福祉法人清香会
小学館アカデミー あらいやくし保育園	新井 5-17-2	5318-0385	株式会社小学館アカデミー
松が丘保育園	沼袋 2-17-5	5318-9122	社会福祉法人尚徳福祉会
グローバルキッズ沼袋園	沼袋 2-28-32	5942-8626	株式会社グローバルキッズ
沼袋西保育園	沼袋 3-14-11	5942-6203	社会福祉法人尚徳福祉会

中野松が丘すきっぷ保育園	松が丘 1-26-2	5942-4766	株式会社俊英館
にじいろ保育園松が丘	松が丘 2-32-3	6908-2461	ライクキッズ株式会社
さくらさくみらい 江原町	江原町 1-46-1	6908-3139	株式会社さくらさくみらい
江古田ここわ保育園	江古田 1-11-5	3565-6292	株式会社ディアローク
テンドーラビング保育園 江古田	江古田 1-43-5	5942-5321	株式会社 テンドーラビングケアサービス
にじいろ保育園江古田の杜	江古田 3-14-1	5942-5565	ライクキッズ株式会社
徳田保育園	江古田 3-15-2	3993-5029	社会福祉法人慈生会
なかよしの森保育園	江古田 4-16-13	5942-8816	社会福祉法人森友会
ピノキオ幼児舎野方保育園	丸山 1-6-3	5318-6391	株式会社ピノコーポレーション
にじいろ保育園中野野方	野方 1-41-9	5942-4590	ライクキッズ株式会社
野方さくら保育園	野方 4-41-7	3387-7391	社会福祉法人巨玉会
オンビーノスクエア野方	野方 5-10-13	3338-0308	株式会社PHC
こどもヶ丘保育園野方園	野方 6-38-2	5364-9041	株式会社チャイルドビジョン
大和東もみじの森保育園	大和町 1-37-4	3330-9893	社会福祉法人信正会
七海保育園	大和町 4-12-10	3310-9773	社会福祉法人青柳保育園
田中ナースリー大和保育園	大和町 4-42-4	3337-7180	株式会社田中ナースリー
田中ナースリー若宮保育園	若宮 3-6-9	3310-3366	株式会社田中ナースリー
まなびの森保育園鷺ノ宮	若宮 3-23-3	3310-2322	株式会社こどもの森
中野鷺ノ宮雲母保育園	白鷺 1-1-4	6853-6190	株式会社 モード・プランニング・ジャパン
キッズガーデン中野白鷺	白鷺 1-6-10	6383-0035	株式会社 Kids Smile Project
聖ピオ保育園	白鷺 1-15-15	3339-0801	社会福祉法人 聖オディリアホーム
鷺宮クローバー保育園	鷺宮 2-4-3	5327-8141	株式会社 クローバーホールディングス
にじいろ保育園鷺ノ宮	鷺宮 3-44-7	5327-8202	ライクキッズ株式会社
ぽけっとランドさぎのみや	鷺宮 4-33-1	5284-9637	学校法人三幸学園
わらべ西鷺宮保育園	鷺宮 5-22-14	3990-7440	社会福祉法人清心福祉会
グローバルキッズ鷺ノ宮園	上鷺宮 2-10-21	3990-5722	株式会社グローバルキッズ
とちの木保育園	上鷺宮 3-8-8	5971-3910	社会福祉法人育和会
中野ひかり保育園	上鷺宮 4-18-8	3998-0132	社会福祉法人南光会
こどもヶ丘保育園上鷺宮園	上鷺宮 5-5-6	5848-7341	株式会社チャイルドビジョン

○小規模保育事業一覧

名称	所在地	電話番号	運営事業者名
マザーズハート南台園（A型）	南台 2-28-4	6382-6228	株式会社マザーズハート
キャリア保育園 なかのふじみちょう（A型）	南台 3-6-16	6382-4852	スリーシーズ株式会社
あーす保育園中野新橋（A型）	弥生町 1-56-3	6276-8942	株式会社アピカル
おうち保育園なかの新橋 （A型）	弥生町 2-32-10	6382-7131	特定非営利活動法人 フローレンス
ゆめのいろ保育園中野（A型）	本町 5-47-10	6382-6865	株式会社ゆめのいろ
あーす保育園中野坂上（A型）	中央 1-23-7	6908-7524	株式会社アピカル
子ごころ園沼袋（B型）	新井 4-32-22	6454-0137	NCMA 株式会社
かたつむり保育園野方（A型）	野方 6-30-24	5356-8686	株式会社 プレストエデュケーションズ
おうち保育園なかの大和 （A型）	大和町 1-12-8	5356-7391	特定非営利活動法人 フローレンス
てりは保育園なかの	大和町 2-3-16	5356-7501	株式会社 日本アメニティライフ協会
ふたばクラブ鷺宮保育園 （A型）	鷺宮 3-7-7	5327-8023	双葉教育株式会社
あーす保育園鷺ノ宮（A型）	鷺宮 4-34-9	5356-7341	株式会社アピカル

○家庭的保育事業一覧

名称	所在地	電話番号	運営事業者名
すずめのおやど保育室	南台 2-13-5	080-1096-7636	島村 すゞ江
保育室こどものせかい	南台 4-51-2	3382-3938	小坂 明子
昼間のおうち	弥生町 2-3-1	090-6954-9831	西嶋 ひろみ
比留間 恵美	本町 2-13-6-101	6908-6775	比留間 恵美
じゅんちゃんの保育室	中央 3-36-6	3229-2157	高橋 潤
新谷 裕子	新井 2-6-3-102	080-3455-5707	新谷 裕子
キッズルーム カジワラ	野方 4-41-9	3387-5715	梶原 憲子
ひまわり保育ルーム	大和町 4-50-23	090-6560-8108	市瀬 豊子

○居宅訪問型保育事業

名称	所在地	電話番号	運営事業者名
障害児訪問保育アニー	千代田区神田神保町 1-14-1 （利用者の居宅にて保育）	6811-0907	特定非営利活動法人 フローレンス

○中野区内私立幼稚園・認定こども園・幼稚園類似施設一覧

令和5年(2023年)5月1日現在

	名 称	所在地	設置者名	電話番号
私立幼稚園				
1	みやしろ	南台 4-40-9	(学) 宮城学園	3381-9143
2	こまどり	弥生町 4-12-1	(宗) 正蔵院	5328-2434
3	中野たから	本町 2-45-14	(宗) 成願寺	3374-3613
4	新渡戸文化	本町 6-38-1	(学) 新渡戸文化学園	3381-1183
5	宝仙学園	中央 2-33-26	(学) 宝仙学園	3365-5468
6	桃園	中央 5-8-8	(学) 桃園学園	3381-3791
7	上ノ原	東中野 2-21-7	(宗) 日本同盟基督教団中野教会	3365-0492
8	ほぜんじ	上高田 1-31-2	(学) 保善寺学園	3364-3381
9	徳育	上高田 1-35-29	(宗) 日本基督教団中野教会	5348-3022
10	まこと	上高田 4-14-1	(宗) 功運寺	3387-6321
11	野方学院	新井 3-22-6	(学) 野方学院	3389-0451
12	沼袋	沼袋 2-28-2	(宗) 禅定院	3385-8431
13	中野小鳩	沼袋 3-21-7	(宗) 清谷寺	3385-0017
14	金の峯	江古田 3-9-9	(学) 亮諦学園	3385-0014
15	大和	野方 5-8-8	(個) 市川 文子	3338-1970
16	やはた	大和町 2-30-3	(学) 八幡学園	3330-6311
17	若宮	若宮 3-45-11	(学) 若宮幼稚園	3338-7642
18	ワカバ	鷺宮 3-37-22	(個) 東 信子	3338-5488
認定こども園				
1	やよいこども園	弥生町 1-58-14	(学) 常盤学園	5358-0901
2	認定こども園 みずのとう	江古田 1-1-1	(学) 八幡学園	3953-4417
3	なかのこども園	野方 1-10-2	(学) 常盤学園	5942-6031
幼稚園類似施設				
1	TACチャイルドクラブ	中野 2-14-16	(株) 東京アスレティッククラブ	3384-3326

(宗) =宗教法人 (学) =学校法人 (個) =個人

○保育所入所率

保育所

※入所率＝延入所数/（定員×12か月）

園名（区立）	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	利用定員	延入所数	入所率	利用定員	延入所数	入所率	利用定員	延入所数	入所率
弥生	106	1,249	98.19%	106	1,260	99.06%	106	1,241	97.56%
中野	102	1,223	99.92%	102	1,222	99.84%	102	1,208	98.69%
本町	107	1,277	99.45%	107	1,265	98.52%	107	1,239	96.50%
仲町	84	965	95.73%	令和3年3月末閉園					
もみじやま	97	672	98.97%	令和2年10月末閉園					
宮の台	102	819	100.37%	令和2年11月末閉園					
鍋横	71	838	98.36%	71	809	94.95%	71	723	84.86%
昭和	59	703	99.29%	59	682	96.33%	59	681	96.19%
あさひ	73	585	100.17%	令和2年11月末閉園					
江原	118	1,398	98.73%	118	1,388	98.02%	118	1,382	97.60%
沼袋	118	1,405	99.22%	118	1,366	96.47%	118	1,350	95.34%
野方	90	1,040	96.30%	90	1,022	94.63%	90	966	89.44%
丸山	94	1,068	94.68%	94	1,056	93.62%	94	1,049	93.00%
大和東	102	1,212	99.02%	102	1,221	99.75%	令和4年3月末閉園		
白鷺	107	1,277	99.45%	107	1,264	98.44%	107	1,275	99.30%
沼袋3丁目保育室	29	274	78.74%	令和3年3月末閉園					
区立計	1,459	16,005	98.05%	1,074	12,555	97.42%	972	11,114	95.28%

園名（私立）	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	利用定員	延入所数	入所率	利用定員	延入所数	入所率	利用定員	延入所数	入所率
徳田	123	1,427	96.68%	123	1,410	95.53%	123	1,430	96.88%
聖ピオ	120	1,483	102.99%	124	1,484	99.73%	124	1,493	100.34%
ピオニイ	67	635	78.98%	67	769	95.65%	67	745	92.66%
とちの木	70	879	104.64%	70	885	105.36%	70	854	101.67%
野方さくら	101	1,179	97.28%	101	1,180	97.36%	101	1,141	94.14%
中野みなみ	95	1,115	97.81%	109	1,170	89.45%	109	1,166	89.14%
七海	100	1,215	101.25%	106	1,237	97.25%	106	1,252	98.43%
あけぼの	110	1,256	95.15%	110	1,268	96.06%	110	1,196	90.61%

陽だまりの丘	123	1,470	99.59%	123	1,471	99.66%	123	1,462	99.05%
陽だまりの丘分園	41	389	79.07%	41	413	83.94%	41	405	82.32%
桃が丘さゆり	110	1,311	99.32%	110	1,261	95.53%	110	1,282	97.12%
中野りとるぱんぱきんず	80	1,008	105.00%	80	992	103.33%	80	1,000	104.17%
なかよしの森	100	1,128	94.00%	100	1,157	96.42%	100	1,142	95.17%
沼袋西	99	1,215	102.27%	99	1,207	101.60%	99	1,175	98.91%
マミーズエンジェル 新中野	95	1,035	90.79%	95	982	86.14%	95	777	68.16%
田中ナースリー若宮	60	713	99.03%	60	694	96.39%	60	670	93.06%
アートチャイルドケ ア中野南台森の保育 園	112	1,248	92.86%	112	1,195	88.91%	112	1,218	90.63%
太陽の子中野中央	40	438	91.25%	40	408	85.00%	40	365	76.04%
なかのまるのなか保 育園大きなおうち	153	1,783	97.11%	153	1,713	93.30%	153	1,620	88.24%
橋場そらとみどりの 保育園大きなおうち	177	2,097	98.73%	177	2,051	96.56%	177	1,957	92.14%
松が丘	107	1,279	99.61%	107	1,259	98.05%	107	1,230	95.79%
中野南台ちとせ	90	1,019	94.35%	90	951	88.06%	90	906	83.89%
ひまわり	50	600	100.00%	50	594	99.00%	50	588	98.00%
コンビプラザ中野	62	729	97.98%	56	646	96.13%	56	660	98.21%
にじいろ保育園中野 野方	70	763	90.83%	70	784	93.33%	70	701	83.45%
さくらさくみらい中 野	66	741	93.56%	66	705	89.02%	66	739	93.31%
ピノキオ幼児舎野方	99	1,123	94.53%	99	1,124	94.61%	99	1,132	95.29%
まなびの森保育園鷺 ノ宮	60	838	116.39%	60	851	118.19%	60	826	114.72%
中野ひかり	73	835	95.32%	75	841	93.44%	75	803	89.22%
グローバルキッズ鷺 ノ宮	73	844	96.35%	73	843	96.23%	73	838	95.66%
ナーサリールームベ リーベアー中野	67	732	91.04%	67	629	78.23%	67	665	82.71%
にじいろ保育園松が 丘	67	799	99.38%	67	775	96.39%	67	731	90.92%
オンビースクエア 野方	44	528	100.00%	44	528	100.00%	44	524	99.24%
東中野プチクレイシ ユ	50	628	104.67%	50	645	107.50%	50	647	107.83%
キッズガーデン中野 上高田	79	744	78.48%	79	664	70.04%	79	730	77.00%
なかみなみコスモ	96	1,053	91.41%	98	1,070	90.99%	98	1,074	91.33%

江古田ここわ	60	584	81.11%	60	639	88.75%	60	648	90.00%
鷺宮クローバー	58	533	76.58%	58	513	73.71%	58	430	61.78%
キッズガーデン中野 白鷺	73	742	84.70%	73	733	83.68%	73	742	84.70%
にじいろ保育園江古 田の杜	70	809	96.31%	80	911	94.90%	80	929	96.77%
中野打越	110	1,309	99.17%	110	1,285	97.35%	110	1,209	91.59%
さくらさくみらい江 原町	67	427	53.11%	67	580	72.14%	67	713	88.68%
中野松が丘すきっぴ 保育園	60	442	61.39%	60	510	70.83%	60	592	82.22%
グローバルキッズ沼 袋園	70	568	67.62%	70	640	76.19%	70	679	80.83%
こどもヶ丘保育園野 方園	71	545	63.97%	72	648	75.00%	72	700	81.02%
中野鷺ノ宮雲母保育 園	60	619	85.97%	60	636	88.33%	60	563	78.19%
小学館アカデミーあ らいやくし	39	348	74.36%	40	408	85.00%	40	405	84.38%
中野ここわ	73	639	72.95%	72	726	84.03%	72	767	88.77%
みらいえ保育園中野 富士見町	60	546	75.83%	60	657	91.25%	60	583	80.97%
キッズガーデン中野 南台	73	583	66.55%	73	662	75.57%	73	645	73.63%
南台	97	1,083	93.04%	97	1,061	91.15%	97	1,044	89.69%
田中ナースリー大和	93	1,064	95.34%	93	1,075	96.33%	93	1,047	93.82%
宮園	112	1,302	96.88%	112	1,253	93.23%	112	1,177	87.57%
にじいろ保育園鷺ノ 宮	67	625	77.74%	67	662	82.34%	67	701	87.19%
こころなかのさかう え	80	696	72.50%	80	776	80.83%	80	736	76.67%
ちゃいれっく上高田	54	360	55.56%	60	452	62.78%	60	487	67.64%
キッズガーデン新中 野駅前	56	395	58.78%	62	514	69.09%	62	513	68.95%
わらべ西鷺宮	108	1,284	99.07%	108	1,290	99.54%	108	1,286	99.23%
AIAI NURSERY 中野坂上	50	409	68.17%	60	565	78.47%	60	570	79.17%
にじいろ保育園中野	35	180	42.86%	35	183	43.57%	35	181	43.10%
モニカ新中野園	60	370	51.39%	60	448	62.22%	60	533	74.03%
シエル保育園・東中野	60	560	77.78%	60	589	81.81%	60	670	93.06%
太陽の子 中野桜花	67	385	47.89%	67	455	56.59%	67	559	69.53%
にじいろ保育園中野 駅南口	50	244	40.67%	44	315	59.66%	50	314	52.33%

キッズフォレ平和の森	50	399	66.50%	50	558	93.00%	50	565	94.17%
テンドーラビング保育園江古田	40	316	65.83%	50	384	64.00%	60	463	64.31%
こどもヶ丘保育園上鷺宮園	50	396	66.00%	60	572	79.44%	63	616	81.48%
ぼけっとランドさぎのみや	50	312	62.40%	59	536	75.71%	68	711	87.13%
アルテ子どもと木幼保育園	110	515	93.64%	110	1,321	100.08%	110	1,279	96.89%
にじいろ保育園上高田	102	311	76.23%	102	1,057	86.36%	102	1,030	84.15%
コンビプラザ弥生町保育園	108	406	93.98%	108	1,272	98.15%	70	638	75.95%
おはよう保育園東中野	令和3年4月開園			43	347	67.25%	50	373	62.17%
さくらさくみらい弥生町	令和3年4月開園			60	405	56.25%	66	546	68.94%
キッズハーモニー・ひがしなかの	令和3年4月開園			50	526	87.67%	60	725	100.69%
仲町	令和3年4月開園			109	1,145	87.54%	109	1,086	83.03%
めばえの森	令和4年2月開園			50	18	18.00%	50	349	58.17%
大和東もみじの森	令和4年4月開園						113	1,346	99.26%
ナーサリー中野の森	令和4年4月開園						60	448	62.22%
コンビプラザ宮の台	令和4年4月開園						108	1,188	91.67%
クオリスキッズ東中野	令和4年4月開園						40	287	59.79%
ピノキオ幼児舎中野	令和4年4月開園						39	277	59.19%
幼保園シャローム東中野	令和4年4月開園						40	316	65.83%
私立計	5,572	56,585	86.38%	5,962	63,183	88.94%	6,375	66,810	87.33%
合計	7,031	72,590	88.72%	7,036	75,738	90.24%	7,347	77,924	88.39%

地域型保育事業

施設名		令和4年度		
		利用定員	延入所数	入所率
家庭的保育事業	すずめのおやど保育室（島村すゞ江）	3	11	30.56%
	保育室こどものせかい（小坂明子）	3	16	44.44%
	昼間のおうち（西嶋ひろみ）	5	60	100.00%
	比留間 恵美	3	32	88.89%
	じゅんちゃんの保育室（高橋潤）	3	21	58.33%
	キッズルーム カジワラ（梶原憲子）	3	28	77.78%
	ひまわり保育ルーム（市瀬豊子）	4	24	50.00%
	新谷 裕子	3	27	75.00%
家庭的保育事業合計		27	219	67.59%
小規模保育事業	キャリア保育園なかのふじみちょう（A型）	12	70	48.61%
	おうち保育園なかの新橋（A型）	12	124	86.11%
	あーす保育園中野坂上（A型）	19	172	75.44%
	子ごころ園沼袋（B型）	12	75	52.08%
	かたつむり保育園野方（A型）	14	134	79.76%
	おうち保育園なかの大和（A型）	12	142	98.61%
	子ごころ園大和町（B型）	8	37	38.54%
	子ごころ園都立家政（A型）	9	59	54.63%
	ふたばクラブ鷺宮保育園（A型）	19	203	89.04%
	TAC未来こども保育園大和町（A型）	19	158	69.30%
	あーす保育園鷺ノ宮（A型）	19	210	92.11%
	ゆめのいろ保育園中野（A型）	19	210	92.11%
	あーす保育園中野新橋（A型）	19	136	59.65%
	マザーズハート南台園（A型）	19	191	83.77%
小規模保育事業合計		212	1,921	75.51%
居宅訪問型 保育事業	障害児訪問保育アニー	-	36	-
居宅訪問型保育事業合計		-	36	-
地域型保育事業合計 ※居宅訪問型含まず		239	2,140	74.62%

認定こども園（保育園的利用）

園名	令和4年度		
	利用定員	延入所数	入所率
やよいこども園	100	1,236	103.00%
認定こども園みずのとう	66	784	98.99%
なかのこども園	85	1,018	99.80%
認定こども園合計	251	3,038	100.86%

8 私立専修学校・各種学校

○中野区内私立専修学校・各種学校一覧

令和5年(2023年)5月1日現在

学校名	所在地	設置者名	電話番号
私立専修学校			
1	アポロ歯科衛生士 専門学校	上高田 4-15-4	(準)アポロ学園 3385-0814
2	織田学園中野高等専 修学校	中野 5-30-5	(学)織田学園 3228-2100
3	織田きもの専門学校	中野 5-32-8	(学)織田学園 3228-2111
4	織田製菓専門学校	中野 5-15-6	(学)織田学園 3228-2111
5	織田調理師専門学校	中野 5-32-8	(学)織田学園 3228-2111
6	織田ファッション 専門学校	中野 5-32-8	(学)織田学園 3228-2111
7	窪田理容美容専門 学校	中野 4-11-1	(準)窪田学園 3386-6789
8	渋谷外国語専門学校	中野 2-20-1	(準)嘉栄学園 3383-8991
9	専門学校東京アナウ ンス学院	弥生町 1-38-3	(準)東放学園 3375-4141
10	専門学校東京工科 自動車大学校	中野 6-21-16	(準)小山学園 3360-8824
11	専門学校東京C P A 会計学院	中野 3-39-9	(準)高橋学園 3229-1937
12	専門学校東京テクニ カルカレッジ	東中野 4-2-3	(準)小山学園 3360-8881
13	専門学校日本ホテル スクール	東中野 3-15-14	(準)日本ホテル学院 3360-8231
14	東京愛犬専門学校	上高田 1-1-1	(準)東京愛犬学園 3366-2322
15	東京警察病院看護 専門学校	江古田 3-14-18	(一般財団法人)自警会 5318-3525
16	東京ブライダル専門 学校	東中野 3-17-11	(準)トラベルジャーナ ル学園 5386-1971
17	ホスピタリティ ツーリズム専門学校	東中野 3-18-11	(準)トラベルジャーナ ル学園 3367-8111
私立各種学校			
1	梅若能楽学院	東中野 2-6-14	個人立 3363-7748

※ (学) =学校法人 (準) =準学校法人